

筑波大学博士（言語学）学位請求論文

ベラルーシ共和国における  
言語状況及び言語政策に関する総合的研究

清沢 紫織

2017年度

## 論文目次

序章.....	1
0.1 研究の背景.....	1
0.2 先行研究の検討.....	2
0.3 研究課題.....	3
0.4 研究方法.....	4
0.5 本論文の構成.....	5
<b>第1章 ベラルーシにおける言語状況・言語政策の歴史.....</b>	<b>7</b>
1.1. スラヴ人の移住期.....	7
1.2. キエフ・ルーシ期.....	8
1.2.1. 正教の国教化による教会スラヴ語及びキリル文字の普及開始.....	8
1.2.2. 古ロシア語 (共通東スラヴ語) の多様性とキエフ・ルーシ期の書き言葉の状況.....	9
1.3. リトアニア大公国期.....	11
1.3.1. リトアニア大公国の成立とルテニア語の形成.....	11
1.3.2. ルテニア語の普及と発展.....	12
1.3.3. クレヴォ合同とルブリン合同によるポーランド語の影響の増大.....	14
1.4. 「共和国」期.....	16
1.4.1. キリスト教諸勢力による出版活動と教育活動の展開.....	16
1.4.2. 私設の活版印刷所の出版活動.....	20
1.4.3. ポーランド語の普及とルテニア語の衰退.....	21
1.4.4. ベラルーシとリトヴァ.....	22
1.5. 帝政ロシア期.....	23
1.5.1. 初期の逆説的なポーランド化.....	23
1.5.2. 第一次ポーランド蜂起とロシア化の開始.....	24
1.5.3. ベラルーシ語の事実上の使用制限.....	25
1.5.4. 第二次ポーランド蜂起とロシア化の強化.....	26
1.5.5. 作家及び言語学者によるベラルーシ語への関心の高まり.....	27
<b>第2章 ベラルーシ共和国の独立後の言語状況.....</b>	<b>29</b>
2.1. ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況.....	29
2.1.1. 国勢調査における民族と言語に関する調査データについて.....	29

2.1.2. 社会・経済・政治独立研究所 (IISEPS) による調査データについて.....	31
2.1.3. オルデンブルグ大学とベラルーシ国立大学による共同調査のデータについて.....	32
2.2. 国民全体の言語状況.....	33
2.2.1. 国勢調査にみる言語状況.....	33
2.2.2. 国勢調査と2つの民間調査データの比較.....	34
2.3. 都市・農村別の言語状況.....	36
2.3.1. 国勢調査にみる言語状況.....	36
2.3.2. 2つの民間調査データにみる混成語 (トラシャンカ) 使用の実態.....	39
2.4. 州別の言語状況.....	41
2.4.1. 国勢調査にみる言語状況.....	41
2.4.2. フロドナ州とポーランド人の言語状況.....	45
2.4.3. 国勢調査と IISEPS の調査データの比較にみる日常使用言語をめぐる状況.....	46
2.5. 民族別の言語状況.....	48
2.5.1. 国勢調査にみる言語状況.....	48
2.5.2. ベラルーシ語使用者のポーランド人.....	50
2.5.3. ベラルーシ人にとっての「母語」としてのベラルーシ語.....	51
2.6. 2つの民間調査データにみる世代別・社会ステータス別・学歴別の言語状況.....	53
2.6.1. 世代別の言語状況.....	53
2.6.2. 社会ステータス別の言語状況.....	54
2.6.3. 学歴別の言語状況.....	55
<b>第3章 地位計画：ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐる</b> .....	<b>58</b>
3.1. 旧ソ連諸国における民族語の法的地位と言語の地位計画.....	58
3.1.1. ベラルーシにおける逆行的言語シフトの停滞.....	58
3.1.2. 言語の地位計画とベラルーシの言語政策.....	59
3.2. ペレストロイカ期以前のベラルーシにおける言語の法的地位.....	60
3.2.1. ベラルーシ人民共和国によるベラルーシ語の国家語宣言.....	60
3.2.2. ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国憲法における言語の法的地位.....	60
3.3. ペレストロイカ期以降のベラルーシにおける言語の法的地位.....	64
3.3.1. 1990年言語法の採択：ベラルーシ語の国家語化.....	64
3.3.2. 1990年言語法の内容：ベラルーシ語とロシア語の法的地位.....	66
3.4. 独立後のベラルーシにおける言語の法的地位.....	70
3.4.1. 1990年言語法への批判.....	70

3.4.2. 1995 年の国民投票：ロシア語の国家語化.....	72
3.5. ベラルーシ語とロシア語の二言語体制の实態.....	73
3.5.1. 1998 年言語法にみる二言語体制.....	73
3.5.2. 2005 年以降の言語法.....	74
3.6. ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することの困難さ.....	74
<b>第 4 章 実体計画：現代ベラルーシ語標準語規範の分裂をめぐって.....</b>	<b>77</b>
4.1. 言語の標準語化と現代ベラルーシ語.....	77
4.1.1. ハウゲンによる言語の標準語化モデル.....	77
4.1.2. 現代ベラルーシ語の標準語化とその問題点.....	79
4.2. 現代ベラルーシ語の標準語化プロセス.....	82
4.2.1. 自発的発展の段階.....	82
4.2.1.1. ベラルーシ語による創作活動の萌芽と展開.....	82
4.2.1.2. ベラルーシ語に対する言語学的関心の高まりとカールスキーの功績.....	85
4.2.1.3. ベラルーシ語による出版活動とタラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』.....	88
4.2.2. 政策的発展の段階.....	92
4.2.2.1. ソヴィエト政権下でのベラルーシ化政策とベラルーシ語の標準語化事業.....	92
4.2.2.2. 学術用語の整備：『ベラルーシ語学術用語辞典』の編纂.....	93
4.2.2.3. 語彙の整備：『ロシア語・ベラルーシ語辞典』『ベラルーシ語・ロシア語辞典』の編纂.....	94
4.2.2.4. 正書法の整備：1926 年のベラルーシ語の正書法と文字の改革に関する学術会議.....	97
4.2.2.5. スターリン体制と言語学者の粛清：停滞に向かうベラルーシ語の標準語化プロセス.....	100
4.2.3. 分裂的発展の段階.....	101
4.2.3.1. 1933 年の BSSR 人民委員会議による正書法改革.....	101
4.2.3.2. 東西ベラルーシにおけるベラルーシ語標準語化プロセスの分裂.....	105
4.2.3.3. 第二次世界大戦後の BSSR における標準ベラルーシ語の発展.....	107
4.2.4. 競合的発展の段階.....	109
4.2.4.1. ソ連末期の社会変化とタラシケヴィチ規範の復興.....	109
4.2.4.2. 深まる 2 つのベラルーシ語規範の対立とナーシャ・ニヴァ紙訴訟.....	110
4.2.5. 強制的統合の段階.....	111
4.2.5.1. 新正書法の発布とタラシケヴィチ規範の禁止.....	111
4.2.5.2. タラシケヴィチ規範をめぐる現状.....	113
4.3. 公式規範とタラシケヴィチ規範の違い.....	114
4.3.1. 正書法の違い.....	115

4.3.1.1. アルファベット.....	115
4.3.1.2. 同化による子音の口蓋化.....	115
4.3.1.3. 長音化した口蓋化子音.....	115
4.3.1.4. 否定詞 <b>не</b> 及び前置詞 <b>без</b> .....	115
4.3.1.5. 借用語表記における正書法・正字法の違い.....	116
4.3.2. 音声的・音韻的な違い.....	117
4.3.2.1. 音韻的に同一の単語にみられるアクセント位置の違い.....	117
4.3.2.2. 借用語を中心にみられる付加音に関する違い.....	118
4.3.2.3. [j]の前での同化による子音の口蓋化.....	118
4.3.3. 文法的な違い.....	118
4.3.3.1. 名詞の文法上の性の違い.....	118
4.3.3.2. 語形変化における語尾の違い.....	118
4.3.3.3. 語幹における音交代の違い.....	121
4.3.4. 語彙的な違い.....	122
4.3.4.1. 語根が異なる同義語の語彙的バリエーション.....	122
4.3.4.2. 語形成のバリエーション.....	122
4.3.5. 統語的な違い.....	124
4.3.5.1. 語結合構造の違い.....	124
4.3.5.2. 述語表現の違い.....	125
4.3.5.3. 特定の慣用句表現.....	125
4.3.6. 文体的な違い.....	125
4.4. 2つの規範の対立が標準ベラルーシ語の普及に及ぼす影響.....	126
4.4.1. 多極性言語とシゾグロシアからみたベラルーシ語の標準語規範の分裂.....	126
4.4.2. タラシケヴィチ規範の存在感の大きさ.....	128
<b>第5章 普及計画：教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐって.....</b>	<b>130</b>
5.1. ベラルーシ共和国の言語教育政策.....	131
5.1.1. ベラルーシ共和国の教育制度について.....	131
5.1.2. 憲法にみるベラルーシ共和国の教育と言語.....	131
5.1.3. 言語教育における国民の権利と国家の義務.....	133
5.2. 言語法と統計資料にみるベラルーシ共和国の教育と言語.....	134
5.2.1. 就学前教育における状況.....	134
5.2.2. 普通中等教育における状況.....	138

5.2.3. 高等教育における状況.....	142
5.3. ベラルーシ語の世代間継承に関する若者世代の言語意識.....	146
5.3.1. アンケート調査の概要.....	146
5.3.2. 次世代へ期待する言語能力.....	147
5.3.3. 学校教育における教授言語の選択.....	147
5.3.4. 家庭言語の選択.....	148
5.4. 教育を通じたベラルーシ語普及の厳しい現状.....	149
<b>終章</b> .....	150
6.1. 各章の概要.....	150
6.1.1. 第1章「ベラルーシにおける言語状況・言語政策の歴史」.....	150
6.1.2. 第2章「ベラルーシ共和国の独立後の言語状況」.....	152
6.1.3. 第3章「地位計画：ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐって」.....	155
6.1.4. 第4章「実体計画：現代ベラルーシ語標準語規範の分裂をめぐって」.....	156
6.1.5. 第5章「普及計画：教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐって」.....	159
6.2. 国家主導の標準ベラルーシ語の普及の限界.....	160
6.3. 今後の課題と展望.....	163
<b>参考文献</b> .....	165
【日本語文献】.....	165
【英語文献】.....	166
【ロシア語文献】.....	168
【ベラルーシ語文献】.....	169
【法律文書・政策文書】.....	172
【統計資料】.....	174
【新聞記事、ニュース記事】.....	177
<b>資 料</b> .....	178
ベラルーシ共和国言語法 (翻訳).....	178
1933年正書法改革 (翻訳).....	198

## 図表目次

- 図 1 1999 年、2009 年国勢調査にみるベラルーシ国民全体の言語状況
- 図 2 1999 年、2009 年国勢調査にみるベラルーシ国民の言語状況/都市・農村別
- 図 3 都市部と農村部の人口動態
- 図 4 ベラルーシにおける都市部と農村部の言語状況の対比
- 図 5 ベラルーシ共和国における各州の位置関係
- 図 6 1999 年、2009 年国勢調査にみるベラルーシ国民の言語状況州別
- 図 7 1999 年、2009 年国勢調査にみるベラルーシ国民の言語状況/首都ミンスク
- 図 8 1999 年、2009 年国勢調査にみる民族別の言語状況
- 図 9 ベラルーシ人の「母語」意識の変化
- 図 10 2つのベラルーシ語版ウィキペディアの記事数の推移
  
- 表 1 キエフ・ルーシ期の書き言葉をめぐる言語状況に関する諸説
- 表 2 ベラルーシ国民全体の「母語」と日常使用言語
- 表 3 ベラルーシ共和国における居住地の分類
- 表 4 1999 年と 2009 年の都市部と農村部の人口比
- 表 5 都市部と農村部の人口動態
- 表 6 「母語」と日常使用言語/都市・農村別
- 表 7 フロドナ州の人口に占めるベラルーシ人とポーランド人の割合
- 表 8 「母語」、家庭言語でベラルーシ語をあげたフロドナ州住民
- 表 9 「母語」と日常使用言語州別
- 表 10 1999 年と 2009 年の民族構成
- 表 11 ベラルーシ人にとっての「母語」
- 表 12 ベラルーシ国民の世代別の「母語」と日常使用言語の状況
- 表 13 IISEPS の調査データにみる社会ステータス別の「母語」と日常使用言語の状況
- 表 14 学歴別の「母語」と日常使用言語の状況
- 表 15 BSSR 憲法における言語政策にかかわる内容
- 表 16 BSSR の教育分野の言語状況(1917-1930 年)
- 表 17 ソ連構成共和国の言語法
- 表 18 ウクライナの 1989 年言語法とベラルーシの 1990 年言語法の比較
- 表 19 1990 年言語法の各規定における国家語と民族間交流語の扱いのパターン
- 表 20 教授言語別にみた普通中等教育における生徒数の割合の推移 (1990-1995 年)
- 表 21 ベラルーシ語による出版物の発行点数の推移(1990-1995 年)

- 表 22 ベラルーシ語による出版物の発行部数の推移(1990-1995 年)
- 表 23 1998 年言語法の各規定における 2 つの国家語の扱いのパターン
- 表 24 ハウゲンによる言語の標準語化プロセスのモデル
- 表 25 ソ連時代より刊行されてきた現代ベラルーシ語の正書法・文法書・辞書・専門用語辞典
- 表 26 ベラルーシ語学術用語辞典(全 24 巻)
- 表 27 2 つのベラルーシ語版ウィキペディア
- 表 28 憲法における言語に関する条文内容
- 表 29 言語教育における国民の権利、国家の義務、教育従事者の義務
- 表 30 就学前教育における言語
- 表 31 保育言語別にみた就学前教育の施設数、学級数の推移
- 表 32 保育言語別にみた就学前教育の児童数の推移
- 表 33 普通中等教育における言語
- 表 34 教授言語別にみた普通中等教育における学校数の推移
- 表 35 教授言語別にみた普通中等教育における生徒数の推移
- 表 36 高等教育(及び専門技術教育・中等専門教育)における言語
- 表 37 教授言語別による高等教育機関(国立)の学生数の推移
- 表 38 教授言語別による高等教育機関(私立)の学生数の推移
- 表 39 国立の高等教育機関における教授言語(全 45 機関, 2014 年現在)
- 表 40 私立の高等教育機関における教授言語(全 9 機関, 2014 年現在)
- 表 41 ①自分の子供が必ず身につけていなければならないと思う言語
- 表 42 ②何語を教授言語とする学校で自分の子供を学ばせたいか
- 表 43 ③自分の子供とは何語で話そうと思うか



## 序章

### 0.1 研究の背景

どうしてベラルーシ語を「死んだ」言葉などと言うのか。(Чаму беларуская мова «мёртвая» мова?)

(Колас 1906=1976:303)

20世紀のベラルーシ文学を代表する作家ヤクブ・コーラス(Якуб Колас)がこう嘆いたのは、1906年のことだった。当時帝政ロシアの支配下にあったベラルーシは、その後ソヴィエト連邦の構成共和国としての時代を経て1991年に独立国家となり、ベラルーシ語は新たな独立国家の国家語(дзяржаўная мова/государственный язык)という地位を正式に与えられた。コーラスがベラルーシ語の現状を憂いてから百年余り経ち、ベラルーシ人とベラルーシ語を取り巻く社会状況は、様変わりした。その一方で、ベラルーシ語使用者の少なさ、人々のベラルーシ語への関心の低さ、ベラルーシ語の普及・振興に対する政府の消極的な態度は、ベラルーシの言語状況の特徴としてベラルーシ国内のみならず、今では国際的にも広く知られるところとなっている。

旧ソ連圏における言語問題は、多言語・多民族国家であったソ連の民族政策や文化政策のいわば根幹を成す問題の一つとして伝統的に研究者の関心を集めてきた。ペレストロイカ末期にソ連構成共和国が相次いで着手していった基幹民族語の政策的な保護と復興の動きは、こうした言語問題に構造的な変化をもたらし、それまでソ連時代を通じてあらゆる領域で優勢言語であったロシア語の社会的地位や機能の再定義を各共和国において促していった。旧ソ連圏内の多くの共和国は、1991年のソ連崩壊と独立以降、体制移行期における国家建設の過程で基幹民族語の社会的地位と機能を政策的に強化し、社会全体の脱ロシア語化と基幹民族語の普及を着実に進めている。

しかし、本論文の対象とするベラルーシ共和国の事例は、こうした旧ソ連構成共和国全体の脱ロシア語化の流れの中で、ソ連崩壊以降もロシア語の優位さが例外的に顕著であり、かつ基幹民族語であるベラルーシ語の復興及び普及が困難を抱えている事例として知られている(Pavlenko 2008: 60-61)。ベラルーシ語は、独立国家の公的言語という高い地位にありながら、現在、ユネスコによって存続の危機にある言語、すなわち危機言語の1つとして認定を受けるほどの状況にある<sup>1</sup>。

本論文は、このような背景を踏まえて、ベラルーシ共和国において基幹民族の民族語でありながら広く普及できずにいるベラルーシ語をめぐる諸問題について、主に言語政策という観点から総合的に検討・考察するものである。

<sup>1</sup> ベラルーシ語は、ユネスコが発行する危機言語地図の2010年版(最新版)において「脆弱な言語」(vulnerable language)という評価付けで危機言語の1つとして掲載されている。ユネスコによる危機言語地図は、現在までに1996年版(Wurme 1996)、2001年版(Wurme 2001)、2010年版(Moseley 2010)の合計3つの版が出版されているが、ベラルーシ語は2001年版ではじめて「潜在的に消滅の危機に瀕している言語」(potentially endangered language)として危機言語の一つとして掲載された(詳しくは清沢 2012:72-75を参照)。

## 0.2 先行研究の検討

ベラルーシの言語状況・言語政策の問題は、これまで先行研究においてはとりわけソ連圏全体の言語問題と民族政策との関連や、ベラルーシ人の民族アイデンティティの形成、ベラルーシ・ナショナリズムとの関連から学術的関心を集めてきた。ソ連圏全体の言語問題と民族政策の問題からベラルーシの事例に触れた主要な研究としては、ナハイロ、スヴォボダ(1992)、塩川(2004)、マーチン(2011)などがある。また、ベラルーシ人の民族アイデンティティの形成やベラルーシ・ナショナリズムとの関わりからベラルーシの言語状況・言語政策の問題を論じた研究としては Zaprudnik(1993)、Мечковская(1994)、Goujon(1999)、Ioffe(2003a, b)、服部(2004b)などがあげられる。これらの研究は、旧ソ連圏という広い文脈でみたベラルーシの言語状況と言語政策の特性や、民族アイデンティティが比較的弱いとされるベラルーシ人のナショナリズムとベラルーシ語の関係を考える上で大いに役に立つものである。しかしながら、ソ連崩壊と各構成共和国の独立を経た現在に至るまで、ベラルーシ社会においてなぜベラルーシ語が広範な普及を達成し得ていないのかという問題の本質については、十分な説明がなされているとは言い難い。

現在なぜベラルーシ語が危機言語の一つとまで認定される状況にあるのか。この問いに対して答えることは容易ではない。問題の複雑さは、ベラルーシ語のおかれている社会言語学的状況を、危機言語一般をめぐる議論の中で改めて捉え直すことでより鮮明となる。クリスタル(2000=2004)は、世界の危機言語の問題に関して、言語復興のための具体的な方策を含めて包括的に論じ、危機言語再生のために達成されるべき理論的課題として以下の6つの点を指摘している(クリスタル 2000=2004:181-197)。

- ① 優位な共同体社会内で当該危機言語の話者の地位が向上すること
- ② 優位な共同体との比較において当該危機言語の話者が富裕になること
- ③ 優位な共同体からみて当該危機言語の話者が法的に力を増すこと
- ④ 当該危機言語の話者が教育制度の中で強い存在感をもつこと
- ⑤ 当該危機言語の話者が自分たちの言語を書き記すことが可能になること
- ⑥ 当該危機言語の話者が電子技術を利用できるようになること

クリスタル(2000=2004:197-199)は、これらの6つの課題は一例に過ぎないものであると認めつつも、これらと同様の主題は、様々な研究者がこれまで提唱してきた危機言語の復興のための諸課題において繰り返し言及されていることを指摘している。ここでクリスタルのあげた6つの課題について、それぞれベラルーシ語をめぐる事例との関連を考えてみたい。

まず、①及び②の課題は、当該危機言語が政治・社会的な存在感を高め、その発展のための財政的な基盤を築くための課題である。仮にベラルーシ語の潜在的な話者集団をベラルーシ人とするな

らば、ベラルーシ人はベラルーシ共和国という独立国家において人口の8割以上を占める基幹民族であることから、その言語の政治・社会的な認知度と発展のための財政的な基盤は国家という後ろ盾を伴っており、①と②の課題に関する問題は、すでに解消されているとみるのが妥当である。

③の課題は、当該危機言語の地位を法的に強化し話者の言語権を保障するための課題である。そして、④の課題は、当該危機言語が教育制度を通じて普及するための課題である。これらの課題に関していえば、ベラルーシ語は、現在ベラルーシ共和国の国家語という高い法的地位を憲法によって付与されており、話者が国内の公的領域でベラルーシ語を使う権利は少なくとも法律上は保障されている。また、その国家語という法的地位とも関連して、現在、ベラルーシ語はベラルーシ国内の学校教育において学習対象言語として必修化され、かつ就学前教育から高等教育に至るまでの各教育段階で教授言語としても使用されている。故に、この③及び④の課題も達成されているとみなすことができる。

⑤の課題はベラルーシ語が社会でより広範なコミュニケーションを媒介する機能を担えるよう書き言葉として発展するための課題であり、⑥の課題は書き言葉として確立されたベラルーシ語がより広範に普及するための課題と言い換えられる。これらの課題との関わりからベラルーシ語の事例について考えてみると、ベラルーシ語は、20世紀初頭から活発化した出版活動、さらにソヴィエト政権下での政策的な標準語化の中で正書法、規範文法、専門語彙等の整備をすすめ、現在では現代的な標準語として書き言葉の伝統を確立している。そして、書き言葉として確立されているベラルーシ語は、既にインターネット上での個人及び組織の情報発信、相互コミュニケーションで幅広く利用されている状況にある。よって⑤及び⑥の課題も既に解決済みであるといつてよい。

このようにベラルーシ語が社会へ広く普及・拡大する上での主要な理論的課題は、一見すると既に達成されているものとして説明することが可能である。しかし、それにも関わらずベラルーシ国内では、ベラルーシ語の使用が未だ社会全体に十分に普及し得ていないという逆説的な現状に直面しており、ベラルーシ語をめぐる言語問題は容易には説明し難い複雑な様相を呈している。こうしたベラルーシの言語問題の複雑な実態を正確に捉えるためには、ここにあげた課題を1つ1つ論理的かつ実証的に検討・究明することが、不可欠なのである。

### 0.3 研究課題

言語政策が対象とする言語状況への政治的介入の領域については、Cooper (1989:31-34)によって提示された地位計画(Status planning)、実体計画(Corpus planning)、普及計画(Acquisition planning)という3つの区分が、今日広く知られている。地位計画は特定の言語への法的地位の付与等を通じてその言語の社会的な機能(function)を調整する政策領域であり、実体計画は特定の言語の正書法、規範文法、専門語彙等の整備によって当該言語の形式(form)を調整する政策領域である。この2つの政策領域の区分は、Kloss (1969:81)によって初めて導入され、長らく言語政策研究の議論の中心を担ってきた。

言語政策が多くの場合、特定の言語の社会への普及を目指して実施されており、また言語使用者の増加が地位計画と実体計画に大きく影響するという事実に基づき、地位計画と実体計画という2つの区分に、教育制度等を通じた特定の言語の普及(language spread)に関する政策領域である普及計画をさらに加えて言語政策の領域を3つの区分へと拡張したのが、Cooper (1989:33)である。今日では、この3つの領域は、言語政策の基本的な研究対象として広く認められている(三好 2003:353 等)。

これらの言語政策の3つの領域は、先に示した危機言語復興のための課題のうち、特に言語状況そのものへの積極的な介入と関わる課題③④⑤と直接に関わっており、ベラルーシの言語問題の実態を明らかとする上で最も重要な研究対象であるといえる。先行研究の中には、地位計画に関わる問題、実体計画に関わる問題、普及計画に関わる問題に個別に言及したものがみられるものの、これらの3つ領域すべてを対象として総合的かつ詳細に検討した本格的な研究は、管見の限り、存在しない。

以上を踏まえ、本論文では、今日のベラルーシ共和国において基幹民族語であるベラルーシ語がなぜ社会へ十分に浸透・普及していかないのかという点を問題意識の中心に据えて、同国における言語状況及び言語政策の実状について、まずベラルーシ語の使用状況に係る通時的、共時的な側面から、さらには地位計画、実体計画、普及計画という言語政策的な観点から総合的に検討・考察する。具体的に検討する課題は、以下の5つである。

- a) **言語状況の通時的な実態**：ベラルーシ地域における言語状況及び言語政策は、どのような歴史の変遷を経て今日の状況に至ったのか。
- b) **言語状況の共時的な実態**：現代ベラルーシにおいてベラルーシ語は、個人と社会の両側面においてどの程度普及しているのか。
- c) **地位計画に関わる問題**：ベラルーシにおける言語の法的地位はいかなる言語に、どのような形で付与され、どのような意義をもっているのか。また、ベラルーシ語に付与されている国家語という法的地位は、なぜ今日ベラルーシ語の実質的な普及と結びついていないのか。
- d) **実体計画に関わる問題**：現代ベラルーシ語はどのようにして標準化を達成していったのか。また、標準化のプロセスで生じた、標準ベラルーシ語規範の分裂の問題がベラルーシ語の普及にどのような影響を及ぼしているのか。
- e) **普及計画に関わる問題**：現代ベラルーシの言語教育における国民の権利と国家の義務はどのように定められており、各教育段階での実際の言語使用はどのような状況にあるのか。また、ベラルーシ語の世代間継承について人々はどのような言語意識を持っているのか。

## 0.4 研究方法

上記の検討課題のうち a) **言語状況の通時的な実態**については、主にベラルーシ史及びベラルー

シ語史に関する一次・二次文献に基づいて史実の整理と考察を行う。b)言語状況の共時的な実態については、国勢調査及び民間調査機関等の社会調査に関する統計資料に基づいてまとめ、検討・分析する。a)とb)の課題を考察する作業を通じてc)～e)の問題の議論のための基盤を形成する。

c) 地位計画に関わる問題については、憲法及び言語法の詳細な分析に基づいてベラルーシにおける言語の法的地位の変遷と現状について検討・考察を行う。d) 実体計画に関わる問題については、ベラルーシ語史に関する一次・二次文献の整理と正書法原典の詳細な分析に基づいて現代ベラルーシ語の標準化の過程を明らかにし、論じる。e) 普及計画に関わる問題については、憲法及び言語法から言語教育政策の特徴を整理し、統計資料を用いて教育分野における教授言語をめぐる状況をまとめる。さらにアンケート調査の分析を通じて、教育や家庭を通じたベラルーシ語の世代間継承への人々の意識を明らかにする。

## 0.5 本論文の構成

まず、序章では、本研究の背景を説明し先行研究について検討する。さらにそれを踏まえた上で、本論文の具体的な研究課題とその研究方法を提示する。

第1章「ベラルーシにおける言語状況・言語政策の歴史」では、ベラルーシ地域における言語状況及び言語政策の歴史的展開を、同地域の政治支配史を主軸にまとめ、政治支配状況の変遷が言語状況にどのように影響したのかを中心に論じる。特に本章では、第3章以降で「地位計画」「実体計画」「普及計画」の3点から詳細に検討する20世紀以降の言語状況及び言語政策の議論の基礎として、19世紀末までのベラルーシ地域の言語政策・言語状況について概観する。具体的には、スラヴ人の移住期、キエフ・ルーシ期、リトアニア大公国期、「共和国」期、帝政ロシア期という時代区分ごとに各時期の状況について検討していく。

第2章「ベラルーシ共和国の独立後の言語状況」では、統計資料に基づき、現代ベラルーシ社会におけるベラルーシ語の普及の実態を国民と社会の両側面から明らかにする。具体的には、国勢調査と民間の社会調査から言語状況に関する統計データを取り上げ、ベラルーシ国民の「母語」(родная мова/ родной язык)<sup>2</sup>と日常使用言語の状況を、国民全体、都市・農村別、州別、民族別、世代別、社会ステータス別、学歴別に整理・検討する。

第3章「地位計画：ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐって」では、ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐる問題を中心に論じる。具体的には、ベラルーシにおける言語の法的地位がどのように規定され、その意義付けがどのように変遷してきたのかを、ソ連時代

---

<sup>2</sup> 本論文では、「母語」という用語をベラルーシ語の родная мова 及びロシア語の родной язык の訳語として用い、第一言語とは区別するために括弧付きの「母語」と表記する。これは、ソ連時代の国勢調査、及び独立後のベラルーシの国勢調査における родная мова 及び родной язык が、調査の回答者であった国民にとって、幼少期より家庭で身につけた言語という第一言語の意味ではなく、自身の民族的属性に結びつけて解釈される傾向が強かったことを踏まえた区別である。詳しくは、本論文の2.1.1.、及び清沢(2012:76-77)を参照。

から現在に至るまでの憲法及び言語法などの法律文書の分析を中心に論じていく。1991年のベラルーシ共和国の独立以降の状況については、特にロシア語の国家語化をめぐる議論を詳細に検討すると共に、同国においてベラルーシ語を法的に保護することの本質的な困難さについても考察を行う。

**第4章「実体計画：現代ベラルーシ語標準語規範の分裂をめぐって」**では、現代ベラルーシ語に見られる標準語規範の分裂をめぐる問題を中心に論じる。具体的には、今日のベラルーシ社会に生じている現代ベラルーシ語の標準語規範の公式規範とタラシケヴィチ規範への分裂という状況がベラルーシ語の標準語化プロセスの中でいかにして生じ、それがどのようにして対立関係に陥ってきたのかを次の5つの段階に整理して論じる。すなわち、標準ベラルーシ語規範の、1)自発的発展の段階、2)政策的発展の段階、3)分裂的発展の段階、4)競合的発展の段階、5)強制的統合の段階、の5段階である。さらに、標準語規範の分裂の実態について、これまでの研究において指摘されてきた2つの規範の具体的な差異を正書法、音声・音韻、文法、語彙、統語、文体の観点から比較対照が可能な形で明示的に整理する。その上で、標準語規範の分裂と対立という状況が現代ベラルーシの言語状況、とりわけ標準ベラルーシ語の普及においてどのような問題を生み出しているのかについて考察する。

**第5章「普及計画：教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐって」**では、普及計画に関わる問題として、教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐる問題を中心に論じる。具体的には、現代ベラルーシの言語教育の実態について、憲法及び言語法からその制度的特徴を整理し、さらに統計資料から各教育段階での実際の言語使用状況を明らかにする。また独自に実施したアンケート調査の分析に基づいて、教育や家庭を通じたベラルーシ語の世代間継承への人々の意識についても考察を行う。

最後に、**終章**では、各章での議論をまとめ、それらを踏まえて序章で設定した5つの研究課題を総括する。その上で、ベラルーシにおけるベラルーシ語普及にかかる言語政策の限界及び今後の課題と展望について論じる。

## 第1章 ベラルーシにおける言語状況・言語政策の歴史

本章では、ベラルーシ地域における言語状況及び言語政策の歴史的展開を、同地域の政治支配史を主軸にまとめ、政治支配状況の変遷が言語状況にどのように影響したのかを中心として論じる。特に本章では、第3章以降で「地位計画」「実体計画」「普及計画」の3点から詳細に検討する20世紀以降の言語状況及び言語政策の議論の基礎として、19世紀末までのベラルーシ地域の言語政策・言語状況について概観する。具体的には、スラヴ人の移住期、キエフ・ルーシ期、リトアニア大公国期、「共和国」期、帝政ロシア期という時代区分ごとに各時期の状況について検討していく。

### 1.1. スラヴ人の移住期

現在までの言語学的研究からスラヴ人は、6～7世紀頃まで言語的統一を保っていたとされている。中世以前のスラヴ人が文字を持たなかったことから、スラヴ人の故地、及び彼らの移動と分散の正確な過程は明らかとされていないものの、考古学と言語学における現在までの研究成果を踏まえる限りでは、6世紀前後のスラヴ人の居住地域は、カルパティア山脈を南限とし、その北と東西に広がる広大な地域であったと推測されている。こうしたスラヴ人が、ゴート人、フン人、アヴァール人などの民族移動を契機に、南、東、西へと徐々に移住していくことになるが、これが今日の南スラヴ人、東スラヴ人、西スラヴ人の起源であるとされている。

現代のベラルーシの領域にスラヴ人が移り住むようになったのは、6～8世紀のことであったと考えられており、それ以前の紀元前3000～2000年頃から4～5世紀頃までの間は現代ベラルーシの領域はほぼ全域にわたりバルト系の住民によって占められていた(Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 15, 17)。ベラルーシ地域へ移住してきたスラヴ人はいわゆる東スラヴ人であり、彼らの移住は8～9世紀頃から本格化し、ベラルーシの南東部のドニャプロ川(Дняпро)<sup>4</sup>右岸とビャレジナ川(Бярэзіна)流域から徐々に北部の沿ジヴィナ(Дзвьіна)<sup>5</sup>地方と東部の沿ドニャプロ地方へと広がっていき、10世紀には西部の沿ネマン(Неман)地方へと及んでいった。先住のバルト系住民の大部分は東スラヴ人の北上に伴い同化あるいは滅亡の運命を辿ったが、一部は北西部のバルト海沿岸地域へと追われ、後にラトヴィア人、リトアニア人といった民族共同体を形成した。一部のバルト系住民は、そのままベラルーシの領域に留まったものの、12～13世紀頃までには同化されていった。

9世紀末までには現ベラルーシの領域の北東部にはクリヴィチ族(крывічы)、中部にドリハヴィチ族(дрыгавічы)、南東部にラジミチ族(радзімічы)という『原初年代記』に記されている東スラヴ系諸部族のうちの3部族が割拠するようになった<sup>6</sup>。これらの3部族は基本的に東スラヴ語に分類するこ

<sup>3</sup> 本節の内容は特に明記しない限り、伊東(1998)、Новик, Е., Качалов, Новик, Н. (2012: 13-22)に基づく。

<sup>4</sup> 日本では、しばしばロシア語名のドニエプル川(Днепр)として知られる。

<sup>5</sup> 日本では、しばしばラトヴィア語名のダウガヴァ川(Daugava)として知られる。

<sup>6</sup> ドリハヴィチ族は日本においては、ロシア語表記にならいドレゴヴィチ族(дреговичи)と呼ばれることが多い(國本・山口・中条 1987 など)。

とのできる言語変種を話していたと考えられており、北西部ではバルト系の住民によってヤトヴィンギア語<sup>7</sup>等のバルト系言語が話されていたとされている(Коряков 2002:15)<sup>8</sup>。

## 1.2. キエフ・ルーシ期

### 1.2.1. 正教の国教化による教会スラヴ語及びキリル文字の普及開始

東スラヴ地域では9世紀半ばまでに、農業や畜産、産業や交易の発展と共にドニャプロ川、ヴォルガ川といったバルト海と黒海、カスピ海をつなぐ遠距離河川商業路の流域に東スラヴ人諸部族によるいくつもの都市国家が生じた。これらの部族は、それぞれに共通の言語、習慣、信仰、商業活動を通じて緩やかな繋がりを保ち共同体を形成していたが、やがて部族間の抗争や統合の中で北のノヴゴロドと南のキエフが勢力を増大させ、政治と経済の両面で際立つようになった。882年、北のノヴゴロドで権力を握っていたリューリク族のオレーグがキエフに南下侵攻し、キエフを治めていたアスコリドとジル(兄弟の公)を倒して都市国家キエフの支配者となった。これを機に、北のノヴゴロドと南のキエフは名目上単一なリューリク朝君主の共通の支配下に入り、キエフ市を国家の首都とするキエフ・ルーシ(Кіеўская Русь/ Киевская Русь)が成立し、10世紀末頃までにはキエフ・ルーシは東スラヴ人の領域の大部分を統合した<sup>10</sup>。

980年にキエフ大公の地位についたウラジーミル大公(Уладзімір Святаславіч)が988年にキリスト教(正教)を国教として正式に受容すると、正教の教義と共にもたらされた書物を通じて東スラヴ地域一帯へ教会スラヴ語及びキリル文字が普及していくことになった(Коряков 2002:15)。こうして正教の受容とともにキエフ・ルーシには書きことばの伝統が生まれ、多くの文献資料がこの時代より残されるようになった。

キエフ・ルーシにおいて成立した文献資料の言語は、しばしば「古ロシア語」(древнерусский язык)<sup>11</sup>

<sup>7</sup> 印欧語族、バルト語派の中の西バルト語に属し、古プロシア語に近くその一方言とされることもあるが、しばしば独立した言語とも言われる。リトアニア語では jotvingių kalba、ロシア語では ятвяжский язык、ポーランド語では język jadrzyński、英語では Yatvingian (村田 1992:557)。

<sup>8</sup> なお、ここにあげたクリヴィチ、ドリハヴィチ、ラジミチの3部族は伝統的に民族的ベラルーシ人の祖にあたると考えられてきた。これは、クリヴィチ・ドリハヴィチ・ラジミチ説(Крывічка-дрыгавіцка-радзіміцкая канцэпцыя)と呼ばれ、ベラルーシ研究の創始者であるカールスキー(Я.Ф.Карскі)、歴史学者のピチュエタ(У.І.Пічэта)、民俗学者のフリンブラト(М.Я.Грынблат)、歴史・民俗学者のドナル=ザボリスキー(М.В.Доўнар-Запольскі)など多くの研究者によって支持されてきた。概説書等でもこの説を通説としてとりあげるものが多く、日本においては、服部(2004a:6)がこの説をベラルーシ人の起源として紹介している。しかし現在では、クリヴィチ、ドリハヴィチ、ラジミチの3部族はいずれも12世紀の半ばには消滅していたこと、及びその時点で民族としてのベラルーシ人は形成に至っていなかったという事実が指摘されており、1990年代以降はベラルーシ人の起源についての新たな説がベラルーシ民俗学者のミハイル・ピリペンカ(Міхайіл Фёдаравіч Піліпенка)らによって提唱されている(Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 18, 20-21)。

<sup>9</sup> 本節の内容は特に明記しない限り田中(2004)、中井(1998)に基づく。

<sup>10</sup> ただし、現ベラルーシのポラツクを中心にクリヴィチ族によって形成されたポラツク公国は、東スラヴ地域においてもキエフ・ルーシに政治的従属することのなかった独立した都市国家として知られている。この事実を根拠に、現在、一部のベラルーシ人歴史研究者の間でキエフ・ルーシには東スラヴ諸民族の共通の書き言葉は存在しなかったという主張がなされている(Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 33)。

<sup>11</sup> これ以下、本節内での古ロシア語に関する記述は特に明記しない限り佐藤(2012: 23-31)に基づく。



と呼ばれ、これを当時の東スラヴ諸族と周辺の諸部族の共通語とみなすことはロシア語史の専門家を中心として広く慣行とされている(佐藤 2012 : 23)。すなわち「古ロシア語」とは専らロシア人の言語のみを指すのではなく、現在のベラルーシ人やウクライナ人の祖先を含む東スラヴ人にとって共通の書記言語を言う。このため、「古ロシア語」を東スラヴ諸族の共通語を指す術語として用いることについては、ベラルーシの専門家の間では、批判的な立場をとる者も少なくない。例えば、ベラルーシ人言語学者のフョードル・ヤンコウスキー(Фёдар Міхайлавіч Янкоўскі)は、ロシア人、ベラルーシ人、ウクライナ人の三民族に共通の言語であるならば、「古ロシア語」ではなく「共通東スラヴ語」(агульнаўсходнеславянская мова/ общевосточнославянский язык)とするのが合理的だろうと指摘している(Янкоўскі1989: 11)。

### 1.2.2. 古ロシア語 (共通東スラヴ語) の多様性とキエフ・ルーシ期の書き言葉の状況

言語としての古ロシア語(共通東スラヴ語)の実態は、個々の言語資料の性質と内容によってかなり大きな差異を含むものであることが知られている。具体的には、キエフ・ルーシ期の文献資料に使用された言語は、教会スラヴ語の特徴と東スラヴ語の特徴の混合の様相を呈しており、その程度は文献により様々に異なっている。ロシア語史研究の領域においては、この文献ごとに異なる教会スラヴ語的要素と東スラヴ語的要素の関係やその現れ方の解釈を標準ロシア語形成の過程とどのように結びつけて解釈すべきであるかについて様々な説が提示され、実に 100 年近い議論が現在に至るまで続けられている。また、こうした標準ロシア語形成の過程と合わせて、キエフ・ルーシ期の書き言葉の言語的実態や成立背景、その使い分けの状況についても様々な説が提示されてきた。以下に佐藤(2012:26-31)に基づき、キエフ・ルーシ期の書き言葉を中心とした言語状況に関して、最初期のシャフマトフの説から現在定説として広く普及しているウスペンスキーの説に至るまで主要な学説をまとめる(表 1 を参照)。

表 1 キエフ・ルーシ期の書き言葉をめぐる言語状況に関する諸説<sup>12</sup>

<p style="text-align: center;"><b>シャフマトフ (Алексей Шахматов) の説</b></p> <p>ロシア標準語の歴史は古教会スラヴ語のロシア化(русификация)の歴史であり、キエフ時代の言語の実態は書き言葉としての教会スラヴ語と話し言葉としての東スラヴ民衆語の二言語併用(двуязычие, bilingualism)であった。</p>
<p style="text-align: center;"><b>オブノルスキー (Сергей Обнорский) の説</b></p> <p>キエフ・ルーシの書き言葉は東スラヴ人の口語を基盤としてキリスト教受容以前に既に自生・発達を遂げていたものであり、古教会スラヴ語の影響はその後に加わった二次的なものであった。(ロシア標準語の自生説)</p>
<p style="text-align: center;"><b>ヤクビンスキー (Лев Якубинский) の説</b></p> <p>10 世紀から 11 世紀にかけては、古教会スラヴ語の影響著しい言語が標準語の位置にあったが、11 世紀後半の社会変動を経て 12 世紀の初めにヴラジーミル・モノマフが大公位について以後は、東スラヴの特徴の強い書き言葉が標準語となった。(キエフ・ルーシの発展の過程で 2 つの標準語が交替したとする説)</p>
<p style="text-align: center;"><b>ヴィノグラドフ (Виктор Виноградов) の説</b></p> <p>キエフ・ルーシの標準語(древнерусский литературный язык)には書物用教会スラヴ語のタイプ(книжнославянский тип)と</p>

<sup>12</sup> 佐藤(2012:26-31)に基づき、筆者が独自に作成した。

民衆の標準語タイプ(народно-литературный тип)の2つがあり、標準語形成の最初の段階から、書き物の性質・内容、そのジャンルなどに応じて使い分けられてきた。(一つの標準語内に色々な文体の相違を認める立場)
<b>トルストイ(Никита И Толстой) の説</b>
古教会スラヴ語と同義の「古スラヴ語」(старославянский язык)とは別に、南と東の正教徒スラヴ諸族が「その模範に従い自分の言語の特徴を様々な程度で持ち込みながら用いた標準語」の意味であらたに「古期スラヴ語」(древнеславянский язык)という術語を導入し、これがカトリック社会におけるラテン語やイスラム社会におけるコーランのアラビア語のように、各地の正教徒スラヴ人の宗教・文化・社会を代表する標準語となったのであり、後にロシア語に発展するキエフ・ルーシの東スラヴ人の標準語もこの範疇に入るとする説。すなわち、キエフ・ルーシの標準語としての古ロシア語とはロシア教会スラヴ語のことであり、これがブルガリア教会スラヴ語やセルビア教会スラヴ語も同様にそれぞれの国家や社会を代表する当時の「標準語」であったとする。
<b>メシチェルスキー(Никита Мершертский) の説</b>
東スラヴ民衆語の基底は認めるものの、それからの自然発生的な標準語の形成はあり得ないものとし、キエフ・ルーシでも各地のスラヴ人社会と同様に教会スラヴ語に基づく「古期スラヴ標準文語」(древнеславянский литературно-письменный язык)との出会いこそが標準語の形成に導いた要因であるとする。
<b>ウスペンスキー(Борис А. Успенский) の説<sup>13</sup></b>
キエフ・ルーシにおける二つの言語の関係は社会言語学でいうダイグロシヤ(диглоссия, diglossia)と呼ぶべき状況にあったのであり、同一の話し手による独立対等の二言語ないし複数言語の並行使用を意味する bilingualism(二言語併用)ないし multilingualism(多言語併用)と区別すべきとする説。ファーガソンが提唱・導入したダイグロシヤの概念では、二つの言語変種のうち一方を標準語として高位のあらたまった交際場面に用い、他方を低位の私的な交際場面に用いる確立した社会習慣、同一言語体系内で相補的機能を果たす2つの言語変種の間を指すものとしたが、ウスペンスキーはこのダイグロシヤの概念を言語変種のみ限定せず、さらに個々の音声や語彙、語句表現の上で交替可能な相補的変種の使用にまで拡大して、キエフ・ルーシの標準語における教会スラヴ語的要素と東スラヴ民衆語的要素の相補使用をここに含めた。

以上のように、キエフ・ルーシ期の文献に用いられた言語は、東スラヴ語の標準語史上「古ロシア語」という1つの術語で呼ぶことが慣例化しているものの、ここにあげた長い論争の一端を見る限りにおいても、言語の実態としては、様々な解釈や説明無しには一つの概念として理解することが困難であるほどに文献ごとに多様な様相を呈していた<sup>14</sup>。

また、ここでは主に教会スラヴ語的な要素と東スラヴ語的な要素の関係の解釈に注目したが、Коряков(2002:15)が指摘するように、当時のキエフ・ルーシでは漸次的な分権化と公国領の発生が進んでいたため、それぞれの地域における筆記文書には著しい地域的な特徴も見られることが知られている。すなわち、「古ロシア語」における東スラヴ語的な要素自体も当然ながら地域差が見られ、キエフ・ルーシの西部地域(すなわち後のベラルーシ地域)に残された文献資料の中には現代のベラルーシ語に通ずる独自の言語的特徴が見られるものが存在する。中でも重要なものは、キエフ・ルーシ末期、1229年の『スモレンスクのムスチスラフ・ダヴィドヴィチ公によるリガ及びゴットランドとの間の契約文書』(Даговорная грамота смаленскага князя Мсціслава Давыдавіча з Рыгай і Гоцкім берагам)であり、この文書はベラルーシ語の諸特徴を明確に示す現存する最古の文献として知られている(Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 147)。

12世紀頃よりキエフ・ルーシは、徐々に遊牧民との戦いや諸公の内紛による戦乱によって国力を

<sup>13</sup> 現在最も支持を得ている説であり、教科書類もこの説に従うのが通例とされている(佐藤 2012:31)。

<sup>14</sup> 勿論、こうした文献ごとの差の背景には、佐藤(2012:23)も言及しているように、一口にキエフ時代の文献資料と言っても、その内容は福音書や祈禱書をはじめとする教会文書から、年代記などの歴史文書、さらには事務行政文書や文学的テキストなど多岐にわたり、そうしたジャンルの違いが言語の性格や特徴に影響したことは念頭におく必要がある。

衰退させていき、いくつかの公国が割拠する構図となった。現代ベラルーシの領域もいくつかの公国の領土に含まれたが、その中でも現ベラルーシの北東部のポラツクを中心にクリヴィチ族によって形成されたポラツク公国(Полацкае княства)、及び南部でドリハヴィチ族によって形成されたトゥーロフ公国(Тураўскае княства)という2大公国が強大化した(服部 2004a: 6-9)。国力衰退が著しかったキエフ・ルーシの地は、13世紀に入り、テムジンに率いられ勢力を急速に拡大していたモンゴル軍の侵攻を受けて国家的な一体性を失い、以後小公国への分裂の傾向をさらに強め、タタール、リトアニア、ポーランドなどの周辺勢力との抗争に中におかれていった。こうしたキエフ・ルーシの衰退と小公国への領土分断と分権化は、方言差の拡大と、それぞれの地域での文語伝統の形成を促すことになった(三谷 2011: 64)。

### 1.3. リトアニア大公国期<sup>15</sup>

#### 1.3.1. リトアニア大公国の成立とルテニア語の形成

13世紀に入ると、東スラヴ地域には新たに2つの勢力拠点が台頭することになる。一つはモスクワで、ここを中心地として形成されたモスクワ大公国は、ルーシの地(東スラヴ人地域)の東部地域統一の拠点となった。もう一つは現在のベラルーシ地域及びリトアニア地域の拠点として台頭したナヴァフルダク(Навагрудак)及びヴィリニウスであり、この地を中心に形成されたリトアニア大公国(Вялікае Княства Літоўскае)はルーシの地の西部地域統一の拠点となった。

13世紀前半にジェマイティア公国やアウクシュタイティア公国といったリトアニア系の公国を統一したリトアニア人のミンドウグ公(Міндоўг)<sup>16</sup>は、1249年に西ウクライナと西ベラルーシの地を治めていたハーリチ・ヴァルイニ公国(Галіцка-Валынскае княства)との戦いに勝利すると、現在のベラルーシの西部から北部地域一帯を支配下においた。勢力を強大化したミンドウグ公は、1253年にナヴァフルダク<sup>17</sup>でリトアニア王として戴冠し、リトアニア大公国が成立した。リトアニア大公国は、成立当初ナヴァフルダクを首都としたが、やがて対外的な脅威を背景に後のヘジミン公(Гедзімін)<sup>18</sup>治世の1323年にヴィリニウスへと遷都した。この頃からほどなくして現在のベラルーシの領域は、全てリトアニア大公国の版図へと組み込まれていった。15世紀中頃までには、さらに現在のウクライナの中部及び北部、ロシアの一部(スモレンスク、ブリャンスク等)もその版図に組み込まれ、リトアニア大公国は中世屈指の大国となった。

こうして13世紀半ばに創建され、その後勢力を大きく拡張したリトアニア大公国は、その建国初期はミンドウグ公をはじめとするリトアニア語話者の支配層によって統治されていたと推定されて

<sup>15</sup> 本節の内容は特に明記しない限り、Новик, Е., Качалов, Новик, Н. (2012: 59-105), 井内(1998), Жураўскі, Прыгодзіч (1994: 147-149)に基づく。

<sup>16</sup> リトアニア語表記に基づくミндаウガス(Mindaugas)。

<sup>17</sup> 現在のベラルーシ、フロドナ州の都市。

<sup>18</sup> リトアニア語表記に基づくゲディミナス(Gediminas)。

いる。しかし、王家間の婚姻や征服を手段とした領土拡張による国家の拡大の過程で、次第に住民の多数を東スラヴ系のルテニア人（ベラルーシ人やウクライナ人の祖先となる東スラヴ系の住民）<sup>19</sup>が占めるようになり、国内の支配層の間でもルテニア人の文化が優勢となっていった（服部 2004a:12）<sup>20</sup>。また、14世紀の中頃から、法令や裁判などの行政文書においてもルテニア人の用いた文語である東スラヴ系のルテニア語が使用されるようになっていった。このルテニア語は、明らかにベラルーシ語とウクライナ語の初期の形と見なし得る言語であることから、ベラルーシ語史においては伝統的に古標準ベラルーシ語（старабеларуская літаратурная мова）と呼ばれ、ウクライナ語史においては古標準ウクライナ語（староукраїнська літературна мова）と呼ばれている（Мозер 2002: 223）<sup>21</sup>。

リトアニア大公国の初期の書き言葉では、それまでの時代の古ロシア語（共通東スラヴ語）に一般的な文法規範や語彙使用が概ね遵守されていたが、次第に正書法や文法的特徴などに地域的な差異が顕著なルテニア語の使用が普及していった。ベラルーシ地域においても、15世紀中頃以降の文献資料において用いられるルテニア語には、正書法や文法的特徴、語彙的特徴に地域的特徴（ベラルーシ独自の特徴）が顕著となっていった。さらに時代が進むと、次第にルテニア語そのものの正書法や文法などの地域差が自然に統合へと向かい、16世紀半ばのジギモント2世アウグスト（Жыгімонт II Аўгуст）<sup>22</sup>治世の頃にはこうした地域的な変種は概ね見られなくなった<sup>23</sup>。この頃のルテニア語は、ヴィリニウス周辺に住んでいたルテニア人の口語を基礎としたものに概ね統合されていった。

### 1.3.2. ルテニア語の普及と発展

ルテニア語によって行政文書や事務文書を書き表す伝統は、特に15～17世紀前半にかけて広く普及し、リトアニア大公国では国家行政から地方行政に至るまで、多くの公的文書がルテニア語によって記された。すなわち、ルテニア語は、リトアニア大公国の国家語ないし公用語として事実上機能していたと考えられている。ルテニア語によるリトアニア大公国期の公的文書の中でもとりわけ重要なものとしては、14～18世紀末までの戸籍資料がまとめられた600巻以上に及ぶ『リトアニア大公国戸籍簿』（*Метрыка Вялікага княства Літоўскага*）<sup>24</sup>や、1529年、1566年、1588年の3度にわ

<sup>19</sup> この東スラヴ系の住民の名称については各言語で様々な表記が存在する。ロシア語では русины、ウクライナ語では русини、руський、ベラルーシ語では русіны、рускі、ポーランド語では Rusini、Ruski、ドイツ語では Ruthenen、Ruthenisch、フランス語では Ruthènes、Ruthène、英語では Ruthenians、Ruthenian などである（Мозер 2002: 224）。日本においては、服部（2004a）、ディングレー（2003）などが英語表記に基づく「ルテニア」という名称を既に導入していることから、本論文ではこれにならう。

<sup>20</sup> リトアニア大公国の住民の約8割は東スラヴ系の住民によって占められていたとされ、リトアニア人はどちらかといえば少数派であったと言われている（Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 69）。

<sup>21</sup> 古標準ベラルーシ語（старабеларуская літаратурная мова）という呼称の歴史はまだ浅く、19世紀から20世紀前半にかけては特にロシア人研究者を中心として「西ロシア語」（западно-русский язык）と呼ばれることが一般的であった（Шакун 1994c:531）

<sup>22</sup> リトアニア語表記に基づくジギマンタス・アウグスタス（Žygmantas Augustas）、ポーランド語表記に基づくジグムント2世アウグスト（Zygmunt II August）。

<sup>23</sup> とはいえ、その使用地域は現在のリトアニアからウクライナの北部までリトアニア大公国内の広大な地域に及んだことから、土地ごとの音声的特徴が反映された地域差がある程度見られた。

<sup>24</sup> ただし、17世紀中頃まではルテニア語が主に使用されたが、それ以降の時代にはポーランド語及びラテン語が用いられた（Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 148）。

たって出された『リトアニア大公国法典』(*Статут Вялікага княства Літоўскага*)などである。3つの版の『リトアニア大公国法典』のうち特に、ベラルーシ地域の言語政策及び言語状況に関わる重要な内容を直接含むのは、1566年のリトアニア大公国第2法典の第4章「裁判官及び裁判について」(РОЗДЕЛЬ 4-й О СУДЬЯХЪ И О СУДЕХЪ)の第1条「郡における裁判官の選出について」(АРТЫКУЛЬ 1 О ВЫБИРАНЬЮ СУДЕЙ ВЪ ПОВЕТЕ)にみられる次の一節である。

«А писарь земскій маеть по Руску литерами и словы Рускими вси листы и позвы писати, а не иншымъ языкомъ и словы»

訳：国家の書記事務員はルーシの文字とルーシのことばによって全ての文書及び召喚状を書かねばならず、他の言語によってはならない。

『リトアニア大公国法典』(第2法典, 1566年)より抜粋

ここでいうルーシのことばとはルテニア語を指している。行政文書におけるルテニア語の使用義務を定めたこの一節は、後の1588年のリトアニア大公国第3法典にも継承されている。ベラルーシ語史では伝統的に、「ルーシのことば」、すなわちルテニア語を古標準ベラルーシ語とみなすことは先に確認した通りであるが、特にリトアニア大公国第2法典の上記の一節を根拠に「リトアニア大公国の国家語は古標準ベラルーシ語であった」という見解をとっており、これはベラルーシ史においてもいわば定説として受け入れられている。

また、ルテニア語は、行政分野の他に当時の世俗文学の分野、特に年代記などにおいても広く用いられた。特に代表的なものとして知られるのが、1495年にスモレンスクの修道士アウラムカによって書かれた『アウラムカ年代記』(*Летапіс Аўраамкі*)である。地域的な年代記の編纂はベラルーシ地域においては14世紀末頃から盛んになり17世紀前半頃まで続いていった。ルテニア語による世俗文学は、特に16世紀から17世紀前半に大いに栄え、地域的な特徴を帯びた歴史書<sup>25</sup>や回顧録的作品<sup>26</sup>、騎士道物語の翻訳<sup>27</sup>、年代記の翻訳<sup>28</sup>など数多くの文献が残されている。こうした年代記をはじめとする世俗文学に用いられたルテニア語は、初期にはアルカイックな言語的特徴を強く残していたが、やがて時代が下るにつれてそうしたアルカイックな要素は見られなくなり、当時のルテニア語独自の文語的特徴が強く反映されていった。16世紀以降の世俗文学のルテニア語は、リトアニア大公国がポーランドとの政治的な関係強化に乗り出したのを背景に次第にポーランド語の語彙の流入が目立つようになっていった。

<sup>25</sup> 『バルクラバウスキ年代記』(*Баркулабаўскі летапіс*)など。

<sup>26</sup> エウラショウスキ(Ф. М. Еўлашоўскі)の『歴史的回想記』(*Гістарычныя запіскі*)、フィリポヴィチ(А. Філіповіч)の『ディヤリウシュ』(*Дыярыўш*)など。

<sup>27</sup> 『アレクサンドリア』(*Александрыя*)、『トロイ物語』(*Аповесць пра Троя*)、『トリスタン物語』(*Аповесць пра Трыстанана*)、『ボヴァ物語』(*Аповесць пра Бава*)、『アッティラ王史』(*Гісторыя пра Атылу*)、『スカンデルベグ物語』(*Аповесць пра Скандэрбега*)など。

<sup>28</sup> ベリスキ(М. Бельскі)の『全世界史』(*Хроніка ўсяго свету*)やスティリコウスキ(М. Стрыкоўскі)の『年代史』(*Хроніка*)など。

この他、リトアニア大公国期の宗教関連文献、特に聖書正典の詩篇、福音書、使徒行伝などは、教会スラヴ語によって書かれ、その伝統は18世紀末頃まで続けられた。ただし、文化的情勢の変化を背景に、特に聖書外典を中心としてルテニア語の浸透が顕著となり、教会スラヴ語はその使用範囲を狭めていった。例えば、殉教伝の一つ1489年の『チェチャ』(Чэця)には、ルテニア語と教会スラヴ語それぞれの要素が同程度混在している部分が見られる。また、リトアニア大公国期には宗教文献のルテニア語への直接翻訳も現れ始める。こうした作品の例としては15世紀末に翻訳された『受難』(Пакуты Хрыста)や『3人の予言者王の物語』(Аповесць пра трох каралёў-вешчунюў)、『神の人、アリャクセイ伝』(Жыццё Аляксея, чалавека божага)などが代表的である。これらの作品は、ポーランド語版などの西スラヴ語による版を参考にしつつラテン語からルテニア語へと翻訳されたため、ルテニア語の翻訳文には教会スラヴ語の影響はほぼ見られない代わりに、語彙や形態にポーランド語的な特徴が顕著である。

さらにこの時期には、聖書のルテニア語への直接翻訳も現れるようになる。その初期の文献としては15世紀末の『雅歌』(Песні песням)が知られる。またルテニア語への直接翻訳とは言えないものの、同様にルテニア語を強く意識してなされた聖書の翻訳として特に有名であるのは、ポラツク出身の啓蒙家で人文学者のフランツィスク・スカリナ(Франціск Скарына)が1517年から1519年にかけてプラハで出版した旧約聖書の翻訳である。スカリナによる旧約聖書の翻訳は、教会スラヴ語を基礎としながらそこにルテニア語的な特徴を大幅に取り入れた言語によってなされたもので、同時期にマルティン・ルターによってなされた聖書のドイツ語訳などと並ぶ聖書の民衆語訳として知られている。

このようにリトアニア大公国期は、公的文書、世俗文学、宗教文献などの多様なジャンルの文献においてルテニア語そのもの、あるいはルテニア語の要素が広く使われ、ベラルーシ地域独自の書き言葉の伝統の基礎が形成された時期であるとみることができる。ただし、こうした数々の文献が書かれた時期には、同時並行して既にリトアニア大公国の政治状況とそれに付随する言語状況の変化が徐々に生じていた。具体的にはポーランド王国との政治的な関係の強化を背景に進んだポーランド語、ポーランド文化の影響の増大である。

### 1.3.3. クレヴォ合同とルブリン合同によるポーランド語の影響の増大

リトアニア大公国は、1341年に大公であったヘジミン公が没すると領内の貴族・諸公の台頭によって分権的な性格が強まり、対外的にも北西地域におけるドイツ騎士団の活発化の脅威に晒され、国力強化のために中央集権化が国家的課題となった。こうした中、1377年にリトアニア大公国の大公位についたヤガイラ(Ягайла)<sup>29</sup>は国家体制の強化を図るべく、東方進出を望んでいたポーランド王

<sup>29</sup> リトアニア語表記に基づくトヨガイラ(Jogaila)、ポーランド語表記に基づくトワディスワフ2世ヤギェウォ(Władysław II Jagiełło)。

国に接近し、1385年にクレヴォ<sup>30</sup>にてポーランド女王のヤドヴィガ(Ядвига)と婚姻契約を結び、ヤガイラがリトアニア大公とポーランド国王を兼ねる同君連合が成立した(クレヴォ合同)。

クレヴォ合同により成立した同君連合としてのポーランド王国とリトアニア大公国は、同一人物が両国の君主を兼ねつつも政治的にはそれぞれ独立した国家であったが、この同君連合の結果、リトアニア大公国にポーランド流の行政制度がもたらされ、地主貴族階級(シュラフタ)の社会生活にも次第にポーランド流の慣習や作法が浸透していった。また、大公ヤガイラはこの合同をきっかけにカトリック教に改宗し、リトアニア大公国内にはカトリック教の普及も始まった。このカトリック教の普及はベラルーシ地域にラテン語、ポーランド語及びポーランド文化の普及をもたらすことになった。

15世紀末頃からリトアニア大公国は、南方のクリミア・ハン国からの侵攻を受け再び対外政策上の危機に立たされた。16世紀後半には、リヴォニア地域<sup>31</sup>の支配を巡ってリヴォニア戦争が起こり、リトアニア大公国はさらに深刻な国力の衰退へと追い込まれていった。特にロシア軍の侵攻により東部のポラツク、首都のヴィリニユスが危機に晒されるようになる中、リトアニア大公国は同君連合の関係にあったポーランドに助けを求めざるを得なくなり、両国は再び関係の強化へと乗り出した。こうして1569年にルブリン(Lublin)<sup>32</sup>の会議にてリトアニア大公国はポーランド王国との新たな制度的合同関係にかかる調印を行った(ルブリン合同)。

ルブリン合同を機にリトアニア大公国は実質的にポーランドの支配下に入り、新たに一つの国家である「共和国」(Рэч Паспалітая / Rzeczpospolita)を形成し、共通の選挙で君主を選び、合同で議会を開催し、統一した外交政策を行うことになった。14世紀末のクレヴォ合同をきっかけに徐々に15～16世紀にかけて進んでいたリトアニア大公国におけるカトリック教、ラテン語、ポーランド語、ポーランド文化の普及は、この1569年のルブリン合同をきっかけにさらに加速していった。

先に引用したリトアニア公国第2法典が採択された1566年はちょうどルブリン合同の直前期にあたり、当時のリトアニア大公国内では普及するポーランド語に押されてルテニア語は既に徐々にその使用領域を狭め始めていた時期であった。すなわち、リトアニア大公国第2法典において、行政文書におけるルテニア語の使用義務が定められたのは、ポーランド語の普及によりその使用領域を狭めつつあったルテニア語を保護することがその目的であったとする見解が一般的である。現に、このリトアニア大公国法典では、既にカトリック教会においてはポーランド語の使用を認める旨が定められていた。また、リトアニア大公国の末期にはルテニア語自体もポーランド語の影響がみられるようになっていった。17世紀前半のルテニア語で書かれた文献資料にはポーランド語の語彙の流入が顕著にみられる他、ルテニア語の記述にはキリル文字だけではなく、ラテン語やポーランド

<sup>30</sup> 現在のベラルーシ、フロドナ州の都市。ベラルーシ語表記に基づけばクレヴァ(Крэва)だが、日本においてはロシア語表記に基づくクレヴォ(Крево)という表記が定着しているため、ここではそれに従う。

<sup>31</sup> 現在のラトヴィア東北部からエストニア南部にかけての地域。

<sup>32</sup> 現在のポーランド、ルブリン県の都市。ベラルーシ語表記に基づけばリュブリン(Люблін)。

語と同様にラテン文字もしばしば使用されるようになった(Bunčić 2013: 100)。

## 1.4. 「共和国」期<sup>33</sup>

### 1.4.1. キリスト教諸勢力による出版活動と教育活動の展開

ベラルーシの領域における言語状況は、1569年のルブリン合同によってリトアニア大公国が実質的にポーランドの支配下に入り、新たに「共和国」を形成すると大きく変化し始めた。特にポーランド語の普及が社会のあらゆる領域で進んでいった点は、この時期の言語状況の大きな特徴である。前節で確認したように、ポーランド語が現代のベラルーシ地域に初めて普及しだしたのは、14世紀末、すなわち1385年のクレヴォでのポーランド王国とリトアニア大公国の合同条約の締結後であるが、1569年のルブリン合同以降、ポーランド語の普及はより本格化していった。

こうした政治的要因と密接に関連しつつ、「共和国」期のベラルーシ地域の言語状況の展開に大きな影響を持ったのが、宗教的要因である。その端緒となったのが、16世紀初めに西ヨーロッパで生じた宗教改革運動である。宗教改革の波は16世紀の半ばにはベラルーシの領域にも及んだが、ベラルーシ地域を含むリトアニア大公国の領域は、カトリック教勢力の東の境界地域と正教勢力の西の境界地域とが重なり合った地域であったため、宗教改革運動の波及を機にプロテスタント、カトリック、正教、そしてユニエイト<sup>34</sup>といった様々な宗教勢力が複雑に台頭し、この地域の社会・文化領域の発展に大きな影響を及ぼした。特にそれぞれの宗教勢力が教義の普及と信徒の啓蒙のために、書籍の印刷出版や教育活動に積極的に取り組んだことから「共和国」期には出版分野と教育分野が発展した。

#### a) プロテスタント勢力の活動

ベラルーシを含むリトアニア大公国の領域における宗教改革運動は、16世紀後半頃から本格化し17世紀半ば頃まで続いた。主に普及したのはカルヴァン派、ルター派、反三位一体派(アリウス派)であり、中でもカルヴァン派が最も広範に広まった。ベラルーシ地域では、一般大衆は宗教改革に対して概ね無関心であったが、一方で大貴族、シュラフタの多くは、プロテスタントの教義を受容していった。当時、プロテスタント支持の有力な活動家であったのが、ニャスヴィシュ(Нясвіж)出身でヴィリノ県知事を務めた大貴族のミカライ・ラジヴィル・チョルヌイ(Мікалай Радзівіл Чорны)である。ラジヴィル・チョルヌイをはじめとするプロテスタント支持者の有力領主の庇護を受けてベラルーシ地域では、16世紀後半から活版印刷技術が普及し、書籍出版活動が大きく発展した。特に有力なプロテスタント団体が多数活動していた西ベラルーシ地域には、多くの宗教改革派の活版

<sup>33</sup> 本節の内容は特に明記しない限り、Новик, Е., Качалов, Новик, Н. (2012: 115-125, 147-161)、Жураўскі, Прыгодзіч (1994: 149-150)に基づく。

<sup>34</sup> 詳細は本節内で後述する。



印刷所が誕生した。

1550年にはブレスト(Брэст)にラジヴィル・チョルヌイの庇護の下に活版印刷所が設立され、40点以上の出版物がポーランド語及びラテン語で出版された。中でも1563年にラジヴィル・チョルヌイの資金援助の下に出版されたポーランド語訳聖書の『ブレスト聖書』(*Берасцейская Біблія*)は、よく知られている。同じくポーランド語及びラテン語により出版活動を行った宗教改革派の印刷所としては、1612年にナヴァフルダク地区のリュブチャ村(*мястэчка Любча*)に設立された大規模な活版印刷所が知られており、宗教関連文献に加えて歴史書や学術書などおよそ100点がここで出版された。リュブチャの印刷所は、17世紀半ばまで出版活動を続け、ベラルーシ地域の宗教改革派の印刷所の中では最も遅い時期まで活動したものの1つとなった。

またプロテスタント勢力の印刷所には、キリル文字による出版活動、すなわち、ルテニア語及び教会スラヴ語による書籍の出版を行ったものもあった。1560年代初頭にはニヤスヴィシユにおいて、ベラルーシ地域でキリル文字を用いた出版を行った最初の活版印刷所の一つであるニヤスヴィシユ活版印刷所(*Нясвіжская тыпаграфія*)が創設された。同印刷所の設立に尽力したのは、プロテスタント信徒で啓蒙家、人文主義者のシモン・ブドヌイ(*Сымон Будны*)である。ブドヌイは、1562年に自身の支持者と共にこのニヤスヴィシユの印刷所にて、ルテニア語により『教理問答』(*Катэхізіс*)<sup>35</sup>及び『罪深き人の神の前での弁明について』(*Апраўданне грэшнага чалавека перад Богам*)を出版した<sup>36</sup>。さらに、キリル文字による出版活動を行った印刷所としてニヤスヴィシユ活版印刷所と並んでこの時代を代表するのが、作家で人文主義者のヴァシーリ・チャピンスキ(*Васіль Цяпінскі*)が自身の一族の領地であるチャピナ(*Цяпіна*)に開設した活版印刷所である。1580年にチャピンスキは、そこで『福音書』(*Евангелле*)のルテニア語訳を自身の序言を付して出版した。このチャピンスキの『福音書』は、教会スラヴ語とルテニア語が併記されており、当時のルテニア語と教会スラヴ語を比較検討することのできる貴重な文献資料となっている(*Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 149*)。

プロテスタント勢力は、印刷出版事業と共にベラルーシ地域の教育活動にも積極的に取り組んだ。特に言語教育に関しては、同勢力はラテン語、ギリシャ語、聖書ヘブライ語といった古典語の学習の担い手として同地域で活動した。1570年代のベラルーシ地域には、主要都市を中心に計163のカルヴァン派教会とその附属学校が存在していた。中でも代表的なのが、ミンスクの南に位置するスルツクに設立されたスルツキ・リツェで、文学、歴史、修辞学、論理学といった人文学と共に、ラ

<sup>35</sup> この『教理問答』でシモン・ブドヌイは教会スラヴ語による様々な宗教文献から引用を行っており、その引用部分と作者自身の地の文とは明確に分けられていないことから、実際の文章は教会スラヴ語と当時のルテニア語の混合の様相を呈している(*Жураўскі 1994:258*)

<sup>36</sup> ただしその後、ニヤスヴィシユ活版印刷所の設備は大貴族ヤン・キシユカ(*Ян Кішка*)によって買い取られ、ヴィリノ管区、アシュミャンスキ郡のロスク村(*мястэчка Лоск*)に新たな活版印刷所が設立された(*Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 147*)。ブドヌイもその時期にロスクにて自身の著作の出版を行っている。ロスクで出版されたブドヌイの代表的著作としては、自身の序言と注釈を付した『福音書』(*Евангелле*, 1574年)、『キリスト教信仰の主たる原理について』(*Аб асноўных артыкулах хрысціянскай веры*, 1576年)がある。

テン語、ギリシャ語、聖書ヘブライ語といった古典語、さらにポーランド語とドイツ語が教えられた。また反三位一体位派 (アリウス派) も主要な都市や大規模村落など<sup>37</sup>に初等学校及びギムナジウムを開設し、ラテン語、ギリシャ語、聖書ヘブライ語の教育を行った。

このようにベラルーシ地域における活版印刷及び書籍出版、教育の発展に大きく寄与した宗教改革派の活動であったが、「共和国」政権とポーランド王の保護を受けて勢力を拡大したカトリック教会の活動により 16 世紀末頃から衰退し始めていく。その結果、宗教改革派の学校や活版印刷所も次第に閉鎖へと追い込まれていった。

## b) カトリック勢力の活動

16 世紀初めにヨーロッパで生じた宗教改革の潮流は、カトリック教会のそれまでの権威や地位を大きく揺るがし、カトリック陣営では対抗宗教改革と呼ばれる教会内の一連の改革刷新運動が生じた。やがて、対抗宗教改革の活動はベラルーシの地域を含むリトアニア大公国の領域へも波及し、1569 年にはヴィリニウスでイエズス会修道士たちが最初の活動を開始した。ベラルーシの領域ではカトリック教会の男子修道士会と女子修道士会がそれぞれ活動を展開し、「共和国」政権とポーランド王<sup>38</sup>の保護を受けて大きな勢力を形成した。

17 世紀後半から 18 世紀にかけて、カトリック教の多くの修道士会は、プロテスタント勢力に続いて教育活動の主要な担い手となり、ベラルーシの多くの都市や大規模村落に教育施設を創設し、運営した。そこで教授言語として用いられたのは、ラテン語及びポーランド語である。こうした教育施設の中でもとりわけ重要なのは、イエズス会が 1570 年にヴィリニウスに創設したコレギウムで、このコレギウムは 1579 年にアカデミーに改組されてリトアニア大公国で最初の高等教育機関となった。その後、イエズス会はさらにコレギウムをポラツク、ニヤスヴィシュ、ブレスト、ナヴァフルダク、フロドナ、ヴィツェプスク、ミンスクといったベラルーシ地域の主要な都市に設立していった。

カトリック教の修道士たちは、地域住民を支持者として取り込むべく薬局、病院、貧民のための保護施設などを開設し、さらに大貴族や富豪などにも直接仕えるなどして影響力を増していった。次第にカトリック教勢力はカルヴァン派やルター派、アリウス派などのプロテスタント勢力に取って代わっていき、プロテスタント支持派に改宗していた上流階級層をもカトリック支持勢力側へと引き込んでいった<sup>39</sup>。カトリックに改宗した上流階級層は様々な恩恵や特権を得た代わりに、大衆

<sup>37</sup> イウエ(Іўе)、クレツク(Клецк)、ニヤスヴィシュ(Нясвіж)、コイダナヴァ(Койданава)、リュブチャ(Любча)、ロスク(Лоск)、ナヴァフルダク(Навагрудак)など。

<sup>38</sup> ポーランド王のステファン・バトーリ王(Сцяфан Баторый/Stefan Batory)やジギモント・ヴァーザ王(Жыгімонт Ваза/Zygmunt III Waza)はイエズス会の強力な支持者であったことで有名である。

<sup>39</sup> プロテスタントの強力な支持者として知られたラジヴィル・チョルヌイの4人の息子や、著名な正教支持者として知られた大貴族のカンスタツィン・アストロジュスキ(Канстанцін Астрожскі)の子息と孫もカトリック教を受け入れている。

層のカトリック化を促進するイデオロギー的な役割を担うようになり、社会全体へのカトリック教とポーランド語の浸透が一層進んでいった。ベラルーシにおける対抗宗教改革は、ポーランド王と「共和国」政権、貴族層といった強力な支えのもと、プロテスタントに留まらず正教支持者などカトリック勢力に対抗する勢力全てに向けられ、特に強い影響力を持つようになった<sup>40</sup>。17世紀末には、リトアニア大公国において対抗宗教改革派の優勢な状況は確たるものとなっていた。

### c) ユニエイト勢力の活動

16～17世紀にかけてプロテスタント勢力、続けてカトリック勢力がベラルーシを含むリトアニア大公国の領域に影響力を強めていく中、同地域に長年根付いてきた正教勢力を取り巻く状況も大きく変わっていく。その変化の一つが、1569年のブレストで開かれた公会議により成立したユニエイト教会である。東方教会の典礼を維持しながらローマ教皇の権威を認め、カトリックの教義を受け入れるユニエイト教会の設立には複数の社会政治的な要因が背景にあり、またその設立目的についてはいくつかの異なる見解が存在する。Новик, Е., Качалов, Новик, Н.(2012: 122)は、ユニエイト教会がポーランド国王及びポーランド政府に支持されながら強制的手段によってベラルーシ、ウクライナ地域に設立されたことをあげ、ユニエイト教会はベラルーシ人、ウクライナ人のカトリック化の手段であったという見解を支持している。ユニエイト教会に対しては正教勢力からの強い抵抗もあったものの、カトリック勢力と同じくポーランド王と「共和国」政権からの支持を得て普及し、多くの貴族層は、ユニエイト教会に加わるかカトリック教に改宗するかを余儀なくされた(ヴェルナツキー 1999: 305)。ベラルーシ地域の住民も「共和国」期の末期、18世紀末には、その約75%がユニエイト教徒となるほどまでに普及した<sup>41</sup>。ユニエイト教会での基本的な使用言語は、ポーランド語であったが、教会によっては礼拝や信者への呼び掛けでベラルーシ語が用いられた。

### d) 正教勢力の活動

プロテスタント、カトリック、そしてユニエイトという諸勢力の活動が活発に展開される中、「共和国」期の正教勢力は、リトアニア大公国領内のキリスト教勢力の中では特に苦境に立たされていた。だが、一方でプロテスタントやカトリック勢力と並び、「共和国」期の出版及び教育の分野において一定の役割を果たした。その担い手となったのが兄弟団(братства)と呼ばれたベラルーシ及びウクライナ地域の正教徒の都市住民組織である。兄弟団もまた活版印刷所及び学校の設定と運営を行った。

兄弟団による活版印刷所は16世紀末～17世紀前半にかけて多くのキリル文字出版物を刊行した。

<sup>40</sup> これには当時のローマ教皇が西ヨーロッパで失ったカトリック信者を東スラヴ人で補填しようとし、さらにロシア、中国、インド等へのカトリック教普及の足がかりとしようとしていたこともその背景にある。

<sup>41</sup> しかし、その後最終的には1839年のボラツク教会会議により、ユニエイト教会は廃止され正教会へと再編されることになった。

中でも代表的な印刷所の1つが、ヴィリニユスのトロイツコエ兄弟団(後の聖霊兄弟団)の活版印刷所である。教会合同の反対者で作家であったスタファン・ジザニイ(Стафан Зізаній)が指導したこの印刷所では、11点を超える出版物が刊行された<sup>42</sup>。また、ヴィリニユス近郊のエウエ村(мястэчка Еўе)に設立された活版印刷所も活発に活動を行い、17世紀前半、キリル文字出版物を25点出版した。そこには、ミャレーチィ・スマトルイツキ(Мялецый Смарыцкі)によって書かれた教会スラヴ語の文法書である『文法』(Граматыка)も含まれる。やがて、「共和国」政府のポーランド化政策が強化されると、キリル文字による出版の拠点は次第にリトアニア大公国の西部地域から東部地域へと移動した。東部地域での出版活動を代表する印刷所としては、ベラルーシ人出版家のスピリドン・ソバリ(Спірыдон Собаль)によってオルシャ(Орша)近郊のクチェイナ(Куцеіна)とマヒリョウ近郊のブイニチ(Буйнічы)に創設された二つの活版印刷所が知られている。1630年に設立されたクチェイナの印刷所では、『日々の祈り』(Малітвы паўсядзённых)、『初等読本』(Буквар)、『時課経』(Часаслоў)などがルテニア語で出版された。ブイニチの印刷所は1635年に設立され、『詩篇』(Псалтыр)などを出版した。

また教育分野では、兄弟団は16世紀末～17世紀前半にヴィリニユス、ブレスト、マヒリョウ(Магілёў)、ミンスク、ピンスク(Пінск)、オルシャ等に学校を創設し運営を行った。兄弟団の学校では、弁論法や修辭法、算術、地理、天文学などに加え、教会スラヴ語、ギリシャ語、ラテン語、ポーランド語、ベラルーシ語が学ばれた。兄弟団の学校においては、『綴字入門』(Азбука)<sup>43</sup>やミャレーチィ・スマトルイツキの『文法』(Граматыка)が教材として使用された。

#### 1.4.2. 私設の活版印刷所の出版活動

以上のように、宗教勢力と強く結びつきながら活動を行った活版印刷所や教育施設に支えられて発展したベラルーシ地域の出版分野と教育分野であったが、「共和国」期のベラルーシ地域には、出版分野ではさらに私設の活版印刷所の活動もみられた。

私設の活版印刷所は、16世紀後半に活発に活動した。中でもロシア人出版家のイヴァン・フォードロフ(Иван Фёдоров)とその同志でベラルーシ出身のピョートル・ムスチスラヴェツ(Пётр Мсціславец)がリトアニア大公国指揮官ホドケヴィチ(Ходкевіч)家の出資を受け、ザブルーダウ(Заблудаў / Zabłudów)の町に設立した印刷所は、その代表的なものの1つである。そこではキリル文字による出版活動が行われ、『教師用福音書』(Евангелле вучыцельнае)や『詩篇』(Псалтыр)が出版され、正教徒の読み書き学習に広く使用された。

その後、ムスチスラヴェツは、1569年にヴィリニユスに移り、大商人マモニチ(Мамоніч)家の支

<sup>42</sup> しかし、その後反ユニエイト論争に関する論説をポーランド語によって出版し、そのかどで印刷所は閉鎖へと追い込まれた。

<sup>43</sup> 1574年にリヴィウにてイヴァン・フォードロフ(Иван Фёдоров)が出版、その後1596年にヴィリノにてラウレンチー・ジザニ(Лаўрэнці Зізаній)も出版。

援で新たな印刷所を開設し、教育用の書籍や世俗的な読み物の出版に携わるようになった。また、フョードロフも、1570年にリヴィウに移り新たに出版活動を始めた。ヴィリニウスに移ったムスチスラヴェツは、マモニチ家が出版事業を縮小すると1576年に印刷所を去ることになったが、一方でマモニチ家の印刷所そのものは活動を継続し、宗教出版物と世俗出版物を刊行する王室特権を受け、『裁判』(*Трыбунал*, 1586年)や『リトアニア大公国法典(1588年)』(*Статут Вялікага княства Літоўскага 1588 з.*)といった法律文書の出版に従事した。

### 1.4.3. ポーランド語の普及とルテニア語の衰退

このように「共和国」期のベラルーシ地域の言語状況は、宗教改革運動の波及を期に活発化したキリスト教諸勢力の活動、特に政治権力と強い結びつきをもったカトリック勢力とユニエイト勢力の活動により、社会の上層階級を中心にポーランド語の浸透が顕著に進んだ。このポーランド語の優位化は、17世紀末に法的な側面からも強化されていくことになった。ポーランド語の普及からルテニア語を守るべく1566年のリトアニア大公国第2法典、そして1588年の第3法典において「行政文書におけるルーシ語の使用義務」が規定されたのは1.3.2.で確認した通りであるが、この規定は17世紀の間まで形式的にその法的拘束力を維持していたとされている。しかし、実践においては徐々に文書の最初と結びのみにルテニア語を用い、内容本文はポーランド語で記すというやり方が定着し、ルテニア語の使用義務は事実上形骸化していった(Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 150)。そうした中、17世紀末に全ての公的文書がポーランド語で書かれることが法律により正式に定められ、ルテニア語は事実上公的文書における使用が認められなくなった。それを定めたのが、次に示す1696年8月29日付けの「共和国」諸階級全連盟の決議文である。

«Dekreta wszystkie Poliskim ięzykiem odtąd maią być wydane, dawniejsze Akta, y inscriptions, Decreta zeznania in suo robore zostawać maią.» (Volumina legum vol.V 1738: 863-864)

訳：今後、全ての法令はポーランド語によって発行される；これまでの議定書、証書、法令、陳述書はその効力を保たれる。

1696年8月29日付「共和国」諸階級全連盟の決議文より<sup>44</sup>

この1696年の決定は、社会の教養階級のポーランド語への言語シフトの流れを確たるものとし、ルテニア語は書き言葉としての機能を著しく低下させていった。18世紀には、ルテニア語は一部のポーランドの劇作家の作品中で滑稽な効果を出すために使用される他<sup>45</sup>にはほぼ見られなくなり、

<sup>44</sup> Konfederacja Generalna Ordinum Regni et Magni Ducatus Lithvaniae : Po niedoszley Konwokacyi główney Warszawskiej umowiona Roku Panskiego 1696. dnia 29. Miesiąca Sierpnia, Coaequatio iurium una cum ordinatione iudiciorum tribunalitiorum, et repartitione locationeq; exercituum M. D. Lithvanae

<sup>45</sup> 18世紀、ベラルーシ語は教育施設での幕間劇や幕間狂言で使用される。特に有名なのは1787年にザベリのドミニコ会コレギウムの教師であるマラシェウスキ(K. Марашэўскі)とチャチュエルスキ(M. Цячуерскі)によって書かれた二つの喜劇である。

文語としては一種の断絶期に突入した<sup>46</sup>。

一方、人々の話し言葉においては、なおルテニア語とポーランド語の二言語併用状況が継続しており、ルテニア語は農民や手工業者などの都市住民の一部、下級シュラフタにとっての主要な話し言葉として保持されていた。

#### 1.4.4. ベラルーシとリトヴァ<sup>47</sup>

ちなみに、「共和国」期の16世紀後半～17世紀は、「ベラルーシ」という民族・言語名称のルーツである「白ルーシ」(Белая русь)という呼称が、現代ベラルーシの領域の東部及び中部を指す名称として定着するようになり、同時に同地域の住民を指す用語として「ベラルーシ人」(белорусы, белорусы)という用語が使用されるようになった時期に当たる。

「白ルーシ」(Белая русь)が白という色彩名称を冠する由来については俗説も含めて諸説あるが<sup>48</sup>、伊東(1989: 558-562)やНовик, Е., Качалов, Новик, Н.(2012: 23)は、中国における白—西、赤—南、黒—北、青—東という色彩方位の観念が東スラヴ地域へ進出したアルタイ系遊牧民のタタール系民族によってもたらされたとする説を支持している。実際に「白ルーシ」は、同様に色彩名称を冠した「黒ルーシ」(Чёрная русь)及び「赤ルーシ」(Красная русь)という用語と並んで歴史上の文献に現れる。伊東(1989: 560)は、「白ルーシ」、「黒ルーシ」、「赤ルーシ」という三つの名称は、13～14世紀のタタール支配の時代に、タタール支配の北部、ポーランド支配の南部、リトアニア支配の西部によって三分割されていた東スラヴ人の居住領域をおそらくタタール人が方位を含意する色彩語で区別するために用い始めたことに由来するとしている。

その後、白・黒・赤の指す領域は歴史と共に変動し<sup>49</sup>、先に述べたように16世紀後半から17世紀頃までには、現代ベラルーシの領域の中部及び東部が「白ルーシ」と呼ばれるようになり、西ベラルーシの領域は同時期に「黒ルーシ」と呼ばれるようになっていった。ちなみに「赤ルーシ」は

<sup>46</sup> この頃のルテニア語による書籍として唯一知られるのが1722年にスプラシリ(Супрасль/Supraśl)のユニエイト教会の印刷所で出版された『Збор выпадкаў кароткі』である。

<sup>47</sup> 本節の内容は特に明記しない限り、Новик, Е., Качалов, Новик, Н.(2012: 22-28)、伊東(1989)に基づく。

<sup>48</sup> 伊東(1989:555-556)や服部(2004b: 33)、Новик, Е., Качалов, Новик, Н.(2012: 22-23)が紹介するように、この地域に雪が多く降ること、ベラルーシ人に金髪が多いこと、ベラルーシ人が白い衣装を好んで身につけること、白色とは自由・独立の象徴でありベラルーシ(具体的にはポラツク公国)がモンゴル・タタール人の支配を免れたことなどを由来としてあげる説が存在する。

<sup>49</sup> ロシア人の歴史学者タティシェフ(В.Н.Татищев)によれば、Белая русь という用語は既に1135年の年代記にみられるものの、12世紀の時点ではБелая русь という用語は現代ベラルーシの領域よりやや北東のかつてのウラジミル・スーズダリ公国の領域を指す呼称として使用されていた。その後15世紀頃にはБелая русь は主にモスクワ・ロシアの地域を指す用語として文献にみられたが、16世紀頃から徐々に沿ドニャプロ地方及び沿ジヴィナ地方を中心とする地域を示すようになり、16世紀中頃にはほぼ現代ベラルーシの中部地域から東部地域を指す用語として定着していった。また、Чёрная русь という用語は、文献に現れるのは13世紀後半、1284年以降のことであり、当初は現代ウクライナの一部、ガリツィア地方を指して用いられていた。14～15世紀になると西ヨーロッパの文献においてЧёрная русь はルーシの地の最西部、リヴォニアやリトヴァ、ポーランドとの国境地域を表すのに用いられるようになったが、その後、16世紀末頃～17世紀に現代ベラルーシの西部地域を表す用語として定着していった(Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 23-24, ちなみにタティシェフの言及については出典がなく具体的な文献名等は未確認)。

リヴィウを中心としたガリツィア(現代ウクライナの西部)の領域を指して用いられた<sup>50</sup>。

こうして「共和国」期半ばに現在のベラルーシ地域は「白ルーシ」と「黒ルーシ」という呼称で慣習的に呼ばれるようになっていったが、18世紀末にその全領域が帝政ロシア領に組み込まれると、次第に「白ルーシ」という呼称が現代ベラルーシの領域全体を指すようになり、「黒ルーシ」という呼称は徐々に使用されなくなっていった。19世紀中頃からは、活発化したベラルーシ人の民族運動に後押しされ、「白ルーシ」(Белая русь)に由来する「ベラルーシ」という呼称は現在のベラルーシの領域を指す呼称として普及し、20世紀初頭までには現在のような形で定着した。

さらに「白ルーシ」、「黒ルーシ」と並んでベラルーシ人の領域の一部を指して用いられた呼称に「リトヴァ」(Літва)という語がある。現代ではリトアニア共和国を指して用いられるこの単語であるが、歴史的に用いられてきた「リトヴァ」(Літва)は、現代のリトアニアと厳密には区別される。ベラルーシでは、一部の研究者の間で「リトヴァ」(Літва)とは元々11～13世紀頃には現在のベラルーシ西部、ミンスクとナヴァフルダクの周辺領域を指していた呼称であると考えられている。現在のリトアニアの領域はこの頃、ヴィリニウスを中心とする東部はアウクシュタイティア(Aukštaitija/Aўкштайцыя)、カウナスを中心とする西部はジェマイティア(Žemaitija/Жамайць)と呼ばれていた。しかし14世紀半ばにリトアニア大公国の首都がナヴァフルダクからヴィリニウスに移ると、次第に「リトヴァ」という呼称はアウクシュタイティア及びジェマイティアの領域を指しても用いられるようになり、16世紀頃までには二つの地域に「リトヴァ」という呼称が定着していったとされる。

こうして「リトヴァ」という呼称は現代ベラルーシの西部地域の一部及び、現代のリトアニア地域を指して用いられるようになり、この地域の住民はしばしば自身を「リトヴァ人」(літвіны)と自称するようになった。しかし、先に確認したように「白ルーシ」に由来する「ベラルーシ」という呼称が20世紀初頭までに現代のベラルーシ地域全体を指す呼称として普及・定着していくと、それと呼応するように「リトヴァ」は現代のリトアニア地域のみを指す呼称として定着していった。

## 1.5. 帝政ロシア期<sup>51</sup>

### 1.5.1. 初期の逆説的なポーランド化

「共和国」は、18世紀末にプロイセン、オーストリア、帝政ロシアの列強三国により実施された1772年、1793年、1795年の三度にわたるポーランド分割の結果、その領土を失い急速に衰退した。現在のベラルーシの領域は、この三度のポーランド分割の結果、ほぼすべての領域が帝政ロシアの支配領域に組み込まれることになった。三度目のポーランド分割の翌年の1796年、そして1801～1802年に帝政ロシア政府により実施された行政改革によりベラルーシの領域は、最終的にモギリョ

<sup>50</sup> 1578年にポーランド系イタリア人のグアニーニ(A. Guanini)によって書かれた『サルマチア・ヨーロッパ論』(*Sarmatiae Europaeae descriptio*)に見られる記述に基づく(Новик, Е., Качалов, Новик, Н. 2012: 24)。

<sup>51</sup> 本節の内容は特に明記しない限り、Новик, Е., Качалов, Новик, Н. (2012: 162-174, 181-193, 199-205, 213-228)、Жураўскі, Прыгодзіч (1994: 150-151)、早坂(1998)に基づく。

フ県(Могилёвская губерния)、ヴィテプスク県(Витебская губерния)、グロドノ県(Гродненская губерния)、ヴィリノ県(Виленская губерния)、ミンスク県(Минская губерния)の5県に行政区分がなされた<sup>52</sup>。

帝政ロシア領への正式な編入の結果、ベラルーシの領域ではロシア語が、公的領域で用いられる言語として普及し始めていくことになった。他方、帝政ロシアへ編入された当初のベラルーシの領域ではシュラフタ層が依然として行政上大きな影響力をもっていたことから、帝政ロシア政府は、既存の支配層を利用して同地域を統治する方針をとり、直ちに強引なロシアへの同化政策が実施されることはなかった(服部 2004a:30)。シュラフタ層は、帝政政府への忠誠を誓うことでその特権を保持することが認められ、地方行政においてはポーランド語も広く使用された。

1802年、帝政ロシアでは新たに国民教育省(Министерство народного просвещения)が設立され、ヨーロッパ・ロシア地域には6つの教育管区が設けられた。ベラルーシ地域の5県は、リトアニアや右岸ウクライナも合わせてヴィリノ教育管区に属することになった。ヴィリノ教育管区では、その監督官にポーランド大貴族(マグナート)であるアダム・チャルタルィスキ公(Адам Чаргарыйскі)が就き、ポーランド語によって主たる教育活動を行うヴィリノ帝国大学(Императорский Виленский университет)<sup>53</sup>が1803年に設立されて同教育管区の学術・教育の拠点となった(O'Connor 2006:81)。このようにベラルーシ地域は、いわばポーランド精神の教育拠点であるヴィリノ教育管区に組み込まれたことで、帝政ロシア初期には逆説的に文化・言語の分野でのポーランド化とカトリック教の地位の強化が進むことになったのである。

### 1.5.2. 第一次ポーランド蜂起とロシア化の開始

19世紀初頭、ポーランド分割後の旧「共和国」の領域には、急進的な一部のシュラフタ層により「共和国」の復興を目指す様々な秘密結社が組織され、活発に活動を展開した。ヴィリノ帝国大学内にも学生による秘密結社が幾つも組織され、文化啓蒙活動や政治活動が盛んに行われた。中でも特に代表的なものは、1817年末にアダム・ミツケヴィチ(Адам Міцкевіч)、ヤン・チャチョト(Ян Чачот)、イフナート・ダメイカ(Ігнат Дамейка)、ユザフ・ヤジェウスキ(Юзаф Яжэўскі)らがヴィリノ帝国大学内に組織した愛国的な秘密結社「フィロマチ協会」(フィロマチ・グループ)である。しかし、ヴィリノ帝国大学内のこうした学生秘密結社は、1820年代初頭にロシア当局に発覚して弾圧を受けた。ミツケヴィチを含む主要な活動メンバーは、流刑に処された。これを機に、帝政ロシア政府は、次第に政策方針を転換していき、政治・文化分野でのポーランドの影響力の排除を目指すようになった。

<sup>52</sup> 帝政ロシア期の県名表記はロシア語に基づくこととする。それぞれ、モギリョフ(Могилёв)、ヴィテプスク(Витебск)、グロドノ(Гродно)は、ベラルーシ語のマヒリョウ、ヴィツェプスク、フロドナに相当する。ヴィリノ(Вильно)は、現在のヴィリニウスを指す。

<sup>53</sup> ヴィリノ大学は、ヴィリノ本学校(Главная Виленская школа)を再編する形で設立された。



た<sup>54</sup>。

1830年にフランスにおいて生じた七月革命は、ヨーロッパ各地に影響をもたらしたが、その余波は旧「共和国」の領域にも及び、ポーランド民族運動を刺激した。同年11月には、ワルシャワで急進的なシュラフタ層を中心に帝政ロシアの専政の打倒と「共和国」の復興を掲げる蜂起が勃発した(第一次ポーランド蜂起)。翌1831年の4月には、リトアニアと西ベラルーシにも蜂起の波は拡大し、6月のヴィリニウスでの暴動でその頂点を迎えた。しかし、8月には帝政ロシア軍によりリトアニアとベラルーシ地域における蜂起は鎮圧され、9月にはワルシャワ市も降伏して暴動は収束した。

1830～31年の第一次ポーランド蜂起は、ベラルーシ、リトアニア、右岸ウクライナ地域における帝政ロシア政府の政策方針を脱ポーランド化、そしてロシア化へと急進させる転換点となった。中央及び地方行政においてはロシア人官吏の登用が進み、行政機関や役職は全てロシア語の名称に変更された。また、帝政ロシアへの併合後も適用されていたリトアニア大公国第三法典は、1840年に完全に廃止され、ベラルーシ地域には全面的にロシアの法制度が導入された。教育分野においても、1832年にヴィリノ帝国大学が閉鎖され、ヴィリノ教育管区も1850年まで一時的に閉鎖されることになった。これに伴いヴィリノ教育管区の管轄であったヴィリノ県、グロドノ県及びベラストク州は、ベラルーシ教育管区に編入された<sup>55</sup>。新たにベラルーシの全域が組み込まれたベラルーシ教育管区では、学校教育において全ての科目をロシア語で教育することが奨励された。宗教分野では、1839年のポラツク教会会議において、ユニエイト教会が正教会に吸収されることが正式に決定され、カトリック教の修道院教育施設の閉鎖も相次いだ。

### 1.5.3. ベラルーシ語の事実上の使用制限

第一次ポーランド蜂起を端緒とするロシア化政策と合わせて、ベラルーシ語史研究においては、19世紀半ばに帝政ロシア政府によってベラルーシ語の使用が禁止されたという事実への言及がしばしばなされる。しかしながら、具体的にいつ、どのような法令ないし公式決定によってベラルーシ語の使用禁止措置がとられたかその根拠は判然としない。Шакун(1984: 180)は、「ラテン文字を使用したベラルーシ語による書籍出版を禁じた帝政政府による一連の特別決定を引用できる」と述べつつも、具体的な法律や政府決定をあげてはいない。Жураўскі, Прыгодзівіч(1994: 152)は、ラテン文字表記によるリトアニア方言及びサモギディア方言の出版を禁止するために1965年に出されたロシア内務大臣ヴァルーエフによる通達をあげている。比較的詳しい言及が見られるのが Крамко, Юрэвіч, Яновіч(1968)である。Крамко, Юрэвіч, Яновіч(1968: 10)は、まず危険な愛国主義的感情を煽

<sup>54</sup> その一環として1824年には、アダム・チャルタルィスキ公がヴィリノ教育管区の監督官を解雇され、新たにニコライ・ノヴォシリツェフ(Николай Новосильцев)が起用された。また、ヴィリノ教育管区も縮小され、ヴィテプスク県とモギリョフ県はペテルブルク教育管区の管轄下へ移管された。ヴィテプスク県とモギリョフ県はその後さらに1829年にベラルーシ教育管区として再編された。

<sup>55</sup> ミンスク県はこれらの地域に先んじて1831年にベラルーシ教育管区の管轄下に入っていた。

動する出版物への注意喚起を促した 1847 年の検閲指令をあげ、さらに、1859 年のロシア語出版物におけるラテン文字 (法律原文では「ポーランド文字」) 使用の禁止を定めた通達、及び 1859 年の通達の内容をさらに詳細に述べた 1862 年の決定をあげている。1859 年の通達は、直接的にはウクライナ語に対して発布された内容であったが、事実上ベラルーシ語に対しても法的効力をもったとされている。というのは、この通達を根拠に作家ドゥニン=マルツィンケヴィチ(Вікенцій Дунін-Марцінкевіч)による『パン・タデウシュ』<sup>56</sup>のベラルーシ語訳(ラテン文字表記)の出版が禁止されたためである。

いずれの政策文書においてもベラルーシ語は、当時まだ明らかにあくまでもロシア語の地域変種として扱われており、個別言語として直接言及した上でその使用を禁止するという法令や決定はみられない。また、ラテン文字で表記されたベラルーシ語に関しては、明らかにポーランド語使用の延長に捉えられており、ここにあげた文献で言及されている一連の政策は、ベラルーシ語そのものの使用を制限することが意図されたものというよりはポーランド語の使用制限がその主たる目的であり、当時ポーランド語と同じくラテン文字で表記されることが一般化していたベラルーシ語は付随的に出版物で使用することが制限されたと考えるのが自然であろう。いずれにせよ、書き言葉としてのベラルーシ語の使用が実質的に限定された状況におかれていたことは、事実である。

#### 1.5.4. 第二次ポーランド蜂起とロシア化の強化

1860 年代に入ると、再び「共和国」(ポーランド)の再興を目指す蜂起の動きが活発化していった。1860 年 6 月にはワルシャワで最初の大衆デモが発生し、同年 11 月の蜂起記念日と翌 61 年 2 月にも街頭デモが展開され、10 月には王国全体に戒厳令が布告される事態となった。急進的な知識人達は蜂起を目指して地下活動を展開した<sup>57</sup>。帝政ロシア政府は対抗措置としてポーランド地域で反体制分子の大規模な徴兵を実施し、蜂起勢力の兵力確保を封じようとした。だが、1862 年末にその帝政政府の意図が明るみに出た結果、1863 年 1 月に徴兵が強行されようとする中、ロシアの駐留軍に対して同時多発的に蜂起勢力が襲撃を行い、第二次ポーランド蜂起が勃発した。ベラルーシ地域ではグロドノ県、ヴィリノ県をはじめ西部地域では蜂起へ多くの農民が動員された。一方、ヴィテブスク県、モギリョフ県、ミンスク県など東部地域では、農民を蜂起への勢力として取り込むことはできず、1863 年 5 月にはこうした東部地域での蜂起が鎮圧された。

同 1863 年 5 月に帝政ロシア政府はヴィリノ総督にミハイル・ニコラエヴィチ・ムラヴィヨフ(Михаил Николаевич Муравьёв)を任命し、一連のロシア化政策を開始した。具体的にはポーランド人官僚はロシア人へと変更され、カトリック教の修道院及び教会は閉鎖された。またムラヴィヨフ

<sup>56</sup> アダム・ミツケヴィチ著、原作はポーランド語による。

<sup>57</sup> こうした地下活動の 1 つであったのが、1862～1863 年にカンスタンツィン・カリノウスキ(Канстанцін Каліноўскі)とその同志によるベラルーシ語による地下新聞『農民の真実』(Мужыцкая праўда)の刊行である。

は正教の僧侶階級を支援し、教育機関におけるロシア語の必修化、及び農村地域でのポーランド語の学習を禁止などの措置を次々に実行した。1863年の夏までにはベラルーシ地域での蜂起運動は、ほぼ完全に鎮圧され、帝政ロシア政府はさらなる脱ポーランド化とロシア化の強化に乗り出した。ポーランド語は官庁で禁止され、ポーランド人は領地の取得ないし相続が禁止された。また、ポーランド人のみならずカトリック教徒のベラルーシ人農民も土地の取得が制限された。さらに1890年代初頭にはベラルーシ地域の各県の都市部に中央ロシアの都市部からユダヤ人が大量に入植され、人為的な人口構成の変化が生じた。

帝政ロシア政府の支配からの民族解放を志向したこのポーランド蜂起は、直接ベラルーシ人の民族運動を支持するものではなかったが、帝政支配への対抗という点で間接的にベラルーシ人の民族運動を刺激することになった。一方で、結果的にこの蜂起が失敗に終わり、ベラルーシ地域は帝政ロシア領内に留まったことで、完全なポーランド化及びカトリック化を免れることができたのもまた事実である。

#### 1.5.5. 作家及び言語学者によるベラルーシ語への関心の高まり<sup>58</sup>

こうしたロシア化の進む政治社会状況の中で、19世紀には、ベラルーシ語による創作活動が徐々に活発化し、17世紀末以降もっぱら話し言葉として発展してきたベラルーシ語が新たに書き言葉として発展していくための土台が築かれていった。19世紀のベラルーシ語による創作活動は、叙事詩『逆さのアエネイス』(Энеїда навыварат)や『パルナソスのタラス』(Тарас на парнасе)といった口碑文芸に基づく匿名作家たちの作品群の登場に端を発し、ヤン・チャチョト(Ян Чачот)をはじめとするポーランド語とベラルーシ語のバイリンガル作家達による創作活動が次第に展開されていった。19世紀中頃からは、ベラルーシ語による数々の短編・中編小説や演劇作品を残したヴィケンツィ・ドゥニン=マルツィンケヴィチ(Вікенцій Дунін-Марцінкевіч)の創作活動により、ベラルーシ語は次第に文学表現のツールとして洗練されていくことになった。また、19世紀の半ばには、ベラルーシ語は文芸作品のみならず、さらに社会政治評論の分野での使用も活発化していく。1862~1863年にカンスタンツィン・カリノウスキ(Канстанцін Каліноўскі)<sup>59</sup>とその同志によって発行されたベラルーシ語による地下新聞『農民の真実』(Мужыцкая праўда)は、そうした社会政治評論を扱った代表的な刊行物である。

また19世紀は、ベラルーシ地域の民衆の言語的特徴に対する学術的関心が言語学者の間に現れ始めた時期でもあった。当時ベラルーシ語はまだ個別言語としての社会的認知を得ておらず、ポーランド語ないしはロシア語の方言とみなされていた。そのために、方言研究の枠組みの中で次第にそ

<sup>58</sup> 本節で述べる内容は、第4章で改めて詳しく検討することとする。

<sup>59</sup> カリノウスキはグロドノ県の貧しいシュラフタ出身。ペテルブルグ大学卒業。ジグムント・セラコウスキ(Зігмунт Серакоўскі)率いるポーランド革命の秘密サークルに所属していた。

の音声的特徴や文法的特徴、語彙的特徴などが明らかにされていった。特に 19 世紀後半から 20 世紀はじめにかけて、ベラルーシ語研究に関わる数多くの業績を残したのが、ヤウヒム・カールスキー(Яўхім Фёдаравіч Карскі)である。彼が 1903～1922 年にかけて出版した『ベラルーシ人』(*Белорусы*)は、包括的なベラルーシ語及びベラルーシ民俗文化の研究書として今日に至るまで高く評価されている。

こうして帝政ロシア期のベラルーシ語は、政治的にはその自由な発展が制限されていたものの、作家や言語学者たちの個々の活動の中で、現代標準語としての洗練の過程を確実に歩み、20 世紀以降に自由な出版活動が許されるようになると、書籍や定期刊行物の出版を通じて大きな発展期に入っていたのである<sup>60</sup>。

---

<sup>60</sup> なお、帝政ロシア期以降のベラルーシ語の発展過程、及びそれに続くソ連期からの言語政策及び言語状況の展開については、本章のような通史的な記述形式は取らず、言語の地位計画、実体計画、普及計画という言語政策的な観点から特に第 3 章以降で中心的に検討することとする。

## 第2章 ベラルーシ共和国の独立後の言語状況

本章では、統計資料に基づき、現代ベラルーシ社会におけるベラルーシ語の普及の実態を国民と社会の両側面から明らかにする。具体的には、国勢調査と民間調査機関の社会調査に関する統計資料に基づいて、ベラルーシ国民個人の「母語」(родная мова/родной язык)と日常使用言語の状況を、国全体、都市・農村別、州別、民族別、世代別、社会ステータス別、学歴別に整理・検討する。特に注目するのは、現代ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語をめぐる状況である。用いる統計資料は、以下の3種類の社会調査に基づく統計データである。

- ①ベラルーシ政府による国勢調査のデータ
- ②ベラルーシの民間シンクタンクである社会・経済・政治独立研究所による社会調査のデータ
- ③オルデンブルグ大学(ドイツ)とベラルーシ国立大学による共同の言語調査のデータ

これら3つの異なる統計データを比較・検討し、ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語をめぐる言語状況の特徴を明らかにする。それぞれの統計データを分析し、ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語について、国民全体、世代別、民族別、都市・農村別、州別、社会ステータス別、学歴別といった様々な観点から明らかにしていく。

### 2.1. ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況

#### 2.1.1. 国勢調査における民族と言語に関する調査データについて

ベラルーシ国民の「母語」及び日常使用言語に関する統計資料は、小規模なものまで含めれば様々なものがあるが、ベラルーシ政府が10年に一度実施している国勢調査の民族と言語に関する調査データはそれらの中で最も基礎的な統計資料であり、ベラルーシの言語状況に言及するあらゆる先行研究でまず参照されるものである。国勢調査は、全国民を対象として行われる公式統計調査であるため、ベラルーシの言語状況に関して最も包括的な情報を与えてくれる貴重な資料であり、他国の言語状況との比較・考察において欠かせないものとなっている。

ベラルーシの言語状況に関わる国勢調査のデータは、帝政ロシア末期の1897年、ソ連時代の1926年、1939年、1959年、1970年、1979年、1989年、及び独立後の1999年、2009年のものが存在する。特にベラルーシ共和国の現在の国境が画定した第二次世界大戦以降は、1959年からほぼ10年に一度定期的に調査が行われている。ソ連時代に実施された国勢調査の民族と言語に関する調査内容は、「民族」(национальность)、「母語」(родной язык)、「第二言語」(自由に操れるソ連邦諸民族のその他の言語)の3項目からなる<sup>61</sup>。これらの調査データは、いずれも回答者の自己申告に基づくも

<sup>61</sup> ただし1959年の調査結果では「民族」と「母語」の2項目のみで「第二言語」に関するデータは見られない。

のである。渋谷(2007:176)によれば、ソ連時代に実施された国勢調査に関しては、回答の方法に一定の制限があり、「民族」に関しては、例えばロシア系ユダヤ人といった折衷的な回答はできず、異なる民族の両親を持つ場合にはどちらか一方の民族的属性を選択して回答しなければならなかった。

「母語」に関しても同様に、仮に幼少期から家庭で複数の言語を用いる環境にあった場合でも複数の言語をあげることはできなかったことが知られている。

ソ連崩壊後、ベラルーシにおいて実施された1999年と2009年の国勢調査でも、こうしたソ連時代に行われていた調査方法が基本的には踏襲されている。ただし、独立後の国勢調査では、ソ連時代の「民族」、「母語」、「第二言語」の3項目を継承しつつ、新たに「家庭言語」、すなわち「普段家庭で使用している言語」という項目が加わったことが大きな変化として指摘できる<sup>62</sup>。ソ連時代の国勢調査結果においては、Траханкина (1999:223)や Болотина(1997:3)が指摘するように、「母語」(родная мова/родной язык)がほとんどのベラルーシ国民にとって民族的な自己認識の表明あるいは民族的帰属の表象という程度の意味しか持っておらず、実際の言語使用においては、「母語」でロシア語をあげる回答者の割合以上にロシア語の使用が支配的であるという状況が正確に捉えきれなかった。つまり、ソ連時代の国勢調査の「母語」の項目の回答結果には、必ずしも回答者の実際の日常使用言語が、正確には反映されていなかったのである<sup>63</sup>。独立後の調査で新たに加わった「家庭言語」の項目は、こうしたソ連時代の調査の不備を補い、より正確な言語状況の把握を可能にしている。

以上を踏まえて、本章では、独立後に実施された1999年と2009年の国勢調査の調査結果を中心に分析的に分析する。

1999年と2009年の国勢調査の調査結果はソ連時代同様、全て自己申告に基づくものであり<sup>64</sup>、その調査結果を見る限り、民族に関する折衷的な回答及び言語に関する複数回答は、基本的には想定されていない<sup>65</sup>。それぞれの回答項目には補足説明が付されており、「母語」については、回答者が任意の言語を特定するのが困難な場合は、「幼少期に最初に身につけた言語」を回答するとされている。また、「第二言語」、すなわち「自由に操れるその他の言語」は、話すことと書くことの両方、

<sup>62</sup> ただし、「第二言語」を表す言い回しについては、ソ連時代には「自由に操れるソ連邦諸民族のその他の言語」から、独立後は「自由に操れるその他の言語」と変わっている。

<sup>63</sup> この問題に関して、渋谷(2007:177-178)は、まず国勢調査を実施する側の意識した「母語」(родной язык)の定義について、「ソ連時代の国勢調査では、各人にとって何語が母語なのかということは、まずは主観にゆだねられ(自分が母語とみなすもの)、そのうえで若干の目安(最もよく身につけている、普段家庭で使用している言語)が示されてきた」とまとめている。一方で、この「母語」(родной язык)の項目に回答する個々の回答者は、「母語」の定義に通じているわけではない。故に、多くの回答者が「母語」を自己の民族的帰属に結び付けて回答していたと指摘している。

<sup>64</sup> ただし、子どもの「民族」、「母語」、「第二言語」に関しては親が半断し申告するとされている。

<sup>65</sup> ただし、2009年の国勢調査に関しては、ベラルーシ共和国国家統計委員会のHP(<http://www.belstat.gov.by/>)で公開されている集計データにおいて民族と言語に関して複数回答した人数が掲載されている。このため複数回答が可能であったことが伺えなくもないが、その数が極端に少ないことから、おそらく基本的には民族に関しても言語に関しても回答者は1つを選んで回答したものと思われる。同HP上で公開されているアンケート用紙の質問項目とその選択肢を見ても最初から複数回答が想定されていたとは考えにくい。

あるいはそのどちらかができる言語のうち、「母語」と家庭言語以外の言語という意味であることが説明されている<sup>66</sup>。

国勢調査の言語に関するデータは、少なくとも量的な意味では最も包括的なデータであり、民族別、都市・農村別、州別の集計データが公開されており、これらの観点から言語状況の検討が可能である。しかし、回答の際に複数回答が不可であった点、公開されている集計データには世代別のデータをはじめ、言語状況の把握において重要ないくつかのデータが公開されていない点を欠点として指摘できる。また、こうした国家主導の公式統計は、しばしば設問方式や回答の選択肢が恣意的に設定されているという批判もある<sup>67</sup>。このため、ベラルーシの言語状況をより正確に捉えるためには、国勢調査のデータを検討するのみでは不十分であり、同じベラルーシ国民の「母語」や日常使用言語の実態に対して異なるアプローチをとる2種類の民間調査の統計資料を参照することとしたい。

### 2.1.2. 社会・経済・政治独立研究所(IISEPS)による調査データについて

先に指摘したような国勢調査の欠点を補うために、先行研究<sup>68</sup>でしばしば参照されるのがベラルーシの民間シンクタンクの社会・経済・政治独立研究所 (Independent Institute of Socio-Economic and Political Studies、以下 IISEPS とする)による調査データである。IISEPS は、年数回、ベラルーシ国内の18歳以上の住民約1500人を多段抽出法で無作為抽出し、対面聴き取り式で世論調査を行っている<sup>69</sup>。調査内容は、調査時の国内外の情勢に合わせて、アクチュアルなテーマが選ばれ、それに関連した住民の社会生活の実態や政治的関心などが調査されている。

言語状況に関しては、ベラルーシ国民の民族アイデンティティと言語に対する態度に関わる調査の一環として、数年に1度調査が行われている。公開されている最も新しい調査結果は、2005年のベラルーシ国民の「母語」に関する調査データ、及び2010年のベラルーシ国民の日常使用言語に関する調査データである。いずれの項目も国勢調査同様に全て自己申告であるが、調査結果には「ベラルーシ語とロシア語」の2言語をあげた者についてのデータが見られることから、国勢調査とは異なり、複数回答が可能であったことがわかる。また国勢調査にはなかった世代別、学歴別、社会ステータス別の集計結果が公開されているため、国勢調査では明らかにできなかった言語状況の側面を分析できる。本章では、IISEPSの調査データから「母語」に関する2005年の調査データ、日

<sup>66</sup> Система доступа к итоговым данным переписи населения Республики Беларусь 2009 года через сеть Интернет (<http://belstat.gov.by/homep/ru/perepic/2009/database.php>, 2012/7/9 閲覧)。

<sup>67</sup> ただし、塩川(2004:4)はソ連時代の民族区分や言語区分に関する公式統計を参照するにあたり、「公式統計における区分は、いかに恣意性をはらむにせよ、繰り返し使用されることによって当事者の意に刻印を残し、そのことによって一種の実体性を獲得する以上、それは無視しがたい重みをもつ」として、批判的考慮を加えつつ慎重に扱う必要はあるものの、重要資料であるということを述べている。

<sup>68</sup> 服部(2004b:139-141)、Woolhiser(2013:9-10)など。

<sup>69</sup> IISEPSのHPを参照(<http://www.iiseps.org/issledovaniya>, 2013/12/05 閲覧)。

常使用言語に関する 2010 年の調査データを参照することにしたい。しかし、この ISEPS の調査データに問題がないとも言い切れない。それは、ISEPS は非政府系の調査機関としての独自性を強く打ち出しているがために、実施された世論調査の結果をみると設問項目の多くにあからさまに現政権を批判的に捉えようという姿勢がみられ、その政治的な中立性に疑問が残るためである<sup>70</sup>。もちろん、こうした ISEPS の調査データは、公式統計では明らかとならないベラルーシ社会の様々な側面、世論に関する貴重な情報を提供してくれるものではあるが、調査機関自体が政治的にやや偏った立場にあるという点は、考慮する必要がある。

### 2.1.3. オルデンブルグ大学とベラルーシ国立大学による共同調査のデータについて

こうした中で、よりアカデミックな立場からベラルーシの言語状況を包括的に捉えようとした社会言語学的調査として近年注目されているのが、ドイツのオルデンブルグ大学<sup>71</sup>及びベラルーシ国立大学と同大学附属の社会政治研究センター(以下、UO/BSU<sup>72</sup>とする)が共同で行った言語調査プロジェクトである<sup>73</sup>。この調査は、ベラルーシ国内に広くみられるものの、これまで本格的な実証研究がなされてこなかった、ベラルーシ語とロシア語の混成語(トラジャンカ)の実態について、大規模な社会言語学調査を実施し、言語学的側面と社会学的側面の双方から明らかにしようとしたものである。本章では、このプロジェクトの成果の一部として 2011 年にベラルーシで発表された論文(Хентшель, Киттель 2011)から、その中で公開されたベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語に関する調査の結果を参照する。UO/BSU による調査は、国勢調査や ISEPS の調査とは異なり、言語状況の把握に特化した調査である点が特徴的である。

調査サンプルは、ベラルーシの方言区分に基づいて選ばれた 6 つの都市及び首都ミンスクからそれぞれ 200 名ずつを無作為抽出した合計 1400 名からなり、調査の規模としては ISEPS の調査とほぼ同じである。調査サンプル 1400 人のうち 1230 人が民族的にベラルーシ人であり(つまり全サンプルの 88%)、その比率は最新の 2009 年の国勢調査時のベラルーシ人の人口比 83.7%とほぼ近い値になっている(Хентшель, Киттель 2011:62-63)。また、調査の際の使用言語にも配慮がなされており、

<sup>70</sup> 例えば、2010 年に公開された ISEPS の世論調査の結果には、「ベラルーシの大統領はベラルーシ語で演説すべきか?」という設問への回答結果や「ロシア大統領の V.プーチンの「真剣な話、我々(ロシア人)とベラルーシ人は一つの民族である」という発言をどう評価するか?」といった設問への回答結果が掲載されている。これらは基本的にロシア語でしか演説を行わないルカシェンコ現大統領や、親ロシア路線をとる現政権を批判的に捉えようとする意図が明確であるといえる(НИСЭПИ 2010:24-25)。

<sup>71</sup> 正式名称は、カール・フォン・オシエツキー大学オルデンブルク(独: Carl von Ossietzky Universität Oldenburg、英: Carl von Ossietzky University Oldenburg)。

<sup>72</sup> 2 つの大学の英語名の略称 UO (University Oldenburg, オルデンブルグ大学)と BSU (Belarusian State University, ベラルーシ国立大学)に基づく。

<sup>73</sup> 調査はオルデンブルグ大学の G. Hentschel 教授(スラヴ語学)と B. Kittel 教授(社会学)が、ベラルーシ国立大学ベラルーシ語史学科の С.Запрудскі 教授及びベラルーシ国立大学附属社会政治研究センターのセンター長 Д.Ротман 教授の協力の下にベラルーシ国内で実施したものである(Хентшель, Киттель 2011:62)。



外部からの調査者がベラルーシの住民とのコミュニケーションを取る上で不要な含意<sup>74</sup>を含まない、中立的な言語としてロシア語を使用した旨が説明されている (Хентшель, Киттель 2011:64)。

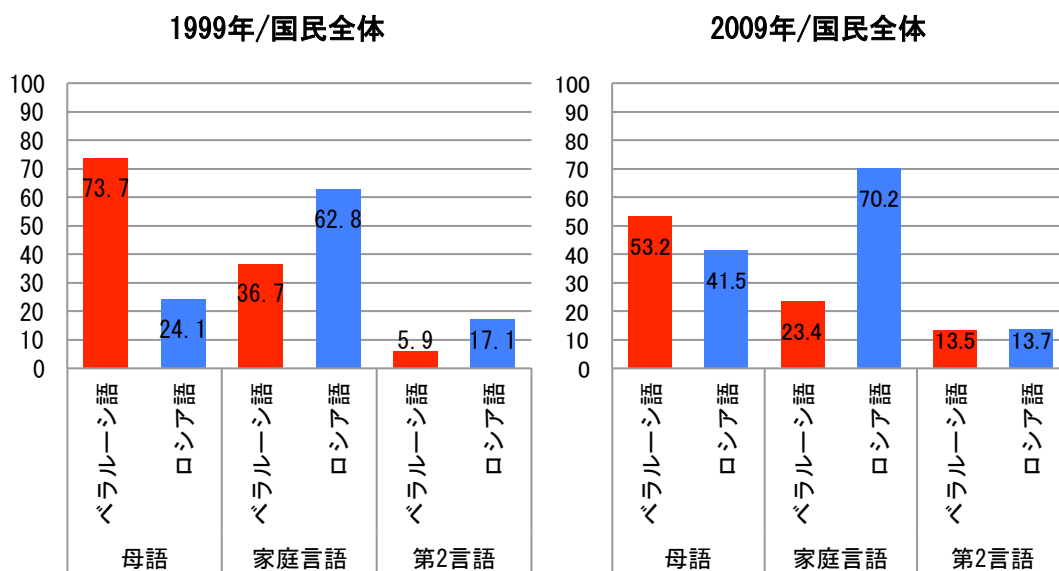
このUO/BSUによる調査では、「母語」(родной язык)、「第一言語」(первый язык)、「日常使用言語」(основной язык общения)の3項目に関する調査結果を参照することができる<sup>75</sup>。これら3項目のうち、「母語」と「第一言語」についての調査結果では、調査サンプル全体に関するデータと出身地別に集計されたデータが公開されている。また、「日常使用言語」については、調査サンプル全体に関するデータと併せて、居住地別、世代別の集計データが公開されていることから、国勢調査及びIISEPSの調査データとの同一項目の比較・検討が可能である。

## 2.2. 国民全体の言語状況

### 2.2.1. 国勢調査にみる言語状況

まず、1999年と2009年の国勢調査のデータに基づいたベラルーシ国民全体の言語状況から確認していく。ベラルーシ国民全体の「母語」、「家庭言語」、「第二言語」の項目をグラフに表すと以下の図1ようになる。

図1 1999年、2009年国勢調査にみるベラルーシ国民全体の言語状況 (%)<sup>76</sup>



※ 数値は各項目でベラルーシ語ないしロシア語をあげた国民の割合(%)を示す。

<sup>74</sup> 現在のベラルーシでは、一般の人々が日常コミュニケーションでベラルーシ語を積極的に使用することは稀である一方で、非政府系メディアや野党支持者はいわばポリシーとして頻繁にベラルーシ語を使用する。このため「ベラルーシ語で話す」という行為は、仮に意図していなくても、それ自体が政治的含意をもったものとして相手に受け取られることがしばしばある。

<sup>75</sup> ここでは、「母語」(родная мова/родной язык)と第一言語が別々に問われている。

<sup>76</sup> 本図の作成に当たっては統計資料(21:214-215)、統計資料(35:384-385)を参照した。

図1のグラフを見て、まず目につくのは、実際の日常使用言語とみなしうる「家庭言語」の項目において、ベラルーシ語の割合がロシア語と比べて相対的に低いことである。次に指摘できるベラルーシの言語状況の基本的な特徴は、服部(2004b:126-128)にも言及されているように、国民が「母語」であると意識している言語と実際に日常生活で使用している家庭言語の状況が乖離しているという点である。すなわち、ベラルーシの国民は「あなたの「母語」は何か？」と問われればベラルーシ語であると答える割合が高いが、「普段家庭で使用する言語は何か？」と問われると、逆にロシア語を上げる割合が高いことがグラフから読み取れる。1999年、2009年共に、ベラルーシ語を「母語」であるとみなしている国民は、家庭で実際にベラルーシ語を使用していると回答した国民の実に約2倍に相当する。

このベラルーシにおける一見逆説的な言語状況について Мечковская (1994:308)は、ベラルーシの国民にとって日常のコミュニケーション手段として機能しているのはロシア語であるが、ベラルーシ語には、日常コミュニケーションを媒介する機能というよりも民族のシンボルとして人々を団結させ、他の民族と自らを区別するエスニックな機能が備わっているためにこうした言語状況が生じていると説明している。Мечковская は、この見解をその後発表した論文でも繰り返し主張しており(Мечковская 2002=2008:85、Мечковская 2011:209)、ベラルーシの言語状況を研究する他の研究者の間でも広く支持されている(服部 2004b:130、Хентшель, Киттель 2011:63 など)。

また、こうしたベラルーシの言語状況の特徴と共に見逃せないのが、1999年から2009年の10年間にベラルーシ語が「母語」と「家庭言語」の両項目において衰退している点である。「母語」の項目においては1999年から2009年の10年間でベラルーシ語をあげる国民は約20%減少し、代わりにロシア語をあげる国民の割合が増え、国民の意識の中で「母語」の位置を占める言語としてベラルーシ語とロシア語が同じ割合になりつつある。また、「家庭言語」の項目においても1999年から2009年にかけてベラルーシ語をあげる国民の割合が13%減少し、逆にロシア語をあげる国民の割合が増えている。唯一「第二言語」の項目でベラルーシ語をあげる国民の割合がやや上昇しているが、これはベラルーシ語が「母語」や家庭言語という主要な言語の地位から、「母語」でも家庭言語でもない、その他扱いの言語の地位に落ちつつある徴候であると解釈できる。

## 2.2.2. 国勢調査と2つの民間調査データの比較

国勢調査により検討した国民全体の言語状況を(ここでは最新の2009年のデータ使用する)、さらに IISEPS による調査データ、UO/BSU による調査データ<sup>77</sup>と比較すると、以下の表2のようになる。

<sup>77</sup> IISEPS 及び UO/BSU においては、国民全体ではなく調査サンプルの全体の値。

表2 ベラルーシ国民全体の「母語」と日常使用言語 (%)<sup>78</sup>

	「母語」				日常使用言語 <sup>90</sup>			
	ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>80</sup>	混成語 <sup>81</sup>	ベラルーシ語	ロシア語	2言語	混成語
国勢調査(2009)	53.2	41.5			23.4	70.2		
IISEPS(2005, 2010) <sup>82</sup>	41.5	50.8	4.6		2.1	63.8	12.1	21.8
UO/BSU(2011)	34.4	17.1	10.9	33.6	4.4	54.6		41.0

※ 数値は各項目で該当する言語をあげた回答者の割合(%)を示す。

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

先に確認したように、ベラルーシ国民全体の基本的な特徴は、「母語」を問われればベラルーシ語をあげる者が比較的多いが、一方で実際の日常使用言語を尋ねられるとロシア語をあげる者が多いという、「母語」と日常使用言語に対する回答が乖離する点である。今回比較した3つの統計データには、いずれもこの特徴がみられることが確認できる。

しかしながら、表2に示したIISEPSとUO/BSUのデータから明らかなように、「母語」と日常使用言語のどちらの項目についても、回答の選択肢に混成語が加わると、この混成語を「母語」あるいは日常使用言語としてあげる者が一定数を占めるようになる。その割合は、「母語」の項目では全体の約3割、「日常使用言語」の項目では2~4割程度と決して少なくない割合を占める。興味深いのは、IISEPSとUO/BSUの調査の際には「ベラルーシ語とロシア語の2言語」と回答することも可能であったにもかかわらず、回答者は、ベラルーシ語とロシア語の「2言語の併用」よりも「2言語の混成語」を「母語」あるいは日常使用言語としてあげている点である。ここには、ベラルーシ国民が2言語を使い分けることをいかに困難であると感じているかが表れている。まさにここにもベラルーシ語とロシア語という系統的に非常に近い2言語が共存するベラルーシの言語状況の特徴を見ることができる。

このように3つの統計データの比較から、ベラルーシ国民の「母語」及び日常使用言語の状況は、調査の方法、特に回答の選択肢によって数値の違いが見られるものの、少なくとも国民の3割以上、多くて5割程度はベラルーシ語を「母語」であるとみなしていると考えられる。日常使用言語については、ロシア語が優勢であることが明らかで、少なくとも国民の5割以上、多く見積もって約7割が日常使用言語としてロシア語を用いている。

一方、ベラルーシ語を日常使用言語としているベラルーシ国民は多く見積もっても2割程度で、場合によっては国民の数パーセントしかないとも考えられる。また、回答の選択肢に混成語が加わると、「母語」、「日常使用言語」の両項目で、それを選ぶ者がかなり出てくる点は、混成語を回答

<sup>78</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(35:384-385)、НИСЭПИ(2005:50)、НИСЭПИ(2010:108)、Хенцшель, Киттель(2011: 65-66)を参照した。

<sup>79</sup> 国勢調査のデータについてはここに「家庭言語」のデータを載せている。

<sup>80</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す(日常使用言語についても同様)。

<sup>81</sup> 混成語とはベラルーシ語とロシア語の混成語を意味する(日常使用言語についても同様)。

<sup>82</sup> 「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである。

の選択肢に含めないままに実施した国勢調査の結果には、「強いて言えばベラルーシ語」、「強いて言えばロシア語」のような明確な線引きができなかった回答が潜在的に数多く含まれていたことを裏付けている。

## 2.3. 都市・農村別の言語状況

### 2.3.1. 国勢調査にみる状況

続いて、都市部と農村部の言語状況を検討する。最初に検討するのは、1999年、2009年の国勢調査のデータである。それに先立ち都市部と農村部の定義を確認しておく。ベラルーシ共和国住民の居住地は、人口、産業インフラ、社会インフラ、当該地域で実施される国政機能などの発達の度合いに応じて、「都市」(город)、「都市型ニュータウン」(посёлки городского типа)、「農村型居住地」(сельские населенные пункты)の3種類に分類される<sup>83</sup>。このうち国勢調査では「都市」と「都市型ニュータウン」をまとめて都市部として扱い、残りの「農村型居住地」を農村部として扱っている<sup>84</sup>。「都市」、「都市型ニュータウン」、「農村型居住地」の定義を示すと、以下の表3ようになる。

表3 ベラルーシ共和国における居住地の分類<sup>85</sup>

	大分類	小分類	定義
都市部	都市 (город)	首都 (столица)	ベラルーシ共和国の首都。ミンスク市がその地位にある。
		州属都市 (город областного подчинения)	人口5万人以上で、発達した産業インフラ及び社会インフラが備わっており、行政、経済、文化の拠点である居住地。ただし、人口5万人未満でも、行政、経済、文化の拠点であり、重要な産業、歴史的価値等がある、あるいは人口の増大が見込まれる居住地も含む。
		区属都市 (город районного подчинения)	人口6千人以上で、産業組織、社会文化的・生活機能的な組織ネットワークがある居住地。ただし、人口6千人未満でも、産業組織、社会文化的・生活機能的な組織ネットワークがあり、人口増大が見込まれる居住地も該当する。
	都市型ニュータウン (посёлок городского типа)	都市型ニュータウン (городский посёлок)	人口2千人以上で、産業組織、コミュニティ組織、社会文化組織、商業組織、公共食堂組織、住民生活サービス組織等がある居住地。
		保養地ニュータウン (курортный посёлок)	人口2千人以上で、サナトリウム・保養所組織、健康回復組織、商業組織、公共食堂組織、住民生活サービス組織、文化・啓蒙組織等がある居住地。ただし、人口2千人未満でも、人口増大が見込まれ、先にあげた諸組織のある居住地も該当する。
		労働者ニュータウン (рабочий посёлок)	人口500人以上で、産業組織、発電所、建設施設、鉄道駅、その他の施設等のある居住地。
農村部	農村型居住地 (сельский населенный пункт)	農業都市 (аггородок)	設備の整った居住地で、当該地住民と隣接地域住民向けの最低限度の社会的基準に基づく国家的保障のための産業インフラと社会インフラのある居住地。
		ニュータウン、農村 (поселок, деревне)	産業インフラと社会インフラのある、農業都市以外の居住地。
		小村 (хутор)	農業都市、ニュータウン、農村に該当しない居住地域。

<sup>83</sup> ベラルーシ共和国行政地域制度法第8条より。

<sup>84</sup> Система доступа к итоговым данным переписи населения Республики Беларусь 2009 года через сеть Интернет (<http://belstat.gov.by/homep/ru/perepic/2009/database.php> より、2014/01/06 閲覧)の中の методология より確認できる。なお、確認できるのは2009年の国勢調査における都市部と農村部の定義だが、特に1999年から大幅な変更をした旨は記載されていないので、1999年の国勢調査でも同じ定義の下に調査を行ったと考えてよいだろう。

<sup>85</sup> ベラルーシ共和国行政地域制度法、第8条をもとに筆者作成。

また、各調査年の都市部と農村部の人口比は、以下の表4のとおりである。

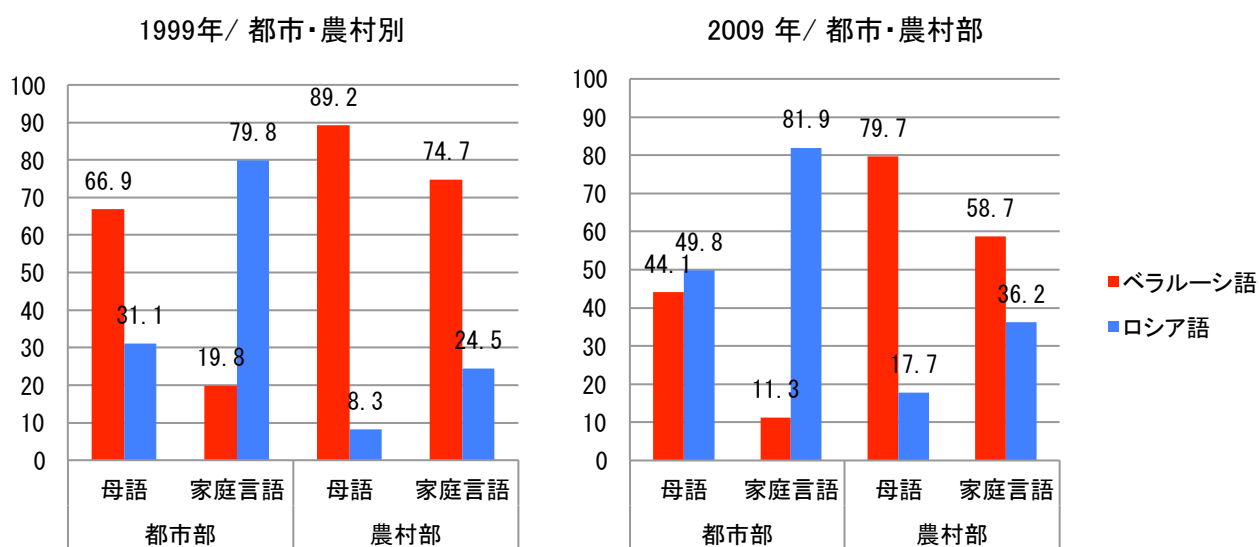
表4 1999年と2009年の都市部と農村部の人口比<sup>86</sup>

	都市部	農村部
1999年国勢調査	6,961,516人 (69.3%)	3,083,721人 (30.7%)
2009年国勢調査	7,064,529人 (74.3%)	2,439,278人 (25.7%)

※ 括弧内の数値は全人口に占める割合(%)を示す

以上を踏まえた上で、ベラルーシ共和国における都市部住民と農村部住民の「母語」と家庭言語の状況を確認していく。それぞれの項目のデータをグラフに表すと、以下ようになる(図2を参照)。数値は、各調査年の都市部人口及び農村部人口をそれぞれ100としたとき、どのくらいの割合の住民がロシア語あるいはベラルーシ語を「母語」ないし家庭言語とみなしているかを示している。

図2 1999年、2009年国勢調査にみるベラルーシ国民の言語状況/都市・農村別 (%)<sup>87</sup>



まず、図2のグラフに明らかなように、都市部に比べて農村部は、「母語」と「家庭言語」の両項目においてベラルーシ語が優勢であるという大きな傾向をもつ。「母語」の項目に関しては、1999年の時点で農村部住民の約9割、2009年の時点でも約8割がベラルーシ語を「母語」と見なしている。農村部住民の家庭言語については、1999年の時点で7割以上、2009年の時点では6割程度がベラルーシ語をあげており、農村部は都市部と比べてベラルーシ語が実質的に日常使用言語として機能していることがわかる。また、農村部は都市部と比べて「母語」と家庭言語の状況の乖離

<sup>86</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(34:11)、統計資料(21:17-18)を参照した。

<sup>87</sup> 本図の作成に当たっては統計資料(21:216-219)、統計資料(35:400-401, 414-415)を参照した。

が相対的に小さいという点も指摘できる。

一方、都市部は、農村部と比べると「母語」と家庭言語の両方においてロシア語が優勢であり、特に家庭言語として用いる言語については、1999年、2009年ともに約8割と大多数の都市住民がロシア語を使用すると回答している。また、都市部の言語状況において、1999～2009年の10年間で顕著な変化がみられたのは「母語」の項目である。1999年の時点では7割弱の都市住民がベラルーシ語を「母語」とであるとみなしていたが、2009年になるとその割合は4割程度にまで落ち込んでいる。その代わりにロシア語を「母語」とであるとみなす都市住民が、約5割にまで増加しており、ベラルーシ語の割合を超える結果となっている。

このように都市部ではロシア語の使用が優勢である一方で、農村部ではベラルーシ語が保たれているという、都市部と農村部の言語状況のコントラストは、ベラルーシにおける言語状況の主要な特徴である。ただし、ここで考慮しなくてはならないのが、都市部と農村部の人口比である。表4が示すとおり、ベラルーシ共和国の総人口に占める農村部の人口は1999年の時点で31%、2009年の時点では26%であり、農村部でベラルーシ語が保持されているとはいっても、人口規模からみて農村部は、ベラルーシ共和国全体の言語状況では大きな勢力となり得ていない。これに加えて、ベラルーシ語を窮地に追い込んでいるのが、止まらない農村部の人口減少と都市部の人口増加である。ベラルーシにおける都市部と農村部の人口比の推移を国勢調査のデータから過去50年にわたって集計すると、以下の表5及び図3のグラフのようになる。

表5 都市部と農村部の人口動態(単位：千人)<sup>88</sup>

	1959年	1970年	1979年	1989年	1999年	2009年
総人口	8,055,714	9,002,338	9,532,516	10,151,806	10,045,237	9,503,807
都市部人口	2,480,505	3,907,783	5,234,295	6,641,337	6,961,516	7,064,529
農村部人口	5,575,209	5,094,555	4,298,221	3,510,429	3,083,721	2,439,278

<sup>88</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(35:8, 26, 40)を参照した。

図3 都市部と農村部の人口動態 (単位：千人)<sup>89</sup>

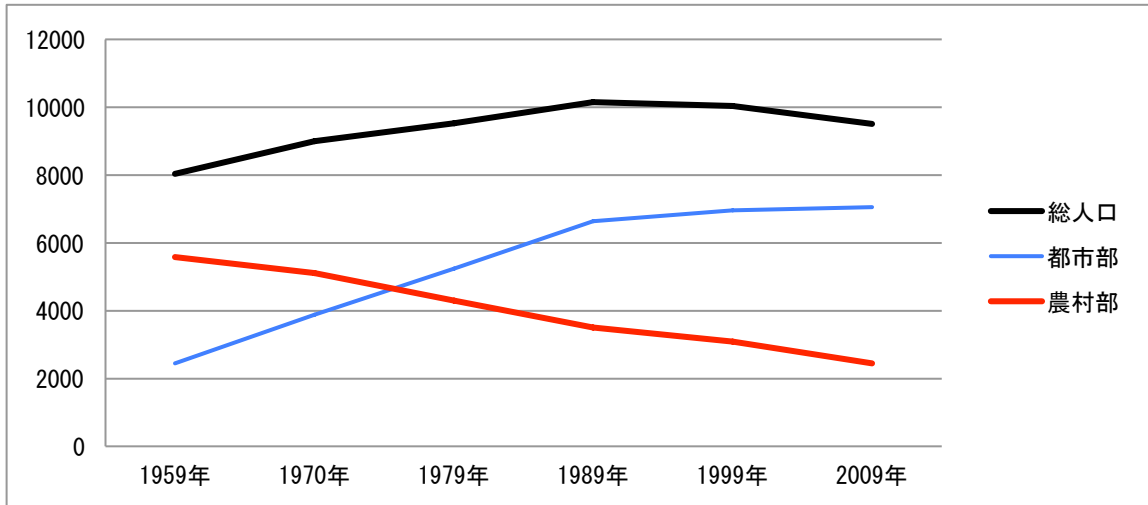


表5及び図3のグラフからは、ベラルーシ語が比較的優勢な地域である農村部の人口は、戦後、減少の一途を辿ってきたことがわかる。一方、それとは逆にロシア語の優勢地域である都市部の人口は1959年から2009年に至るまで一貫して増加し続けている。もし今後も農村部の人口が減少し続ければベラルーシ語の使用者はますます減少していくことは想像に難くない。

このようにベラルーシ語は農村部で辛うじて保持されてはいるものの、ベラルーシの全人口に占める農村部人口の比率が低いことに加え、現在その農村部自体がロシア語使用の増加と人口減少という厳しい状況に晒されている。

### 2.3.2.2 2つの民間調査データにみる混成語(トラシャンカ)使用の実態

また、今日の農村部で実際に話されている言語変種は、実は「純粋な」ベラルーシ語ではなく、トラシャンカ(трясцянка)と呼ばれるベラルーシ語とロシア語の混成語であるという点がしばしば指摘される<sup>90</sup>。国勢調査においては、基本的に「母語」と「家庭言語」の両項目で、ベラルーシ語とロシア語の混成語は選択肢に設定されておらず、実際の調査結果を見てもそのようなデータが存在しないため、農村部をはじめベラルーシ全体にこの混成語(トラシャンカ)が実際にどの程度普及しているかを明らかにすることができない。この混成語(トラシャンカ)の普及の実態を知る上では、次の表6にみるIISEPSによる調査データ及びUO/BSUによる調査データが参考になる。もっとも、両調査データも自己申告に基づくデータであるので、具体的に明らかになるのはベラルーシ国民自らの使用言語に対する意識の中に混成語がいかに普及しているかという点であるが、ベラルーシの言語状況をより現実に即して捉える上で有益な示唆を与えてくれるものと思われる。

<sup>89</sup> 本図の作成に当たっては統計資料(35:8, 26, 40)を参照した。

<sup>90</sup> Мечковская (2011:209)など。

表6 「母語」と日常使用言語/都市・農村別 (%)<sup>91</sup>

		「母語」				日常使用言語			
		ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>92</sup>	混成語	ベラルーシ語	ロシア語	2言語	混成語
国勢調査 (2009)	都市部	44.1	49.8			11.3	81.9		
	農村部	79.7	17.7			58.7	36.2		
IISEPS (2005, 2010) <sup>93</sup>	首都	40.5	51.5	3.9		0	87.1	6.6	6.3
	州都	31.8	63.1	1.1		0.4	84.5	10.2	4.9
	大都市	34.5	61.3	4.6		1.4	74.7	11.0	12.8
	小都市	45.1	41.9	9.8		2.8	45.2	12.4	39.0
	農村	49.1	43.7	3.9		4.5	38.8	18.0	38.3
UO/BSU (2011)	大都市	35.0	44.8		20.2	1.2	82.5		16.3
	小都市	41.3	26.7		32.0	5.1	56.6		38.3
	ニュータウン					4.7	44.4		50.9
	農村	45.4	17.1		37.5				

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

先に述べたように、国勢調査のデータに基づけば、ベラルーシの言語状況は、都市部では「母語」と日常使用言語<sup>94</sup>の両項目においてロシア語が優勢であるのに対し、農村部では「母語」においても日常使用言語においてもベラルーシ語をあげる住民の割合が高いという対照的な状況が見られる。表6をみると、この国勢調査に見られた都市部と農村部の言語状況の特徴は、ロシア語をめぐる状況に限っては、国勢調査とIISEPSの調査データ、UO/BSUの調査データで結果が概ね一致する。すなわち、国勢調査の都市部のデータ、IISEPSの首都・州都・大都市のデータ、及びUO/BSUの大都市のデータにおいてはロシア語を「母語」とみなす住民の占める割合が5～6割程度と高めで、ロシア語を日常使用言語とする住民の割合は7～9割とさらに高い数値を示している。

国勢調査のデータにおいて、ベラルーシ語が比較的優勢とされた農村部の言語状況については、IISEPSの調査データ及びUO/BSUの調査データでは国勢調査と異なった結果が出ている。IISEPSの調査データ及びUO/BSUの調査データに基づけば、国勢調査の際は、農村部住民の約8割を占めたベラルーシ語を「母語」としてあげている者の割合は4～5割に留まり、日常使用言語としてあげている者の割合に至ってはわずかに数パーセントという状況になっている。これに代わって農村部の言語状況で大きな割合を示しているのが、国勢調査では回答の選択肢になかった混成語である。「母語」の項目で混成語をあげる者及び日常使用言語で混成語をあげる者は、農村地域住民の実に4～5割を占めている。また、この混成語を「母語」と日常使用言語としてあげる者の割合は、小都市から大都市へと地域の規模が大きくなるにつれて低くなるという相関関係もデータにみられる。

こうした農村部の混成語の使用についてのIISEPSの調査データ及びUO/BSUの調査データから

<sup>91</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(35:400-401,414-415)、NISЭПИ(2005:51)、NISЭПИ(2010:109)、Хенцель, Киттель(2011:67-69)を参照した。

<sup>92</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す(日常使用言語についても同様)。

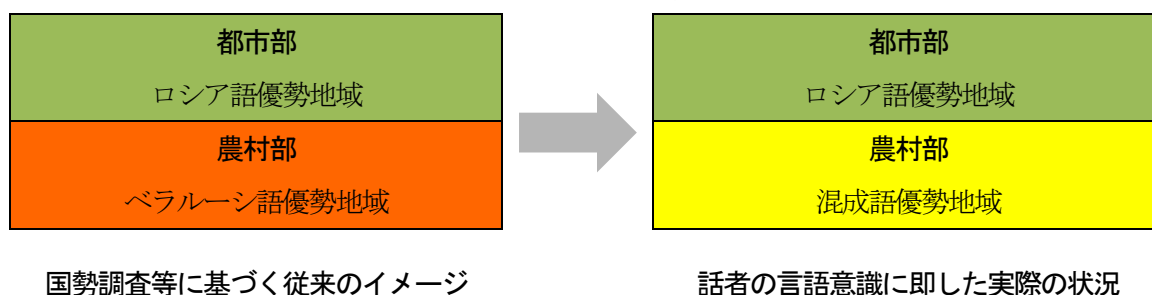
<sup>93</sup> 「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである。

<sup>94</sup> 国勢調査では家庭言語が、これに相当する。



は、本節のはじめに触れた「農村部で実際に話されている言語変種は、実は「純粋な」ベラルーシ語ではなく、トラジャンカ(трасянка)と呼ばれるベラルーシ語とロシア語の混成語である」(Мечковская 2011:209 など)という指摘が、少なくとも住民の言語意識のレベルでは裏付けられたといえる。すなわち、国勢調査では都市部＝ロシア語優勢地域、農村部＝ベラルーシ語優勢地域として捉えられていた言語状況の対比は、IASEPS の調査データ及びUO/BSU の調査データに基づいて検討し直してみると、実は、都市部＝ロシア語優勢地域、農村部＝混成語優勢地域という対比であったと捉え直すことができるのである(図4を参照)。

図4 ベラルーシにおける都市部と農村部の言語状況の対比



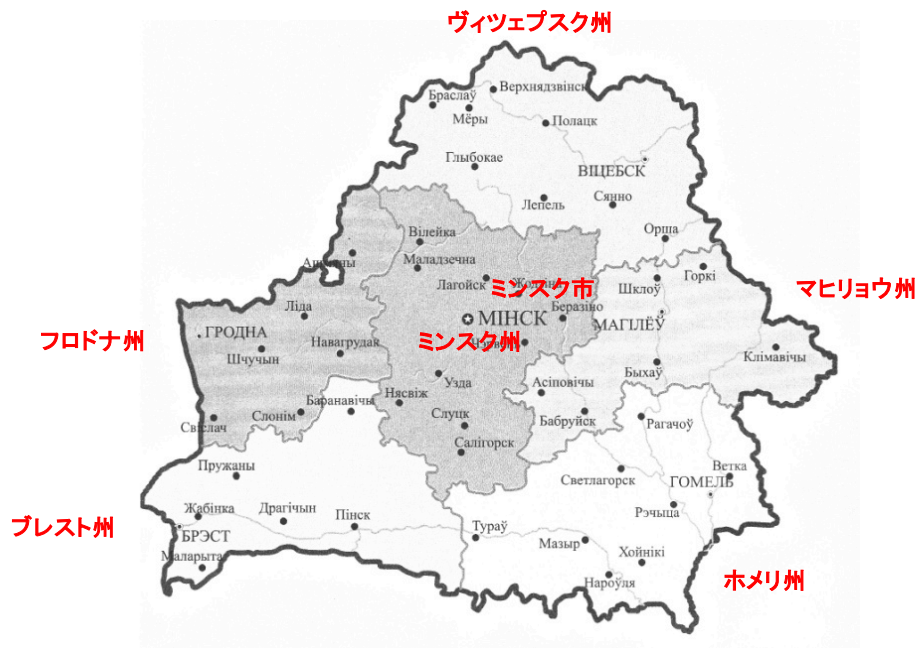
## 2.4. 州別の言語状況

### 2.4.1. 国勢調査にみる言語状況

続いて、州別の言語状況及び首都ミンスクの言語状況を確認する。ベラルーシは、東にロシア、西にポーランドという地政学的な条件、かつてポーランドの支配を受け、後に帝政ロシア・ソ連に組み込まれたという歴史的経緯、民族語がかつての支配言語であるロシア語と同じ東スラヴ語に属しているという言語学的特徴をもつ点で、隣国ウクライナとよく似た条件を備えている。ウクライナは東西で言語状況に顕著な地域差があることで知られており<sup>95</sup>、ベラルーシにもそうした東西差が存在するのかという問題は、興味深いテーマである。ベラルーシにおけるそれぞれの州、首都ミンスクの地理的な位置は図5に示す地図のとおりである。

<sup>95</sup> ウクライナにおいては西部がウクライナ語優勢、東部がロシア語優勢という明確な東西差があり(芳之内 2008:48, 52)、しばしばこうした東西差が国を2分するような議論を引き起こしている。

図5 ベラルーシ共和国における各州の位置関係<sup>96</sup>

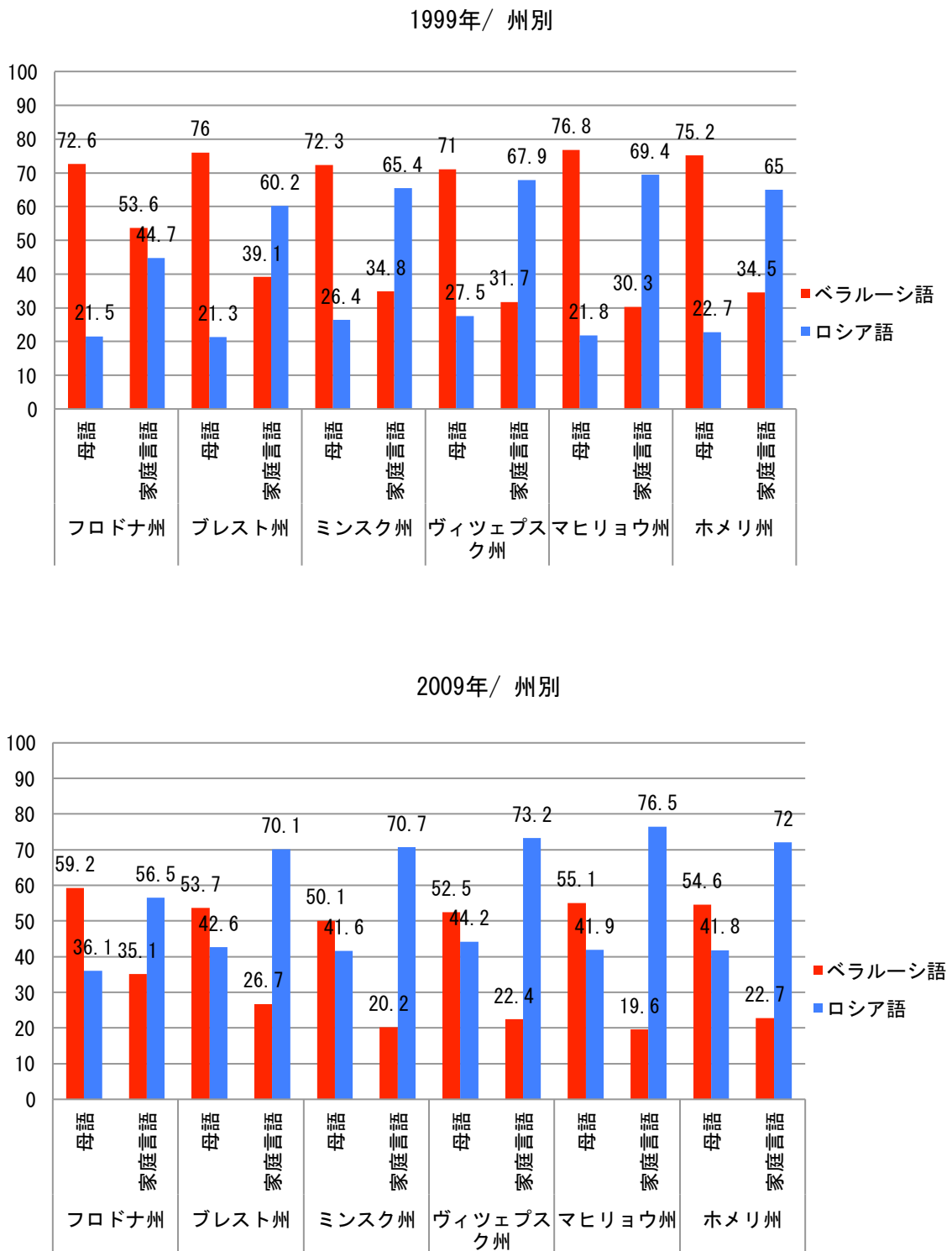


言語状況の東西差に関しては、1999年の国勢調査のデータを分析した服部(2004b:141)が、ベラルーシにおける言語状況の地域差は、隣国ウクライナにみられるような極端なものではないとしながらも、敢えて分類すれば、ブレスト州・ヴィツェプスク州・マヒリョウ州・ホメリ州はロシア語化が進行しているのに対し、フロドナ州とミンスク州においてはベラルーシ語が相対的に保たれていると指摘している。ここでは、そうした地域ごとの特徴が2009年の国勢調査データにも見られるのか、1999年からの10年間でどのような変化が生じたのかという点を中心に分析する。

まず、国勢調査のデータに基づき、ベラルーシ共和国におけるフロドナ州、ブレスト州、ミンスク州、ヴィツェプスク州、マヒリョウ州、ホメリ州の各州と首都ミンスク市の「母語」と「家庭言語」の項目をグラフに表すと、次ページの図6及び図7のようになる。数値は、各調査年の各州の人口及びミンスク市の人口をそれぞれ100としたときの割合で示している。

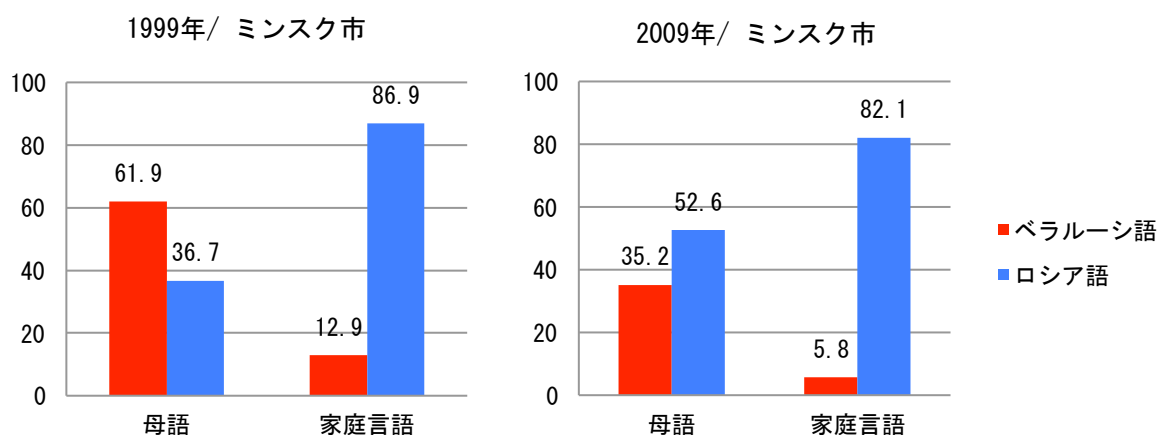
<sup>96</sup> Рамза(2010) 裏表紙見返しより抜粋。

図6 1999年、2009年国勢調査にみるベラルーシ国民の言語状況/州別(%)<sup>97</sup>



<sup>97</sup> 本図の作成に当たっては統計資料(21:220-257, 274, 280, 318, 324), 統計資料(35:386-399)を参照した。

図7 1999年、2009年国勢調査にみるベラルーシ国民の言語状況/首都ミンスク(%)<sup>98</sup>



まず、図6の1999年のデータを見ると、各州の「母語」の項目における状況には大きな差がないことがわかる。いずれの州も、ベラルーシ語を「母語」だと見なす住民は7～8割程度で、ロシア語については2～3割程度となっている。また家庭言語においてもやはり各州の状況に概ね差はなく、ベラルーシ語を日常的に用いている住民は3～4割程度、ロシア語を用いている住民は6～7割程度となっている。ただし、唯一西部のフロドナ州のみ、家庭言語においてベラルーシ語がやや優勢で、住民の半数以上がベラルーシ語を日常的に使用していると回答しており、他の州より1～2割程度その割合が高い。1999年のデータを同様に分析した服部(2004b:141)も、各州の言語状況は概ね大きな差がないとしながらも、フロドナ州はベラルーシ語の使用がやや優勢であることを認めている<sup>99</sup>。

同じく図6の2009年のデータにおいても、1999年同様にフロドナ州を除いた5つの州の「母語」と「家庭言語」の項目における状況には、やはり大きな差は見られない。いずれの州も「母語」に関しては、ベラルーシ語を「母語」だと見なす住民が5割強、ロシア語については4割強となっている。また家庭言語に関しては、ベラルーシ語を日常的に使用すると回答した住民は2割強、ロシア語をあげた住民は7割強であった。しかし、フロドナ州だけは他の州と比べて、「母語」と「家庭言語」の項目においてベラルーシ語をあげる住民が多く、2009年にはベラルーシ語を「母語」だとみなす住民は約6割、家庭言語においてもベラルーシ語をあげる住民は3割強と、いずれも他の州より1割程度高くなっている。

1都市ながらベラルーシ国内のどの州よりも多くの人口を抱える首都ミンスクの言語状況については、図7に示されているように、ロシア語の勢力が特に強いことがわかる。ミンスクは、分類上、

<sup>98</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(21:256-257)、統計資料(35:398-399)を参照した。

<sup>99</sup> 服部(2004b:141)はさらに、ベラルーシ語が比較的優勢な地域としてミンスク州をあげている。ミンスク州は確かに元の集計データに即して首都ミンスク市を除いた部分の住民の言語状況を「ミンスク州」のデータとしてみると、他の州よりベラルーシ語が優勢であるが、比較を行った他の州同様に州の中心都市であるミンスク市を含め州全体の数値を算出し比べると実は大きな差はないことがわかる。

その領域全体が都市部に分類されるため、農村部を含んだ各州の言語状況よりもロシア語が優勢なのは言うまでもないが、2.3.1.で確認したベラルーシの都市部全体の言語状況と比べても1999年、2009年と続けて「母語」と「家庭言語」の両項目でロシア語が優勢になっている。つまり、首都ミンスクはベラルーシ国内でも特にロシア語が優勢な地域であるといえる。

## 2.4.2. フロドナ州とポーランド人の言語状況

このようにベラルーシの言語状況を州別にみると、フロドナ州を除いた各州についてはそれほど目立った地域差はなく、どの州もほぼ同じような言語状況となっている。そうした中でベラルーシ共和国の政治的・経済的な中心である首都ミンスクは、国内でも特にロシア語の優勢さが顕著であるという特徴を持っている。唯一、西部のフロドナ州においては、ややベラルーシ語が優勢であるという特徴がみられた。すなわち、フロドナ州は他の州よりベラルーシ語を「母語」とみなす住民の割合、家庭言語として日常的に使用すると回答した住民の割合が高かった。

しかし、ここで注目したいのが、ベラルーシ語を「母語」ないしは家庭言語として回答した住民のうち一体どのくらいがベラルーシ人であったのかという点である。というのも、フロドナ州は、ポーランドと隣接していることもあり、歴史的に住民に占めるポーランド人の割合が高いという特徴を持つ地域だからである。参考までに、1959年から今日までのフロドナ州の全人口に占めるベラルーシ人とポーランド人の割合をまとめると、以下の表7のようになる。

表7 フロドナ州の人口に占めるベラルーシ人とポーランド人の割合<sup>100</sup>

	1959年	1970年	1979年	1989年	1999年	2009年
フロドナ州人口	1,076,789人	1,120,395人	1,127,465人	1,163,608人	118,178人	1,072,381人
ベラルーシ人	60.1%	65.1%	61.9%	60.3%	62.3%	66.7%
ポーランド人	30.9%	24.7%	26.5%	25.9%	24.8%	21.5%
その他の民族	9.0%	10.2%	11.6%	13.8%	87.1%	11.8%

このようにフロドナ州は、戦後から現在に至るまで、人口の2～3割をポーランド人によって占められてきた地域であり、その割合は緩やかに減少しているものの、現在でも約2割がポーランド人で占められている。また、フロドナ州は、ベラルーシ国内に居住するポーランド人の約7割が集中する地域でもあり、民族構成の点で他の州とやや異なった特徴をもっている。2.5.2で詳しく検討するが、ベラルーシ国内のポーランド人は、国内の諸民族の中でも言語面でベラルーシ語使用者への同化が顕著であり、彼らは民族的にはポーランド人を自称しつつも、ベラルーシ語を「母語」とみなし、家庭言語としても日常的にベラルーシ語を使用する割合がベラルーシ人に匹敵するほど高いという特徴をもつ。この点を考慮すると、そうした特徴をもつポーランド人が人口の2割を占める

<sup>100</sup> 本表の作成に当たっては(統計資料21:28), 統計資料(35:16-17)を参照した。

フロドナ州では、ベラルーシ語を「母語」、家庭言語としてあげる住民の割合を底上げしているのは、実はポーランド人であるのではないかという疑問が出てくる。そこで、「母語」と「家庭言語」の項目でベラルーシ語をあげたフロドナ州住民に占めるベラルーシ人とポーランド人の割合を検証すると、表8のようになる。

表8 「母語」、家庭言語でベラルーシ語をあげたフロドナ州住民<sup>101</sup>

	「母語」がベラルーシ語		家庭言語がベラルーシ語	
	1999年	2009年	1999年	2009年
全数(人)	860,624	634,735	635,673	375,919
ベラルーシ人	75.4%	77.5%	70.3%	73.0%
ポーランド人	22.2%	21.1%	27.2%	25.0%

表8にみられるように、「母語」の項目でベラルーシ語をあげたフロドナ州住民の約2割はポーランド人、家庭言語の項目でベラルーシ語をあげたフロドナ住民にいたっては約25%、つまり4分の1がポーランド人であったことがわかる。ちなみにこれらのポーランド人を除いてフロドナ州の住民の「母語」、家庭言語についてのデータを整理すると、数値の上では他の州とほぼ変わらない言語状況になる。つまり、フロドナ州が他の州に比べてややベラルーシ語が優勢であったのは、同州の人口の2割を占めるポーランド人がベラルーシ語を「母語」とみなし、家庭言語としても使用している住民の割合を引き上げていたからにほかならない。

このように西ベラルーシのフロドナ州が一見ベラルーシ語の優勢な地域のように見えて、実際にそれを底上げしているのが同州のポーランド人住民つまり(非ベラルーシ人)であることを踏まえると、ベラルーシの言語状況は実質的には地域差がほとんどないことがわかる。こうした明確な東西差がほぼ存在しないベラルーシの言語状況は、特に民族主義とのかかわりから言えば、ベラルーシ民族主義者たちがその中心地域をもたず、国内で大きな勢力を築けていない要因の一つともなっている。この点は、西部に確固としたウクライナ語地域をもち、かつそこが民族主義の中心地として機能している隣国ウクライナの状況とは大きく異なっているといえる<sup>102</sup>。

#### 2.4.3. 国勢調査と ISEPS の調査データの比較にみる日常使用言語をめぐる状況

ここで州別の集計データが公開されている ISEPS による調査データを加え、2009年の国勢調査のデータと比較すると、表9のようになる。

<sup>101</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(21:238-239)、統計資料(35:392-393)を参照した。

<sup>102</sup> こうしたベラルーシにおける東西差と民族主義のかかわりについては服部(2004b:170-176)が詳しい。

表9 「母語」と日常使用言語/州別 (%)<sup>103</sup>

			母語				日常使用言語				
			ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>104</sup>	その他 <sup>105</sup>	ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>106</sup>	混成語	その他 <sup>107</sup>
国勢調査 (2009)	ミンスク州	州全体	50.1	41.6			20.2	70.7			
		ミンスク市	35.2	52.6			5.8	82.1			
		首都以外	69.4	27.4			38.9	56.0			
	フロドナ州	59.2	36.1			35.1	56.5				
	ブレスト州	53.7	42.6			26.7	70.1				
	ヴィツェブスク州	52.5	44.2			22.4	73.2				
	マヒリョウ州	55.1	41.9			19.6	76.5				
	ホメリ州	54.6	41.8			22.7	72.0				
IISEPS <sup>108</sup> (2005, 2010)	ミンスク州	ミンスク市	40.5	51.5	3.9	4.3	0	87.1	6.6	6.3	0
		首都以外	36.0	59.2	1.0	3.4	0.9	44.2	9.4	45.5	0
	フロドナ州	43.2	44.1	1.2	14.2 <sup>109</sup>	12.0	53.1	21.1	12.6	1.2	
	ブレスト州	39.3	55.5	4.7	0.6	0.4	79.0	12.1	8.5	0	
	ヴィツェブスク州	44.3	51.6	2.4	1.0	3.0	62.7	15.9	17.9	0.5	
	マヒリョウ州	53.3	35.7	10.1	2.3	0.6	54.8	7.3	37.3	0	
	ホメリ州	37.1	53.7	9.3	2.1	0.4	55.2	15.2	29.1	0.1	

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

2.4.1.で確認した国勢調査のデータにみられる州ごとの言語状況に大きな差がみられないという傾向は、フロドナ州の日常使用言語の状況を除けば、基本的に IISEPS の調査データでも確認できる。ただし、「母語」に関しては IISEPS の調査データでは東部のマヒリョウ州で、ベラルーシ語をあげる者の割合が他の州よりやや高く、日常使用言語に関してはブレスト州の住民はロシア語をあげる割合が相対的に高いという、国勢調査とはやや異なった傾向もみられる。

しかし、それよりも顕著な違いとして目を引くのが、IISEPS の調査データでは、日常使用言語について回答の選択肢に混成語が加わることで、ベラルーシ語をあげる回答者の割合は大きく減り、各州で数パーセントに留まっているという点である。唯一フロドナ州だけがベラルーシ語を日常使用言語とする住民の割合が1割を超えるが、これも2.4.2.で既に言及したようにポーランド人の影響であるとみるのが妥当である。IISEPS のデータでは、ロシア語を日常使用言語としているのは、国勢調査のデータより1割程度少なく、どの州も5~6割程度となっている。ブレスト州だけが約8割とやや高めである。ベラルーシ語とロシア語の2言語を使用する住民は、どの州でも1割前後を占めるが、フロドナ州のみが約2割とやや高めである。混成語の使用に関しては、州による差がみられ、特に東部地域のマヒリョウ州とホメリ州においては日常使用言語としてあげられる割合が3

<sup>103</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(35:386-399), НИСЭПИ (2005:51), НИСЭПИ (2010:109) を参照した。

<sup>104</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す。

<sup>105</sup> ここは、IISEPS のデータは元のデータでポーランド語をあげた者の割合を合算している。

<sup>106</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す。

<sup>107</sup> ここは、元のデータで無回答の者の割合を合算している。

<sup>108</sup> 「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである。

<sup>109</sup> このうち13.4%がポーランド語をあげている。

～4割弱と高くなっている。また、首都ミンスクは、IISEPSのデータにおける「母語」の項目はややその傾向は弱いですが、全体としては、「母語」と日常使用言語のどちらの項目においてもロシア語をあげる住民の割合が国内でも際立って高くなっている<sup>110</sup>。

## 2.5.民族別の言語状況

### 2.5.1. 国勢調査にみる言語状況

ここでは民族別の言語状況を確認する。なお、民族別の言語状況に関するデータがみられたのは国勢調査の調査データのみであったため他のデータとの比較は行わない。検討するのはベラルーシ国内の4つの主要な構成民族である、ベラルーシ人、ロシア人、ポーランド人、ウクライナ人である。国勢調査の各調査年(1999年, 2009年)の民族構成は、以下のとおりである(表10を参照)。

表10 1999年と2009年の民族構成<sup>111</sup>

	ベラルーシ人	ロシア人	ポーランド人	ウクライナ人
1999年	8,159,073人 (81.2%)	1,141,731人 (11.4%)	395,712人 (3.9%)	237,014人 (2.4%)
2009年	7,957,252人 (83.7%)	785,084人 (8.3%)	294,549人 (3.1%)	158,723人 (1.7%)

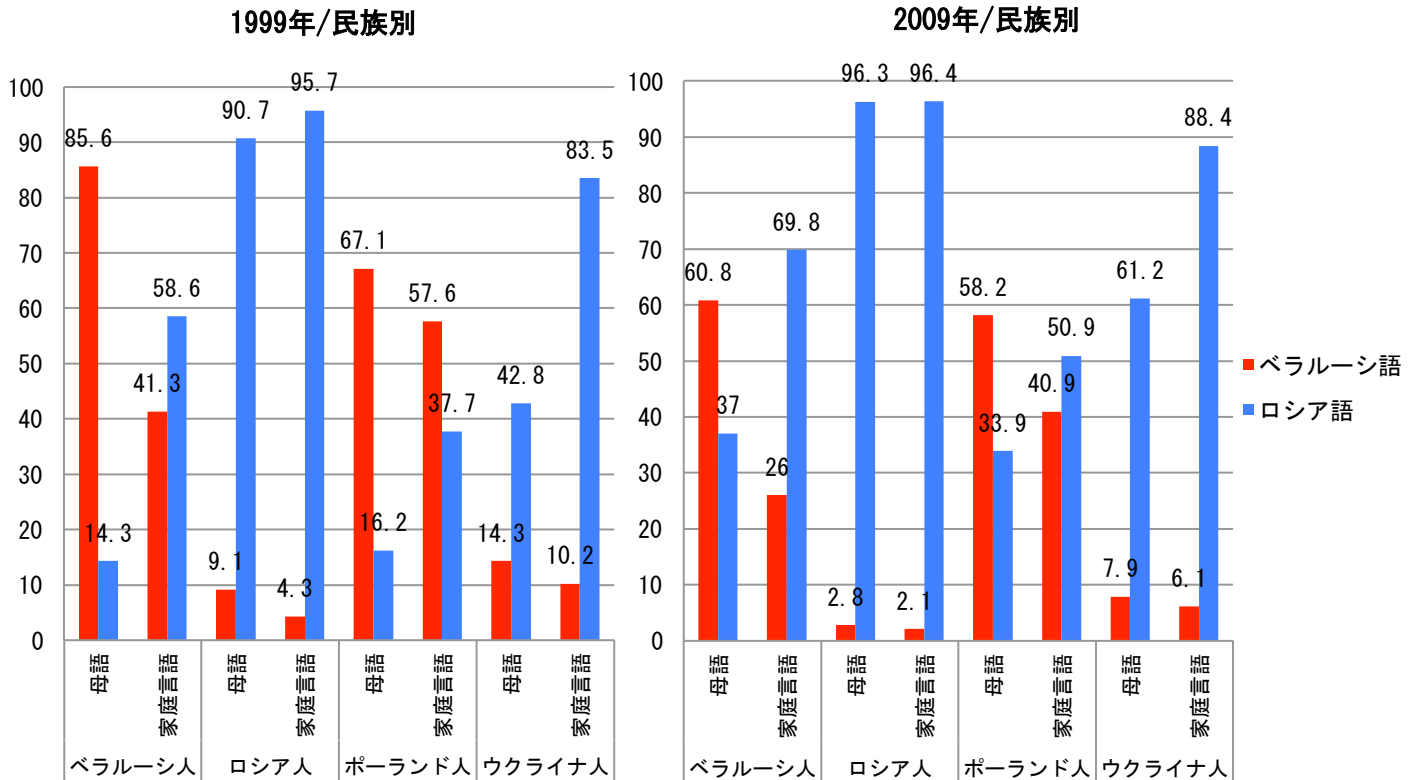
これを踏まえた上で、ベラルーシ共和国におけるこれらの4民族の人口をそれぞれ100とし、民族ごとに「母語」と「家庭言語」の項目でベラルーシ語あるいはロシア語をあげた構成員の割合をグラフに表すと、以下の図8のようになる。

<sup>110</sup> 首都におけるロシア語使用率の高さも言語使用という面で国民全体に与える心理的影響が大きく、ベラルーシ語の普及を妨げる要因の1つであると考えられる。

<sup>111</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(35:8-9)を参照した。



図8 1999年、2009年国勢調査にみる民族別の言語状況(%)<sup>112</sup>



まず、ベラルーシ共和国の基幹民族であるベラルーシ人の状況からみていきたい。ベラルーシ人はベラルーシ共和国の全人口に占める割合が8割以上とかなり高いため、その言語状況は2.2.1.で確認したベラルーシ国民全体の傾向と基本的に一致する。すなわち、「母語」においてはベラルーシ語をあげる割合が高いが、実際に日常的に使用している家庭言語としてはロシア語が相対的に優勢である。

一方、ベラルーシ共和国で人口の1割程度を占めるロシア人は、「母語」、家庭言語ともにロシア語をあげる割合が高く、しかもいずれも9割を超えており、ベラルーシ国内では唯一、民族アイデンティティ、「母語」、家庭言語がほぼ一致する民族グループである。

ウクライナ人も「母語」、家庭言語の両面でロシア語をあげる割合が高いのは、ロシア人と同じ傾向にある。特に家庭言語では、ウクライナ人の8割以上は、ロシア語を使用している。ただし、「母語」については民族語であるウクライナ語を「母語」だと見なすウクライナ人が、1999年には42.8%、2009年には29.2%と、減少傾向にはあるものの、その占める割合は少なくない。

<sup>112</sup> 本図の作成に当たっては統計資料(21:214-215), 統計資料(35:384-385)を参照した。

## 2.5.2. ベラルーシ語使用者のポーランド人

ベラルーシ国内の民族グループで、ベラルーシ語との関係からみて非常に興味深いのは、ポーランド人である。図8に示されているように、まず「母語」の項目においては、ポーランド人は、ベラルーシ人に次いでベラルーシ語を「母語」と見なしている割合が高い。特に2009年はベラルーシ人との差が僅か2.6%であり、ほぼ同じ割合といえる(ベラルーシ人60.8%、ポーランド人58.2%)。ちなみに民族語であるポーランド語を「母語」として回答したポーランド人の割合は1999年で16.5%、2009年で5.4%とかなり低い割合になっている。また、家庭言語に至っては、1999年、2009年共にベラルーシ人よりもポーランド人の方がベラルーシ語を使用すると回答した割合が高くなっている。

このポーランド人の言語とアイデンティティをめぐるやや不可解な問題の真相を明らかにするために手掛かりになるのは、ベラルーシに居住するポーランド人の民族アイデンティティをアンケート調査から明らかにしたНавуменка(2002)である。Навуменка(2002:183-187)は、アンケート調査<sup>113</sup>の結果から、まずベラルーシに住むポーランド人にとって「言語」はポーランド人としてのアイデンティティを構成する要素としてさほど重要な位置を占めていないことを指摘している。ベラルーシに居住するポーランド人のアイデンティティ保持にとって重要な要素となっているのは、1位) 家族や親類、2位) 宗教、3位) 文化・伝統・習慣などが上位を占め、「言語」は8位にとどまっている。またこれら上位に入った要素のうち2位の「宗教」<sup>114</sup>に関しては、「あなたにとってベラルーシに住みながらポーランド人であることを助けているのは何か?」という問いに、調査対象となったポーランド人の4分の1が「教会と信仰」をあげていることから、特に重要なアイデンティティの構成要素であることが伺える。

またНавуменка(2002:189)は、同じくアンケート調査の結果から、ベラルーシに住むポーランド人がしばしば、ポーランド人という民族アイデンティティに加え、ベラルーシ人のアイデンティティも持ち合わせているというアイデンティティの2重性を指摘し、ポーランド人アイデンティティとベラルーシ人アイデンティティのそれぞれが個々人にとってどのような意義をもつかについては個人差があると説明している。いずれにしても、少なくともベラルーシのポーランド人は自らの民族的属性に揺れがあることは確かである。このベラルーシに居住するポーランド人のアイデンティティに関しては、服部(2004b:173)が指摘するように、「「ポーランド人」を自称している人たちは、実際にはほとんど民族的にベラルーシ人であり、カトリックであるがゆえに「ポーランド人」という意識を持っているにすぎない」という説明がしばしばなされる。こうした見解は、上述のНавуменка(2002)の指摘とも符合するものである。

<sup>113</sup> 2000年12月～2001年3月にかけて、ミンスク州、フロドナ州、ホメリ州の10都市(それぞれ州都を含む)の成人住民からベラルーシ人300人、ロシア人300人、ポーランド人300人を対象に実施したアンケート。ここではそのうちポーランド人から得られた回答に基づく考察を参照した(Навуменка 2002:182)。

<sup>114</sup> ここで、ポーランド人アイデンティティと結びつくのはカトリック教である。

### 2.5.3. ベラルーシ人にとっての「母語」としてのベラルーシ語

以上が、民族別にみたベラルーシの言語状況である。ここでさらに指摘しておかねばならないのは、1999年から2009年の10年間でどの民族の「母語」、「家庭言語」の項目においてもベラルーシ語の占める割合が低下している点である。その代わりにどの民族にとってもロシア語の占める割合は増加している。特に、顕著なベラルーシ語の衰退として目につくのが、ベラルーシ人の「母語」の項目である。1999年の時点ではベラルーシ語を「母語」とみなしていたベラルーシ人は85.6%に上ったが、2009年には60.8%にまでその割合を落としている。逆にロシア語を「母語」とみなしていたベラルーシ人は1999年には14.3%に留まっていたが、2009年にはそれが37.0%にまで上昇している。この変化が過去数十年間でいかに大きな変化であったかを示すと、表11及び図9のようになる。

表11 ベラルーシ人にとっての「母語」(%)<sup>115</sup>

		1959年	1970年	1979年	1989年	1999年	2009年
ベラルーシ人が 「母語」とみなす言語	ベラルーシ語	93.2	90.1	83.5	80.2	85.6	60.8
	ロシア語	6.8	9.8	16.5	19.7	14.3	37.0
	その他の言語	0	0.1	0	0.1	0.1	2.2

図9 ベラルーシ人の「母語」意識の変化<sup>116</sup>

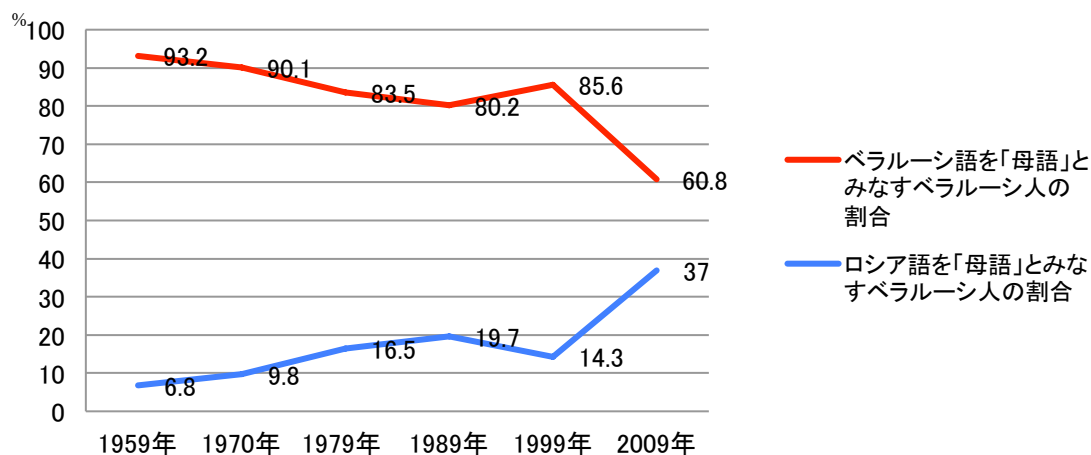


表11は、1959～2009年の国勢調査のデータから調査年ごとのベラルーシ人（ベラルーシ人であると回答した者）の「母語」の状況について各調査年の全ベラルーシ人の数を100としたときにベラルーシ語を「母語」とみなすベラルーシ人の割合とロシア語を「母語」とみなすベラルーシ人の割合、及びその他の言語を「母語」とみなすベラルーシ人の割合の変化を表したものである。

<sup>115</sup> 本表の作成に当たっては統計資料(19:124-125)、統計資料(20:192)、統計資料(48:108-109)、統計資料(35:317-318)を参照した。

<sup>116</sup> 本図の作成に当たっては統計資料(19:124-125)、統計資料(20:192)、統計資料(48:108-109)、統計資料(35:317-318)を参照した。

図9は、そのうち、全ベラルーシ人を100とした場合の、ベラルーシ語を「母語」とみなすベラルーシ人の割合とロシア語を「母語」とみなすベラルーシ人の割合の変化を取り出してまとめたものである。

まず大きな傾向として、ベラルーシ人が「母語」と見なす言語が戦後からほぼ一貫してベラルーシ語からロシア語に置き換わりつつあるということが指摘できる。唯一1989年から1999年の10年間はベラルーシ語を母語として意識するベラルーシ人が増加している。これは、独立後の1990年代前半にとられたベラルーシ化政策<sup>117</sup>の影響によるものと考えられる。

しかしながら、こうした比較的緩やかな変化に比べると、1999～2009年の10年間の急激な変化は明らかである。図9が示すように、ベラルーシ語を「母語」と意識するベラルーシ人の割合の低下自体は、ソ連時代にも進行していたことである。ここで注目しなくてはならないのは、ソ連時代は1959～1989年の30年間で13%の減少であったのに対し、1999～2009年はわずか10年の間に24.8%も低下していることである。この減少速度はソ連時代の約6倍であり、2009年時点でベラルーシ語を「母語」とみなすベラルーシ人の割合は過去50年で最も低い値となっている。

このような、ベラルーシ人の急激な「母語」意識の変化は、第3章で改めて検討するが、1995年の国民投票によるロシア語の国家語化、及びそれに基づいて改定された1998年言語法の影響があるものとみられる。1999年の段階では、上述の90年代前半のベラルーシ化政策の影響がまだ強く残っており、ベラルーシ人であればベラルーシ語を「母語」と回答するのが当然であるという社会の雰囲気は優勢だったことは想像に難くない。しかし、ロシア語が国家語という地位を得、また法律上でもロシア語を積極的に使用することが公に認められるようになったことで、ベラルーシ社会全体の雰囲気が徐々に変化し、2009年の段階では、ベラルーシ人であってもロシア語を公に「母語」と口にするのがもはや憚られなくなったと考えられる。

ベラルーシ人にとって「母語」という単語は、民族的属性と結びつけて理解される傾向の強い概念であることは既に2.1.1.で確認したとおりである。しかし、ここで参照した過去50年間の国勢調査のデータからは、ベラルーシ人にとっての民族的属性と「母語」の結びつき、すなわちベラルーシ人という民族性とベラルーシ語の結びつきが、特にここ10年のうちに急速に弱くなっていると指摘せざるを得ない。すなわち、ベラルーシ人にとってベラルーシ語は、民族アイデンティティを象徴する必須の要素として意識されなくなりつつあると考えられるのである。ベラルーシ語が実際に日常的なコミュニケーションを媒介するという機能をすでに社会で十分に担っていないことは、既に述べてきたとおりであるが、その代わりに主張されてきたベラルーシ語のベラルーシ民族の象徴としての機能すらも弱化し始めているのである。

<sup>117</sup> ベラルーシ共和国独立直後の1990年代前半にベラルーシ共和国で実施された、ベラルーシ語及びベラルーシ文化の奨励政策。1995年のロシア語国家語化を機に事実上打ち切られていった。詳しくは(Конан1994)を参照。

## 2.6. 2つの民間調査データにみる世代別・社会ステータス別・学歴別の言語状況

### 2.6.1. 世代別の言語状況

ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語に関する世代別の言語状況は、本章で参照した3つの統計データのうち、IISEPSの調査データとUO/BSUの調査データにみられる。それぞれの世代別のデータをまとめると、表12のようになる。

表12 ベラルーシ国民の世代別の「母語」と日常使用言語の状況 (%)<sup>118</sup>

		「母語」				日常使用言語				
		ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>119</sup>	その他 <sup>120</sup>	ベラルーシ語	ロシア語	2言語	混成語	その他 <sup>121</sup>
IISEPS (2005, 2010) <sup>122</sup>	18-19歳	33.6	60.5	1.4	1.7	1.6	71.4	14.3	12.7	0
	20-24歳	35.3	58.8	4.5	2.2	0	80.7	12.1	7.1	0.1
	25-29歳	31.4	61.0	6.1	1.5	0	82.2	9.6	8.1	0.1
	30-39歳	36.3	59.2	3.8	3.3	1.7	72.6	11.7	14.0	0
	40-49歳	37.5	55.2	4.8	3.2	0.7	69.7	11.0	17.6	1.0
	50-59歳	46.4	48.3	4.0	2.2	1.5	64.9	12.4	21.1	0.1
	60歳以上	53.5	33.9	5.5	7.0	5.1	38.8	13.7	42.4	0
UO/BSU (2011)	18-29歳					2.4	65.6		32.1	
	30-49歳					5.5	54.5		40.0	
	50歳以上					5.4	39.1		55.4	

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

まず、ベラルーシ国民の世代別の「母語」の状況は、40代までの各世代でほぼ均一である。40代までの各世代では、ほぼ一様に、約3～4割がベラルーシ語を「母語」とみなし、6割前後がロシア語を「母語」とみなしているという状況にある。ところが、50代以上になると、40代以下の世代と差が見られるようになり、ベラルーシ語を「母語」と見なす者の割合は増加し、それに呼応してロシア語を「母語」とみなす者の割合はやや低くなる。ちなみにベラルーシ語とロシア語の2言語を「母語」としてあげる者の割合はどの世代においても数パーセントに留まっており大きな差は見られない。

一方、ベラルーシ国民の日常使用言語の状況については、ベラルーシ語を日常使用言語にしていると回答した者の割合は、どの世代も数パーセントと、かなり低い割合になっている。ロシア語を日常使用言語としてあげている者の割合は、IISEPSのデータでは40代までほとんど差はなく各世代とも7～8割程度である。UO/BSUのデータでは、ロシア語を日常使用言語としてあげている者の割合はやや低くなるが、それでも40代までは5割半ば～6割半ばで大きな差はない。ただし、IISEPS、UO/BSUのどちらのデータにおいても、50代以上、60代以上の年配者になるとロシア語を日常使用

<sup>118</sup> 本表の作成に当たっては НИСЭПИ (2005:50), НИСЭПИ (2010:108), Хеншель, Киттель (2011: 69) を参照した。

<sup>119</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す(日常使用言語についても同様)。

<sup>120</sup> ここは、元のデータでポーランド語をあげた者の割合を合算している。

<sup>121</sup> ここは、元のデータで無回答の者の割合を合算している。

<sup>122</sup> 「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである。

言語としてあげる者割合は低くなり、4割程度まで下がる。そして、これと呼応するように、日常使用言語として混成語をあげる割合が若い世代よりも高くなっている。混成語を日常使用言語としてあげる者の割合は、世代が下がるほど低く、世代が上がるほど高くなるという相関関係がみとられる。

このように世代別にみたベラルーシ国民の言語状況は、「母語」と日常使用言語の両方において40代くらいまではほぼ差が見られない。だが、50代以上、60代以上の世代になると「母語」の項目ではベラルーシ語をあげる者の割合が増え、「日常使用言語」の項目では混成語をあげる者の割合が高くなるという傾向がみられる。

## 2.6.2. 社会ステータス別の言語状況

ここでは、社会ステータス別の「母語」と日常使用言語の状況を確認する。社会ステータス別にみたベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語に関する状況は、今回参照した3つの統計データでは、IISEPSによる調査データにのみみられた。IISEPSは、民間労働者、公務員、学生、年金生活者、無職・主婦の5つの社会ステータスに応じて「母語」と日常使用言語の状況をまとめている。公開されている調査結果は、表13のとおりである。

表13 IISEPSの調査データにみる社会ステータス別の「母語」と日常使用言語の状況 (%)<sup>123</sup>

		「母語」				日常使用言語				
		ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>124</sup>	その他 <sup>125</sup>	ベラルーシ語	ロシア語	2言語	混成語	その他 <sup>126</sup>
IISEPS (2005, 2010) <sup>127</sup>	民間労働者	32.8	63.2	2.6	1.4	0.8	82.1	10.7	5.9	0.5
	公務員	39.5	54.4	5.5	2.7	1.2	65.1	12.1	21.5	0.1
	学生	31.3	59.8	4.0	2.7	1.1	78.5	10.8	9.6	0
	年金生活者	51.9	36.5	5.0	6.6	4.2	40.8	12.8	42.2	0
	無職・主婦	44.7	46.2	3.3	3.2	5.1	69.2	16.7	9.0	0

まず「母語」の状況についてみると、民間労働者、公務員、学生については大きな差はみられず、3~4割程度がベラルーシ語を母語とみなし、5~6割程度がロシア語を母語とみなしている。無職・主婦層もこれらの社会ステータスのグループと近いが、ベラルーシ語を「母語」であるとみなす割合がやや高い。年金生活者の層は、5つの社会ステータス別の集団で唯一ベラルーシ語を母語であるとみなす者の割合がロシア語のそれを上回っている。

また、日常使用言語の状況に関しては、ベラルーシ語を日常使用言語としてあげた回答者の割合

<sup>123</sup> 本表の作成に当たっては、НИСЭПИ(2005:50-51)、НИСЭПИ(2010:108-109)を参照した。なお、「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである

<sup>124</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す(日常使用言語についても同様)。

<sup>125</sup> ここは、元のデータでポーランド語をあげた者の割合を合算している。

<sup>126</sup> ここは、元のデータで無回答の者の割合を合算している。

<sup>127</sup> 「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである。

は、いずれの社会ステータスのグループにおいても数パーセントとかなり低い割合しか占めていないことが共通する特徴として指摘できる。これと対応するように、ロシア語を日常使用言語としてあげた回答者の割合は、全ての社会ステータスのグループにおいて相対的に大きな割合を占めている。社会ステータスごとの差では、年金生活者が40.8%と他のグループと比べてロシア語を日常使用言語としてあげた回答者の割合が低いのが目立つ。ロシア語の使用が顕著なのは民間の労働者及び学生で、それぞれ80%前後の回答者がロシア語を日常使用言語としてあげている。このようにロシア語を日常使用言語としている者の割合は、年金生活者を除き、どのグループも7割から8割ほどで社会ステータスによる顕著な差は見受けられない。

社会ステータスによって差が顕著なのは、混成語を日常使用言語としてあげている者の割合である。繰り返しになるが最も目立つのは、年金生活者の状況で、年金生活者はロシア語の使用が他のグループに比べて低かった分、混成語を使用する者の割合が42.2%と、他のグループと比べて高くなっている。次いで、混成語を日常使用言語としてあげる者の割合が高かったのは、公務員で21.5%であった。残りの3つの社会ステータスのグループは、学生9.6%、無職・主婦9.0%、民間の労働者5.9%という結果で、それほど大きな差は見られない。

このように社会ステータス別にみた「母語」及び日常使用言語の状況は、年金生活者の状況が他の社会ステータスの層と比べて特徴的である点が目につく。すなわち、年金生活者は他のグループと比較して、「母語」としてベラルーシ語をあげる割合、及び日常使用言語として混成語を使用している割合が高く、ロシア語の使用割合はその分低くなっている。しかし、こうした状況は、年金生活者に顕著な言語使用の特徴というよりは、高齢者一般にみられる言語使用の特徴として見るべきである。実際に、この年金生活者の言語使用状況は、2.6.1.で検討した年代別のデータの60代以上の者の言語使用状況とほぼ一致している。ここで行った社会ステータス別の使用言語の比較においてむしろ重要なのは、年金生活者以外の4つのグループ、民間労働者、公務員、学生、無職・主婦の間に目立った差がないことである。つまり、社会ステータスの差は言語使用にそれほど大きな差をもたらしていないことがわかる。

### 2.6.3. 学歴別の言語状況

次に学歴別の「日常使用言語」の状況を確認する。まず、データの分析に先立ち、ベラルーシの教育制度について確認しておきたい。

ベラルーシの教育制度は、大きく分けて就学前教育(дошкольное образование)、普通基礎教育(общее базовое образование)、普通中等教育(общее среднее образование)、専門技術教育(профессионально-техническое образование)、中等専門教育(среднее специальное образование)、高等

教育(высшее образование)、大学院教育(послевузовское образование)の7つの段階が存在する<sup>128</sup>。このうち普通基礎教育には、1～4年生までの初等学校(начальная школа)での教育(以下、初等教育とする)と5～9年生までの基礎学校(базовая школа)での教育(以下、基礎教育とする)が含まれる。また、普通中等教育は、途中までは普通基礎教育と共通だが、初等教育(1～4年生)と基礎教育(5～9年生)に加え、さらに10～11年生までの中等学校(средняя школа)での教育(以下、中等教育)が含まれる。ベラルーシ共和国においては、1～9年生までの普通基礎教育までが義務教育とされている<sup>129</sup>。専門技術教育と中等専門教育は、普通基礎教育を修了した者が進学でき、専門技術教育は2～4年、中等専門教育は6～7年で修了する教育課程である<sup>130</sup>。高等教育は、普通中等教育まで修了した者が進学でき、5年制の大学やアカデミーがこの教育課程に含まれる。大学院教育は、高等教育修了者が進学できる課程である。

学歴別にみたベラルーシ国民の言語状況についてのデータは、今回参照した3つの統計データでは、国勢調査には該当するデータはなく、またUO/BSUは日常使用言語に関するデータのみが確認できた。IISEPSのデータでは「母語」と日常使用言語の両方が公開されていたが、今回は比較の可能な日常使用言語の状況に特に絞って比較検討する(表14参照、参考までにIISEPSによる「母語」のデータも載せる)。

表14 学歴別の「母語」と日常使用言語の状況 (%)<sup>131</sup>

		母語				日常使用言語				
		ベラルーシ語	ロシア語	2言語 <sup>132</sup>	その他 <sup>133</sup>	ベラルーシ語	ロシア語	2言語	混成語	その他 <sup>134</sup>
IISEPS (2005, 2010) <sup>135</sup>	初等教育	46.6	33.3	7.1	11.7	8.8	31.9	4.4	54.9	0
	基礎教育	53.5	38.6	3.6	3.9	3.3	51.9	14.3	30.5	0
	中等教育	42.3	53.5	3.4	2.6	1.9	65.7	11.9	20.3	0.2
	中等専門教育	34.5	59.2	4.5	2.6	1.3	67.3	12.4	18.5	0.5
	高等教育	35.3	56.5	7.0	2.6	0	80.0	14.1	5.9	0
UO/BSU (2011)	初等教育									
	基礎教育					2.3	48.8		48.8	
	中等教育					5.7	47.2		47.2	
	中等専門教育					4.2	50.1		45.7	
	高等教育					3.4	73.6		23.1	

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

表14に示すように、IISEPSのデータ及びUO/BSUによる調査データのどちらにおいてもベラル

<sup>128</sup> ベラルーシ共和国教育法、第7条

<sup>129</sup> ベラルーシ共和国教育法、第1条

<sup>130</sup> この中等専門教育は日本でいう高専に近い教育段階と考えて良い。

<sup>131</sup> 本表の作成に当たっては НИСЭПИ(2005:50), НИСЭПИ(2010:108), Хенпшель, Киттель(2011: 69)を参照した。

<sup>132</sup> 2言語とはベラルーシ語とロシア語のことを指す。

<sup>133</sup> ここは、元のデータでポーランド語をあげた者の割合を合算している。

<sup>134</sup> ここは、元のデータで無回答の者の割合を合算している。

<sup>135</sup> 「母語」については2005年の調査データ、「日常使用言語」については2010年の調査データである。



ーシ語を日常的に使用する者は、学歴によらず数パーセントしかおらず、かなり少数派である。一方、ロシア語を日常使用言語としてあげた回答者についてみると、どの学歴層においても全体として相対的に大きい割合を占めていることがわかる。また、ロシア語の使用は、基礎教育修了者、中等教育修了者、中等専門教育修了者の3者間では5~6割程度と大きな差はなく、唯一高等教育を受けた者についてはロシア語を日常使用言語としている割合が7~8割程度とさらに高くなっている。

ここで興味深いのは、国勢調査の際はなかった混成語という選択肢を日常使用言語としてあげている回答者の割合である。表14に明らかなように、混成語を日常使用言語としている回答者の割合は、どの学歴層においてもベラルーシ語を日常使用言語とすると回答した人々より大きな割合を占めている。混成語を日常使用言語としてあげる住民の割合は、IISEPSのデータとUO/BSUによる調査データで割合に差が見られるが、いずれも高等教育を受けた層が混成語を日常使用言語としてあげる割合が相対的に低くなっている点で共通している。

IISEPSのデータに基づけば、ロシア語と混成語の使用状況は、学歴と一定の相関をなしているともいえるが、UO/BSUのデータでは混成語の使用と学歴の相関は、基礎教育修了者、中等教育修了者、中等専門教育修了者の3者間ではほとんど見られない。学歴との関係で確実に日常使用言語に特徴が見られるのは、高等教育を受けた学歴層であると指摘できる。

ただし、IISEPSの調査データに関しては、初等教育修了までの学歴をもつ者についてのデータの扱いに注意が必要である。というのも、先に確認したようにベラルーシ共和国では普通基礎教育までが義務教育とされるため、初等教育修了までの学歴しかない者というのは、ごく僅かの国民に限られるからである。実際に、2009年の国勢調査の結果によれば、18歳以上の国民のうち初等教育修了までの学歴の者は6.0%、普通基礎教育修了までの学歴の者は6.9%、普通中等教育修了までの学歴の者は23.8%、専門技術教育修了までの学歴の者は11.6%、中等専門教育修了までの学歴の者は28.3%、高等教育修了までの学歴の者は19.8%となっている。つまり、現在のベラルーシ共和国では、18歳以上の国民のうち90.4%が、義務教育である普通基礎教育までを修了している計算になる。IISEPSの調査被験者1500人のうちに初等教育修了までしか学歴のない者がどのくらい含まれていたのかは公開されていないものの、2009年の国勢調査の結果を鑑みると、かなり少ない人数であったと推測される。したがって、IISEPSの学歴別の「日常使用言語」に関する調査データのうち、初等教育修了までしか学歴のない者に関するデータは、かなり少ない被験者の回答結果を基に導かれた数値であると考えられ、ここで公開されている初等教育修了までしか学歴のない者に関するデータについては分析する上で慎重に扱う必要がある<sup>136</sup>。

<sup>136</sup> IISEPSが、調査被験者1500人の学歴ごとの人口分布を明示しないままデータを公開している点を鑑みると、ベラルーシ語話者や「トラシャンカ」話者を低い学歴と結びつけてみせようとする意図が隠されている可能性を否定できない。

### 第3章 地位計画：ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐって

現在、ベラルーシでは、憲法でベラルーシ語とロシア語の2言語に等しく「国家語」<sup>137</sup>の地位が与えられている。しかし、第2章に検討してきたように、ベラルーシ国内の実際の言語状況においては、ロシア語の使用が圧倒的に優勢でベラルーシ語の使用領域は限定的であり、ベラルーシ語の法的地位は、ベラルーシ社会におけるその実質的な地位に一致しているとは言い難い状況にある。ベラルーシ語がその高い法的地位にも関わらず、実社会での使用範囲が狭く、普及度が低いことを指摘した記述は、Smolicz, Radzik (2004: 517-518)、服部 (2004b: 20-21)をはじめ、現代ベラルーシの言語状況に関わる数多くの先行研究にみられる。また、こうした状況は、広く国際的なレベルでも認知されており、ベラルーシ語は、ユネスコが発行する危機言語地図<sup>138</sup>の最新版において「脆弱な言語」(vulnerable language)<sup>139</sup>という評価付けで危機言語の1つとして掲載され、「ベラルーシ語は独立国家の公的な言語であるにも拘わらず、広範なロシア語の使用を根拠に危うい状況にある」と法的地位及び実質的地位の乖離について指摘を受けている(Moseley 2010: 25, 37)。

本章では、こうしたベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離の問題を言語の地位計画の観点から検討する。具体的には、現在同国で「国家語」の地位にあるベラルーシ語とロシア語の法的地位について、その歴史的変遷と現状を法律文書の分析を基に整理し、なぜ「国家語」という法的地位がベラルーシ語の実質的な地位と結びついていないのかを考察する。特に1991年の独立以降におけるロシア語の国家語化をめぐる議論を詳細に検討すると共に、ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することの本質的な困難さについても考察を行う。

#### 3.1. 旧ソ連諸国における民族語の法的地位と言語の地位計画

##### 3.1.1. ベラルーシにおける逆行的言語シフトの停滞

ベラルーシを含む旧ソ連諸国において、言語の法的地位がアクチュアルな問題として意識されるようになったのは、ペレストロイカ末期に各構成共和国が相次いで基幹民族の民族語(以下、民族語)を唯一の「国家語」と定める言語法を採択し、その保護と復興に着手していく過程においてであった。言語法が採択された当初は、どの共和国も政治的独立を視野に入れながら基幹民族中心の国民国家の建設へと舵を切っていた段階にあり、各国内で民族語の「国家語」としての法的地位が、実質的な言語使用の普及に直ちに結びついておらず、国家行政や国民の社会生活においては依然としてロシア語が大きな役割を果たしているという状況がある程度共通して存在した<sup>140</sup>。

<sup>137</sup> ベラルーシ語で дзяржаўная мова、ロシア語で государственный язык。

<sup>138</sup> ユネスコによる危機言語地図は、現在までに1996年版(Wurme 1996)、2001年版(Wurme 2001)、2010年版(Moseley 2010)の合計3つの版が出版されている。ベラルーシ語は2001年版ではじめて危機言語の一つとして掲載された。

<sup>139</sup> この「脆弱な言語」という評価自体は、ユネスコの定める言語の危機度の評価付けの中では最も危機度の軽いものである。

<sup>140</sup> Мечковская(2013: 38)は、1989～1990年に旧ソ連各共和国で採択された言語法そのものも、バルト三国のものを除き、ど

しかし、その後、独立を果たした各共和国は、民族語の「国家語」化を端緒とし、ソ連時代を通じてあらゆる領域で優勢言語の地位にあったロシア語から劣勢言語の地位におかれていた民族語への逆行的言語シフト(reversing language shift)を国家主導で政策的に実施していった。すなわち、Мечковская (2013: 46)が指摘するように、各共和国は独立以降、言語法の改定を通じて民族語普及のための具体的な法整備をそれぞれ進め、民族語に付与された「国家語」という法的地位の実質化を図っていったのである。Pavlenko(2008)は、こうした民族語への逆行的言語シフトが進む、ソ連崩壊後の旧ソ連各共和国の言語状況を比較し、程度の差はあれ、ほとんどの共和国において現在、ロシア語はその使用領域と機能を徐々に衰退させていることを指摘している(Pavlenko 2008: 74-75)。しかし一方で、ベラルーシだけは「旧ソ連圏の国家の中で唯一、ロシアの外にありながらロシア語が支配的」であるとその例外性を指摘し、ベラルーシ語は国家語という法的地位にありながらも、もう一つの国家語であるロシア語と比べ実際の使用範囲が限定的であることに言及している(Pavlenko 2008: 60-61)。

### 3.1.2. 言語の地位計画とベラルーシの言語政策

本章が着目する言語の地位計画(status planning)とは、特定の言語変種の機能やその社会的地位、他言語との関連などへの介入を指す言語政策の一側面であり(カルヴェ 2000: 24)、実体計画(corpus planning)及び普及計画(acquisition planning)<sup>141</sup>と並んで言語政策の三要素の一つとされる。言語の実体計画及び普及計画が、しばしば当該言語の法的地位を根拠に実施されることを考慮すると、言語政策の三要素の中でも言語の法的地位と直接関連する地位計画は、政策実施に先立つ前提部分を担う要素である。また、当該言語が危機言語である場合、地位計画はその言語自体の保護や話者の言語権の保護の問題に対する諸施策立案に直接影響力を持つ。本章の冒頭に述べたように、ベラルーシ語が一種の危機言語の状態に置かれている現在、ベラルーシの言語政策における地位計画の問題は、特に慎重に検討されねばならない問題である。

以上の問題意識と本章の最初で検討した先行研究を踏まえ、本章では、ベラルーシにおける国家語政策の実態を言語の地位計画の観点から検討する。具体的には、現在同国で「国家語」と定められているベラルーシ語とロシア語の法的地位について、その歴史的変遷と現状を同国の憲法、言語法等の法律文書の分析を基に整理し、現代ベラルーシ社会においてなぜ「国家語」という法的地位がベラルーシ語の実質的な地位と結びついていないのかについて究明するのが、本章の主なねらいである。また、それを踏まえた上で、現代ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することがなぜある種の困難さを伴うのかについても考察を行う。

---

れもロシア語の使用領域や機能の制限に関して極めて決断力に欠ける内容であったことを指摘している。

<sup>141</sup> acquisition planning は、しばしば習得計画という訳語が用いられるが、本稿では普及計画で統一する。

## 3.2. ペレストロイカ期以前のベラルーシにおける言語の法的地位

### 3.2.1. ベラルーシ人民共和国によるベラルーシ語の国家語宣言

現在のベラルーシの領域でベラルーシ人自身による主体的かつ実質的な国家語政策が試みられるようになったのは、20世紀に入ってからである<sup>142</sup>。言語の法的地位に関する政策は、第一次世界大戦中の1918年3月25日にドイツ軍占領下のベラルーシにおいて独立を宣言したベラルーシ人民共和国(Беларуская народная рэспубліка)が、独立宣言に続けてベラルーシ語を「国家語」と宣言したのが最初である<sup>143</sup>。しかしながら、政策の実施主体であるベラルーシ人民共和国は、赤軍がミンスクに侵攻した1919年1月に亡命政権と化してしまったため、この政策の影響力がベラルーシ全域に及ぶ確かな実効力を持つには至らなかった。

### 3.2.2. ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国憲法における言語の法的地位

1919年からベラルーシ地域には、ソヴィエト政権下でベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国(以下、Byelorussian Soviet Socialist Republic の頭文字をとって BSSR とする)が設立された。BSSR では1990年の言語法制定まで「国家語」という用語こそ正式に用いられなかったものの、数度にわたり改定された憲法において、公的領域での言語使用に関する規定及び国民の母語使用权に関わる規定が、盛り込まれた。その内容を整理すると、表15のようになる。

---

<sup>142</sup> ベラルーシ地域における国家語政策に関しては、しばしば、16世紀半ばに定められたリトアニア大公国法典における行政文書での使用言語についての言及が、その先駆けとしてあげられる(例えば Вешторг, Мельникова 1999:168 など)。しかし、この時代にみられる特定の言語を行政言語として定める試みは、あくまで行政上の便宜を満たすという範囲に留まるもので、政府が国民に対してその言語を体系的に普及するといった19世紀以降に盛んとなった自覚的な国家語政策とは異なったものであったとみるべきであろう。

<sup>143</sup> 1918年4月3日付けの新聞記事として、「ベラルーシ語は国家語である」という見出しのもと、「ベラルーシ人民共和国人民書記局は、ベラルーシ語の国家語化及び共和国の必須言語化の宣言についての決定を採択した。ベラルーシにおける民族的少数派は国家機関との公的なやり取りの際に自身の言語を使用することが許される。全ての法律、政府機関の文書及び書簡は国家語たるベラルーシ語にて行われなければならない。」という内容がみられる(Belarusian Institute of Arts and Science, Belarusian Literary Association 1998:74)

表 15 BSSR 憲法における言語政策にかかわる内容<sup>144</sup>

内容の分類		1927 年憲法	1937 年憲法	1978 年憲法
公的領域での使用言語について	国家・公的機関及び組織の言語	・ベラルーシ語 (優先言語) ・イディッシュ語 ・ロシア語 ・ポーランド語 [第21条、第22条]	(言及なし)	(言及なし)
	法令の出版言語	・ベラルーシ語 ・イディッシュ語 ・ロシア語 ・ポーランド語 (重要な法令について) [第23条]	・ベラルーシ語 ・ロシア語 ・ポーランド語 ・イディッシュ語 [第25条]	・ベラルーシ語 ・ロシア語 [第103条]
	訴訟手続きの言語	(言及なし)	・ベラルーシ語 [第86条]	・ベラルーシ語 ・ロシア語 ・当該地域住民の大多数が身につけている言語 [第158条]
	国章の言語	国章における「万国の労働者、団結せよ！」という文言は、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語で表記される [第74条]	国章における「万国の労働者、団結せよ！」という文言は、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語で表記される [第119条]	国章における「万国の労働者、団結せよ！」という文言は、ベラルーシ語及びロシア語で表記される [第167条]
国民の母語の使用権について	母語によるソヴィエト	母語により活動するソヴィエトを組織する [第20条]	(言及なし)	(言及なし)
	母語の使用	大会、裁判、役所、社会生活において母語を自由に使用する権利 [第21条]	(言及なし)	母語とソ連邦の他民族の言語を使用する権利 [第34条]
	裁判における母語の使用	裁判において母語を自由に使用する権利 [第21条]	通訳を通じて訴訟手続きの全資料について知り、母語により法廷で発言する権利 (訴訟手続きの言語を身につけていない者に対して) [第86条]	・然るべき資料について完全に知り、訴訟手続きに通訳を介して参加し、法廷において母語で発言を行う権利 (訴訟手続きの言語を身につけていない者に対して) [第158条]
	母語による教育	母語による学校教育(少数民族に対して) [第21条]	母語による学校教育 [第96条]	母語による学校教育 [第43条]

BSSR 憲法に言語に関する規定が初めて現れたのは、1927 年採択の憲法においてである(以下、1927 年憲法と呼ぶ)。1927 年憲法では、まず第 21 条において、公的領域での使用言語に関し、「BSSR の国家・公的機関及び組織においてはベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の完全な平等が確立される」と定められた<sup>145</sup>。表現としてはかなり曖昧だが、一般に、この規定をもってベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の 4 言語が国家・公的機関での事実上の使用言語として定められたと見なされている<sup>146</sup>。ただし、1927 年憲法は 4 言語を完全に平等だ

<sup>144</sup> BSSR 憲法 1927 年版、1937 年版、1978 年版に基づき、筆者が独自に作成した。

<sup>145</sup> この 4 言語が最初に公的な言語として言及されたのは、1920 年に発表されたベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国独立宣言においてである。なお、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の 4 言語が選ばれたのは、当時のベラルーシにおける民族構成が大いに関連している。1926 年の全ソ連国勢調査によれば、当時のベラルーシの民族構成はベラルーシ人 80.6%、ユダヤ人 8.2%、ロシア人 7.7%、ポーランド人 2.0%であった。このうち特にユダヤ人は都市部に多く居住しており、当時のベラルーシの都市住民の民族構成は、ベラルーシ人 39.3%、ロシア人 15.6%、ポーランド人 2.3%に対しユダヤ人は 40.1%を占めていた(統計資料 1:98-103)。

<sup>146</sup> 先行研究の中には、Мечковская (2013: 36)のように「1920 年代のベラルーシでは 4 つの国家語が存在した」とあたかも当

と宣言しつつも、続く第22条では、ベラルーシ人が国内で多数派を占めることを理由に、4言語の中でも特にベラルーシ語が国家・公的機関等でのコミュニケーションにおける優先言語として選ばれることが定められている。これは、Конан(1994: 80)が指摘するように、「ベラルーシ国内におけるベラルーシ語の事実上の国家語性」を規定しようとした試みであったといえる。

この1927年憲法において、名目的に平等とされた4言語の関係が実際にはどのように想定されていたのかを明らかとする上で参考になるのが、憲法制定に先立って1924年に中央執行委員会により発表された「民族政策実施の実践的諸施策についての決定」<sup>147</sup>である。これは、1920年代にベラルーシにおいて実施されたベラルーシ化政策<sup>148</sup>と呼ばれる一連のベラルーシ語及びベラルーシ文化の振興政策の基本方針を詳細に述べた政策文書である。同文書では、後の1927年憲法に見られるベラルーシ語の優先性に加え、中央政府及び他の共和国との連絡を担うのはロシア語であることが規定されている<sup>149</sup>。さらにベラルーシ語とロシア語の2言語は、基本的な法律の発行言語とされ、公務員に運用能力が義務化される言語としても指定されている。一方、イディッシュ語とポーランド語は、公的機関の印章の表記ではベラルーシ語及びロシア語と合わせて必須とされているが、公務員に対しては必要の度合いに応じて補足的に身につけているべきものとされるに留まっている。また、イディッシュ語とポーランド語が法律の発行言語として用いられる際も、「必要な場合に」という但し書きが付されている。つまり、1920年代のベラルーシの言語政策は、名目的にはベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の4言語制を謳ってはいたものの、実質的にはベラルーシ語とロシア語を必須言語とする2言語制に近い体制の確立が目指されていたのであり、イディッシュ語とポーランド語については、必要に応じて補足的に要求される副次的な言語として位置づけられていたと分析できる。とはいえ、実際の言語政策、とりわけ教育分野においては4言語が学校教育の教授言語として正式に採用され、1924年に発表されたベラルーシ化政策の指針に従って、4言語を教授言語とする学校が各地に開設され、教員養成も行われた(Zaprudnik1993: 80)。1917～1930年のベラルーシにおける教育分野の言語状況は、以下の表16のとおりである。

---

時の法律文書で4言語が明示的に国家語と指定されたかのような言及を行っているものがみられる。しかし、ここに指摘したように法律原文の表現は至極曖昧であり、また「国家語」という用語も直接使用されていない。

<sup>147</sup> 正式名称は、BSSR 中央執行委員会第2会期「民族政策実施の実践的諸施策についての決定」。

<sup>148</sup> ベラルーシにおいて1920年代に実施された現地化政策。現地化政策とは、1920年代にソ連各地で実施された民族語の普及と民族エリートの登用の2つを柱にした民族政策で、ソヴィエト権力を身近で民衆に根ざした分かりやすいものであると思わせることを目的としていた(マーチン2011: 31-32)。

<sup>149</sup> これは事実上、ペレストロイカ末期に採択された旧ソ連諸国の言語法の多くでロシア語に与えられた「民族間交流語」の内容とほぼ同じのものであると見なし得る。

表 16 BSSR の教育分野の言語状況(1917-1930 年)<sup>150</sup>

	教授言語	学校数	教員数	生徒数
四年制学校	ベラルーシ語	4,363 校	6,153 人	296,182 人
	ロシア語	118 校	289 人	11,299 人
	ポーランド語	129 校	162 人	6,159 人
	イディッシュ語	146 校	445 人	11,212 人
	ベラルーシ語とロシア語	362 校	646 人	29,746 人
	その他	45 校	76 人	2,060 人
	合計	5,163 校	7,771 人	356,658 人
七年制学校	ベラルーシ語	176 校	2,193 人	66,563 人
	ロシア語	18 校	305 人	7,910 人
	ポーランド語	12 校	145 人	2,627 人
	イディッシュ語	53 校	733 人	13,778 人
	ベラルーシ語とロシア語	40 校	600 人	15,988 人
	その他	9 校	180 人	4,078 人
	合計	308 校	4,156 人	110,944 人

その後、1930 年代になり、ソ連全体がいわゆるスターリン体制を迎え、民族文化・民族言語の抑圧の時代に入る。現地化政策は、事実上頓挫し、ベラルーシにおいてもベラルーシ語・ベラルーシ文化の担い手であった知識人の多くが粛清の犠牲となった(Zaprudnik 1993: 87)。憲法上の言語政策関連の内容も縮小され、1937 年に採択された憲法では、ベラルーシ語を含む 4 言語の公的領域での使用については、基本的に法律の発行言語にかかる言及に留まった。ベラルーシ語については、法律の発行言語としてだけでなく、訴訟手続きの言語としても指定されたものの、1927 年憲法に見られたようなベラルーシ語を含む 4 言語を国家機関・公的機関全般の使用言語とする旨を述べた規定は、削除された。1930 年代は、こうしてソ連域内の諸民族の言語・文化の普及に暗にブレーキがかかっているのと並行して、ソ連全体でロシア文化を新たにソ連邦諸民族統合の推進力とする方針がとられるようになっていった(マーチン 2011: 50-51)。中でも特に重要な施策は、1938 年 3 月にソ連共産党中央委員会の決定によりソ連全域の非ロシア語学校においてロシア語学習の義務化が命じられたことであった(マーチン 2011: 549-553)。

第二次世界大戦後は、さらに言語教育政策を通じてソ連全体でロシア語の実質的な地位の強化が進んだ。具体的には、1958 年末にソ連最高会議にて「学校と実生活の関係強化及びソヴィエト連邦における国民教育システムの将来的発展についての法律」が採択され、ロシア語を教授言語とする学校における民族語の学習とロシア語以外の言語を教授言語とする学校におけるロシア語学習が共に生徒及びその親たちの意思に基づく選択制となったのである(Баршчэўска 2004: 153-154)。同法により、ベラルーシにおいては、実質的なベラルーシ語学習が軽視されるようになり、その履修者数は大きく減少した。また、ベラルーシ語を教授言語とする学校自体も数を減らし、1965 年には国内

<sup>150</sup> Zaprudnik(1993:81)による H. Niamiha, “Education in Belorussia Before the Rout of ‘National Democracy’:1917-1930,” Institute for the Study of the USSR, *Belorussian Review*, No.1(Munich, 1955), p.53 の引用。

に 9827 校あったベラルーシ語学校は、ソ連末期の 1988 年には 3690 校にまで減少した(Булыка 1989: 7)。戦後に採択された 1978 年憲法をみても、1927 年憲法にみられたような国家・公的機関全般での民族語の使用について触れた規定は見られないままであった。1978 年憲法では、法令の発行言語ならびに訴訟手続きの言語への言及は、1937 年憲法に引き続きみられるものの、ポーランド語とイディッシュ語は姿を消し、条文内で言及されるのはベラルーシ語とロシア語の 2 言語のみとなっている<sup>151</sup>。

以上のように、ソ連時代のベラルーシの言語の地位計画では、まず 1920 年代にベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の 4 言語を名目的な公的言語と定めつつ、ベラルーシ語に事実上の国家語、ロシア語には事実上の民族間交流語の役割を与える、2 言語を主軸とした言語使用体制の確立が進められた。1937 年憲法では 4 言語の名目的な公的言語の地位は部分的に引き継がれたが、条文において明示されるその適用領域は縮小した。戦後、ロシア語の実質的な地位の強化が進められる中で採択された 1978 年憲法では、使用言語が明示される領域は、1937 年憲法同様に縮小されたまま、イディッシュ語とポーランド語への言及がみられなくなり、名実共にベラルーシ語とロシア語の 2 言語を公的領域での使用言語とする体制へと収束していった。

以上を踏まえると、ペレストロイカ期以前のベラルーシにおける言語の地位計画は、1920 年代に比較的広範な社会領域を見込んだ政策が実施されたものの、1930 年以降は、法律上使用言語が明記される領域は縮小された状態で維持されたことがわかる。また、ペレストロイカ期以降、そして独立後のベラルーシの言語政策の基礎となってきたベラルーシ語とロシア語の法的地位のルーツ、すなわち 2 言語使用の国家体制の原型は、既に 1920 年代の地位計画に見られることが判明した。

### 3.3. ペレストロイカ期以降のベラルーシにおける言語の法的地位

#### 3.3.1. 1990 年言語法の採択：ベラルーシ語の国家語化<sup>152</sup>

旧ソ連の各構成共和国では、1980 年代後半、ペレストロイカとグラスノスチ政策の中で知識人層を中心に基幹民族の民族語の保護をめぐる問題が、活発に議論されるようになっていた。民族語をめぐる問題については、ソ連共産党指導部のレベルでも様々な議論があったものの、明確な統一方針が示されないうちに、各共和国が独自に「国家語」の法制化に着手していくことになった(塩川 2004: 197)。各共和国の言語法の採択日は、以下の表 17 のとおりである。

<sup>151</sup> ただし、訴訟手続きの使用言語については、さらに補足的にベラルーシ語とロシア語の 2 言語に加えて「当該地域住民の大多数が身につけている言語」もあげられており、ここにポーランド語やイディッシュ語が含まれているとも考えられるが、言語名が明示されなくなったことはやはり大きな変化であるといえるだろう。

<sup>152</sup> 本節のベラルーシにおける言語法の採択過程については、言語法法案作成の作業委員会委員長を務めたニル・ヒレヴィチによる当時の回想録(Гілевiч 2007)に基づきまとめた。



表 17 ソ連構成共和国の言語法<sup>153</sup>

共和国名	採択日	法令名
エストニア	1989年1月18日	「言語について」
リトアニア	1月25日	「リトアニア・ソヴィエト社会主義共和国の国家語の使用について」
ラトヴィア	5月5日	「言語法」
タジキスタン	7月22日	「タジク・ソヴィエト社会主義共和国の言語について」
モルドバ	9月1日	「モルドバ・ソヴィエト社会主義共和国の国家語の地位について」
カザフスタン	9月22日	「カザフ・ソヴィエト社会主義共和国における諸言語について」
キルギス	9月23日	「キルギス・ソヴィエト社会主義共和国における国家語について」
ウズベク	10月21日	「ウズベク・ソヴィエト社会主義共和国における言語について」
ウクライナ	10月28日	「ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国における諸言語について」
ベラルーシ	1990年1月26日	「ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における諸言語について」
トルクメニスタン	5月24日	「トルクメン・ソヴィエト社会主義共和国の言語について」

表 17 に見られるように、基幹民族の民族語を国家語として規定する言語法の採択は、1989年1月18日のエストニアを皮切りに、1月25日にリトアニア、5月5日にラトヴィアと、バルト三国が先導する形で進んでいった。国境を接するバルト地域での相次ぐ言語法採択の中、ベラルーシにおいてもベラルーシ語を「国家語」として法制化する必要性について議論が高まり、1989年6月27日にベラルーシ語の復興や普及を目的とする民間団体である、フランツィスク・スカリナ記念ベラルーシ語協会(Таварыства беларускай мовы імя Францышка Скарыны)が創設された。ベラルーシ語協会はその創立大会で BSSR 最高会議あてに請願書を出し、ベラルーシ語に早急に共和国国家語の地位を付与することを求めた(Таварыства беларускай мовы 2009:5)。

同年7月には、BSSR 最高会議にて言語法の策定が正式決定され、最高会議議員、言語学者、作家、歴史学者、法学者などから構成される法案作成のための専門委員会<sup>154</sup>が発足した。専門委員会の最初の会合では、法律の要となるベラルーシ語及びロシア語の法的地位が話し合われ、ベラルーシ語を「国家語」と定めるのと合わせて、ロシア語の法的地位をいかに設定するか、具体的にはロシア語を「民族間交流語」とするかベラルーシ語と同じく「国家語」とするかをめぐり委員会内では活発な議論が交わされた(Гілевіч 2007)。

ベラルーシ国内でベラルーシ語の国家語化をめぐる議論が進められる中、ソ連邦の中でもバルト三国に続いてタジキスタンが、同年7月22日に、モルドバが9月1日にそれぞれ民族語を国家語とする言語法を採択していった。9月半ばを過ぎると、各共和国での言語法採択への動きにやや遅れる形で、ようやくソ連中央政府でもゴルバチョフ書記長が、この基幹民族語の国家語化に関して言及し、9月19日のソ連共産党中央委員会総会にて、ソ連邦各共和国の基幹民族は自身の言語を国家語として法的に保護発展する絶対的な権利を持っていると述べた(Горбачёв 1989: 38)。その後、9月

<sup>153</sup> 小田桐(2010:50)に基づく。なお、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジアの3国は1978年の時点で既に憲法によって各民族語を国家語として宣言していたため、この表には含まれていない(小田桐 2010:66)。

<sup>154</sup> 正式名称は「ベラルーシ語、ロシア語及びその他ベラルーシ住民が使用する諸言語の地位の法的調整に関する提案のための準備委員会」(Гілевіч 2007)。

から10月にかけてカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、ウクライナが相次いで言語法を制定していき、民族語を国家語として定める言語法をもたないソ連邦構成共和国は、ベラルーシとトルクメニスタンを残すのみとなった<sup>155</sup>。

ベラルーシでは先の法案作成のための専門委員会の会合にて、作家で BSSR 最高会議議員のニル・ヒレヴィチ(Ніл Сьмонавіч Гілевіч)を長として言語法法案作成の作業委員会が組織され、具体的な法案の作成が進められていた。同年11月には、議論の末にベラルーシ語を「国家語」、ロシア語を「民族間交流語」と定める言語法法案が、最高会議の3つの常設委員会(教育文化委員会、民族問題委員会、立法判断委員会)にて承認された。そして、翌1990年1月26日の最高会議定例会議において、同法案は賛成多数で採択され、ベラルーシ語は、正式に BSSR の「国家語」の地位を与えられ、ロシア語は「民族間交流語」<sup>156</sup>と定められたのである。

ただし、採択された言語法には、一部に内容の矛盾とはいかないまでも曖昧な規定が含まれており、特に教育分野での言語使用を定めた第22条～第24条に対しては法案採択直後の議場で批判が殺到する事態となった。すなわち、採択された言語法では第22条で国民にベラルーシ語とロシア語のいずれかで教育を受ける権利を保障するとしながら、続く第23条、第24条においては就学前教育と普通学校教育での教授言語としてベラルーシ語にしか言及がなく、この点を問題視する声の一部の議員から上がったのである。これらの議員たちからは、国民が自ら教授言語を選択できるように定める内容を追加すべきとの提案がなされ、ついにはその場でこの新たな提案の採否について追加投票が実施される事態となった。投票の結果、追加内容に賛成票が多く集まりかけたが、この状況に危機感を抱いた法案作成作業委員会委員長のヒレヴィチがその場を制し、結局、提案された内容の追加に関する投票は無効化され、事態は一旦収束した(Гілевіч2007)。しかし「教育分野における教授言語の選択の自由」は、その後展開されていった1990年言語法の妥当性をめぐる議論の焦点となった。

### 3.3.2. 1990年言語法の内容：ベラルーシ語とロシア語の法的地位

1989年から1990年にかけてベラルーシを含むソ連構成共和国でドミノ倒しのように相次いで採択された言語法は、国ごとに個別に定められていったが、その内容には共通する特徴がみられる。塩川(2004:199)は、その共通する大まかな特徴として、

<sup>155</sup> ここにみるように、ベラルーシにおける言語法の制定は旧ソ連諸国の中でも比較的遅かった。これは、ベラルーシにおける言語法制定のプロセスが、単純に民族語であるベラルーシ語の保護への熱意を主要な推進力としたものというよりは、Мечковская (2013:37)が指摘するように、一方では「ソ連邦の中心」とロシア語に対する忠誠の関係を保持しつつ、他方ではソヴィエト民衆の「主権のパレード」にも遅れまいとするという複雑かつ慎重な志向が絡みあって進んだためであるといえる。

<sup>156</sup> 正式名称は「ソ連邦諸民族の民族間交流語」(мова міжнацыянальных зносін народаў Саюза ССР)。

- ①基幹民族の言語を保護するためにそれを「国家語」と規定していること  
(ベラルーシの場合はベラルーシ語)
- ②国内の少数民族(非基幹民族)の言語権に配慮した内容であったこと  
(ベラルーシの言語法では具体的な民族名には言及せず「他民族」といった表現が用いられている)
- ③全連邦的なコミュニケーションに必要な言語としてロシア語にも一定の地位を保障したこと  
(ベラルーシの場合は「民族間交流語」)

の3点をあげている。ベラルーシにおける1990年言語法はまさにこの3点の特徴をもつ典型的な言語法であった。

ベラルーシの1990年言語法の構成に関しては、その歴史上初めて国内での言語使用の領域を網羅的に整理したものであった。しかし一方で、Мечковская (2013: 36)が指摘するように、明らかに1989年10月に採択されたウクライナの言語法を模倣したものであった。実際にウクライナの1989年言語法とベラルーシの1990年言語法の構成を比較すると、以下の表18に示すように酷似している。

表18 ウクライナの1989年言語法とベラルーシの1990年言語法の比較<sup>157</sup>

ウクライナ言語法 (1989年)		ベラルーシ言語法 (1990年)	
前文		前文	
第1章 総則		第1章 総則	
1	UkSSR <sup>158</sup> における諸言語に関する法律の課題	1	BSSRにおける諸言語に関する法律の目的
2	UkSSRの国家語	2	BSSRにおける国家語、その他の言語
3	UkSSRにおける他の民族の言語		
4	民族間交流語		
5	国民が任意の言語を使用する権利	3	国民が自民族の言語を使用する権利
6	公共機関、公共組織に勤務する個人の言語運用能力義務	4	国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織に勤務する個人及び他の職員のベラルーシ語・ロシア語の運用能力義務
7	言語に関する資料と文献の保全	(該当する条文なし)	
8	言語の保護	5	言語の保護
9	UkSSRにおける諸言語に関する法律の執行のための組織と監督局	6	BSSRにおける諸言語に関する法律の執行組織
第2章 国家機関、党機関、社会組織、企業、公共機関、公共組織の言語		第2章 国家機関、党機関、企業、公共機関、社会組織の言語	
10	国家権力機関と国政機関の決定に関する言語	7	国家権力機関と国政機関の決定に関する言語
11	業務、事務処理及び文書の言語	8	事務処理及び文書の言語
12	共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語	9	共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語
13	専門文書及び企画文書の言語	10	専門文書及び企画文書の言語
14	UkSSR国民の身分を証明する書類の言語	11	BSSR国民の身分証明書の言語
15	大会、会議、その他のフォーラムの言語	12	大会、会議、その他のフォーラムの言語

<sup>157</sup> 「UkSSRにおける諸言語についての法律」(1989年)及び「BSSRにおける諸言語についての法律」(1990年)を元に筆者が独自に作成した。

<sup>158</sup> Ukrainian Soviet Socialist Republic(ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国)の略。

16	人民代議員の選挙における文書の言語	13	人民代議員の選挙における文書の言語
17	サービス分野の言語	14	サービス分野の言語
18	訴訟手続きの言語	15	訴訟手続きの言語
19	行政上の法律違反に関する処理の執行言語	16	行政上の法律違反に関する処理の執行言語
20	公証人役場の言語	17	公証人役場の言語
21	調停作業の言語	18	調停業務の執行言語
22	検察機関の言語	19	検察機関の言語
23	法律相談の言語	20	法律相談の言語
24	国際条約と国際協定の言語	21	国際条約と国際協定の言語
<b>第3章 教育、学術、情報科学、文化の言語</b>		<b>第3章 教育、学術、文化の言語</b>	
25	養育と教育の言語	22	民族語による養育と教育を受ける権利
26	就学前児童教育機関の養育言語	23	就学前児童教育機関の養育言語
27	普通教育学校における教育と養育の言語	24	普通教育学校における教育と養育の言語
28	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育の言語	25	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育の言語
29	言語についての入学試験	26	言語についての入学試験
30	学術分野における言語	27	学術分野における言語
31	情報科学の言語	(該当する条文なし)	
32	文化分野における言語	28	文化分野における言語
<b>第4章 情報と通信における言語</b>		<b>第4章 情報と通信における言語</b>	
33	大衆情報メディアの言語	29	大衆情報メディアの言語
34	郵便・電信事業の言語	30	郵便・電信事業の言語
35	掲示物及び報道の言語	31	掲示物及び報道の言語
36	商品標識の言語	32	商品標識の言語
<b>第5章 名称の言語</b>		<b>第5章 名称の言語</b>	
37	国家機関、党機関・組織、社会機関・組織の名称の言語	33	国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の名称の言語
38	地名及び地図出版物における言語	34	地名及び地図出版物における言語
39	個人名の言語	35	個人名の言語
<b>第6章 UkSSR の域外に暮らすウクライナ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>		<b>第6章 BSSR の域外に暮らすベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>	
40	UkSSR の域外に暮らすウクライナ人たちの民族文化の発展に対する支援	36	BSSR の域外に暮らすベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援

ベラルーシの1990年言語法の構成に続いて、法律の内容を検討する。

1990年の言語法の特徴としてまず、各条項に先立ち前文がおかれ、そこで当該言語法が、衰退しつつあるベラルーシ語を「国家語」化し保護することを主たる目的としていることが述べられている。続く各条項では、ベラルーシ語を唯一の「国家語」、ロシア語を「民族間交流語」と定め、そのベラルーシ語とロシア語の法的地位をベラルーシ国内の社会生活の中に具体的に実現していくための、国内のあらゆる領域での言語使用について細かく規定している。

実際の条文内容を一つ一つ丁寧に検討していくと、以下の表19に示すように、ベラルーシ語を唯一の「国家語」とはしつつも、規定によってベラルーシ語の「国家語」としての優先度に差がみられ、「民族間交流語」とされたロシア語が事実上ベラルーシ語と同等の扱いを受けている分野も少なくないことがわかる。すなわち、1990年言語法でベラルーシ語に与えられた「国家語」という法的地位は、唯一の「国家語」であるベラルーシ語以外の言語の使用を許容しないという排他的な性格

のものではなく「民族間交流語」とされたロシア語やその他の言語の使用を許容するものであった。

表 19 1990 年言語法の各規定における国家語と民族間交流語の扱いのパターン<sup>159</sup>

<b>ベラルーシ語 1 言語を使用言語とするという規定</b>
例) BSSR における、国家機関、党機関、公共機関、公共組織の事務処理及び文書の言語はベラルーシ語である。 (「第 8 条 事務処理及び文書の言語」1 段落目)
<b>ベラルーシ語 1 言語を使用言語とするが、 条件付きでベラルーシ語と共にロシア語や他の民族語を併用することを認めている規定</b>
例) BSSR における国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の印刷物、公印、公的な記入用紙における文章はベラルーシ語とする。必要な場合はベラルーシ語とロシア語、あるいはベラルーシ語とその他の言語によるものとする。(「第 7 条 国家権力機関と国政機関の決定に関する言語」3 段落目)
<b>ベラルーシ語 1 言語を使用言語とするが、 条件付きでベラルーシ語の代わりにロシア語や他の民族語を使用することを認めている規定</b>
例) BSSR の省及びその管下官庁、国家権力と国政の地方組織における決定はベラルーシ語によって、採択され、出版される。必要な場合は当該地域あるいはそれ以外の地域の多数を占める住民の民族語によって採択・出版される。(「第 7 条 国家権力機関と国政機関の決定に関する言語」2 段落目)
<b>ベラルーシ語、ロシア語、その他の民族語のいずれかを 状況に応じて自由に選択できると定めている規定</b>
例) BSSR における専門文書及び企画文書はベラルーシ語あるいはロシア語により準備される。その文書の目的によってはその他の言語による。(「第 10 条 専門文書及び企画文書の言語」)
<b>ベラルーシ語以外の言語が使用言語とされる規定</b>
例) ロシア語が、共和国及び地方行政の組織、党組織、企業、公共機関、社会組織と連邦組織との相互のやり取りの言語である。また、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語が他の連邦共和国の組織、企業、公共機関、公共組織との相互のやり取りの言語である。(「第 9 条 共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語」)

さらに、1990 年言語法は、使用言語についての規定は定められているものの、それに違反した場合の罰則規定が存在しないこと、公務員にベラルーシ語とロシア語の 2 言語の習得を義務づけるも、これまで言語能力に関する資格審査等は実施されていないこと(Запрудскі 2002: 103)も指摘しておく必要がある。Мечковская (2013: 36)は、ベラルーシの 1990 年言語法に限らず、1989～1990 年に旧ソ連諸国で採択された一連の言語法には法律の不履行や違反に対する罰則規定が含まれていないことをあげ、その理由について、これらの言語法は民族語に「国家語」の地位を与え、言語の社会的意義の向上と発展を促進するという国家の意思を表明した宣言的なものにすぎないためであると説明している。ベラルーシの言語法は、表 18 でみたように、言語法そのものの構成が数ヶ月先行して採択されたウクライナの言語法のほぼ模倣であったことを考慮すると、ベラルーシ語に「国家語」という地位を与えはしたものの、その地位の実質化を支える言語法の内容は明らかに急ごしらえで、ベラルーシ独自の言語状況を十分に考慮して議論を尽くしたものとは言い難く、Мечковская (2013: 36)の指摘するように特に宣言的な性格が顕著であったと推測できる。

とはいえ、1990 年言語法がベラルーシ語の社会への普及にいかなる貢献もしなかったのかというと、実際にはそうではなく、1990 年代前半にはベラルーシ語による教育が幼稚園、学校、高等教育

<sup>159</sup> 「BSSR における諸言語についての法律」(1990 年言語法)を参照し、筆者が独自に作成した。

(非人文系学部も含む)において大幅に拡大し、何千人という教師や職員が就業時間の中で無償のベラルーシ語講座で学び、ベラルーシ語で自由に話せることを志す高位官僚が現れるなどした(Мечковская 2013: 42)。また、ベラルーシ語の使用は、行政・業務文書、出版物、放送・印刷メディアにおいても増大した(Мечковская 2013: 42)。以下の表 20~22 が示すように、90年代前半のベラルーシ語使用の拡大は、教育分野と出版分野に関する統計データにおいてもある程度確認できる。普通中等教育におけるベラルーシ語使用は、相対的に増加傾向を示している。しかし、全体に占める割合ではロシア語を大きく下回っている。出版分野に関しては、発行点数ではベラルーシ語使用が一部増加していることがわかる。しかし、発行部数を全体に占める割合でみると、ほぼ横ばいで大きな変化はみられない(表 21, 22 を参照)。

表 20 教授言語別にみた普通中等教育における生徒数の割合の推移 (1990-1995 年)<sup>160</sup>

教授言語	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
ベラルーシ語	20.8	23.0	28.2	34.1	40.5	34.8
ロシア語	79.2	77.0	71.8	65.9	59.4	65.2

※ 数値は全体数に占める割合(%)を表す。

表 21 ベラルーシ語による出版物の発行点数の推移(1990-1995 年)<sup>161</sup> (単位: 点)

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
本冊子	435 (15.4%)	425 (17.5%)	550 (23.3%)	787 (26.9%)	795 (23.8%)	661 (20.6%)
雑誌	36 (27.9%)	40 (29.0%)	45 (29.0%)	66 (33.3%)	81 (37.7%)	77 (34.2%)
新聞	135 (60.3%)	158 (56.0%)	183 (52.6%)	188 (53.6%)	196 (46.2%)	210 (42.5%)

※括弧内は発行点数全体に占める割合を表す。

表 22 ベラルーシ語による出版物の発行部数の推移(1990-1995 年)<sup>162</sup> (単位: 100 万部)

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
本冊子	9.3 (16.9%)	10.0 (18.9%)	12.3 (17.1%)	18.4 (18.7%)	17.0 (21.1%)	12.5 (19.9%)
雑誌	33.3 (61.6%)	16.2 (47.0%)	15.4 (48.6%)	11.3 (49.6%)	8.2 (45.3%)	5.7 (49.6%)
新聞	312 (31.7%)	301 (37.5%)	284 (41.5%)	321 (52.5%)	381 (53.1%)	322 (53.6%)

※括弧内は発行部数全体に占める割合を表す。

### 3.4. 独立後のベラルーシにおける言語の法的地位

#### 3.4.1. 1990年言語法への批判

ベラルーシ語を唯一の「国家語」とする言語法が採択されたペレストロイカ末期のベラルーシは、Булыка (1989: 6)が指摘するように、社会、行政、産業などあらゆる領域において作業言語としてのロシア語の独占的な優位性が既に確立されていた。また、当時のベラルーシ人社会のエリート層の大部分を占めていたのは、ベラルーシ語・ベラルーシ文化の必要性とは無縁のロシア文化を身につけた住民層であり、彼らを中心としてベラルーシ語を唯一の「国家語」と定めた1990年言語法への

<sup>160</sup> 本表の作成にあたっては統計資料(37:20)を参照した。

<sup>161</sup> 本表の作成にあたっては統計資料(27:136)を参照した。

<sup>162</sup> 本表の作成にあたっては統計資料(27:136)を参照した。

抗議の声が上がった(Запрудскі 2002:99)。特に1991年7月の独立以降は、ベラルーシでは新憲法の準備に伴って、1990年言語法の内容修正の必要性についての議論が起こり、ロシア語に対して「国家語」の地位を付与すべきか否かと、両親が子供の教育言語を自由に選択する権利をいかにして保障するかをめぐり、激しい議論となったのである(Запрудскі 2002:101)。独立から僅か半年の1992年3月の時点では既に、民主改革運動党<sup>163</sup>が、「ベラルーシにおける複雑な言語状況に対応すべくロシア語に国家語の地位を与えること」と「国民が教育言語を自由に選ぶ権利」を主張し、翌年1993年春にはロシア語の国家語化を認める内容を含む新しいベラルーシ共和国言語法の法案を独自に策定し、出版している(Фемида.1993.24-30 мая: 4)。

また、ベラルーシ語とロシア語をめぐる国家語政策の議論と合わせて無視できないのが、言語問題が盛んに議論された1990年代前半のベラルーシの社会背景である。当時のベラルーシ社会は、言語問題のみならずソ連崩壊後の経済的低迷と政治的不安定という側面においても混乱期にあった。こうした中、官僚や政治家たちの多くは1990年言語法の内容の実現に向けて積極的に行動することに意義を見出していなかったのである(Запрудскі 2002:102)。このような社会背景のもとで、1994年の新憲法採択の際には、国会憲法委員会がベラルーシ語を唯一の国家語として定める条項を新憲法から完全に除外することを試みようとするしたのである。しかし、最高会議文化歴史遺産委員会からの猛抗議にあい、1994年3月に採択された新憲法においては、ベラルーシ語の唯一の「国家語」としての地位が辛うじて明記されることになった(Запрудскі 2002:102)。ただし、妥協点として、ベラルーシ語を国家語として規定した条文の中で、民族間交流語としてロシア語を自由に使用する国民の権利も合わせて明記された(1994年憲法:第17条)。さらにこの新憲法採択に際しては、同時に世論で声高に主張されていた、親が子供の養育・教育言語を選ぶ権利にも配慮がなされ、教育言語を選択する自由に関する規定が盛り込まれたのである(1994年憲法:第50条)。

新憲法が採択された1994年の7月、強力な親ロシア路線を掲げるアレクサンドル・ルカシェンコ氏<sup>164</sup>がベラルーシ共和国初代大統領に就任すると、ベラルーシの国家語政策は大きな転換点を迎えることになった。ルカシェンコ大統領は「全てのベラルーシ共和国国民に、それぞれが養育を受けてきた言語で話し、考える現実的な可能性を保障すべきである」という主張を展開し、憲法においてロシア語に国家語の地位を付与することを提案したのである(Запрудскі 2002:104)。これを機に国内では、徐々にロシア語を支持する世論が支配的になっていった。1994年の9～10月には、ベラルーシ語による教育に反対する親達によるストライキが展開された他、言語問題に関する質問項目を含む国民投票の実施案が、ロシア語の国家語化を支持する市民グループから提出された。この案は、いくつかの国会委員会と法務省によって検討されたものの、ベラルーシの民族文化と言語の国家的

<sup>163</sup> Движение за демократические реформы (ДДР)、1991年11月に成立したベラルーシの政党の一つ。

<sup>164</sup> 日本においてはロシア語表記のアлександр Лукашенкоに基づいたカナ表記のアレクサンドル・ルカシェンコが既に定着しているのを鑑みてここではロシア語準拠の表記を用いる。なお、ベラルーシ語表記のアляксандр Лукашэнкаに基づいたカナ表記はアリャクサンドル・ルカシェンカとなる。

保障に対する国民の権利を侵す内容の質問を国民投票において行うことは法律により禁止されていたため退けられた(Запрудскі 2002:104)。

1995年1月には、一部の親たちによって主張されていた教育言語選択権の実現に対する要求が、憲法裁判所によって検討された。憲法裁判所は、大統領及び共和国最高会議宛の文書の中で、1990年言語法第24条は普通教育学校における教育活動をベラルーシ語のみで行うことを義務化していると批判的に述べ、1994年憲法に規定された教育言語の選択の自由を肯定的に捉える見解を示した(Запрудскі 2002:103)。

### 3.4.2. 1995年の国民投票：ロシア語の国家語化

ベラルーシ語による教育への批判的風潮とロシア語の国家語化を要求する世論の高まりを後ろ盾に、1995年2月、ルカシェンコ大統領は、ベラルーシ語の国家語性を問う国民投票を実施する意向を正式に表明した。4月になるとさらに言語に関する質問項目を含む国民投票案を大統領自ら共和国最高会議に提案したが、国会委員会による検討の結果、一旦退けられた。すると、ルカシェンコ大統領は最高会議の承認なしに国民投票を実行すると議会を牽制、これに反発する20人を超える議員が国会会議場で断食ストライキの実行を表明し、居座る事態となった。しかしそれらの議員たちは、その日の夜には国会の建物外へ大統領命令により武力で強制退去させられた。その後、国民投票は、強権的なやり方で実行手続に入り、1995年5月14日に実施されることになった(Запрудскі 2002:105)。

国民投票は、4つの質問から成り、その1つ目の質問が「あなたはロシア語に対してベラルーシ語と同じ地位を付与することに賛成か」という内容であった。公式発表<sup>165</sup>によれば、この国民投票に参加したのは全有権者の64.8%であり、そのうちの88.3%がこのロシア語の国家語化に賛成票を投じた<sup>166</sup>。この国民投票自体は、ベラルーシ共和国の国民投票に関する法律、ベラルーシ共和国憲法の国民投票にかかる規定等に照らして違法であったとされているが(Запрудскі 2002:106)、投票結果が覆されることはなく、1996年に新たに改定されたベラルーシ共和国憲法では、第17条に「ベラルーシ共和国の国家語はベラルーシ語とロシア語である」という規定が盛り込まれることになった。これに呼応して言語法も見直しが行われ、新たな言語法は、ベラルーシ語とロシア語の2つの国家語を前提とする内容に全面的に改定され、1998年に採択された<sup>167</sup>。

<sup>165</sup> 1995年5月14日共和国国民投票の結果に関する中央委員会記録に基づく。

<sup>166</sup> つまり、対有権者比で見れば賛成票を投じたのは53.9%であった。

<sup>167</sup> ルカシェンコ大統領がロシア語の国家語化を主導した背景には、明らかに当時、ロシアとの国家統合を目指していた彼の外交政策的な意図との関連があると考えられる。とはいえ、ロシア語の国家語化がルカシェンコ大統領個人の強力なイニシアティブのみに牽引されて実現されたとみるのはやや不正確で、国民自身の中にもロシア語の国家語化を支持する勢力が相当数いたということも無視できない事実であろう。



### 3.5. ベラルーシ語とロシア語の二言語体制の実態

#### 3.5.1. 1998 年言語法にみる二言語体制

1998 年言語法では、法律そのものの構成は 1990 年言語法の構成を踏襲しているが、ベラルーシ語の保護の必要性を訴える前文は、削除されている。また、「民族間交流語」であったロシア語が「国家語」の地位を与えられたのに伴い、「民族間交流語」という用語も姿を消している。すなわち、ベラルーシにおいては、1998 年の言語法をもって「国家語」が言語の法的地位としては国内で唯一にして最も高い地位となった。

法律の内容については、1990 年言語法にみられたようなベラルーシ語を優先的な使用言語と指定する規定はほぼ見られなくなっている。1998 年言語法の各規定における 2 つの国家語(ベラルーシ語とロシア語)の扱いをまとめると、表 23 のようになる。

表 23 1998 年言語法の各規定における 2 つの国家語の扱いのパターン<sup>168</sup>

<b>ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）を使用言語とする規定</b>
例) ベラルーシ共和国における、国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の事務処理及び文書の言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）である。（「第 8 条 事務処理及び文書の言語」1 段落目）
<b>ベラルーシ語あるいはロシア語を使用言語とする規定</b>
例) ベラルーシ共和国において、訴訟手続きはベラルーシ語あるいはロシア語によって行われる。（「第 14 条 訴訟手続きの言語」1 段落目）
<b>ベラルーシ語とロシア語の両方を必須言語とするという規定</b>
例) 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の指導者及び他の労働者は、自らの職務上必要な範囲でベラルーシ語とロシア語の運用能力を身につけていなければならない。（「第 4 条 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務」）
<b>状況に応じて任意の言語を選ぶとする規定</b>
例) 他の国家の検察庁、検察機関とのコミュニケーションにおいては、当事者にとって妥当な言語を使用する。（「第 17 条 検察機関の言語」2 段落目）
<b>ベラルーシ語のみに言及のある規定<sup>169</sup></b>
例) ベラルーシ共和国の全ての教育機関においては当該教育機関の特質に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。（「第 24 条 専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育の言語」2 段落目）

1998 年言語法では、第 2 条でベラルーシ語とロシア語を同等に国家語であると宣言し、国家は、国民の生活のあらゆる領域においてベラルーシ語とロシア語が全面的に発展し、機能することを保障すると規定している。しかし、1998 年言語法の大半を占めるのは、表中の「ベラルーシ語あるいはロシア語を使用言語とする規定」、及び「ベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)を使用言語とする規定」であった。すなわち、1998 年言語法は、ベラルーシ語の不使用を事実上公的に許す規定が大半を占め、ロシア語と比べ相対的に威信の低いベラルーシ語が社会で十全に機能する上

<sup>168</sup> 1998 年の「ベラルーシ共和国における諸言語について」(1998 年言語法)を参照し、筆者が独自に作成。

<sup>169</sup> 実際に見られるのは例にあげた 1 例のみである。

では不利な内容となっている。また、法律に違反した際の罰則規定は、1990年言語法と同様に一切みられない。

このように1998年言語法におけるベラルーシ語の「国家語」としての法的地位は、1990年言語法よりもさらに名目的なものとなっており、その地位は極度に形骸化していると言わざるを得ない。改めて1990年言語法と比較してみると、1990年言語法におけるベラルーシ語の「国家語」としての地位は、ロシア語やその他の言語の使用の可能性に大きく配慮しつつも、それでもまだ、衰退しているベラルーシ語の使用を将来的に国家のあらゆる公的領域に拡大することを目指したものであり、言い換えれば、ベラルーシ語の実質的な地位と法的な地位の乖離を漸次的に是正していくことを意図して設定されたものとみることができた。しかし、1998年言語法におけるベラルーシ語の「国家語」という法的地位は、同じ「国家語」という名のもとに定められた地位ではあるものの、ベラルーシ語の実質的な地位と法的な地位の乖離を漸次的に是正していくという意図は、全くみられない。それどころか、1998年言語法がベラルーシ語の社会における不使用、すなわちベラルーシ語の実質的な地位の低さを事実上合法化していることを隠蔽しているかのようである。

### 3.5.2. 2005年以降の言語法

1998年にベラルーシ語とロシア語の二言語体制へと変更が加えられた言語法は、その後さらに、2005年、2007年、2009年、2010年、2011年、2012年、2013年と度々小規模な改定が行われ、現在に至っている。しかし、それらの改定の内容はいずれも、ベラルーシ語の実質的な地位と法的な地位の乖離を積極的に是正していくというよりは、むしろベラルーシ語の不使用を社会的にいかにか合法化するかという点で行われている印象が否めない。例えば、2007年版の第29条と2013年版の第29条では、いかなる場合に掲示物や広告において国家語の使用義務を免れ得るかについて詳細が追加されている他、2008年版には第23条で、障害者が国家語の学習のうち一方を免除されること、さらに2012年版の第22条と第23条では外国人も国家語の学習を免除される旨が追加されている。これらはいずれも、ロシア語が優勢な現在のベラルーシの言語状況を考慮するならば、事実上ベラルーシ語の不使用を合法化するという明確な意図が背景にあったとみることができる。

### 3.6. ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することの困難さ

以上、言語関連法規の分析を通して、ソ連時代から現代に至るまでのベラルーシの国家語政策に関して、ベラルーシ語のもつ「国家語」という高い法的地位がなぜベラルーシ語の実質的な普及と結びついていないかについて検討してきた。法律文書の分析からは、ベラルーシ語の「国家語」としての法的地位は、既にソ連時代の初めからその原型が形作られてきたこと、そして1990年から正式にベラルーシ語に付与された「国家語」という法的地位は、象徴的な意義の強いものがあったことが明らかとなった。また、1995年にロシア語にも「国家語」の地位が付与されて以降のベラルーシ

語の「国家語」としての地位は、その地位を支えるべき言語法がベラルーシ語の不使用を公に認める規定を多く含んでいることから、極度に形骸化してしまっている実態が浮き彫りとなった。

しかし、第2章で確認したように現在のベラルーシでは国民の大半が実質的にロシア語を日常使用言語としている状況にあり、国家語の1つであるベラルーシ語の使用を法律により厳格に義務化することは、憲法が彼らに保障する母語を使用する権利及び教育言語を選ぶ権利(ベラルーシ共和国憲法、第50条)との衝突を招き、現状では難しいと言わざるを得ない。

こうしたベラルーシ語を現代ベラルーシにおいて法的に保護することの困難さは、恐らく広く危機言語一般を法的に保護する上で直面する難しさと共通する問題でもある。危機言語の保護の問題を考えると、そこには必ず、①文化財としての当該言語の保護、②当該言語を使用する話者の権利(言語権)の保護という二つの問題が含まれる<sup>170</sup>。①は、個人の自由な言語選択を制限する可能性をもち、②は、個人が文化財として保護すべき危機言語よりも自身の利益になる大言語の使用を望む可能性をもつことから、両者は一定の緊張関係にある。ベラルーシ語を法的に保護することの困難さは、まさに、文化財としてのベラルーシ語の保護の問題とロシア語の使用を望む話者の権利(言語権)の保護の問題との恒常的な緊張関係がその背景にあるといえる。

一方、今日のベラルーシでは、社会生活においてベラルーシ語の使用を積極的に望む人々も一定数存在する。しかし、問題は、彼らのほとんどが既に優勢言語であるロシア語とベラルーシ語とのバイリンガルであることだろう<sup>171</sup>。今日のベラルーシでは、国民のほとんどはベラルーシ語の運用能力に不足を感じる傾向が強いものの、基本的にベラルーシ語とロシア語双方の運用能力を一定程度身につけている。それは義務教育において両国家語が必修化されているということもあるが、何と言ってもロシア語とベラルーシ語が言語系統的に非常に近い関係にあるという独自の事情が背景にある。

山田、渋谷(2011:42)は、危機言語の保護や復興といった問題を言語権の視点から論じることが難しいのは、「当該言語を日常生活で第一言語、あるいは母語として用いる人の数が衰退の一途を辿り(若年層になるほど、そのことばでほとんど会話できないなど)、母語教育や、当該言語を社会生活で現実に使用することを切実に要求する権利主体を見定めること」が困難であるためと指摘している。ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することの困難さも、ベラルーシ国民が事実上ベラルーシ語とロシア語のバイリンガルであるが故に、ベラルーシ語の自由な使用を社会で切実に要求する権利の主体を見定めることが困難であることに一因があるといえる。故に、ベラルーシ語の使用を積極的に望む人々の言語権の保障の問題は、社会生活の維持に関わる切実な人権問題としてよりは人間の尊厳の保護という性格を帯びており、構造的にその解決の緊急性を国内で主張し

<sup>170</sup> 山田、渋谷(2011:54)は、危機に瀕した言語の問題はしばしば、人々の生活に直結する切実な人権問題というよりも、どちらかという失われつつある希少な文化遺産(cultural heritage)の保護の問題としての外観を呈すと、①の文化財としての当該言語の保護への関心の集まりやすさを指摘している。

<sup>171</sup> もちろん、それは彼ら自身が望んだというよりは社会的にそう条件付けられた結果である。

にくくなっている。

このように政策的なベラルーシ語の保護が事実上行き詰まっている一方、ベラルーシ語の普及が阻害されている現状を今後打破する鍵となるのは、恐らく個人間のコミュニケーションといった私的領域でのベラルーシ語使用の普及・拡大であろう。近年では、ロシア語使用の優勢な都市部でも若者を中心にベラルーシ語使用を再評価する動きがあり、2013年頃から複数のベラルーシ語の市民講座が、首都ミンスクを中心に活発に開講されている。こうした若い世代を中心とするベラルーシ語への再評価、再習得の動きが家庭や友人間などの私的領域を通じて、世代を超えて普及していくか否かは、今後のベラルーシ語の実社会での地位の向上と法的地位の実質化と深く関わっており、今後大きく注目される動向である。

## 第4章 実体計画：現代ベラルーシ語標準語規範の分裂をめぐって

言語と方言を分かつ境界は何か、あるいはある言語を他の言語から独立した個別言語として定義する基準は何かという素朴な問いは、言語の専門家とてても容易に答えることの難しい問いの1つである。それは、言語と方言という概念の関係が、ことばの実質的な構造（文法的特徴、音韻構造、表記システム等）あるいは母語話者同士の相互理解の可能性といった問題のみに依拠するものではなく、しばしばそのことばの話者集団の政治社会的な独立や自治の獲得、あるいはそれに伴う言語そのものの社会的機能の発展の度合いといった要素が複雑に関わってくるためである。

ベラルーシ語は、少なくとも19世紀半ば頃までは、ロシア語の方言ないしポーランド語の方言に過ぎないとみなされていた言語である。そうしたベラルーシ語が数十年足らずで、20世紀の初めには個別言語として広く認められるようになり、20世紀の終わりには独立国家の国家語という地位を確立するに至ったのは、その話者集団であるベラルーシ人の民族意識の覚醒と、それに続く政治的な自治の獲得、そして最終的にはソ連崩壊による独立国家の確立という一連の歴史的事情が密接に関係していることは紛れもない事実であろう。しかし、そうしたベラルーシ人を取り巻く歴史の展開の中で、ベラルーシ語は、単に方言から個別言語、さらには一国の国家公用語という言語的な分類ないし社会的地位を与えられてきたに留まらず、ベラルーシ人の民族集団としての急速な発展と並行して標準語化のプロセスを経験し、言語の実体そのものも大きく変化・発展してきたのである。

本章では、こうしたベラルーシ人を取り巻く社会状況の歴史的な変動が、ベラルーシ語の発展にどのような影響を及ぼしてきたのかを、ベラルーシ語の標準語化にかかる言語の実体計画の観点から検討する。特に現在、ベラルーシ語がおかれている特異な状況、すなわち、標準語規範に分裂が見られ、2つの標準語規範がベラルーシ国内で一定の競合関係にあるという状況に着目する。

### 4.1. 言語の標準語化と現代ベラルーシ語

#### 4.1.1. ハウゲンによる言語の標準語化モデル

ある言語が近代社会の行政、教育、出版などの様々な領域での使用にたえる言語として発展する上で、達成すべき課題は何かという問題を初めて本格的に論じた研究者の1人は、ノルウェー語の標準語化に関する研究で知られるアイナー・ハウゲン(Einar Haugen)であろう。ハウゲンは、1966年に発表した論考において、言語と方言の概念区分をめぐる既存の議論を丹念に検証する中で、両概念を単なる分類カテゴリーとしてではなく、一種のことばの社会的発展の段階として捉え直し<sup>172</sup>、

<sup>172</sup> Haugen(1966)は、言語(language)と方言(dialect)という用語の持つ概念的な広がりを経験的な角度から検討し、既存の議論ではこの2つの用語が専らことばの「構造」に着目して用いられる場合のみならず、しばしばことばの持つ社会的な「機能」に着目して用いられることを指摘した(Haugen1966:926)。すなわち、特定の社会においてより広範なコミュニケーションを媒介する機能を備え、故に社会の中である種の威信を得ていることばが往往にして言語と呼ばれ、一方でそうした社会的機能が未発達あるいは発達途上のことばが方言と呼ばれるという事実に着目し、両者を言語の標準語化プロセスにおける発展段階

そこから未発達の言語としての方言ないし口語が、発達した言語である標準語へと発展するプロセスについて 1) 規範の選別 (Selection of norm)、2) 規範の範例化 (Codification of norm)、3) 機能の造成 (Elaboration of function)、4) 共同体による受容 (Acceptance by the community)<sup>173</sup> という 4 段階からなるモデルを導いた(Haugen 1966:933)<sup>174</sup>。ハウゲンは、その後 1983 年に発表した論考において関連する議論や自身の説に対する修正案を踏まえて、この標準語化プロセスのモデルを再び取り上げ、見直しを行っている(Haugen 1983)。特にハウゲンは、ハインツ・クロス(Heinz Kloss)が 1969 年の論考で導入した言語政策領域における実体計画(Corpus Planning)と地位計画(Status Planning)の識別(Kloss 1969:81)<sup>175</sup>を自身の標準語の発展モデルに統合し、言語の標準語化が経るプロセスを以下のような形で再提示した(表 24 参照)。

表 24 ハウゲンによる言語の標準語化プロセスのモデル<sup>176</sup>

	形式 (Form) [政策立案]	機能 (Function) [言語の洗練]
社会 (Society) [地位計画]	1. 選択 (Selection) [決定の過程] a) 問題の特定 (identification of problems) b) 規範の割り当て (allocation of norms)	3. 実施 (Implementation) [教育による普及] a) 手続きの修正 (correction procedures) b) 評価 (evaluation)
言語 (Language) [実体計画]	2. 範例化 (Codification) [標準化の過程] a) 文字化 (graphization) b) 文法規範化 (grammatication) c) 語彙化 (lexication)	4. 造成 (Elaboration) [機能の発展] a) 用語の近代化 (terminological modernization) b) 文体の発展 (stylistic development)

表 24 に示されているように、ハウゲンは、自身の提示した標準語化プロセスの 4 つの段階のうち、「選択」と「実施」を地位計画に、「範例化」と「造成」を実体計画にそれぞれ関連するプロセスとして位置付けた(Haugen1983:272)。その上で、特に実体計画に関わる「範例化」と「造成」のプロセスについては、それぞれの段階で達成されるべき具体的な課題を、Ferguson(1968)の議論を踏まえ、次のように整理している。すなわち、「範例化」に関わる具体的な課題として、a) 文字化 (graphization)、b) 文法規範化 (grammatication)、c) 語彙化 (lexication)をあげ、「造成」に関わる具体的な課題として、a) 用語の近代化 (terminological modernization)及び、b)文体の発展 (stylistic development)をあげた。各課題の概要は、以下のとおりである(Haugen1983:271-274)。

として位置付けた。

<sup>173</sup> ハウゲンは、この段階を後に「機能の実施」(implementation of function)と修正している (Haugen1983:270)。

<sup>174</sup> selection, codification, elaboration の訳語はクルマス(1987:83)によった。

<sup>175</sup> クロスは、言語の実体計画 (Corpus Planning) を「新たな専門用語の導入、綴字法の変更、新たな文字の採用を提案ないし命令することで、言語の形(shape)ないし実体(corpus)を変化させようとする」とし、それに対する地位計画 (Status Planning) を「言語政策の側面のうち、言語の構造や形式に関わるものではなく、他言語との比較におけるその言語の立ち位置(standing)、あるいは国家政府に対するその言語の位置づけ(standing)に関わるもの」と定義した(Kloss1969: 81)

<sup>176</sup> Haugen (1983: 275)に基づく。

#### 範例化における課題

- a) 文字化 : 正書法の確立等によって書き言葉としての形式を定着させること
- b) 文法規範化 : 正しい文法規則を導き出し、文法書などに定式化すること
- c) 語彙化 : 適切な語彙を選別し、辞書等に定着させること

#### 造成における課題

- a) 用語の近代化 : 現代生活に不可欠な専門用語語彙を発展させること
- b) 文体の発展 : より柔軟で多様な言語表現を可能にすること

### 4.1.2. 現代ベラルーシ語の標準語化とその問題点

現代ベラルーシ語は、ハウゲンが提示した言語の実体計画にかかる、これらの諸課題を、20世紀初頭から本格化していった標準語化の過程の中で達成してきた。特に1919年にベラルーシの領域にソヴィエト政権が樹立されて以降は、文字化、文法規範化、語彙化、用語の近代化の達成が、同国の科学アカデミー言語学研究所が中心的な担い手となって政策的に進められ、その成果として現在に至るまで、以下の表25にあげたような正書法、文法書、辞書、専門用語辞典が編纂・刊行されてきた。

表 25 ソ連時代より刊行されてきた現代ベラルーシ語の正書法・文法書・辞書・専門用語辞典<sup>177</sup>

正書法 (文字化の成果)	
1934年	『ベラルーシ語正書法』ベラルーシ科学アカデミー言語学研究所 <sup>178</sup>
1959年	『ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則』BSSR 科学アカデミー言語学研究所 <sup>179</sup>
2008年	『ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則』ベラルーシ共和国国立法律情報センター <sup>180</sup>
文法書 (文法規範化の成果)	
1935-1936年	『ベラルーシ語文法』(音声・正書法編、形態論編), ベラルーシ科学アカデミー言語学研究所 <sup>181</sup>
1962-1966年	『ベラルーシ語文法』(全2巻), BSSR 科学アカデミー言語学研究所 <sup>182</sup>
1985-1986年	『ベラルーシ語文法』(全2巻), BSSR 科学アカデミー言語学研究所 <sup>183</sup>
2007-2009年	『簡略ベラルーシ語文法』(全2巻), ベラルーシ国立科学アカデミー言語学研究所 <sup>184</sup>
辞書 (語彙化の成果)	
ベラルーシ語・ロシア語辞典/ロシア語・ベラルーシ語辞典	
1925年	『ベラルーシ語・ロシア語辞典』ベラルーシ文化研究所(バイコウ, ニェクラシエヴィチ(編)) <sup>185</sup>
1928年	『ロシア語・ベラルーシ語辞典』ベラルーシ文化研究所(バイコウ, ニェクラシエヴィチ(編)) <sup>186</sup>
1937年	『ロシア語・ベラルーシ語辞典』BSSR 科学アカデミー文学・芸術・言語研究所(アレクサンドロヴィチ(編)) <sup>187</sup>
1953年	『ロシア語・ベラルーシ語辞典』BSSR 科学アカデミー言語学研究所(コーラス, クラビヴァ, フレブカ(編)) <sup>188</sup>
1962年	『ベラルーシ語・ロシア語辞典』BSSR 科学アカデミー言語学研究所(クラビヴァ(編)) <sup>189</sup>
詳解辞典	
1977-1984年	『ベラルーシ語詳解辞典』(全5巻) BSSR 科学アカデミー言語学研究所 <sup>190</sup>
1996年	『標準ベラルーシ語詳解辞典』ベラルーシ科学アカデミー言語学研究所 <sup>191</sup>
2016年	『標準ベラルーシ語詳解辞典』ベラルーシ国立科学アカデミー言語学研究所 <sup>192</sup>
専門用語辞典 (用語の近代化の成果)	
1922-1930年	『ベラルーシ語学術用語集』(全24巻) ベラルーシ文化研究所 <sup>193</sup>

※ BSSR は Byelorussian Soviet Socialist Republic (ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国) の略である。

※ ベラルーシ文化研究所 (Інстытут беларускай культуры, 通称 Інбелкульт) は、同国の科学アカデミーの前身に当たる。

これらの正書法、文法書、辞書・辞典類の編纂・刊行と共にソ連時代を通じて発展・確立してきた標準ベラルーシ語の公式規範は、1980年代の前半までには一定の安定性を確立し、ベラルーシ社

<sup>177</sup> Лукашанец(2014)に基づき、重要だと思われる文献を適宜補って筆者が独自に作成した。

<sup>178</sup> Беларуская акадэмія навук, Інстытут мовазнаўства (1934) *Правілі беларускай мовы*, Менск.

<sup>179</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1959) *Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі*, Мінск.

<sup>180</sup> Нацыянальны цэнтр прававой інфармацыі Рэспублікі Беларусь (2008) *Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі*, Мінск.

<sup>181</sup> Беларуская акадэмія навук, Інстытут мовазнаўства (1935) *Беларуская граматыка: Фанетыка і правілі*, Мінск.

<sup>182</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут літаратуры і мовы (1936) *Беларуская граматыка: Марфалогія*, Мінск.

<sup>182</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1962) *Граматыка беларускай мовы. Том I Марфалогія*, Мінск.

<sup>182</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1966) *Граматыка беларускай мовы. Том II Сінтаксіс*, Мінск.

<sup>183</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1985) *Беларуская граматыка. Том I*, Мінск.

<sup>183</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1986) *Беларуская граматыка. Том II*, Мінск.

<sup>184</sup> Нацыянальная акадэмія навук Беларусі, Інстытут мовазнаўства (2007) *Кароткая граматыка беларускай мовы. Том I*, Мінск.

<sup>184</sup> Нацыянальная акадэмія навук Беларусі, Інстытут мовазнаўства (2009) *Кароткая граматыка беларускай мовы. Том II*, Мінск.

<sup>185</sup> Інстытут беларускай культуры (Некрасьвіч, С., Байкоў, М.) (1925) *Беларуска-расійскі слоўнік*, Менск.

<sup>186</sup> Інстытут беларускай культуры (Некрасьвіч, С., Байкоў, М.) (1928) *Расійска-беларускі слоўнік*, Менск.

<sup>187</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут літаратуры, мастацтва і мовы (Александровіч, А.) (1937) *Руска-беларускі слоўнік*, Менск.

<sup>188</sup> Академия наук БССР, Институт языкознания (Колас, Я., Крапивиы К., Глебка, П.) (1953) *Русско-белорусский словарь*, Москва.

<sup>189</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (Крапивиы К.) (1962) *Беларуска-рускі слоўнік*, Москва.

<sup>190</sup> Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1977-1984) *Тлумачальны слоўнік беларускай мовы*, у 5 т., Мінск.

<sup>191</sup> Нацыянальная акадэмія навук Беларусі, Інстытут мовазнаўства (1996) *Тлумачальны слоўнік беларускай літаратурнай мовы*,

Мінск.

<sup>192</sup> Нацыянальная акадэмія навук Беларусі, Інстытут мовазнаўства (2016) *Тлумачальны слоўнік беларускай літаратурнай мовы*,

Мінск.

<sup>193</sup> Інстытут беларускай культуры (1922-1930) *Беларускай навуковай тэрміналогіі*, Вып.1-24, Мінск.



会の言語実践においてある程度の定着を達成してきた (Запрудскі 2015:20)。しかし、ソ連時代を通じて確立されてきた標準ベラルーシ語の規範をめぐる状況は、ソ連全体がペレストロイカ政策の下に入っていた 1980 年代後半から大きく変わっていった。

ペレストロイカ期のベラルーシ社会では、ベラルーシ語復興の機運が高まる中、ソ連時代を通じて確立されてきた標準ベラルーシ語の公式規範の正統性をめぐって絶え間ない論争が生じるようになり、公式規範は一部の知識人層の間で「ロシア語化された性質」(русифікаванасць)をもつものとして強い批判に晒されるようになったのである。この頃より、言語純化主義的な志向をもつ一部の知識人層の間で公式規範に代わって「より真正な」ベラルーシ語規範として急速に支持されるようになっていったのが、タラシケヴィチ規範 (тарашкевіца)<sup>194</sup>と呼ばれる 1920 年代に広く普及した規範である。

現在、ソ連時代を通じて確立してきた標準ベラルーシ語規範は、ベラルーシにおいて広く公式に認められたものとして使用されているものの、タラシケヴィチ規範に則ったベラルーシ語使用もまた一部のベラルーシ語メディアやベラルーシ語出版物、及び民族意識の高い一部の知識人や一般市民の間で熱心な支持者を獲得している。すなわち、現在のベラルーシ社会では、標準ベラルーシ語に関して、ソ連時代を通じて確立してきた公式規範とペレストロイカ末期から急速に支持を集めるようになったタラシケヴィチ規範が並存し、両者は標準ベラルーシ語規範としての「真正さ」を巡って対立する状況にある<sup>195</sup>。こうしたベラルーシ語をめぐる標準語規範の分裂状況は、1990 年代頃からベラルーシ国内の研究者の間でも、ベラルーシ語の標準語としての安定性を揺るがす要因として強く問題視されるようになったが (Запрудскі 2015:20)、現在に至るまで双方の規範の支持者が納得する形での問題の解決には至っていない。

以上の問題背景に基づき、本章では、まず今日のベラルーシ社会に生じている現代ベラルーシ語の標準語規範の分裂という状況が、ベラルーシ語の標準語化プロセスの中でいかにして生じ、それがどのようにして対立関係に陥ってきたのかをベラルーシ語史に関する文献を参照し、記述する。さらに、標準語規範の分裂の実態について、これまでの研究において指摘されてきている 2 つの規範の具体的な差異を正書法、音声・音韻、文法、語彙、統語、文体の観点から整理する。その上で、標準語規範の分裂と対立という状況が現代ベラルーシの言語状況、とりわけ標準ベラルーシ語の普及においてどのような問題を生んでいるのかについて考察したい。

<sup>194</sup> タラシケヴィチ規範 (тарашкевіца) という名称は、標準ベラルーシ語の体系的な規範整備の初の試みとして知られる『学校のためのベラルーシ語文法』(Беларуская граматыка для школ)を 1918 年に上梓し、標準ベラルーシ語の規範確立に大きく貢献したブリスラウ・タラシケヴィチ (Браніслаў Адамавіч Тарашкевіч, 1892-1938) に因む。1920 年代に普及した標準ベラルーシ語の規範が、彼によって著された『学校のためのベラルーシ語文法』をその基礎としていたことから、後世になってこのように呼ばれるようになった。詳細は 4.2.1.3. 及び 4.2.4.2 を参照。

<sup>195</sup> こうした標準ベラルーシ語をめぐる公式規範とタラシケヴィチ規範の対立関係を最も顕著に示す事例の 1 つとしてあげられるのがオンラインフリー百科事典ウィキペディアのベラルーシ語版である。現在、ベラルーシ語版のウィキペディアは、ベラルーシ語の標準語規範の分裂状況を反映し、公式規範版とタラシケヴィチ規範版の 2 種類が存在しており、両者は統合されることなく今日別々で運用されている。詳細は 4.2.5.1 を参照。

なお、以下の議論では、特に19世紀以降のベラルーシ地域に焦点を当て、現代ベラルーシ語が標準語として発展していく過程を記述していく。しかし、その過程は、一般的な歴史記述のように政治支配体制の変遷を中心に論じていくだけではベラルーシ語独自の標準語としての発展の特徴を見落としてしまう恐れがある。そこで、本章では、19世紀から現代に至るまでのベラルーシ語の標準語化の過程を、特にベラルーシ語の標準語としての発展のあり方に着目し、次の5つの段階に分けて整理し、論じていくことにする。

#### 1) 自発的発展の段階 (19世紀初め～1920年頃)

作家や言語学者など個人活動を中心にベラルーシ語が書き言葉として確立していった段階

#### 2) 政策的発展の段階 (1920年頃～1933年)

ソヴィエト政権下で、ベラルーシ語の標準語化が国家主導で政策的に進められていった段階

#### 3) 分裂的発展の段階 (1933年～1980年代前半)

正書法改革を機に、ベラルーシ語の標準語規範の分裂が生じそれぞれが発展していった段階

#### 4) 競合的発展の段階 (1980年代後半～2000年代前半)

ベラルーシ国内で公式規範とタラシケヴィチ規範の競合関係が生じ、対立が深まって行く段階

#### 5) 強制的統合の段階 (2008年～現在)

新正書法の発布と共にタラシケヴィチ規範が非合法化され、規範の統合が試みられている段階

## 4.2. 現代ベラルーシ語の標準語化プロセス

### 4.2.1. 自発的発展の段階

#### 4.2.1.1. ベラルーシ語による創作活動の萌芽と展開<sup>196</sup>

18世紀末のポーランド分割によってほぼ全域が帝政ロシア領に組み込まれたベラルーシの領域では、新たな政治体制によって後ろ盾を得たロシア語と長年のポーランド支配により貴族層や領主層の間に定着していたポーランド語の2言語が、国内の行政や文化領域での主要な言語として機能するようになっていった。一方、17世紀末以降書き言葉としての伝統が一旦断絶し専ら口語として発展してきたベラルーシ語は、地域方言的な多様性を特徴としながら、農民層や下級シュラフタ層、大都市の下層住民層の間で話し言葉として広く用いられている状況にあった。しかし、19世紀の初め頃よりこれを書き言葉として用いる試みが、文芸作品において実践されるようになっていった。

そうした文芸作品の最初期のものは口碑文芸として大衆の間に普及していた作者不詳の叙事詩などが書き起こされたものであったことが知られている<sup>197</sup>。やがて、19世紀前半には、ポーランド語

<sup>196</sup> 特に出典が明示されない限り、本節の内容は Жураўскі, Прыгодзіч (1994: 150-151) に基づく。

<sup>197</sup> 特に代表的なものは、叙事詩『逆さのアエネイス』(Энеіда на выварат)と『パルナソスのタラス』(Тарас на парнасе)である。いずれの作品も成立したのは19世紀初頭だとされているが、著者については複数の人物の名前が伝えられており詳細は

による執筆活動を行いながらベラルーシの口碑文芸を熱心に収集・研究したベラルーシ出身の作家、ヤン・チャチョト(Ян Чачот/ Jan Czeczot)<sup>198</sup>、ヤン・バルシュチュエウスキ(Ян Баршчэўскі/ Jan Barszczewski)<sup>199</sup>、アリャクサンドル・ルィピンスキ(Аляксандр Рыпінскі/ Alexander Rypinski)<sup>200</sup>といった作家たちによるベラルーシ語の詩作品が現れるようになっていった。すなわち、専ら口語として普及していたベラルーシ語は、こうした作品を通じて次第に文字に書き起こされるようになり、19世紀初め頃よりハウゲンの標準語化のモデルにおいて「範例化」の最初の段階としてあげられている「文字化」のプロセスに入っていたとみなせる。ただし、これら19世紀前半の作家たちのベラルーシ語の自立性に対する意識はまだ一定せず<sup>201</sup>、作品のテキストも農村民衆の話し言葉の特徴を色濃く反映した口語的な文体で、書き言葉として洗練されたものには及ばないものであった。

ベラルーシ語をより明確に自立した言語と認め、これを民衆の生きた話し言葉の状態から意識的に文学表現の手段にまで洗練することを目指して執筆を行った最初の作家として知られるのは、19世紀半ばに活躍したヴィケンツィ・ドゥニン=マルツィンケヴィチ(Вікенцій Дунін-Марцінкевіч/ Wincenty Dunin-Marcinkiewicz)<sup>202</sup>である。特に注目されるのは、ドゥニン=マルツィンケヴィチは、ベラルーシ語による創作活動において、自身の母方言を主要な言語表現の資源としつつもその枠に留まらず他の地域方言からの語彙や慣用語も積極的に取り入れた点、さらに農村民衆のみならずロシア語やポーランド語により教育を受けていた当時のベラルーシ人のエリート層も自身の作品の読者層として意識したことから、ロシア語やポーランド語からの借用語を多く用いた点である(Шакун 1984:200, 204-205)。すなわち、ドゥニン=マルツィンケヴィチは、自身の創作活動を通じて、現代ベラルーシ語を地域方言的な差異や社会階層を超えて全てのベラルーシ人に共有できる1つの言語として再構築するという画期的なを試みを実践したといえる。これは、文学作品の表現手段としてのベラルーシ語の可能性を大きく発展させ、さらには現代ベラルーシ語の標準語化における「選択」「範例化」「造成」のプロセスに具体的な方向性を示したという点で後のベラルーシ語とベラルーシ文学の発展に大きな影響を与えた<sup>203</sup>。

19世紀後半になると、ベラルーシ民族主義の高まりと共にベラルーシ語は、次第にベラルーシ人

---

明らかでない。『逆さのアエネイス』は1845年に雑誌『灯台』(Маяк)において、『パルナソスのタラス』は1889年に新聞『ミンスク小新聞』(Мінскі лісток)においてそれぞれ初めて活字として掲載された(Шакун1994b:409)。

<sup>198</sup> 現在のフロドナ州のマリュシチ村(Малюшычы)の出身(Крамко 1994: 611)。

<sup>199</sup> 現在のヴィツェブスク州のムラヒ村(Мурагі)の出身。

<sup>200</sup> 現在のヴィツェブスク州のクカヴァチナ村(Кукавячына)の出身。

<sup>201</sup> ヤン・バルシュチュエウスキやアリャクサンドル・ルィピンスキはあくまでポーランド語の方言であるとみなすに留まっていた。ヤン・チャチョトはベラルーシ語を自立したスラヴ語であるとみなしていたが、言語名としてはクリヴィチ語(Крыўіцкая мова)という名前を用いて呼んだ(Шакун 1984:193, 197)。

<sup>202</sup> 現在のマヒリョウ州のパニユシカヴィチ村(Панюшкавічы)の出身で、チャチョトらと同様にベラルーシを出身としながらポーランド語による執筆も行なった(Ламека 1994:185)。

<sup>203</sup> ドゥニン=マルツィンケヴィチの創作活動とそれによってもたらされた標準ベラルーシ語の発展は、マクシム・バフダノヴィチ(Максім Багдановіч)やヤンカ・クパーラ(Янка Купала)といった彼の後にベラルーシ文学の発展の担い手となった作家たちがベラルーシ語により執筆活動を行うという選択をすることを大きく動機付けたことで知られている(Шакун 1984: 207)。

の民族文化の最も重要な要素として位置付けられていくようになる。ベラルーシ語に特に積極的にそのような意義づけを与えた最初の作家の一人として知られるのが、フランツィシヤク・バフシェヴィチ(Францішак Багушэвіч)<sup>204</sup>である。バフシェヴィチは、ベラルーシ語による執筆活動を通じてベラルーシ語そのものの発展に貢献するのみならず、自身の著作の中でベラルーシ語に有用性や威信を見出せていない当時のベラルーシ民衆に向けて、積極的にベラルーシ語のもつ自立性やベラルーシ民族の精神性との不可分性を説き、ベラルーシ語の保護を強く訴えた<sup>205</sup>。19世紀後半は、ベラルーシ文学のジャンルとして、文芸作品と並行して社会・政治評論が広く定着していく時期にあたるが(Шакун 1984:227)、こうしたバフシェヴィチに代表されるような、大衆に対してベラルーシ語の威信を啓蒙し、他言語への言語シフトを抑制しようとする言説は、これ以降作家たちの間で文芸作品と社会・政治評論の双方のジャンルにおいて頻繁に取り上げられるテーマとなっていくと指摘できる。これは、ベラルーシ語の標準語化を先導してきた作家たちが、ハウゲンの標準語化モデルでいうところの「共同体による受容」ないし「実施」を促進する役目を率先して担うようになっていくプロセスであるとみなせるだろう。

以上のように、現代ベラルーシ語は、19世紀を通じて展開された一連の作家たちによる創作活動の中で、書き言葉としての使用実践と洗練を経験し、実質的な標準語化のプロセスを達成していった。しかし、ベラルーシ語による創作活動が活発化していった一方で、帝政ロシアの支配下にあった19世紀のベラルーシではベラルーシ語による自由な出版活動は著しく制限されており、作家たちにより生み出された作品の多くは大衆に広く普及することができなかった点は、指摘しておく必要がある。これは、19世紀のベラルーシ文学の主要な担い手となった作家たちがポーランド語による執筆も行うバイリンガル作家であったため、彼らのベラルーシ語作品はポーランド語に倣い専らラテン文字により表記されていたことが一つの要因としてあげられる。帝政ロシア政府は、1830~1831年の第一次ポーランド蜂起以降、国内の文化・教育政策における脱ポーランド化を進める過程で、1859年にロシア語出版物における「ポーランド文字」(すなわち、ラテン文字)の使用禁止を定めた通達を出しており、ラテン文字で表記されていた当時のベラルーシ語作品は、これに抵触するものとして扱われたのである(Крамко, Юрэвіч, Яновіч 1968: 10)<sup>206</sup>。ベラルーシ語による書き言葉の実践が、より広い大衆の手に届くようになるには、20世紀に入り、帝政ロシア政府が出版に関する規制を廃止するまで待たねばならなかった。

<sup>204</sup> ヴィリニウス近郊のスヴィラヌイ村(Свіраны, 現リトアニア)の出身(Ламека, Собаль1994: 67)。

<sup>205</sup> 特に著名なのは、彼がマチェヤ・ブラチュカ(Macieja Buraczka)というペンネームで1891年にクラコフで出版した作品集『ベラルーシの葦笛』(Macieja Buraczka, *Dudka białoruskaja*, Kraków, 1891)の序文である。ベラルーシ語学の祖として知られるカールスキーは、自身の主著である『ベラルーシ人』の中でこのバフシェヴィチの著書こそがベラルーシ語の発展の進路に決定的な動機付けを与えたと評している(Шакун 1984: 226)。

<sup>206</sup> 1859年の通達は直接的にはウクライナ語に対して発布された内容であったが、事実上ベラルーシ語に対しても法的効力をもったとされている。というのはこの通達を根拠にドゥニン=マルツィンケヴィチによる『パン・タデウシュ』(アダム・ミツケヴィチ原作)のベラルーシ語訳(ラテン文字表記)の出版が禁止されたためである。

#### 4.2.1.2. ベラルーシ語に対する言語学的関心の高まりとカールスキーの功績<sup>207</sup>

19 世紀は、作家たちによるベラルーシ語の書き言葉としての使用実践及びその洗練と並行して、ベラルーシ語そのものに対しても言語学的な関心が徐々に注がれるようになっていった。ただし、4.2.1.1.に指摘したとおり、19 世紀当時のベラルーシでは、ベラルーシ語はまだ農民層を中心的な使用者とする口語に留まっており、域内の行政や文化領域で用いられる書き言葉としての機能は、専らロシア語とポーランド語の 2 言語が独占する状況にあった<sup>208</sup>。こうした言語状況に、ベラルーシ人の民族意識がまだ発展途上であったことも相まって、19 世紀の段階ではベラルーシ人は自立した民族として見なされておらず、ベラルーシ語もまた個別言語としての認知を得るには至っていなかった。

19 世紀当時、定説として広く普及していたのは、「ベラルーシはロシア人の民族領域の一部であり、ベラルーシ語はロシア語の方言である」とする大ロシア説(великаруская канцэпцыя)と、「ベラルーシ人はポーランド人の一部であり、ベラルーシ語はポーランド語の方言である」とするポーランド説(польская канцэпцыя)である(Кулеш 2015: 9-10)。このため、ベラルーシ語に対する言語学的な関心は 19 世紀には方言研究としての性格を帯びており、ベラルーシ語の言語的特徴はポーランド語ないしロシア語の口語や地域方言を論ずる枠組みを前提に説明された。

例えば、1822 年にモスクワにてコンスタンチン・カライドヴィチ(Константин Калайдович)によって発表された論文「ベラルーシ方言について」(О беларусском наречии)<sup>209</sup>は、19 世紀前半のベラルーシ語研究を代表する著作の 1 つであるが、ベラルーシ民衆の言葉を個別に取り上げたという点ではベラルーシ語の自立性を意識していたとみなしうるものの(Шақун 1984: 251)、そのタイトルからはベラルーシ語をあくまでも広義のロシア語の一方言として扱っていたことが伺える。また、1830 年にワルシャワにてルカシュ・ゴウエンビオフスキ(Lukasz Gołębowski)により出版された『ポーランド民族：その慣習と民間信仰』(*Lud polski: jego zwyczaje, zabobony*)<sup>210</sup>も、同じく 19 世紀前半を代表するベラルーシ語に関する学術的記述を含む著作の 1 つであるが、ベラルーシ人(lud biało-ruski)は、その著書の中でポーランド民族のサブ・グループとして扱われた上で、その慣習や伝統と合わせてその言語的特徴が記述されている(Кулеш 2015: 10)。

しかし、19 世紀半ばには、方言研究の枠組みの中で発展したベラルーシ語研究の著作の中でも、後のベラルーシ語の標準語化を支える貴重な資源となるものが現れるようになる。1870 年にペテルブルクにおいて出版されたイヴァン・ナソヴィチ(Іван Іванавіч Насовіч/Иван Иванович Носович)<sup>211</sup>に

<sup>207</sup> 特に出典が明示されない限り、本節の内容はПрыгодзіч(1994: 142-143)に基づく。

<sup>208</sup> すなわち、当時のベラルーシにおける言語状況は、ロシア語とポーランド語が H 変種、ベラルーシ語が L 変種として社会の中で相補的に機能するダイグロシアの状況にあったと特徴付けることができる。

<sup>209</sup> Калайдовіч, К. “О беларусском наречии”, *Труды общества любителей российской словесности при императорском Московском университете*, Ч. 1, Москва, 1822.

<sup>210</sup> Gołębowski, Ł. *Lud polski: jego zwyczaje, zabobony*, Warszawa: w drukami A. Gołębowskiego i spółki, 1830.

<sup>211</sup> 現在のマヒリョウ州のフラジヴェツ村(Гразівец)の出身(Суднік 1994: 379)。

よる『ベラルーシ方言辞典』(*Словарь Белорусского наречия*)<sup>212</sup>は、イズマイル・スレズネフスキー(И. И. Срезневский)を中心とするロシア語方言の辞書編纂プロジェクトの一環としてロシア帝国科学アカデミーより出版されたものではあったが(Шчэрбін 1994b: 524)、今日では現代ベラルーシ語の本格的な語彙研究の最初の学術著作として位置付けられており、20世紀以降のベラルーシ語辞書の編纂において重要な基礎文献の1つとなった。

19世紀半ばから20世紀はじめにかけては、ナソヴィチのように帝政ロシア科学アカデミーのプロジェクトに関わって研究活動を行なった、あるいはモスクワやペテルブルクで高等教育を受けたベラルーシ人の民俗学者・言語学者によって、ベラルーシの諸地域の言語的特徴に関する丹念な記述的研究が行われ、ベラルーシ語の音声、形態、語彙といった諸特徴に関する重要な学術著作が相次いで出版されていった。民族誌学的な研究からベラルーシ語の語彙や成句、音声と文法に関する諸特徴を研究したパヴェル・シュピレウスキー(Павел Міхайлавіч Шпілеўскі/ Павел Михайлович Шпилевский)<sup>213</sup>、ヴィツェプスク地方とマヒリョウ地方の口碑文芸の記述的研究から同地域のベラルーシ語の語彙的・文法的特徴を明らかとしたラマナウ・ラマナヴィチ(Раманаў Еўдакім Раманавіч/ Романов Евдоким Романович)<sup>214</sup>、スモレンスク地方と南東ベラルーシの民俗文化及び言語的特徴の研究で知られるウラジーミル・ダブラヴォリスキー(Уладзімір Мікалаевіч Дабравольскі/ Владимир Николаевич Добровольский)<sup>215</sup>、スルツク郡とマズィリ郡を中心とする南ベラルーシのベラルーシ語及びポレシエ地方の言語的特徴をフィールド調査に基づき詳細に記述したアリャクサンドル・セルジュプトウスキー(Аляксандр Казіміравіч Сержпутоўскі / Александр Казимирович Сержпутовский)<sup>216</sup>などは、特に代表的な研究者として知られる。

また、ベラルーシ語の語彙研究の分野で19世紀最大の成果を残した研究者としては、ヤゼプ・チヒンスキー(Язэп Ціхінскі)<sup>217</sup>があげられる。チヒンスキーは、19世紀中頃の生まれで、現在のマヒリ

<sup>212</sup> Носович, И.И. *Словарь белорусского наречия*, СПб.: ОРЯС Имп. АНБ, 1870.

<sup>213</sup> 現在のミンスク州のシィピラヴィチ村(Шыпілавіч)の出身。1843~1847年の間、ペテルブルグ神学アカデミーで学ぶ。彼の『ベラルーシ方言辞典』(*Словарь белорусского наречия*, 1845年)、『ベラルーシ方言簡易文法』(*Краткая грамматика белорусского наречия*, 1845年)、『ベラルーシ語についてのベラルーシ人の覚書』(*Заметки белоруса о белорусском языке*, 1853年)は19世紀中期のベラルーシ語研究の代表的著作であるが、刊行には至らず、現在手稿のままサンクトペテルブルクの科学アカデミー附属図書館に保管されている(Германовіч 1994g: 625)。

<sup>214</sup> ノヴァ・ベリツァ村(Нова-Беліца)の出身(現在はホメリ市の一部)。ラマナウは、1877年にロシア帝国科学アカデミーの提案に基づき、自身の研究活動で収集したベラルーシ語の語彙を用い、ナソヴィチの辞書の増補を行なった(Германовіч 1994d: 452-453)。

<sup>215</sup> クラスナスヴァツカエ村(Краснасвяцкае)の出身(現在はロシア連邦スモレンスク州の一部)。1880年にモスクワ大学の歴史文献学部を修了している。彼の代表的著作である『スモレンスク地方辞書』(*Добровольский, В.Н. Смоленский областной словарь*, Смоленск: Типография П.А. Силина, 1914.)はナソヴィチによる辞書に次ぐ19世紀のベラルーシ語語彙研究の業績として知られている(Гуліцкі 1994a: 172-173)。

<sup>216</sup> 現在のミンスク州のビャレヴィチ村(Бялёвічы)出身。1904年にペテルブルグ考古学大学を修了している。カールスキーが監修をつとめる科学アカデミーの研究プロジェクトの一環として、1911年に『ミンスク県スルツク群チュジナ村におけるベラルーシ方言の文法概説』(*Сержпутовский, А.К. Грамматический очерк белорусского наречия дер. Чудина, Слуцкого уезда, Минской губернии*, СПб., 1911.)を出版。帝政ロシア崩壊後は、ソ連政権下のベラルーシにて標準ベラルーシ語の正書法整備にかかわった(Германовіч 1994e: 481)。

<sup>217</sup> 本段落でのヤゼプ・チヒンスキーに関する記述はГуліцкі(1994b: 604)に基づく。

ヨウ州のプルシン村の出身であるということの他、経歴については不明な点が多い人物であるが、その生涯を16巻からなる『ベラルーシ語・ポーランド語・ロシア語辞典』(*Беларуска-польска-рускі слоўнік*)の執筆に捧げたことで知られる。辞書は語彙数約20万語を収録する大著であったが、残念ながら刊行には至らず、手稿のままで今日に伝えられている<sup>218</sup>。ただし、チヒンスキーによるこの業績は、手稿の状態ではあったものの、ナソヴィチの辞書と並んで20世紀以降のベラルーシ語辞書の編纂における基礎文献の1つとなった。

さらに、19世紀末頃からは、こうしたベラルーシ人研究者に加え、東スラヴ語の言語学的特徴というより広い枠組みからベラルーシ語に関心を寄せるロシア人言語学者も現れていく。ロシア語方言学で知られるアレクセイ・ソボレフスキー(А.И.Соболевский)や東スラヴ語の起源に関する研究で知られるアレクセイ・シャフマトフ(А.А.Шахматов)は、そうしたロシア人研究者の一人である。

こうした19世紀を通じて発展していったベラルーシ語研究の集大成ともいえるべき業績を残したのが、記述言語学的研究と文献学的研究に基づいてベラルーシ語の言語学的特徴を明らかにしたヤウヒム・カールスキー(Яўхім Фёдаравіч Карскі / Евфимий Фёдорович Карский)である<sup>219</sup>。1861年にフロドナ郡のラシャ村(Лаша)の教師の家庭に生まれたカールスキーは、1881~1885年のニェジイン歴史文献学大学(Нежинский историко-филологический институт)<sup>220</sup>在学中に、ベラルーシ語の音声構造と形態的特徴に関する研究に着手する。以後、彼は、ベラルーシ地域の民衆の話し言葉や民間伝承・民謡等の記述的研究、並びに同地域に中世より残されてきた数多くの歴史文献の研究に尽力し、ベラルーシ語の言語学的特徴に関する数多くの研究成果を残した。中でも、1903~1922年にかけて出版された全3巻、全7冊よりなる『ベラルーシ人』(*Белорусы*)<sup>221</sup>は、とりわけ代表的な研究著作として知られる。全3巻のうち、1908年から1912年にかけて刊行された第2巻(全3冊より成る)が『ベラルーシ民族の言語』と題されてベラルーシ語の言語学的研究の成果が詳細に記述されている。その第1冊が『ベラルーシ方言の音声に関する歴史的概説』、第2冊が『ベラルーシ方言における語形

<sup>218</sup> ただし、チヒンスキーの『ベラルーシ語・ポーランド語・ロシア語辞典』の手稿は、一部(アルファベットのВ, Н, О, Рの項目)が第二次世界大戦により失われた。戦火を免れた残りの手稿はリトアニア科学アカデミーの附属図書館に保管されている(Гуліцкі 1994b: 604)。

<sup>219</sup> カールスキーに関するここでの記述は特に明示されない限り Булахуў (1994: 255-256)に基づく。

<sup>220</sup> 現在ではニコライ・ゴーゴリ名称ニェジイン国立大学として知られるウクライナ北部ニェジイン市の大学。

<sup>221</sup> それぞれ、第1巻は『言語及び民族文芸研究概論』、第2巻は『ベラルーシ民族の言語』、第3巻は『ベラルーシ民族文芸作品集』というテーマで構成されており、第2巻と第3巻がそれぞれ3冊からなるため計7冊からなる。出版地は第1巻及び第2巻がワルシャワ、第3巻がモスクワ及びペトログラード(ペテルブルク)と巻号ごとに異なる。詳細は以下のとおり。

【第1巻】 Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. I. Введение в изучение языка и народной словесности*, Варшава, 1903.

【第2巻】 Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. II. Язык белорусского племени. Кн. 1. Исторический очерк звуков белорусского наречия*, Варшава, 1908., Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. II. Язык белорусского племени. Кн. 2. Исторический очерк словообразования и словоизменения в белорусском наречии*, Варшава, 1911., Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. II. Язык белорусского племени. Кн. 3. Очерки синтаксиса белорусского наречия. Дополнения и поправки*, Варшава, 1912.

【第3巻】 Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. III. Очерки словесности белорусского племени. Кн.1. Народная поэзия*, Москва, 1916., Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. III. Очерки словесности белорусского племени. Кн. 2. Старая западнорусская литература*, Петроград, 1921., Карский, Е.Ф. *Белорусы. Т. III. Очерки словесности белорусского племени. Кн. 3. Художественная литература на народном наречии*, Петроград, 1922.

成と語形変化に関する歴史的概説』、第3冊が『ベラルーシ方言の統語構造概説』という構成になっている。カールスキーは、この著作において、自身のそれまでの研究業績とカライドヴィチやナソヴィチをはじめとする先人により積み重ねられてきた19世紀のベラルーシ語研究の成果を総括し、ベラルーシ語の音韻体系・形態的特徴・統語構造・語彙的特徴を体系的に示すことに成功した。

カールスキーは、『ベラルーシ人』をはじめとする一連の研究業績によりベラルーシ語に関する豊富な言語資料と先行研究を体系的にまとめ上げ、ベラルーシ語が十分な自立性をもった個別言語であるということを主張するのに十分な言語的特徴を論理的に提示したという点で、後に本格化する現代ベラルーシ語の標準語化を実質的に支える基盤を築いたといえる。また、19世紀前半より蓄積されてきたベラルーシ語研究の著作において、ベラルーシ語は наречие (方言) であると専ら呼ばれてきた中で、カールスキーが『ベラルーシ人』の各巻の副題においてベラルーシ語を язык (言語) と称したことは、ベラルーシ語がその後辿っていく現代標準語としての発展の道筋に対する彼自身の確信の表れであったともいえるだろう。ただし、19世紀を通じたベラルーシ語研究の発展は、ベラルーシ語がロシア語の方言であるという建前無しには達成しえなかったこともまた、紛れも無い事実である。やや誇張気味に言えば、帝政ロシア政府による支配という政治的な条件下で、ベラルーシ語は、ロシア語の方言という地位をいわば「戦略的に甘受する」ことで、広義のロシア語研究の研究対象の一部を占めることに成功し、発展の機会を得たともいえる。しかし、『ベラルーシ人』は、それがベラルーシ語ではなくロシア語で著されたという点では、当時のベラルーシ語がまだ更なる標準語化を必要とする状況にあったということを象徴的に示していた。

#### 4.2.1.3. ベラルーシ語による出版活動とタラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』<sup>222</sup>

20世紀に入り帝政ロシア政府は、経済危機(1900~1903年)や日露戦争での敗北(1904~1905年)といった経済的・対外的な危機に、1905年の血の日曜日事件をきっかけに始まった第一次ロシア革命による騒乱が重なり、国内で高まる民族解放運動、民族問題に対して一定の譲歩をせざるを得ない状況に置かれていった。こうした政治背景のもと、1905年11月に帝政ロシア政府によって「出版の自由に関する法律」が実施され、ベラルーシ語は、出版での使用が公に認められるようになった。これを契機として、翌1906年から本格的にベラルーシ語による書籍及び定期行物の出版が始まり、ベラルーシ語は、書き言葉として急速に社会へ普及していく段階に入っていく。特にその拠点となったのが、サンクトペテルブルク(現ロシア連邦)及びヴィリニュス(現リトアニア)である。

サンクトペテルブルグでは、1906年5月にベラルーシ出版協会「我らが窓辺にも日が差す」(Беларускае выдавецкае таварыства “Загляне сонца і ў наша аконца”)が設立され、第一次世界大戦からその活動が中止されるまでの約10年の間、ベラルーシ語による書籍出版の重要な拠点として機能し

<sup>222</sup> 特に出典が明示されない限り、本節の内容は Жураўскі, Прыгодзіч (1994: 153-154) に基づく。



た。同出版協会は、ヤンカ・クパーラ(Янка Купала)、ドゥニン=マルツィンケヴィチ、フランツィシヤク・バフシェヴィチといった19世紀半ばから20世紀初頭にかけて活躍した作家のベラルーシ語作品集<sup>223</sup>や、アントン・チェーホフ(А. П. Чехов)やマクシム・ゴーリキー(М. Горький)、エリザ・アジェシュコワ(Eliza Orzeszkowa)といった作家たちのロシア語作品やポーランド語作品のベラルーシ語翻訳を数多く出版した。また、ベラルーシ語の学習教材としてチョトカ(Цётка)やヤクブ・コーラス(Якуб Колас)といった作家たちによる初等読本の出版も手がけた<sup>224</sup>。

一方、ヴィリニウスでは定期刊行物を中心に、ベラルーシ語による出版活動が始まっていった。特にその端緒となったのが、ベラルーシ語新聞の『ナーシャ・ドーリャ紙』(Наша Доля)<sup>225</sup>及び『ナーシャ・ニヴァ紙』(Наша Ніва/Naša Niwa)<sup>226</sup>の創刊である。このうち1906年の11月に創刊された『ナーシャ・ニヴァ紙』は、ベラルーシ人大衆の民族意識の啓蒙をその使命としながら、20世紀初頭に活躍した数々のベラルーシ人作家及び社会活動家の言論の場として重要な役割を果たし、第一次世界大戦の本格化する1915年8月までのおよそ9年間にわたって週刊新聞として刊行を続けた(Усціновіч 1994:384)。ヴィリニウスでは『ナーシャ・ドーリャ紙』と『ナーシャ・ニヴァ紙』の創刊後、さらに、「ナーシャ・ハタ」(Наша Хата)、「パラチャニン」(Палачанін)、「ベラルーシ出版協会」(Беларускае выдавецкае таварыства)といったベラルーシ語出版組織が相次いで設立され、活発に活動を行った。また、サンクトペテルブルク、ヴィリニウスに続き、ミンスクでは出版社「ミンチュク」(Мінчук)が活動を行った。

こうして20世紀初頭に急速に盛んとなったベラルーシ語での出版活動、そしてそこでの作家達のベラルーシ語使用の実践の中で、ベラルーシ語の正書法や文法規範は、次第に自然発生的な形で一定の統合へと向かっていった。特に『ナーシャ・ニヴァ紙』、及び同紙上で活躍した作家たちの著書における活発なベラルーシ語使用の実践は、綴字法の洗練に大きく貢献し、その後の正書規則整備の基礎となった(Клімаў 2004a: 42)。例えば、現在ベラルーシ語の正書法における母音と子音の綴り

<sup>223</sup> ペテルブルクのベラルーシ出版協会「我らが窓辺にも日が差す」から出版されたベラルーシ語作品集として代表的なものは、クパーラの『ジャレイカ』(Жалейка)、ドゥニン=マルツィンケヴィチによる叙事詩『ハボン』(Напон)(1855年にミンスクで出版されたものの再版)、バフシェヴィチの作品集『ベラルーシの葦笛』(Dudka białaruskaja)(1891年にクラブで出版されたものの再版)と『ベラルーシの馬銜』(Smyk białaruskі)(1894年にボズナンで出版されたものの再版)などがある(Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 153)。

<sup>224</sup> チョトカによる『ベラルーシ人児童のための第一読本』(Першае чытанне для дзетак беларусаў)やヤクブ・コーラスによる『ベラルーシ人児童のための第二読本』(Другое чытанне для дзяцей беларусаў)、及び著者匿名の『ベラルーシ語初等読本あるいは読み物についての最初の学問』(Беларускі лемантар або Першая навука чытання/ Białaruskі lementar abo pierwszaja nauka czytania, キリル文字版とラテン文字版の2種類が刊行)などが出版された(Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 153)。

<sup>225</sup> 『ナーシャ・ドーリャ紙』(Наша Доля)は史上初の合法的なベラルーシ語新聞として1906年9月に創刊されたが、第6号の出版ののち、同年12月に出版禁止となった(Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 153)。

<sup>226</sup> 同紙は、1906年の創刊から数年間にわたり毎号、同内容でキリル文字版とラテン文字版の2種類が出版された。これは当時ベラルーシ語を書き言葉として用いるベラルーシ人が、正教徒とカトリック教徒に二分されていたことが背景にあった(Давідоўскі 2012: 358)。しかし、やがてナーシャ・ニヴァ紙は2種類の文字版を発刊し続けることがコストの面から困難となり、1911年末に読者に対して今後キリル文字版とラテン文字版のどちらの発刊を望むかを選択するように問うた記事を出す。紙上では投書の形で約半年間にわたり使用文字の問題をめぐる激しい議論が交わされたものの、結果的にキリル文字の支持派の主張が優勢となり同紙は1912年の半ばよりキリル文字版のみに移行した(Давідоўскі 2012: 361-362)。

方の原則となっている、母音字は表音的な実体を反映させて綴り、子音字は形態的な実体に即して綴るというやり方は、20世紀初頭のベラルーシ語出版物で定着していった正書法規則の1つである<sup>227</sup>。

出版物における実践を通じた自然発生的な形でのベラルーシ語の標準語化は、一定の成果を上げていったが、一方、出版物の急速な普及の中で正書法や文法に筆者によって揺れが生じることも避けられない状態であった。ベラルーシ語の正書法と文法規範は、前世紀と比較すれば格段に安定へと向かってはいたものの、まだ一貫性を欠いた不安定な部分が多く、しかるべき形で定着させる必要があるという考えも広まっていった(Шакун 1994a: 81)。こうした社会背景のもと、次第にベラルーシ語の正書法辞典や文法書の編纂が試みられるようになっていく。バリヤスラウ・パチョブカ(Баляслаў Пачобка/ Baliaslaŭ Pačobka)による『ベラルーシ語文法』(*Hramatyka bielaruskaj mowy*, 1916年)、アントン・ルツケヴィチ(Антон Луцкевіч/Anton Luckievič)による『ベラルーシ語で正しく書くために』(*Jak prawlina piśać pa bielarusku*, 1917年)及び『ベラルーシ語正書法』(*Bielaruskі prawapis*, 1918年)<sup>228</sup>、1918年のルドルフ・アビフト(Rudolf Abicht)による『短期間で読み書きできるようになる簡潔な方法』(*Prosty sposab stacca ŭ karotkim čase hramatnym*)などは、この時期に刊行されたベラルーシ語の正書法・文法書を代表する著作である。こうした様々なベラルーシ語の正書法辞典及び文法書の試みの中でもその完成度の高さからとりわけ成功を収め、今日、現代ベラルーシ語の体系的な正書法と文法規範整備の初の本格的な試みとして位置づけられるのが、1918年にブラン斯拉ウ・タラシケヴィチによって出版された『学校のためのベラルーシ語文法』であった。

20世紀初頭を代表するベラルーシ人社会活動家で言語学者のブラン斯拉ウ・タラシケヴィチ(Браніслаў Адамавіч Тарашкевіч/ Branislaŭ Adamavič Taraškievič)<sup>229</sup>は、1892年にヴィリニユスにほど近いマチュリシュキ村に生まれる。彼は農家に生まれながら、1906～1911年にヴィリニユスのギムナジウムで学び、1911年よりペテルブルグ帝国大学歴史文献学部へと進学を果たした俊才であった。進学後は、モスクワ大学出身の科学アカデミー会員で、1901年からペテルブルグ大学のロシア語講座主任教授に就任していたシャフマトフを指導教官としながら学び、同じく1901年より同大学の比較言語学講座主任教授に就任していたボードアン・ド・クルトネ(Б. Куртне)からも薫陶を受けた。そうした中、1913年、当時まだペテルブルク大学の3年生であったタラシケヴィチは、早くも作家ヤンカ・クパーラからヴィリニユスのベラルーシ出版協会を通じて、ベラルーシ語の文法書の編纂

<sup>227</sup> 例えば、ベラルーシ語ではロシア語と同様に母音/a/が非アクセント下で母音/a/の発音と同化するア音化がみられるが、ロシア語ではこれを綴りに反映させないのに対しベラルーシ語ではこれを綴りに反映させる。一方、子音に関しては、例えばベラルーシ語では子音/z/は無声子音が後続すると逆行同化を起こして無声化するが、これはベラルーシ語でも同様に無声化が生じるロシア語と同じく綴りに反映されない。

例) ベラルーシ語: **вайна** — ロシア語: **война** ただし、ベラルーシ語: **казка** — ロシア語: **сказка**

<sup>228</sup> 1917年の『ベラルーシ語で正しく書くために』の増補版。ヤン・スタンケヴィチ(Ян Станкевіч/ Jan Stankievič)と共著。

<sup>229</sup> 本段落のタラシケヴィチ及び『学校のためのベラルーシ語文法』に関する記述は Германовіч (1994f:558)、Шакун(1994a: 81-82)に基づく。また、シャフマトフとクルトネについては「ペテルブルク学派」『言語学大辞典: 第6巻(術後編)』三省堂, 1208-1214に基づく。

の依頼を受け、これを機にベラルーシ語文法の執筆に取り掛かる。タラシケヴィチは、1916年にペテルブルグ帝国大学を卒業した後は同大学のギリシャ語・ラテン語の講師を務めながら、シャフマトフや当時ロシア帝国科学アカデミーで研究を行っていたカールスキーの指導を受けてベラルーシ語文法書の執筆を続け、1918年に両親の住むヴィリニウスへ帰郷し、そこで『学校のためのベラルーシ語文法』(*Беларуская граматыка для школ/Bielaruskaja hramatyka dla škol*)の初版を上梓した<sup>230</sup>。

同書は、全5章より成り、第1章が「音声」(Гукі/Нукі)、第2章が「品詞」(Часціны мовы/Časćiny movy)<sup>231</sup>、第3章が「形態論」(Падзел слова/Padziół słowa)、第4章が「正書法」(Праваніс/Prawapis)、第5章が「統語論」(Сказ/Skaz)という構成となっている。本書は、その表題のとおり、学校教育での使用<sup>232</sup>を念頭に編纂されたものであったが、簡潔ながら無駄の無い優れた内容のものであったため、教育分野のみならず、ベラルーシ語による執筆活動分野や出版分野においても当時需要が高まっていたベラルーシ語の統一的な正書法と文法規範を示すことに成功した(Шакун 1994a: 82)。なお、タラシケヴィチが『学校のためのベラルーシ語文法』を記すにあたり、いかなるベラルーシ語方言をその基礎としたのか、すなわち、ハウゲンの標準語化モデルでいうところの「選択」における「規範の割り当て」(標準語のモデルとすべき方言を選別するプロセス)においてどのような選択を行ったのかについては、南西方言であるとする説や中央方言であるとする説などいくつかの異なる見解が存在する。Запрудскі (2013:87)は、『学校のためのベラルーシ語文法』は特定のベラルーシ語方言を基礎に書かれたというよりは、当時の書き言葉の実践を反映しつつ、広範なベラルーシ語方言を念頭に書かれたものであったと指摘している。

タラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』は、同時代のベラルーシ語正書法辞典及び規範文法書の中でも、その完成度の高さから特に多くの人々から支持を得て、急速にベラルーシ語使用者の間に広まっていった<sup>233</sup>。同書は、その後出版された数々のベラルーシ語文法書の基礎となり<sup>234</sup>、さらにソヴィエト政権下のベラルーシにおいては、学校教育で教科書としても採用されることになった(Запрудскі 2013:87)。こうして同書の出版をきっかけとして、1910年代の末には標準ベラルーシ語の規範は次第に安定化、定着のプロセスへと着実に進んでいった。

<sup>230</sup> 当時は、ベラルーシ語の表記にはキリル文字と合わせてラテン文字も広く用いられていたことから、1918年出版の本書初版は同一の内容でキリル文字版とラテン文字版の2つのバージョンがほぼ同時に刊行された。

<sup>231</sup> 第2章内は同書の約半分を占め、名詞 (імя/imiá)、形容詞 (прымета/ryméta)、数詞 (чысло/čyślo)、代名詞 (займа/zajmiá)、動詞 (дзеяслоў/dziejasloŭ)、副詞 (прыслоўе/ryśloŭje)、前置詞 (прыімя/ryumiá)、接続詞 (злуч/zluč)、間投詞 (кліч/klíč)のそれぞれについて語形変化等を中心に解説されている。

<sup>232</sup> ベラルーシ語教育を行うベラルーシ人学校は、1915年にドイツ帝国の占領政策の一環でヴィリニウスにて初めて合法的なものとして活動を開始し、以降急速にその数を増やしていった。第一次世界大戦中のドイツ帝国占領地域のベラルーシ人学校についてはЛяхоўскі (2010)が詳しい。

<sup>233</sup> タラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』が高く評価され多くのベラルーシ語使用者から指示を受けたことは、同書が1943年までに合計7度にわたって増刷されたことから明らかである。そのうち1929年出版の第6刷と1943年出版の第7刷では内容の増補が行われた。

<sup>234</sup> 例えば、1921年に出版されたヤゼプ・リョーシク(Я. Лёсік)の『ベラルーシ語実践文法』(*Практычная граматыка беларускай мовы*)やヤン・スタンケヴィチ(Я. Станкевіч)の『練習問題付きベラルーシ語正書法』(*Беларуская праваніс з практыкаваннямі*)など。

ここで、1つ注目すべき点は、1918年に出版されたタラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』が全く同一の内容でキリル文字表記版とラテン文字表記版の2つのバージョンが刊行されたことである。これは、1918年の時点でベラルーシ語使用者が使用文字を巡って1つのコンセンサスを形成できないままであった当時の状況を象徴的に表している。すなわち、19世紀に始まり、20世紀初頭の書籍や新聞の出版事業の活発化に後押しされて加速度的に進んだ一連のベラルーシ語の標準語化プロセスは、タラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』において一つの成果の結実をみたものの、1918年の時点ではハウゲンのモデルでいうところの「範例化」における「文字化」のプロセスにおいて十分な統一を達成できずにいたのである。

この使用文字をめぐる対立関係は、その後間もなくしてベラルーシの領域にソヴィエト政権が樹立されるとキリル文字優位という形で収束へと向かったが、1921年から1939年までの間、ポーランドの支配下に置かれた西ベラルーシではキリル文字と並んでラテン文字の使用がなおも継続され、さらに第二次世界大戦後はラテン文字表記によるベラルーシ語の使用は、在外ベラルーシ人の中で受け継がれていった(Давідоўскі 2012: 363)。ソ連期以降、ベラルーシ語の表記に関しては、キリル文字が確固とした地位を築いてきたことは疑いないものの、1990年代以降になってもベラルーシ語出版物でラテン文字を使用した論説がいくつか出版されるなど、一部のベラルーシ語使用者の間でしばしばラテン文字表記を支持する動きが散見されるのも事実である。キリル文字表記とラテン文字表記の対立は、20世紀半ばに生じる標準ベラルーシ語規範の分裂に先んじて生じた、標準ベラルーシ語をめぐるもう一つの分裂であるといえる。

## 4.2.2. 政策的発展の段階

### 4.2.2.1. ソヴィエト政権下でのベラルーシ化政策とベラルーシ語の標準語化事業

1919年1月1日、ベラルーシの領域にベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国<sup>235</sup>(以下、BSSR)の創設が宣言されると、ベラルーシ語は、次第に国家政策の対象となっていく<sup>236</sup>。BSSRは、1920年の独立宣言において、ベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の4言語を国家機関、公的機関、国民教育・社会主義文化機関での媒介言語として宣言し<sup>237</sup>、1921年始めには、住

<sup>235</sup> ベラルーシ語名は Савецкая Сацыялістычная Рэспубліка Беларусі (略称 ССРБ)で、その後 Беларуская Савецкая Сацыялістычная Рэспубліка (略称 БССР)と改称するが、本章では日本語訳を「ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国」、略称を同国英語名 Byelorussian Soviet Socialist Republic より BSSR で統一する。

<sup>236</sup> ただし、BSSRは独立宣言から間もなくしてリトアニアとの合同国家リトアニア・ベラルーシソヴィエト社会主義共和国(Літоўска-Беларуская Савецкая Сацыялістычная Рэспубліка, 通称 Літбел ССР)を結成させられ、ポーランド・ソヴィエト戦争によるポーランド軍侵攻を受けるなど混乱が続いた。ベラルーシ語の標準語化及び行政や教育をはじめとする社会への普及は1920年7月31日にポリシェヴィキがポーランド軍よりミンスクを奪還し、BSSR独立を再宣言して以降本格化していった。

<sup>237</sup> 1920年8月1日付の「ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国独立宣言」には、「国家機関とのやりとり、及び公的機関、国民教育・社会主義文化機関においては、ベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の完全な平等が確立される」という記述が見られる。

民の大部分を占めるベラルーシ語話者の農民層を念頭に<sup>238</sup>、特にベラルーシ語による国民教育の実現を教育政策の柱として打ち出していった<sup>239</sup>。それに伴って、ベラルーシ語により勤務可能な教職員の養成、ベラルーシ語による書籍や教材の出版、ベラルーシ語による専門用語の整備といった諸事業が重要な政策課題として取り上げられるようになっていった<sup>240</sup>。1924年には、さらに、BSSR中央執行委員会より国策的なベラルーシ語・ベラルーシ文化の振興政策の基本方針を示す「民族政策実施の実践的諸施策についての決定」が出され、ベラルーシ語を優先的に国内の公的領域での使用言語として普及することを目指すベラルーシ化政策 (Беларусізацыя) が本格的に始まっていく。すなわち、ベラルーシ語は、それまでの作家や民族運動家、言語学者といった特定のエリート層を中心に使用される言語から、ソヴィエト政権のもとで急速に行政や教育といったより広範な社会領域を媒介する言語としての役割を担うことが求められるようになっていったのである。こうしてベラルーシ語の標準語化プロセスは、作家や言語学者個人が先導する自発的な段階から国家主導の政策的なものへとその性格を変えていった。

#### 4.2.2.2. 学術用語の整備：『ベラルーシ語学術用語辞典』の編纂

政府主導のベラルーシ語の標準語化事業は、特にベラルーシ語による国民教育の実現にとって急務であった学術用語の整備、すなわち、ハウゲンの言うところの「用語の近代化」から着手された。その中心的な事業となったのは『ベラルーシ語学術用語辞典』(Беларуская навуковая тэрміналогія)<sup>241</sup>の編纂である<sup>242</sup>。同辞典の編纂事業は、1921年2月にBSSR教育人民委員部附属として設立された学術用語委員会(Навукова-тэрміналагічная камісія)がその中心的な担い手となって開始された。学術用語委員会の精力的な取り組みは、BSSR政府から高い評価を得て、翌1922年にはベラルーシ文化研究所(Інстытут беларускай культуры)が学術用語委員会を母体として設立された<sup>243</sup>。専門用語の整

<sup>238</sup> BSSRは後に1924年の中央執行委員会「民族政策実施の実践的諸施策についての決定」においてベラルーシ人が国内で多数派を占めることを理由に4言語の中でも特にベラルーシ語が国家・公的機関等でのコミュニケーションにおける優先言語として選ばれることを明言している。

<sup>239</sup> 1921年2月5日付の「BSSR中央執行委員会会議における国民教育の問題」より。

<sup>240</sup> 1921年2月5日付の「BSSR中央執行委員会会議ベラルーシ出身文化労働者への呼びかけ：ベラルーシの民族文化の復興事業のための帰還召集に付して」より。

<sup>241</sup> 特に出典が明示されない限りこれ以下の『ベラルーシ語学術用語辞典』に関する内容はШчэрбін(1994a: 86-87)に基づく。

<sup>242</sup> ただし、散発的ながら「用語の近代化」に関する取り組みは、『ベラルーシ語学術用語辞典』に先んじて1920年代の初頭までには幾つかの試みが存在した。文法用語についてはタラシケヴィチ『学校のためのベラルーシ語文法』(1918年)において提案がすでになされており(ただしタラシケヴィチは自身の導入した文法用語はカールスキーの助言に基づくと記している(Тарашкевіч 1918: 4)、文学用語についてはマクシム・ハレツキー(М. Гарэцкі)の『ベラルーシ文学史』(Гісторыя беларускае літаратуры, 1920年)、軍事用語については、ベラルーシ軍事委員会(Беларуская вайсковая камісія)の『軍事の文章論』(Вайсковая стылістыка, 1919年)及び『ベラルーシ語による部隊』(Каманды па-беларуску, 1920年)、数学用語についてはミンスク教育大学(Мінскі педагагічны інстытут)の『算術用語』(Арыфметычная тэрміналогія, 1921年)及びリャヴォン・ビリジュケヴィチ(Л. Більдюкевіч)「ベラルーシ語数学用語の基礎」(Асновы беларускае тэрміналогіі, 1921年)などにおける提案が存在した(Шчэрбін 1994a: 86)。

<sup>243</sup> のちに、さらに1929年にベラルーシ科学アカデミーへと再編された。

備事業は、同研究所附属<sup>244</sup>として設立された専門用語委員会(Тэрміналагічная камісія)に引き継がれた。そして同年、ベラルーシ文化研究所より『ベラルーシ語学術用語辞典』の第1巻が出版された。以後、ベラルーシ文化研究所専門用語委員会は、国内の様々な専門家や学術団体との協力のもと、1922年から1930年までの間に人文社会科学から自然科学に至るまでを網羅する専門用語集として全24巻を編纂・刊行していった。各巻の具体的な内容は、以下の表26のとおりであった。

表 26 ベラルーシ語学術用語辞典(全24巻<sup>245</sup>)<sup>246</sup>

第1巻「初等数学」	(1922年)	第13巻「解剖学名称(第2部): 菅脈学」	(1927年)
第2巻「文学芸術の実践と理論」	(1923年)	第14巻「数学用語辞典」	(1927年)
第3巻「地理学・宇宙学用語及び天体の名称」	(1923年)	第15巻「文法・言語学用語辞典」	(1927年)
第4巻「論理学・心理学用語」	(1923年)	第16巻「土壌学用語辞典」	(1927年)
第5巻「地質学・鉱物学・結晶学」	(1924年)	第17巻「会計学用語辞典」	(1928年)
第6巻「植物学: 一般用語と専門用語」	(1924年)	第18巻「化学用語辞典」	(1928年)
第7巻「音楽用語」	(1926年)	第19巻「農学用語辞典」	(1928年)
第8巻「森林用語辞典」	(1926年)	第20巻「解剖学名称(第3部): 神経学」	(1929年)
第9巻「解剖学名称: 一般名称・骨学・靭帯学」	(1926年)	第21巻「物理学用語辞典」	(1929年)
第10巻「法律学用語」	(1926年)	第22巻 未刊	-
第11巻「社会科学用語」	(1927年)	第23巻「教育学分野辞典」	(1929年)
第12巻「動物名称」	(1927年)	第24巻「一般農芸学用語辞典」	(1930年)

※括弧内は出版年

#### 4.2.2.3. 語彙の整備: 『ロシア語・ベラルーシ語辞典』『ベラルーシ語・ロシア語辞典』の編纂

また、ベラルーシ語の語彙体系全般の整備、すなわち、ハウゲンの言うところの「語彙化」のプロセスは、ロシア語・ベラルーシ語辞典とベラルーシ語・ロシア語辞典の編纂がそのプロセスの中心的な事業として進められた。ソヴィエト政権下の政策的な辞書編纂に先駆け、まずこのプロセスの中心的な役割を担ったのは、作家で文学研究者としても知られるマクシム・ハレツキー(Максім Іванавіч Гарэцкі)<sup>247</sup>である。ハレツキーは、作家としての創作活動の初期からベラルーシ民族の復興と標準ベラルーシ語の形成に強い関心を持ち、文学作品を執筆する傍ら、『ロシア語・ベラルーシ語辞典』(Руска-беларускі слоўнік, 1918年)<sup>248</sup>、『ベラルーシ語・モスクワ語小辞典』(Невялічкі Беларуска-Маскоўскі слоўнік, 1918年)<sup>249</sup>、『実践モスクワ語・ベラルーシ語辞典』(Практычны Маскоўска-

<sup>244</sup> ベラルーシ文化研究所は、自然科学部門と民俗・言語学部門の2部門より構成されていたが、専門用語委員会は民俗・言語学部門附属の3つの専門委員会の1つであった。なお、他の2つ委員会は、辞書編纂委員会(слоўнікаява камісія)、文学研究委員会(літаратурна-даследчая камісія)である(Шчэрбін1994a: 86)。

<sup>245</sup> ただし第22巻が未刊のため、実質的には全23巻である。

<sup>246</sup> Шчэрбін(1994a: 87)に基づき筆者作成。

<sup>247</sup> 現在のマヒリョウ州、マラヤ・バハチカウカ村(Малая Багацькаўка)の出身。1912年からナーシャ・ニヴァ紙上で作品を発表し始める。1928年よりベラルーシ文化研究所(1929年より科学アカデミーに改組)の正会員となり、研究活動をおこなった(Абабурка 1994: 123)。

<sup>248</sup> Гарэцкі, Г., Гарэцкі, М. Руска-беларускі слоўнік, Смаленск, 1918. 弟のハウリラ・ハレツキー(Гаўрыла Гарэцкі)との共著。第2版は1920年にヴィリニウスで出版されている。

<sup>249</sup> Гарэцкі, М. Невялічкі Беларуска-Маскоўскі слоўнік, Вільня, 1918. モスクワ語とはロシア語を指す。

Беларускі слоўнік, 1924年)<sup>250</sup>、『ベラルーシ語・ロシア語小辞典』(Беларуска-расійскі слоўнічак, 1925年)<sup>251</sup>といった辞書類の編纂に精力的に取り組んだ。これらのハレツキーによるベラルーシ語辞書は、ソヴィエト政権下で進められた政策的な辞書編纂事業の中で、特にベラルーシ語・ロシア語辞典の直接の基礎となった。

ソヴィエト政権下での政策的な辞書編纂事業は、ベラルーシ文化研究所に設立された辞書編纂委員会がその主要な担い手となって進められた。特に同委員会を率いて辞書編纂に主導的な役割を果たしたのは、同研究所所属の2名の言語学者、ミカライ・バイコウ(Мікалай Якаўлевіч Байкоў)<sup>252</sup>とシチャパン・ニェクラシェヴィチ(Сцяпан Міхайлавіч Некрашэвіч)<sup>253</sup>である<sup>254</sup>。1922年初め、ベラルーシ文化研究所では、ベラルーシ化政策の実施に伴って需要が高まっていた本格的な『ロシア語・ベラルーシ語辞典』の編纂について話し合いがもたれ、バイコウとニェクラシェヴィチの2名が責任編集者の任を受けてこの事業が開始した。『ロシア語・ベラルーシ語辞典』の編纂は、当初、収録語彙数約3万語を目指して着手されたが、やがて編纂の過程でその語彙数は増加していき、最終的には当初の2倍の語彙数の約6万語が収められた辞書が完成した。

バイコウとニェクラシェヴィチによる『ロシア語・ベラルーシ語辞典』は、幅広いベラルーシ語の語彙を収録するために、当時入手可能なあらゆる資料が参照された。まず辞書の基礎文献となったのが、帝政期から蓄積されてきたベラルーシ語語彙研究の主要著作である、ナソヴィチの『ベラルーシ方言辞典』、ダブラヴォリスキーの『スモレンスク地方辞書』、チヒンスキーの『ベラルーシ語・ポーランド語・ロシア語辞典』(未刊・手稿)である。そこへ語彙を補うために、当時同じく編纂が進められていた『ベラルーシ語学術用語辞典』のうち、既刊分に掲載された語彙が収録された他、セルジュプトウスキーをはじめとする民俗学・方言学者により進められていたベラルーシ語の口語語彙の収集の成果も統合され、さらにはクパーラ、コーラス、チシュカ・ハルトウヌイ(Цішка Гартны)といった作家たちによる文学作品中の使用語彙も追加された。また、『ロシア語・ベラルーシ語辞典』の編纂にあたっては、掲載語彙の選定に際してベラルーシ語研究の成果に留まらず、特

<sup>250</sup> Байкоў, М., Гарэцкі, М. *Практычны Масоўска-Беларускі слоўнік*, Менск: Белгэстдрук, 1924. バイコウと共著。第2版は1926年にミンスクで出版されている。収録語彙数約2万語。

<sup>251</sup> Гарэцкі, Г. *Беларуска-расійскі слоўнічак*, Менск, 1925.

<sup>252</sup> 現在のロシア連邦トヴェリ州にあるベジェツク市(Бежецк)の出身。1913年にモスクワの神学アカデミーを卒業し、ミンスクの神学ゼミナールに派遣され哲学と教育学の講師をつとめ、1918年にはミンスク師範学校(1919年に教育大学、さらに1920年には国民教育大学へと改組される)の教員となる。そうした教育活動の傍ら、1921年にBSSR教育人民委員部附属として設立された学術用語委員会の書記官となり、その後は辞書編纂委員会(Германовіч 1994b: 69-71)で活動した。

<sup>253</sup> 現在のホメリ州のダニラウカ村(Данілаўка)出身。1913年にヴィリニウス師範学校(現リトアニア)を卒業後、1918年よりオデッサ(現ウクライナ)にてオデッサ市の国民教育部門におけるベラルーシセクションを率いる。そこで復員したベラルーシ人兵士やベラルーシ人亡命者の文化大衆活動に指導的役割を果たす。1920年よりミンスクに移り、BSSR人民委員会議の元、学術用語委員会の委員長を含む数々の役職を歴任し、ベラルーシ文化研究所の設立にも力を尽くす。1925年はじめから1926年7月までの間レニングラード大学の言語文学研究所にてカールスキーの指導のもと在外研究を行い、帰国後、ベラルーシ文化研究所の人文学部門の部門長及び辞書編纂委員会のに就任した(Германовіч 1994c: 388-389)

<sup>254</sup> 以下、バイコウとニェクラシェヴィチによる『ロシア語・ベラルーシ語辞典』及び『ベラルーシ語・ロシア語辞典』に関する記述は Байкоў, Некрашэвіч (1925:3-4)及び Байкоў, Некрашэвіч (1928=2014:7-9)に基づく。

にロシア語に関する辞書類が幅広く参照された。そうしたロシア語の辞書としては、パヴロフスキーの『露独大辞典』(Полный русско-немецкий словарь, 1859年)<sup>255</sup>及びマカロフの『露仏大辞典』(Полный Русско-французский словарь, 1889年)<sup>256</sup>があげられている。さらに辞書の編集にあたってはラストウスキーの『ロシア語・クリヴィチ語学習辞典』(Падручны расійска-крыўскі слоўнік, 1924年)<sup>257</sup>やダーリリの『大ロシア語詳解辞典』(Толковый словарь живого великорусского языка, 版は不明)<sup>258</sup>、ウマニェチとスピルカによる『ロシア語・ウクライナ語辞典』(全4巻)(Словарь російсько-український, 1893-1898年)<sup>259</sup>をはじめとするいくつかのスラヴ語の辞書類も参照された<sup>260</sup>。

こうした『ロシア語・ベラルーシ語辞典』の編集作業は、約3年間にわたって続けられ、1925年の10月に全て終了したものの、印刷設備の不足などにより辞書自体の刊行は2年以上遅れた。1928年の初めに当該辞書が完成し、ようやく日の目を見ることになった<sup>261</sup>。このため、バイコウとニェクラシェヴィチを編集者として、後からスタートした『ベラルーシ語・ロシア語辞典』の編纂の方が、事業を完遂し、先に刊行に至っている。

バイコウとニェクラシェヴィチによる『ベラルーシ語・ロシア語辞典』は、特にロシア語との違いが大きな語彙を中心に掲載語彙を絞り、約4ヶ月という非常に短期間で編纂された。このため、収録語彙数は、約2万語と『ロシア語・ベラルーシ語辞典』と比べるとほぼ三分の一であった。辞書の基礎文献となったのは、ナソヴィチの『ベラルーシ方言辞典』、及び先にあげたハレツキーの『ベラルーシ語・モスクワ語小辞典』<sup>262</sup>と『実践モスクワ語・ベラルーシ語辞典』<sup>263</sup>、さらにセルジュプトウスキーの『ベラルーシ語・ロシア語小辞典』(未刊・手稿)<sup>264</sup>及びヤルシェヴィチの『ベラルーシ語辞典』(未刊・手稿)<sup>265</sup>、そして『ベラルーシ語学術用語辞典』のうち当時既刊分の巻と未刊原稿の一部(動物学、法学、歴史学、軍事に関する専門用語)である。また、編纂にあたっては『ロシ

<sup>255</sup> Павловский, И.Я. *Полный русско-немецкий словарь*, Ч.1-2, Рига, 1859.

<sup>256</sup> Макаров, Н.П. *Полный русско-французский словарь*, Петербург: Типография Тренке и Фюсне, 1889.

<sup>257</sup> Ластоўскі, В. *Падручны расійска-крыўскі слоўнік*, Коўна: Друкарня А.Бака, 1924. クリヴィチ語とはベラルーシ語のことを指す。ラストウスキーは、ベラルーシ人は古代ルーシ部族のクリヴィチ族の末裔であるというクリヴィチ説の提唱者の一人であり、ベラルーシ語をクリヴィチ語と称したのみならず、ベラルーシ人をクリヴィチ人、ベラルーシをクリヴィチヤと呼んでいた(Новик, Е., Качалов, Новик, К. 2012:19).

<sup>258</sup> Даль, В. *Толковый словарь живого великорусского языка*.

<sup>259</sup> Уманець М., Спілка, А. *Словарь російсько-український. 4 томи*, Львів: НТШ, 1893-1898.

<sup>260</sup> これらの他には、ドゥブプロフスキーによる『ロシア語・ポーランド語辞典』(Полный словарь польского и русского языка, 1876-1878年)、ミクロシチ(Ф. Миклошич)による『スラヴ語6言語(ロシア語・教会スラヴ語・ブルガリア語・セルビア語・チェコ語・ポーランド語)及び仏独語簡易辞典』(Краткий словарь шести славянских языков (русского с церковнославянским, болгарского, сербского, чешского и польского), а также французский и немецкий, 1885年)が参照されている。

<sup>261</sup> このため、編纂の一旦終了してから出版までの間に新たに辞書類が刊行され、そうした中からさらに次の辞書も参考とされた。すなわち、カシピャロヴィチ『ヴィツェブスク地方辞典』(Каспяровіч, М.І. *Віцебскі краёвы слоўнік: Матэрыялы*, 1927.)、バイコウ、バラノウスキー『実践ベラルーシ語軍事用語辞典』(Байкоў, М., Бараноўскі, А. *Практычны беларускі вайсковы слоўнік*, 1927.)、ベラルーシ文化研究所『ベラルーシ語学術用語辞典, 第15巻: 文法・言語学用語辞典』(Інбелкульт. *Беларуская навуковая тэрміналогія: Вып. 15 Слоўнік граматычна-лінгвістычнае тэрміналогіі*, Менск, 1927)である。

<sup>262</sup> Гарэцкі, М. *Невялічкі Беларуска-Маскоўскі слоўнік*. Рэд Я.Станкеўчыка, Выд. 2-е, Вільня. 1921.

<sup>263</sup> Байкоў, М., Гарэцкі, М. *Практычны Расійска-Беларускі слоўнік*, Менск. 1924.

<sup>264</sup> Сержптуоўскі, А.К. *Кароткі Беларуска-Рускі слоўнічак*. (手稿)

<sup>265</sup> Ярушэвіч, А.Д. *Беларускі слоўнік*. (手稿、ベラルーシ語の単語のみ翻訳なし)



ア語・ベラルーシ語辞書』の基礎文献とされたチヒンスキーの『ベラルーシ語・ポーランド語・ロシア語辞典』及びダブラヴォリスキーの『スモレンスク地方辞書』も参照されている。

バイコウとニェクラシェヴィチは、両辞書の編纂において、辞書の実際的使用者となる一般大衆への配慮として、まず不必要に人工的な新語(造語)を加えることはできる限り避け、既にベラルーシ語の使用実践において定着している語彙を多く取り入れることに重きを置いた。また、収録された語彙には単純に対応する訳語を一对一で与えることはせず、いくつかの同義語を合わせて引き当てることで辞書の使用者が用途や文脈に応じて柔軟に語彙を選択できるよう配慮した。こうして、バイコウとニェクラシェヴィチによる『ロシア語・ベラルーシ語辞典』と『ベラルーシ語・ロシア語辞典』は、ベラルーシ語のもつ豊かな語彙資源を一般大衆が広く活用できる形で示すことに成功し、戦間期のベラルーシ語辞書としては最も充実した内容のものとなった。

#### 4.2.2.4. 正書法の整備：1926年のベラルーシ語の正書法と文字の改革に関する学術会議

以上のように、1920年代の現代ベラルーシ語の標準語化は、「用語の近代化」においては、『ベラルーシ語学術用語辞典』(全24巻)の刊行、「語彙化」においては、バイコウとニェクラシェヴィチによる『ロシア語・ベラルーシ語辞典』と『ベラルーシ語・ロシア語辞典』の刊行といった着実な成果をみたのである。また、「文法規範化」のプロセスについては、1918年にタラシケヴィチが、『学校のためのベラルーシ語文法』において示した体系が定まったものとして広く受け入れられ、そのさらなる洗練作業に関しては特別な事業は実施されなかった。一方、1920年代に言語学者たちの関心を強く引き激しい議論を巻き起こしたのは、「文字化」のプロセス、すなわち正書法の整備であった(Запрудскі 2013:88)。

1920年代に入ったベラルーシでは、ベラルーシ語の使用実践に際して、タラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』で定められた正書法規則が広く踏襲されていった。1918年に刊行された『学校のためのベラルーシ語文法』は1919、1920、1921年と1920年代の初めまでには3回にわたって増刷を重ね、うち1921年の増刷は、ソヴィエト政権が樹立されて間もないミンスクにおいて行われた<sup>266</sup>。また、合わせてソヴィエト政権下のベラルーシにおけるタラシケヴィチの正書規則の普及に大きく貢献したのが、言語学者のヤゼフ・リョーシク(Язэп Юр’евіч Лёсік)である。リョーシクは、1921年に出版した『ベラルーシ語実践文法』(*Практычная граматыка беларускае мовы*)をはじめ、1920年代に数々のベラルーシ語教科書を刊行したが、その執筆にあたってはタラシケヴィチにより確立された正書規則の継承につとめ、タラシケヴィチの正書規則は、彼の教科書を通じても広く普及していった(Шакун 1994a:82, Запрудскі 1994: 306)。

しかし、ベラルーシ語の使用そのものが、学校教育分野や出版印刷分野をはじめとする BSSR 国

<sup>266</sup> BSSR 教育人民委員会の決定により、学校教育用のベラルーシ語文法書の必要を補うことを目的に15,000部の増刷が命じられた(Запрудскі 2013: 86)。

内のあらゆる分野にそれまでにないほど急速かつ広範な普及を達成していく中で、タラシケヴィチによる正書規則は、次第にその不備も指摘されるようになり、改善の必要性が提案されるようになっていく(“Рэформа беларускага правапісу 1933 года” 1994: 464)。タラシケヴィチによる正書規則は、原則として、20世紀初めにナーシャ・ニヴァ紙等で培われてきた「母音字は表音的な実体を反映させて綴り、子音字は形態的な実体に即して綴る」というやり方に即したものであったものの、一部の規則はベラルーシ語を書き言葉として用いることにまだ不慣れな大衆層には変則的で複雑なものであった。母音の綴りに関しては、非アクセント下の母音の綴り、特に口蓋化子音の後ろで生じるア音化(ヤ音化)<sup>267</sup>をめぐる規則が問題視された。子音の綴りに関しては、特定の条件下で生じる口蓋化をどこまで綴りに反映させるべきかという点などが主な争点となった(“Рэформа беларускага правапісу 1933 года” 1994: 465)。また、特に多くの議論を呼んだのが、借用語の綴りに関する規則である。タラシケヴィチは『学校のためのベラルーシ語文法』の中で、一部の借用語、特にまだベラルーシ語にとって比較的新しい借用語に対しては、ベラルーシ語固有の語彙とは異なる正書規則を適応することを提案していたものの、肝心の規則については簡易な記述しか残しておらず、厳密な規則を新たに考案する必要性が指摘された(Клімаў 2003:24)。また、外来語の新旧を客観的に見極めることの困難さについても、問題視する声が上がっていた(Запрудскі 2013:90)。

こうしたタラシケヴィチの正書法の不備を補い、現代ベラルーシ語に最適な正書規則を改めて導入しようと積極的に数々の提案を行ったのが、ヤゼプ・リョーシクであった。リョーシクは、タラシケヴィチの提示した正書規則の継承と普及の担い手であった一方で、自身の論文や著書において、ベラルーシ語表記に使用するキリル文字の変更案<sup>268</sup>や借用語の正書規則の精緻化<sup>269</sup>、さらには口語ベラルーシ語においてしばしば音位転換を生じた形が定着している、いくつかの語彙の綴りの修正<sup>270</sup>などを提案することを通じて、タラシケヴィチの提示した正書規則の修正を呼びかけたのである。しかしながら、こうしたリョーシクの提案は、アナトーリ・バフダノヴィチ(Анатоль Васілевіч Багдановіч)をはじめとする、当時のベラルーシ文化研究所における保守的な言語学者層からは好ましいものとして受け入れられず、一部の研究者の間からは正書規則の改革そのものを一種のデマゴグだと批判された(Запрудскі 2013:93-94)。

一方、タラシケヴィチの示した正書規則の一部は、その煩雑さから次第に出版物等の実践においても公然と無視されるようになった(Запрудскі 2013:94)。そうした中、ベラルーシ文化研究所の言語

<sup>267</sup> ベラルーシ語では母音/o/, /e/の発音が非アクセント下で母音/a/の発音[a]と同化する現象がみられ、これをア音化(аканне)と呼ぶ。また口蓋化子音の後ろで生じるア音化はヤ音化(яканне)という名称で呼び分けられることも多い。ロシア語でも母音/o/については非アクセント下で同様にア音化が生じるが、ベラルーシ語はア音化による発音の変化を原則として綴りに反映させ字母 a を該当の箇所につづるのに対し、ロシア語では発音の変化に関わらず一貫して字母 o を綴る。

<sup>268</sup> Лёсік, Я. “У справе рэформы нашае азубкі”, *Сабецкая Беларусь*, 1923. 6, 7 ліп.

<sup>269</sup> Лёсік, Я. “Беларуская мова. Правапіс”, Мінск, 1924.

<sup>270</sup> Лёсік, Я. *Беларускі правапіс*. 2-е выд., перароб. і дап., Мінск, 1924. 例えば「ピストル」を意味する левальвэр (元はフランス語の revolver) など。

学者の間でもベラルーシ語正書法の再整備が焦眉の課題として広く認識されるようになり、1926年4月のベラルーシ文化研究所言語学・文学研究部門の定例会議においてベラルーシ語正書法の整備の必要性が正式に確認された(Запрудскі 2013:94-95)。同年7月にはベラルーシ文化研究所の学術理事会にてベラルーシ語正書法の問題を広く議論するための国際会議を開催することが決定され、同年9月には、国際会議で先立って、全ベラルーシ文学・言語学会議(Усебеларуская літаратурна-лінгвістычная канферэнцыя)が開催され、国内の教育現場でベラルーシ語教育をめぐる問題と直に向き合っている教師ら100名以上が参加し、正書法の問題が話し合われた(Запрудскі 2013:98)。こうした中、1926年11月14日～21日、およそ1週間にわたる大規模な国際会議「ベラルーシ語の正書法と文字の改革に関する学術会議」(Акадэмічная канферэнцыя па рэформе беларускага правапісу і азбукі)が、ベラルーシ文化研究所の主催により開催されることになった。

1926年11月の「ベラルーシ語の正書法と文字の改革に関する学術会議」は、ベラルーシ研究に関する学術的な問題が初めて国際的なレベルで提起された記念碑的な学会であり<sup>271</sup>、ベラルーシ文化研究所の研究者や、ベラルーシ国立大学など国内の高等教育機関の教員・研究者を始め、当該問題に関心を寄せる国外の専門家や在外ベラルーシ人活動家らが招待され、ロシア、ポーランド、ドイツ等各国から参加者と共に活発な議論が交わされた(Германовіч1994a:19)<sup>272</sup>。会議においては、文字に関する改革案、特に子音字に関する変更案がベラルーシ文化研究所のヤゼプ・リョーシク、及び在ロシア・ベラルーシ人でモスクワ大学教授のラスタルグーエウから出され、議論された(Германовіч1994a:20)。また、正書法に関する改革案については、タラシケヴィチの正書法で問題視されていた非アクセント下の母音の綴りや子音の口蓋化の綴りに関して、ベラルーシ文化研究所のニェクラシェヴィチ及びリョーシクが基調報告を行い、審議された(Германовіч1994a:20)。会議には、国内各地から当該問題に関心をもち学生及び教師らが聴講に訪れた。また、議論の経過は、国際会議の最中、新聞記事として大衆向けにも発信された(Германовіч 1994a:20)。

<sup>271</sup> ベラルーシ文化研究所長 U.M.イフナトウスキーのベラルーシ共産党中央委員会理事会における「ベラルーシ語の正書法と文字の改革に関する学術会議の成果に関する報告書」より(Плагонаў, Коршук 2001: 102-109)。

<sup>272</sup> 主要な招待参加者は次のとおり。(Германовіч 1994a: 20 に基づく)。

**ロシア**：モスクワ大学教授 P.ラスタルグーエウ (П.Растаргуеў)、レニングラード大学准教授 P.ガルチンスキー(П. Гарчыньскі)、スモレンスク県国民教育部門ベラルーシ局 Ju.ラザレヴィチ(Ю. Лазарэвіч)

**ウクライナ**：ハリコフ国民教育大学准教授 K.ニムチナウ(K.Німчынаў)

**ポーランド**：ワルシャワ大学准教授 J.ゴウオンベク(J. Gołabek)

**ドイツ**：ベルリン大学教授 M.ファスマー(M. Vasmer)

**リトアニア**：カウナス・リトアニア大学学長 M.ビルジシュカ(M. Biržiška)、雑誌『クリヴィチ人』(Крывіч)編集長 V. ラストウスキー(V.Ластоўскі)

**ラトヴィア**：リガ・ラトヴィア大学准教授 E.ブレセ(Э.Блесэ)、作家 J.ライニス(J. Rainis)、新聞『ベラルーシ人の声』紙(Голас беларуса)編集長 K.エザヴィタウ(K. Езавітаў)、ルザ・ベラルーシ人キムナジウム校長 V.ピフレウスキー(V.Пігулеўскі)

**チェコスロヴァキア**：雑誌『光』(Прамень)編集長 U.ジールカ(U.А.Жылка)

この他にも招待を受けていながら、政治的な理由などにより参加の実現しなかった者もいた。当時ロシア科学アカデミーの正会員として研究活動を行っていたカールスキー、ポーランドにおいて国会議員として国会内のベラルーシ人代表部を率いていたタラシケヴィチやワルシャワ大学で名誉教授として教鞭を執っていたボードアン・ド・クルトネなど(Запрудскі 2013: 102-103, Германовіч 1994f: 558)。

国際会議「ベラルーシ語の正書法と文字の改革に関する学術会議」は、その成果としてベラルーシ語の文字及び正書規則に関していくつかの具体的な提案を採択した。採択された提案は、法的拘束力を持つものとはならず、勧告としての性格を持ったものであったが、その内容は権威あるものとして扱われ、いくつかの改革案は、後のベラルーシ文化研究所における正書法整備において採択された改革案に生かされた (Германовіч 1994a:21)。

国際会議の翌年、1927年にはベラルーシ文化研究所内(1929年以降はベラルーシ科学アカデミー)に正書法整備のための専門委員会が組織され、本格的なベラルーシ語の正書法整備プロジェクトが開始された。委員長をニェクラシェヴィチがつとめ、リョーシクやクパーラをはじめとする国内の言語学者及び作家が委員会メンバーとして加わった。正書法委員会は1929年4月まで集中的な議論を重ね、その成果を『ベラルーシ科学アカデミー正書法委員会監修・ベラルーシ語正書法(案)』(Беларускі правапіс (праект). Апрацаваны Правапіснай Камісіяй БАН)として、1930年に出版した。しかし、この頃には既にソ連圏全体が強権的なスターリン体制の下に置かれるようになっており、1920年代にベラルーシを含むソ連諸国で盛んに実施された民族語・民族文化の振興政策は、一転して分離主義を促進するものとして抑圧の対象へと変わった。これに伴い、正書法整備を含むベラルーシ語の標準語化プロセスは、スターリン体制による影響を直に受けることになっていく。

#### 4.2.2.5. スターリン体制と言語学者の粛清：停滞に向かうベラルーシ語の標準語化プロセス

1930年に入ると、1920年代にベラルーシ語の標準語化に貢献した言語学者たちの多くは、「民族民主主義者」(нацыянал-дэмакрат)<sup>273</sup>という不当なレッテルを貼られ、次々に粛清されていくことになる<sup>274</sup>。『ロシア語・ベラルーシ語辞典』と『ベラルーシ語・ロシア語辞典』の編纂に主導的な役割を果たし、正書法委員会の委員長をつとめたニェクラシェヴィチは、1930年7月に逮捕され、ロシア・ウドムルト共和国のサラプルへ流刑にされた後、最終的に1937年に銃殺された(Германовіч 1994c: 388)<sup>275</sup>。また、ニェクラシェヴィチと共に辞書編纂をつとめたバイコウも、1930年半ばに科学アカデミーを解雇されている(Германовіч 1994b: 69)。タラシケヴィチによる正書法の普及とその改革に大きな役割を果たしたヤゼブ・リョーシクは1930年の7月に逮捕され、間もなくアカデミー会員の称号を剥奪された後、1931年にロシア・スターリングラード州のカムイシンに送られ、最終的には1940年に流刑先のサラトフで獄死した(Запрудскі 1994: 306)<sup>276</sup>。この他、第一次世界大戦末期から1920年代半ばにかけて、多くのベラルーシ語辞書を刊行した作家ハレツキーや1926年の正書

<sup>273</sup> 訳語は、マーチン(2011:257)による。

<sup>274</sup> また、『学校のためのベラルーシ語文法』出版以降、主にリトアニアやポーランドなどで在外ベラルーシ人としてベラルーシ人学校の発展に尽くし民族主義運動に関わるなどしていたタラシケヴィチは1927年以降度々逮捕され、最終的に1938年11月にポーランドにてスパイ容疑で銃殺された(Германовіч 1994f: 558)。

<sup>275</sup> ニェクラシェヴィチはサラプルへの流刑後、刑期の終わった1937年11月に再逮捕され、ミンスクで12月に銃殺された。

<sup>276</sup> リョーシクはカムイシンへの流刑後、ブリャンスク(ロシア・ブリャンスク州)やアトカルスク(ロシア・サラトフ州)などを転々とさせられた挙句、1938年に再び逮捕され、1940年にサラトフで獄死した。

法会議以降、ベラルーシ文化研究所の正書法委員会のメンバーとして活動したラストウスキー (Вацлаў Юстынавіч Ластоўскі) も、1930年代に入ると相次いで逮捕され、ラストウスキーは1938年に処刑され、ハレツキーは1939年に銃殺された(Абабурка 1994: 123, Вячорка, Шупа 1994: 287)。

こうした不条理極まりないスターリン体制の幕開けと共に、1930年に出版されたベラルーシ語正書法案は、「民族民主主義的」な企みという非難を浴びせられ、公式な承認を得るには至らぬまま秘匿文書扱いとなり、長い間特殊保管所に葬られることになった。結果的に、正書法委員会は、ベラルーシ語の正書法辞典の刊行も準備していたものの、同事業を率いてきた主要な言語学者たちが相次いで逮捕されたことにより計画は頓挫した (“Рэформа беларускага правапісу 1933 года” 1994: 464)。また、語彙体系の整備に関わっては、ニェクラシェヴィチをリーダーとして、1925年より現代ベラルーシ語の大規模な詳解辞典の編纂事業が進められていたが、ニェクラシェヴィチの逮捕により辞書編纂は中止となった(Германовіч 1994c: 388)<sup>277</sup>。また、1930年までに24巻を刊行していた『ベラルーシ語学術用語辞典』に関しては、先にあげた一覧の内容に加えて、さらに「動物学」、「人類学」、「園芸学」、「蔬菜学」、「獣医学」、「電気工学」、「金融学」、「民俗学」、「商品学」、「商業」、「畜産学」、「考古学」、「微生物学」、「水力学」に関する用語辞典の編纂・刊行が計画されていたものの、これも辞書編纂を担ってきた学者たちの相次ぐ逮捕により、計画が実現に至る前に中断されてしまった(Шчэрбін 1994a: 87)。

こうして 1920年代にソヴィエト政権下で着実な成果を上げてきたベラルーシ語の標準語化をめぐる一連の事業は、極めて政治的な理由により停滞へと追い込まれた。1930年代は、新たにソ連全体でロシア文化を連邦内の諸民族統合の推進力とする方針がとられるようになっていき、言語政策に関しては学校教育におけるロシア語の必修化が命じられ、各国の標準語整備においては、民族語に対するロシア語の影響力の強化が目指されたのである(マーチン 2011:50-51, 549-553, Клімаў 2004a:42)。ベラルーシ語の標準語化のプロセスも、こうした民族主義をめぐる政治の波に晒され、政府主導の標準ベラルーシ語の整備の取り組みについては、明らかに標準ロシア語をモデルとする方向付けが、正当性を持つものとして影響力を強めていった。

### 4.2.3. 分裂的発展の段階

#### 4.2.3.1. 1933年のBSSR人民委員会議による正書法改革<sup>278</sup>

スターリン体制の幕開けと共に、1920年代を通じた正書法改正をめぐる議論の1つの成果であった1930年の正書法案は完全に無効化された一方で、ベラルーシ語の使用実践の現場では依然として正書法の整備が強く必要とされていた。こうした中、ベラルーシ科学アカデミー言語学研究所に、

<sup>277</sup> 1927年末までには40万語を超えるベラルーシ語の語彙目録が完成し、1929年の11月には詳解辞典刊行が正式決定していた(Германовіч 1994c: 388)。

<sup>278</sup> 本節の記述は特に明記しない限り Клімаў (2003)及び“Рэформа беларускага правапісу 1933 года” (1994)に基づく。

1930年3月より改めて正書法案の作成プロジェクトが発足し、1933年に『ベラルーシ語正書法簡易化案』(*Праект спрашчэння беларускага правапісу*)が出版された。しかし、この1933年の『ベラルーシ語正書法簡易化案』は、事実上、1930年の正書法案のほぼなぞりであったことから、共産党政権側はこれをそのまま受け入れることには同意せず、独自にその内容を精査し変更を加えることを決定する。こうして1933年3月に、ベラルーシ共産党中央委員会の附属という形で科学アカデミー言語学研究所の正書法簡易化案の検討委員会が組織された。共産党の肝いりで設立された検討委員会は、1920年代のような広く開かれた議論を行うことはせず、当時科学アカデミー言語学研究所の所長であったピョートル・ブズク(Пётр Апанасавіч Бузук)<sup>279</sup>や学術書記を務めていたピョートル・ユルヘレヴィチ(Пётр Якаўлевіч Юргелевіч)<sup>280</sup>といったごく限られた言語学者からの助言に基づいて正書法改革案の準備を進めていった。こうして、1933年8月26日にBSSR人民委員会議によって『ベラルーシ語正書法の変更と簡易化についての決定』(*Аб зменах і спрашчэнні беларускага правапісу*)が発表され、正書法改革が実施された。

1933年の人民委員会議による正書法改革は、正書規則の簡易化によって一般大衆のベラルーシ語使用実践における負担を軽減することを名目的に掲げていたものの、それは単に広範な使用者に配慮した標準ベラルーシ語の確立を目指すというものではなく、明らかにスターリン体制という政治的な文脈に強く従属させられた性格のものであった。それは、以下に引用する1933年の『ベラルーシ語正書法の変更と簡易化についての決定』の前文に如実に現れている。

…ベラルーシ民族民主主義は、自らのブルジョア的で反革命的な目的から、言語、専門用語、正書法の領域を含む、経済的及び文化的な活動領域において破壊的で有害な仕事を遂行した。ベラルーシ民族民主主義は、あらゆる手段と方法を用いて標準ベラルーシ語を広範な労働者大衆からもぎ取り、ベラルーシ語とロシア語の間に人為的な障壁を築き上げ、ベラルーシ語を雑多な中世の古風な語句とブルジョア的な卑俗語でごみだらけにしたのである。

現行のベラルーシ語正書法は先述の民族民主主義的な思潮によって著しく汚されているため変更すべきである。

ベラルーシ語正書法から民族民主主義的な影響と歪曲を断固として追放し、広範な労働大衆に対するベラルーシ語の読み書き学習の負担を軽減し、ベラルーシ語正書法の学習の非生産的な作業から学校を解放するために、ベラルーシ語の文化を将来的に発展させ、プロレタリア的インターナショナリズムの精神における労働者大衆の教育の諸目標に対してベラルーシ語正書法を完全に遵奉させるという目的において、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議は、現行の正書法に以下の変更を導入することを決定する。

BSSR 人民委員会議『ベラルーシ語正書法の変更と簡易化についての決定』前文より(抜粋)

この前文にも明らかなように、人民委員会議は、1920年代のベラルーシ語標準語化のプロセスで

<sup>279</sup> ブズクは、その後、1934年初めに逮捕されてヴォログダ(ロシア・ヴォログダ州)へ3年間流刑となった後、1937年に再逮捕され銃殺された。ブズクは1927年からのニェクラシェヴィチを委員長として活動した正書法委員会の元メンバーで、1931年より言語学研究所の所長の任にあった(Рамановіч, Юрэвіч 1994: 99)。

<sup>280</sup> ユルヘレヴィチは、その後1936年に民族主義活動のかどで粛清の対象となり1940年まで矯正労働ラゲリに送られた(Яўневіч 1994: 638)。

達成された「用語の近代化」、「語彙化」、「文字化」などの成果を、ことごとくロシア語とベラルーシ語の人為的な分離を企図した言語学者たちの策謀であったと一義的に決めつけて、それらを「民族民主主義的」な企みであるとレッテルを貼ることで強く批判したのである。この批判が合理的な根拠に基づかないことは明らかである一方で、この前文は、ベラルーシ語の標準語化のプロセスが当時どれだけ極端な政治的コンテキストに置かれていたかを象徴的に示している。

しかし、1933年の人民委員会議による正書法改革の内容そのものは、1920年代までの正書法の修正をめぐる議論を全く無視したものではなく、その一部は明らかに1926年の正書法会議で採択された提案や科学アカデミー言語学研究所が手がけた1930年と1933年の正書法案で提示された規則を取り入れたものであった。例えば、ヤ音化<sup>281</sup>の綴りについては、1933年の正書法改革により非アクセント下の母音/e/がアクセント音節の直前にくる場合のみ、その弱化を綴りに反映させて字母 **я** を綴ることが定式化され、合わせてこれは通常非アクセントとなる否定詞の **не** 及び助詞の **без** には反映させないことが明確化された(Правапіс беларускай мовы, 1934:4)。これは、元々1926年の正書法会議で採択された内容である<sup>282</sup>。また、子音/s/ (с), /z/ (з), /dz/ (дз)が、後続の口蓋化子音に逆行同化をおこして口蓋化する場合にこれを綴りに反映させないという規則も1933年の正書法改革により定式化された(Правапіс беларускай мовы, 1934:4)。これは、1930年の正書法案で提示され、1933年の正書法案にも含まれていたものである<sup>283</sup>。

しかしながら、人民委員会議による正書法改革の内容には、それまでの正書法をめぐる議論で示されてきた提案や慣習を踏まえない規則も導入された。例えば、ヨーロッパ言語に由来する借用語におけるл(л)の転写規則に関して、1933年の正書法改革においては一部の例外を除いてすべて非口蓋化子音の л によって転写することが定式化されたが、これは、1930年と1933年の正書法案が行っていた提案を無視するものである。1930年と1933年の正書法案では、1920年代のベラルーシ語正書法の慣行として定着しつつあったл(л)を口蓋化子音によって転写する方法を規則化すべきとされていた。例えば、フランス語の *classe* に由来する /klas/ やギリシャ語の *philología* に由来する /filologia/ といった単語は、1920年代までは **клас**, **філалёгія** と綴ることが一般的であったが、1933年の正書法改革では **клас**, **філологія** と綴るという規則を導入している。Клімаў (2003:25)も指摘するように、これは、明らかにロシア語における借用語の正書法を踏襲したやり方である(前掲語はロシ

<sup>281</sup> 母音/o/, /e/の発音が非アクセント下で母音/a/の発音[a]と同化するア音化の現象のうち、特に口蓋化子音の後ろで生じるア音化のこと。

<sup>282</sup> タラシケヴィチの正書規則では、非アクセント下の母音/e/がアクセント音節の直前にくる場合と2つ前の音節に来る場合に字母 **я** を綴るという規則を立てていた。ただし、母音/e/がアクセント音節の2つ前の音節にくる場合であってもアクセント直前の音節が **а(я)** を含む場合は例外として字母 **я** は綴らず **е** を綴るとされていた。またタラシケヴィチはこの規則を否定詞の **не** 及び助詞の **без** にも拡大して適用するとしていた(Тарашкевіч 1918:60)。

<sup>283</sup> タラシケヴィチの正書規則では、子音/s/ (с), /z/ (з), /dz/ (дз)が後続の口蓋化子音に逆行同化して口蓋化を起こす場合にこれを綴りに反映させ、軟音記号 **ь** を綴るという規則を立てていた(Тарашкевіч 1918:67)。

ア語で *класс, филология* と綴る)<sup>284</sup>。

また、1933年の正書法改革の内容には、正書規則のみならず形態及び統語に関する変更点も含まれており、「文字化」のプロセスと「文法規範化」のプロセスの双方を射程に入れた改革であった。例えば、ベラルーシ語の男性名詞の単数属格形は、格語尾 *-а/-я* あるいは *-у/-ю* がしばしば選択可能であるが、1933年の正書法改革では格語尾 *-а/-я* を優先的に使用するという規則を導入している (*Правапіс беларускай мовы*, 1934:6)。一方、タラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』においては、格語尾 *-у/-ю* を優先的に使用すると定められていた (*Тарашкевіч* 1918:20)。他にもタラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』においては、男性名詞・中性名詞の複数形与格及び複数形所格の各語尾は、口語での実体を反映してアクセントの有無でバリエーションが認められたが (*Тарашкевіч* 1918:14-25)、1933年の正書法改革では、アクセントの有無によるバリエーションは統一された。これらは、いずれも明らかにロシア語の形態特徴をモデルとした変更であった。

さらに、1933年の正書法改革では、1920年代までの標準ベラルーシ語の使用実践においては、使用が極めて限定的であった能動形動詞の使用を積極的に使用すべきものとして導入した (*Правапіс беларускай мовы*, 1934:7)。すなわち、例えば「支配階級」という表現は、関係詞を用いて *класа, якая пануе* (直訳：支配する階級) とするのではなく、*пануючы клас* (直訳：支配している階級) のように表現すべきであると定めたのである。これもまた、*Клімаў* (2003:25) の指摘するように、ロシア語に特徴的な表現方法をベラルーシ語に踏襲したものである。

こうして1933年に実施された正書法改革は、その一部に1920年代のベラルーシ語正書法をめぐる議論の成果を継承してはいたものの<sup>285</sup>、その改革の方向性においては、明らかにスターリン体制という強い政治イデオロギーが影を落としていた。ベラルーシ語の標準語化プロセスはこの改革によって標準ロシア語の正書法及び文法規範の支配的な影響を受けた変更を余儀なくされたのである。1920年代に入ってようやく組織的な標準語化のプロセスへと入ったベラルーシ語は、当時書き言葉としての伝統がまだ社会に十分に定着していなかったため、こうした変更を加えることは、難しいことではなかった (*Клімаў* 2004a: 43)。

BSSR 人民委員会による正書法改革が実施された翌年の1934年には、この正書法改革の内容を踏まえた『ベラルーシ語正書法』 (*Правапіс беларускай мовы*)<sup>286</sup> が、ベラルーシ科学アカデミー言語学研究所から正式に出版されることになった。皮肉にも、1920年代の正書法整備をめぐる議論の成

<sup>284</sup> このヨーロッパ言語に由来する借用語における *л(н)* の綴りの規則がロシア語におけるやり方を踏襲したものであることは、例外として口蓋化子音を用いて綴るとして列挙されている単語にも明白である。例えばフランス語の *lustre* に由来する *лустра* や同じくフランス語の *plage* に由来する *пляж* /*л*は、*люстра, пляж* と綴るとされているが、これらはロシア語においても口蓋化子音により *л* を綴ることが慣例化している語である (両語ともロシア語でも *люстра, пляж*)。

<sup>285</sup> しかしながら、1933年の人民委員会決定の中で提示されたこれらの正書法改革案には、それが、先行する1926年の正書法会議や科学アカデミー言語学研究所による1930年と1933年の正書法案で提示された提案に由来することには一切言及が見られず、いわば先行する標準語化プロセスの成果であるという事実は黙殺されていた。

<sup>286</sup> 「正書法」と題されたが、実際には1933年の正書法改革で言及された形態及び統語に踏み込んだ規則がいくつか含まれた。



果である 1930 年と 1933 年の正書法案が政府の正式な承認を得ていなかったことから、これが、ソ連時代のベラルーシにおける最初の政府公認の正書法規範となったのである。しかしながら、この正書法改革の内容は、その明らかな政治性故にソヴィエト・ベラルーシの域外のベラルーシ人コミュニティの間では支持を得るものとならず、これを端緒として標準ベラルーシ語の規範は分裂的な発展の段階へと突入していくことになった。

#### 4.2.3.2. 東西ベラルーシにおけるベラルーシ語標準語化プロセスの分裂<sup>287</sup>

これまで検討してきたように、1919 年代以降、ソヴィエト政権下のベラルーシでは、スターリン体制の開始による大きな政策路線の変更を経験しながらも、一貫して国家主導でベラルーシ語の標準語化が推進されてきた。だが一方で、1921 年のリガ協定<sup>288</sup>によってポーランド領に編入された西ベラルーシでは、ベラルーシ語の使用は、出版分野、宗教活動、学校教育などの諸分野で認められたものの、ポーランド政府からの積極的な支援を受けることはない状況にあった。それ故、当時の西ベラルーシにおける標準ベラルーシ語の発展は、国家が主導する東ベラルーシとは異なり、作家や社会活動家といったベラルーシ人の民族派エリート個々人の活動が主体となって維持される状況にあった。1920 年代の段階では、こうした政治的条件を異にする 2 つのベラルーシ地域、すなわちソヴィエト政権下の東ベラルーシとポーランド統治下の西ベラルーシの両地域が、共にベラルーシ語の使用実践においては、タラシケヴィチによる正書法と文法規範を踏襲するという点において緩やかな協調関係を保っていた。だが、1930 年代に入り、東ベラルーシがスターリン体制下に入っていくと、この関係も次第に変化していく。特に 1933 年に東ベラルーシで実施された正書法改革は、その大きなきっかけとなっていった。

1933 年 8 月にソヴィエト政権下の東ベラルーシにおいて強引に実施された正書法改革は、その明らかな政治性ゆえに、ポーランド領であった西ベラルーシをはじめ、ラトヴィア、リトアニア(ヴィリニウス)、チェコ(プラハ)、ドイツ(ベルリン)といった在外ベラルーシ人コミュニティの間で到底受け入れられない内容だとして抗議の声が上がっていった。特に、ヴィリニウスを拠点に活動を行っていたベラルーシ学術協会(Беларускае навуковае таварыства, 略称 БНТ)は、人民委員会による正書法改革はロシア化を企図して学術的な熟慮なく強行された許しがたいものであるとして異議申し立てを決議し、それを声明文として発行して、東ベラルーシのポリシェヴィキ政権との緊張関係が生じた。この頃より、ソヴィエト政権下の東ベラルーシと、その域外の西ベラルーシ及びヨーロッパのベラルーシ人コミュニティは、急速に断絶を深めていく。こうして人民委員会による正書法改革の内容は、ポーランド領西ベラルーシ、及びその他ヨーロッパの在外ベラルーシ人の間では言語使用実践において定着することなく、1933 年以降もタラシケヴィチによる正書法と文法規範

<sup>287</sup> 本節の記述は特に明記しない限り Knimaj (2004a:43-44)に基づく。

<sup>288</sup> 第一次世界大戦後 1919 年に発生したポーランド・ソヴィエト戦争の講和条約。

に則ったベラルーシ語使用が継承されていくことになった。すなわち、1933年の人民委員会議による正書法改革は、事実上、標準ベラルーシ語が統一的な発展の方向性を失い、その規範が分裂的な発展へと向かっていく分水嶺となったのである。

しかし、西ベラルーシにおけるタラシケヴィチの正書法及び文法規範に基づくベラルーシ語の使用は、1939年の第二次世界大戦の勃発と同時にソ連軍がポーランド領東部を軍事制圧し、西ベラルーシをBSSRに統合すると、途絶えることになった。東西ベラルーシがソヴィエト政権下に統合されると、西ベラルーシにおいても1933年の正書法改革を踏襲した「公式な」標準ベラルーシ語の正書法及び文法規範が普及し始めていった。それまでの出版物は、禁書扱いとなり、学校教育で用いられるベラルーシ語は、1933年の正書法改革を踏まえた「公式な」標準語規範に基づくものに全て変更されていった。また、西ベラルーシのソ連への統合は、タラシケヴィチの標準ベラルーシ語規範の担い手となっていた反ソヴィエト的な感情を持つ多くの知識人の亡命を生むことにもなった。こうしてタラシケヴィチの規範の使用は、ベラルーシの域外、在外ベラルーシ人のコミュニティへと限定されていった。

しかし、タラシケヴィチのベラルーシ語規範のベラルーシ地域における使用は、これで完全に幕引きとはならなかった。第二次世界大戦の最中、タラシケヴィチのベラルーシ語規範は、西ベラルーシから逃れた多くの亡命知識人らの活動をきっかけに、ベラルーシにおいて思わぬ形で一時的な復活を果たすことになる<sup>289</sup>。

1939年に西ベラルーシを追われた亡命ベラルーシ人知識人たちは、ワルシャワ、プラハ、ベルリン、パリなど西ヨーロッパの様々な都市へと逃れていったが、そのうちの多くが、ナチス政権下のドイツ、ベルリンへと集まっていった。ベルリンではこうしたベラルーシ人の亡命知識人を中心として、内務省内に「ベラルーシ代表部」(Беларускае прадстаўніцтва)が、さらに1940年にはこのベラルーシ代表部の付属として、ワルシャワ、ウッチ、ポズナン、ウィーン、ミュンヘンなどにも支部を持つ「ベラルーシ相互援助委員会」(Беларускі камітэт самадапамогі)が組織されていった。やがて、1941年6月の終わりにナチス・ドイツ軍が、不可侵条約に反してソ連領へ進撃を開始し、ソヴィエト政権下にあったベラルーシを8月末までに全面的に占領下に置くことになる。西ベラルーシからドイツへと逃れていた亡命知識人たちは、これを機にナチス・ドイツの占領下におかれた祖国ベラルーシに一時帰国を果たした。彼らは、ナチス・ドイツ軍のプロパガンダ用のビラ作成などに手を貸しながら、占領統治下のベラルーシにおいてベラルーシ語による出版活動を行う権限を与えられ、新聞や書籍の刊行に尽力したのである。彼らが用いたベラルーシ語は、1933年以降も西ベラルーシにおいて維持されてきたタラシケヴィチによる正書法及び文法規範に基づくものであったことから、ナチス・ドイツの占領下におけるベラルーシでは、思わぬ形でタラシケヴィチのベラルー

<sup>289</sup> 以下、ナチス・ドイツ占領下のベラルーシにおける状況に関する記述は特に明記しない限り Жыраўскі (1991)に基づく。

シ語規範が復活することになったのである。

ナチス・ドイツの占領行政に協力しながら、ベラルーシ語による言論活動を展開した元亡命知識人たちは、タラシケヴィチによる正書法と文法規範を自ら用いるのみならず、占領下のベラルーシ域内での普及も目指した。これは、タラシケヴィチの『学校のためのベラルーシ語文法』が『ベラルーシ語文法』(*Беларуская граматыка*)という表題で、1943年にドイツ占領下のミンスクにて再版されていることから明らかである。このミンスクで再版されたタラシケヴィチの『ベラルーシ語文法』(『学校のためのベラルーシ語文法』第6版)は、前書きにおいて占領下の学校における使用を見込んで刊行されたことが明記されており、元亡命知識人たちは、学校教育を通じたタラシケヴィチ規範の普及を企図していたことが伺われる。

しかし、こうした元亡命知識人たちは、1944年夏に赤軍の解放作戦によってベラルーシがナチス・ドイツの占領から「解放」されると、再び亡命を余儀なくされ、結局、ベラルーシにおけるタラシケヴィチ規範の再普及の試みは、失敗に終わった。第二次世界大戦後は、亡命ベラルーシ人たちの移住先である西ヨーロッパのドイツ(特に後の西ドイツ)やイギリス、北米のアメリカやカナダ等で、彼らを中心として形成されていった在外ベラルーシ人コミュニティの間でタラシケヴィチ規範に基づくベラルーシ語使用の伝統が維持されていくことになった。

#### 4.2.3.3. 第二次世界大戦後のBSSRにおける標準ベラルーシ語の発展<sup>290</sup>

第二次世界大戦後のベラルーシでは、ソヴィエト政権のもと、ベラルーシ語の使用実践の中で、1934年の正書法(1933年の正書法改革を踏まえた正書法)の定着が進められていった。しかし、一方では、1934年に発行された『ベラルーシ語正書法』については、いくつかの明らかに不相当であると思われる規則<sup>291</sup>の修正や、実際の言語使用上不可欠ながらまだ規定されていない規則の追加が必要であるとする議論が高まっていた。これを踏まえ、BSSR科学アカデミー言語学研究所内には、作家のヤクブ・コーラスや言語学者のカンドラト・クラピヴァ(Кандрат Крапіва)らをメンバーとして新たな正書法委員会が設立され、修正や追加にかかる話し合いが進められた。

そして、1951年、正書法の改正をめぐる議論の成果は、『ベラルーシ語正書法の変更と精緻化案』(*Праект змен і ўдакладненняў беларускага правапісу*)として発表されたが、直ちには新たな正書法規則集の編纂と刊行には至らなかった。これは、当時のBSSR政権において、同時期にロシアにおいて進められていたロシア語の正書法整備の成果とベラルーシ語の newPos書法に相関性をもたせることが念頭におかれていたためである<sup>292</sup>。こうしてBSSR政府は、1956年にロシア科学アカデミーから

<sup>290</sup> 本節の記述は特に明記しない限り Клімаў (2004a:44)及び Прыгодзіч (1994: 144-146)に基づく。

<sup>291</sup> 主に複合語、個人名や地名などの固有名詞の綴りに関する規則の見直しが問題点として指摘されていた。また、1934年の正書法には、借用語の転写規則として「インターナショナル革命に関する単語及びその派生語は全て、ア音化の一般規則に従わない」というような明らかに言語使用者にとって不自然なものも含まれていた。

<sup>292</sup> 1959年の『ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則』の前書きには、「規則の習得の負担軽減のために、著者らは、特に

『ロシア語の正書法と句読法の規則』(*Правил русской орфографии и пунктуации*) が刊行されるの待って、ようやく 1957 年に『ベラルーシ語正書法の変更と精緻化についての決定』を発表し、科学アカデミー言語学研究所に対して正書法規則集の編纂を正式に委任した。新たな正書法規則集である『ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則』(*Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі*)は、さらに 2 年後の 1959 年に BSSR 科学アカデミー言語学研究所より刊行された。

このように標準ロシア語の規範に対して従属的な位置付けを与えられる中で出版された新たな正書法は、根本的な変更点は加えられず、あくまでも 1934 年の『ベラルーシ語正書法』の不備を是正し、最低限の補足を加えることを目指したものであり、ほとんどの内容は 1934 年正書法において定められたものを引き継いだ内容であった。しかし、1959 年に定められた新たな正書法は、戦後のベラルーシにおける公式なベラルーシ語正書法規範として国内のベラルーシ語使用の現場において広く定着していくことになった<sup>293</sup>。

また、戦後のベラルーシにおいては、正書法規則の整備、すなわち「文字化」のプロセスのみならず、「文法規範化」や「語彙化」の分野に関しても、科学アカデミー言語学研究所が中心となって文法書や辞書類の編纂・刊行が実施されていった。「文法規範化」に関しては、1962～1966 年に本格的なアカデミー文法である『ベラルーシ語文法』(*Граматыка беларускай мовы*) (全 2 巻)が、BSSR 科学アカデミー言語学研究所より刊行された。これは、ベラルーシ語の文法体系を形態論(第 1 巻)、統語論(第 2 巻)の観点から初めて包括的かつ網羅的にまとめた著作である。1985～1986 年には、60 年代のアカデミー文法に続いて『ベラルーシ語文法』(*Беларуская граматыка*) (全 2 巻)が、同じく BSSR 科学アカデミー言語学研究所より刊行された。また、「語彙化」に関しては、1953 年に『ロシア語・ベラルーシ語辞典』(*Руска-беларускі слоўнік*)、そして 1962 年には『ベラルーシ語・ロシア語辞典』(*Беларуска-рускі слоўнік*)がそれぞれ BSSR 科学アカデミー言語学研究所より刊行された。これらは、前者が収録語彙数約 8 万 6 千語、後者が 9 万語を数える大規模なもので、現代標準ベラルーシ語の語彙編纂の著作としては当時最も充実したものであった。さらに、戦後には、戦前に実現しなかった詳解辞典の編纂事業も本格的に実施され、1977 年から 1984 年までの 8 年間の間に全 5 巻からなる『ベラルーシ語詳解辞典』(*Тлумачальны слоўнік беларускай мовы*)が BSSR 科学アカデミー言語学研究所より刊行された。収録された語彙数は約 10 万語に上り、高等教育や学術研究、さらには出版や放送メディアなどベラルーシ語の使用されるあらゆる分野の語彙をカバーした、最も包括的な語彙編纂の著作となった。

---

ベラルーシ語の特別な民族的特徴と結びつかない程度の(ロシア語との)差異を扱う章においては、『ロシア語の正書法と句読法の規則』のテキストとの親近性を維持することに努めた(括弧内は筆者による補足)という記述が見られる(*Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі* 1959: 4)。

<sup>293</sup> ベラルーシ語の正書法整備は 1960 年代初めにも再び計画が持ち上がったが、これは明らかに同時期にロシアにおいて進められていたロシア語の正書法整備のアナロジーであった。結局、60 年代のロシア語の正書法整備の試みが頓挫すると、ベラルーシ語の正書法改正の試みも立ち消えとなった。

このように戦後のベラルーシでは、科学アカデミー言語学研究所による正書法、文法書、辞書類の編纂と出版を通してベラルーシ語の標準語化のプロセスは、大きく発展し、その規範もこれらの辞書類や文法書を通じて普及の機会を得ることで一定の安定性を確立していったといえる。しかし一方で、戦後のベラルーシ社会全体を通じては、ベラルーシ語の使用領域そのものが、限定的な状況にあった。特に、言語教育政策を通じてロシア語の実質的な地位の強化が進められ、ベラルーシ語そのものの社会への普及は、実質的に抑制された状況に置かれていった。1958年末にソ連全体でロシア語を教授言語とする学校における民族語の学習が、生徒及びその親の意思に基づく選択制となると(Баршчэўска 2004: 153-154)、ベラルーシ国内においては、ベラルーシ語学習を軽視する態度が大衆の間に広く定着していった。また、新聞や雑誌など出版分野におけるベラルーシ語の使用状況も、大幅に制限されていき、民族語による出版物数はソ連諸国内で最下位から2番目という状況にまで陥った(Жураўскі, Прыгодзіч 1994: 156)。すなわち、戦後のソ連政権下のベラルーシにおいては、ベラルーシ語そのものの政策的な標準語化プロセスは、確かな成熟期を迎えたものの、肝心の確立された標準語の使用そのものの普及は不十分であり、実際の使用実践の積み重ねを通じた標準語規範の広範な普及と定着は、不徹底なままであった。

#### 4.2.4. 競合的発展の段階

##### 4.2.4.1. ソ連末期の社会変化とタラシケヴィチ規範の復興<sup>294</sup>

1980年代後半、ソ連圏全体がペレストロイカ期を迎え、政治や社会生活の様々な側面で自由化が進んで行くと、ベラルーシにおけるベラルーシ語をめぐる状況にも大きな変化が訪れた。特に1980年代末頃より、ベラルーシにおいては、社会生活の自由化と共産党政権の弱体化の結果、それまでであれば当局の検閲により厳しく取り締まられてきたタラシケヴィチ規範に基づくベラルーシ語使用の実践が、国外の在外ベラルーシ人コミュニティを通じて徐々に国内のベラルーシ語使用の領域に流入するようになった。それは、非政府系・独立系の出版物はもとより、次第に政府公認の出版物にもしばしば公然とみられるようになっていった(Жураўскі 1993: 20-25, 29-33)<sup>295</sup>。

さらに、これと合わせて、1980年代末のベラルーシ国内では、ベラルーシ語の復興の機運の高まり<sup>296</sup>に伴って、ベラルーシ語の実体そのものについても見直しが始まっていった。そうした中で、ソ連時代を通じて確立されてきた標準ベラルーシ語の公式規範は「ロシア語化された性質」(русіфікаванасць)をもつものとして批判的に捉えられるようになり、作家を中心とする知識人層の間で、ベラルーシ語の独自性に対する不安が、広く共有されるようになっていったのである。在外ベラルーシ人コミュニティからベラルーシ国内へと流入し始めたタラシケヴィチ規範は、そうした一

<sup>294</sup> 本節の記述は特に明記しない限り Климаў (2004a:44-45)に基づく。

<sup>295</sup> ただし、その初期においては「著者独自の正書法に基づく」という但し書きが添えられた(Климаў 2004a: 44)。

<sup>296</sup> 1980年代末より、ベラルーシ国内ではソ連時代に限定的な使用状況下におかれてきたベラルーシ語に国家語の地位を付与して改めて社会に広く普及しようとする動きが活発化していた。

部の知識人層の間の言語純化主義的な志向を強く刺激することになった。ソ連時代に定着してきた公式規範と比べて、ロシア語からの影響が相対的に低い状態を維持してきたタラシケヴィチ規範は、言語純化主義的な志向を持った知識人層に対し、いわばロシア語化に打ち克った「真の」標準ベラルーシ語の存在可能性を示唆するものとして捉えられていくようになったのである。

こうして、より「真正な」標準ベラルーシ語の復興を目指す一部の知識人層の間では、次第に1920年代に確立されたタラシケヴィチの規範への回帰こそが母語の真の復興であり、ソ連時代に発展が中断された言語伝統の再生であるとみなされるようになっていった(Жураўскі 1993:27-28)。やがて、ソ連時代を通じて確立されてきた標準ベラルーシ語の公式な規範は、1933年に正書法改革を実施した人民委員会(Савет народных камісараў)に因んで「ナルカマウカ規範」(наркамаўка)と差別的なニュアンスを伴って呼ばれるようにまでなっていく<sup>297</sup>、1920年代に確立されたタラシケヴィチの規範は、その基礎となる『学校のためのベラルーシ語文法』の著者であるタラシケヴィチの名前に因み、タラシケヴィツァ(тарашкевіца)と呼ばれるようになっていった。

1991年、ソ連崩壊に伴ってベラルーシが独立を果たすと、国内の新聞上では、1933年の正書法改革がいかにして実施され、標準ベラルーシ語にどのような変化をもたらされたのかといった、ソ連時代には積極的に語られてこなかった内容を論じた記事が見られるようになり<sup>298</sup>、正書法をはじめとするベラルーシ語の標準語規範の見直しに対する議論は、益々衆目を集めるものとなっていった。

#### 4.2.4.2. 深まる2つのベラルーシ語規範の対立とナーシャ・ニヴァ紙訴訟<sup>299</sup>

このように1980年代末より「真正な」標準ベラルーシ語の規範をめぐる議論が先鋭化する中で、ベラルーシにおいては、新たな正書法改革の必要性が主張されるようになっていく。特に民族主義派の知識人層は、タラシケヴィチ規範の復興こそが新たな国民国家建設の重要な手段であると見なすようになり、ソ連時代に確立されてきた標準ベラルーシ語規範の全面的な変更を主張していくようになっていった。1991年に独立を果たしたベラルーシ政府は、こうした標準ベラルーシ語規範をめぐる混乱を収束させるべく、1993年に「ベラルーシ語正書法の精緻化に関する国家委員会」(Дзяржаўная камісія па ўдакладненні правапісу)を組織し、2つの標準ベラルーシ語規範の統合と整備に着手していった。しかし、1994年に親ロシア路線を強く打ち出すルカシェンコ政権の誕生により、その取り組みは、わずか2年足らずで頓挫する。その後、1999年に再度「ベラルーシ語正書法の精緻化と変更に関するプロジェクト」(Праект зменаў і ўдакладненняў арфаграфіі)が、ベラルーシ科学アカデミー言語学研究所により開始されたが、この頃にはすでに言語学研究所は、90年代前半

<sup>297</sup> Запрудскі (1999:26)は、この名称を考案したのは言語学者のV. ヴャチョルカ(В. Вячорка)であると指摘している。ちなみにこの名称は蔑称的であるため、一部の研究者からは「ソ連期規範」(падсаветскі стандарт)ないし「チャルヌシェヴィチ規範」(Чарнушэвіца, 1933年のBSSR教育人民委員Dz. チャルヌシェヴィチ(Дз. Чарнушэвіч)に因み)といった別の名称が提案されているが定着しているとは言い難い。

<sup>298</sup> Жураўскі (1991), Сямешка (1991), Запрудскі (1992)など。

<sup>299</sup> 本節の記述は、特に明記しない限り Клімаў (2004a:45-46)に基づく。

に目指された2つの標準ベラルーシ語規範の統合を先導する役割よりもソ連時代に確立されてきた規範の保護の役割を担う保守的な立場を取るようになっていた(Рамза 2000: 145)。

また、1990年代の2つのベラルーシ語規範をめぐる対立をとりわけ印象付ける事件が、1998年のベラルーシ語新聞ナーシャ・ニヴァ紙<sup>300</sup>をめぐる訴訟問題である。Клімаў (2004a: 45)によれば、訴訟のあらまは、次のとおりである。1998年、当時タラシケヴィチ規範に則ったベラルーシ語を用い刊行されていたナーシャ・ニヴァ紙は、そのベラルーシ語使用が「言語使用上の一般に認められた規範を歪めること」を禁ずる出版法第6条に抵触するとして、国家出版委員会より起訴された。国家出版委員会は、科学アカデミー言語学研究所の専門家に新聞のベラルーシ語の鑑定を依頼し、言語学者のアルカージ・ジュラウスキー(Аркадзь Іосіфавіч Жураўскі)<sup>301</sup>がこれを引き受けた。ジュラウスキーは、ナーシャ・ニヴァ紙におけるタラシケヴィチ規範の使用を「占領下のベラルーシにおいてファシストの手先が用いていた書き言葉の変種を共和国に復活させようとする」行為であるとし、倫理的な観点から許容されるべきでないという結論を下した。さらに、こうした出版物の存在は、「伝統的なベラルーシ語(すなわちソ連期より確立されてきたベラルーシ語規範)の社会における威信を根本的に貶める」と批判した。これに対し、ナーシャ・ニヴァ紙側は、1つの社会内に複数の言語規範が存在することを許容すべきという立場を取る別のベラルーシ語の専門家らによる鑑定を提出して対抗し、最終的にはナーシャ・ニヴァ紙側が勝訴する結果となった。

この訴訟は、公式には認められていないタラシケヴィチ規範がベラルーシ社会におけるその一定の存在意義を法廷という場で勝ち取ったという点で注目し得る事件であったが、さらに注目されるのは、ナーシャ・ニヴァ紙と国家出版委員会の双方が自身の主張に賛同する国内のベラルーシ語専門家による鑑定書を提出したという点である。すなわち、この訴訟は、ベラルーシ語使用者知識人層の間に存在する言語規範をめぐる価値観の断絶を明るみに出した象徴的な事件でもあったのである。

## 4.2.5. 強制的統合の段階

### 4.2.5.1. 新正書法の発布とタラシケヴィチ規範の禁止

2000年代以降、タラシケヴィチ規範は、ベラルーシ国内の非政府系・独立系の新聞や専門雑誌などの出版物、及びインターネットメディアを中心に広く使用されるようになっていった。2005年には、タラシケヴィチ規範の支持派の論客である、ユラシ・ブシュリャコウ(Юрась Бушлякоў)、ヴィンツーク・ヴァチオルカ(Вінцук Вячорка)、ジミチェル・サニコ(Зміцер Санько)、ジミチェル・サウカ(Зміцер Саўка)といった言語学者のグループにより、現代版のタラシケヴィチ規範(特に正書法)

<sup>300</sup> 20世紀初頭に出版されていたベラルーシ語新聞ナーシャ・ニヴァ紙(*Наша Ніва*)の「復刊」として、同紙名の元に1991年より出版されるようになった独立系のベラルーシ語紙。

<sup>301</sup> 1983～1989年にかけて科学アカデミー言語学研究所の所長を務め、1992年からは同研究所理事団の顧問を務めていた。

である『ベラルーシ語正統正書法』(*Беларускі класічны правапіс*)<sup>302</sup>が出版された。同正書法規則集は、刊行と同時にラジオ・リバティーのベラルーシ語版 (*Радыё Свабода*)<sup>303</sup>のサイト上にも公開され、広く国内外に向けて発信されている<sup>304</sup>。

一方、公式規範(特に正書法)に関しては、独立後から長く続けられてきた、1959年の正書法の改定をめぐる議論が、2000年代の半ばによく出版物として形となり、2008年に『ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則』(*Прабiлы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі*)<sup>305</sup>が新たに正式に発表された<sup>305</sup>。新たに発表された正書法では、1959年正書法に多くみられた綴り上の例外を大幅に減らし、また、ベラルーシ語に比較的新しく流入してきた語彙の綴り規則を追加するなどの変更が加えられた。しかしながら、この2008年の正書法改正も、1959年同様にその変更点は最低限のものに留められ、ほとんどの内容は、1934年正書法で定められて1959年正書法に引き継がれてきたものをさらに継承する内容であった。

しかし、改定された正書法の内容以上に、公式規範とタラシケヴィチ規範の対立に関連して極めて重要であったのが、2008年の新正書法発表と共に採択された「ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則についての法律」(*Закон аб правiлах беларускай арфаграфіі і пунктуацыі*)である。この法律は、新たな正書法規則の国内諸分野での適応開始の時期などを具体的に定めた法律であったが、その第2条には、以下のような内容が定められたのである。

**第2条** 国家機関、その他の組織、ベラルーシ共和国国民、またベラルーシ共和国領内に継続的に居住しているあるいは一時的に滞在している外国人国民と国籍を持たない個人は、文語ベラルーシ語の使用の全ての分野と状況において、本法律によって承認されるベラルーシ語の正書法及び句読法の規則に従わなければならない。

「ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則についての法律」(2008年)より抜粋

この条文には、タラシケヴィチ規範への直接の言及は見られないものの、4.2.4.2.にみてきたナーシャ・ニヴァ紙での訴訟の問題などを考慮するならば、この法律が、国内の出版物、メディア等でタラシケヴィチ規範に基づくベラルーシ語使用を事実上禁止する内容のものであることは明白である。この法律の採択により、それまでタラシケヴィチ規範を用いていたベラルーシ国内の新聞や雑誌は、法律の発効日とされた2010年9月1日までには軒並み公式規範への切り替えを余儀なくされたのである。すなわち、ベラルーシ政府は、公式規範とタラシケヴィチ規範をめぐる対立に関し、話し合いによる合意形成という形ではなく、法律によってタラシケヴィチ規範の使用を事実上禁止する形で、強制的な統合という幕引きをはかったのである。

<sup>302</sup> Бушлякоў Ю., Вячорка В., Санько З., Саўка З. (2005) Беларуская класічны правапіс. звод правiлаў: сучасная нармалiзацыя. Вiльня-Менск.

<sup>303</sup> タラシケヴィチ規範を使用している代表的なベラルーシ語ニュースサイトである。

<sup>304</sup> "Беларускі класічны правапіс" — на вэб-сайце svaboda.org (<https://www.svaboda.org/a/799680.html>, 2017/08/20 閲覧)

<sup>305</sup> ただし、法律の実施は2010年とされた。



#### 4.2.5.2. タラシケヴィチ規範をめぐる現状

2008年に採択され、2010年より発効した、上述の法律によるタラシケヴィチ規範の禁止の一方で、ベラルーシ語を恒常的に使用する知識人層、ジャーナリスト、一般市民の一部によるタラシケヴィチ規範の使用は、現在までも根強く続いている。特に、2000年代以降にはベラルーシにおいてもブログやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が急速に普及したことにより、出版物等を介さずに個人が直接情報発信することが大幅に可能になった。こうした背景からタラシケヴィチ規範に基づくベラルーシ語の使用は、これらのブログやSNSといったインターネットメディアをにおける私的な言語使用領域において根強く継続されている。

また、ベラルーシ国外のベラルーシ語出版物や、ベラルーシ国外に活動拠点を置くニュースメディア、団体等においても、タラシケヴィチ規範に基づくベラルーシ語の使用が見られる。よく知られた例をあげると、ベラルーシ語で活発な情報発信を行っているラジオ・リバティエ<sup>306</sup>のベラルーシ語版(Радыё Свабода, <http://www.svaboda.org/>)は、現在でもタラシケヴィチ規範を使用している。また国外での使用例としては、ベラルーシ人民共和国ラーダの公式サイト(<http://www.radabnr.org/>)などがあげられる。さらに、特に2つの規範の対立を象徴的に示すのが、ベラルーシ語版のウィキペディアである。

ベラルーシ語版のウィキペディアでは、正規のベラルーシ語版(公式規範版)の他にタラシケヴィチ規範版が、現在に至るまで統合されることなく存在している。その概要は、以下の表27のとおりである。

表27 2つのベラルーシ語版ウィキペディア<sup>307</sup>

	公式規範版	タラシケヴィチ規範版
名称の表記	<p><b>Вікіпедыя – Свабодная энцыклапедыя</b></p> 	<p><b>Вікіпэдыя – Вольная энцыклапэдыя</b></p> 
URL	<a href="https://be.wikipedia.org/">https://be.wikipedia.org/</a>	<a href="https://be-tarask.wikipedia.org/">https://be-tarask.wikipedia.org/</a>
開始日	2006年8月末より運営開始 <sup>308</sup>	2004年1月27日より運営開始 <sup>309</sup>
記事数	144,490 記事 (2017年7月7日現在)	61,954 記事 (2017年7月7日現在)

<sup>306</sup> 活動拠点はチェコのプラハである。

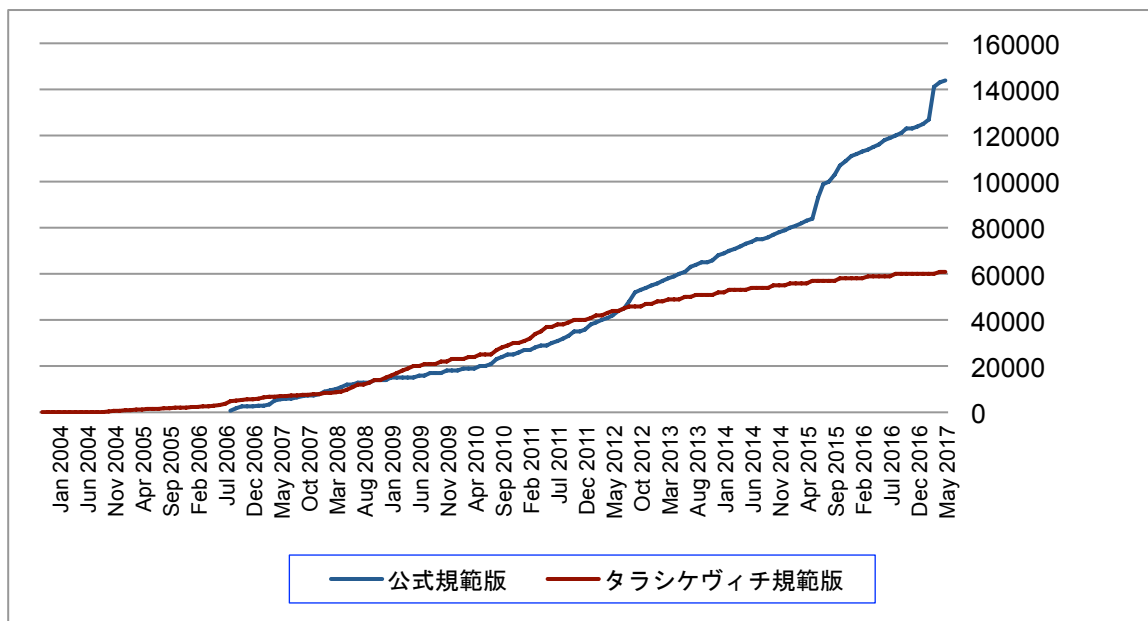
<sup>307</sup> ベラルーシ語公式規範版ウィキペディア (<https://be.wikipedia.org/>) 及びタラシケヴィチ規範版ウィキペディア (<https://be-tarask.wikipedia.org/>) を参照し、筆者作成。

<sup>308</sup> ベラルーシ語公式規範版ウィキペディア記事 “Беларуская Вікіпедыя” より ([https://be.wikipedia.org/wiki/%D0%91%D0%B5%D0%BB%D0%B0%D1%80%D1%83%D1%81%D0%BA%D0%B0%D1%8F\\_%D0%92%D1%96%D0%BA%D1%96%D0%BF%D0%B5%D0%B4%D1%8B%D1%8F,2017/7/7](https://be.wikipedia.org/wiki/%D0%91%D0%B5%D0%BB%D0%B0%D1%80%D1%83%D1%81%D0%BA%D0%B0%D1%8F_%D0%92%D1%96%D0%BA%D1%96%D0%BF%D0%B5%D0%B4%D1%8B%D1%8F,2017/7/7) 閲覧)

<sup>309</sup> ベラルーシ語タラシケヴィチ規範版ウィキペディア記事 “Беларуская Вікіпэдыя” より ([https://be-tarask.wikipedia.org/wiki/%D0%91%D0%B5%D0%BB%D0%B0%D1%80%D1%83%D1%81%D0%BA%D0%B0%D1%8F\\_%D0%92%D1%96%D0%BA%D1%96%D0%BF%D1%8D%D0%B4%D1%8B%D1%8F,2017/7/7](https://be-tarask.wikipedia.org/wiki/%D0%91%D0%B5%D0%BB%D0%B0%D1%80%D1%83%D1%81%D0%BA%D0%B0%D1%8F_%D0%92%D1%96%D0%BA%D1%96%D0%BF%D1%8D%D0%B4%D1%8B%D1%8F,2017/7/7) 閲覧)

表 27 が示すように、まず注目に値するのは、ベラルーシ語版ウィキペディアは、2006 年より開始した公式規範版に先んじて、2004 年にタラシケヴィチ規範版が運用を開始している点である。また、記事数についても、現在は公式規範版がタラシケヴィチ規範版を大きく上回っているものの、以下の図 10 のグラフに示されているように、2012 年の半ばまでは一貫してタラシケヴィチ版の記事数が、公式規範版の記事数を上回る状況にあったことが知られている。

図 10 2つのベラルーシ語版ウィキペディアの記事数の推移<sup>310</sup>



ちなみに、ベラルーシ語版ウィキペディアで、2012 年以降、公式規範版の方が記事数の点でタラシケヴィチ規範版に対して優位に立っている状況は、少なからず、2010 年より発効したタラシケヴィチ規範の使用を禁止する法的措置の影響によって、一定のベラルーシ語使用者層が、タラシケヴィチ規範から公式規範へシフトしていった可能性を示唆しているとも考えられる。このように一部でタラシケヴィチ規範離れとも取れる現状が、散見されるのも事実であり、今後、タラシケヴィチ規範の使用が完全に衰退へと向かうのかという点は、今後も注視していくべき動向であるといえる。

#### 4.3. 公式規範とタラシケヴィチ規範の違い<sup>311</sup>

以下に、公式規範とタラシケヴィチ規範の 2 つの主要な違いを Knimaŭ(2004b)に基づき、対応表の形にまとめる。2 つの規範の違いは、特に正書法に関わる規範に関しては、使用者の言語使用実践の中で顕著に認められる。しかし、その他の文法的、語彙的、文体的な違いは、その多くが厳格に

<sup>310</sup> <https://stats.wikimedia.org/EN/Sitemap.htm> (2017/7/7 閲覧)を参照し、筆者作成。

<sup>311</sup> 本節の記述は特に明記しない限り Knimaŭ(2004b)に基づく。

規範化されたものというよりは、それぞれの規範の支持者の言語的慣用の傾向といったものである。そのため、個々人の実際の言語使用においては、これから示す2つの規範の違いが全て厳格に踏襲されるわけではないという点は、予め指摘しておく。

### 4.3.1. 正書法の違い

#### 4.3.1.1. アルファベット

閉鎖音の[g]を表す際は、公式規範では通例[ɣ]を表すrの字を用いるが、タラシケヴィチ規範では閉鎖音の[g]を表すためにrの字を導入する。

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	閉鎖音の[g]を表す際は、通例[ɣ]を表すrの字を利用する。	閉鎖音の[g]を表すためにrの字を導入する。
実例	ганак	ганак

#### 4.3.1.2. 同化による子音の口蓋化

ベラルーシ語では、子音 c[s], z[z], ɥ[ts], dz[dz]は、その直後に口蓋化子音(ただし r'[ɣ]/[g], k'[k], x'[x]は除く)が続くと、逆行同化を起こして口蓋化し、c'[s], z'[z], ɥ'[ts], dz'[dz]となる。この口蓋化を綴りに反映させるかどうか2つの正書法で異なる。

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	後続の口蓋化子音に同化し口蓋化した c'[s], z'[z], ɥ'[ts], dz'[dz]は、その口蓋化を綴りには反映しない。	後続の口蓋化子音に同化し口蓋化した c'[s], z'[z], ɥ'[ts], dz'[dz]は、その口蓋化を軟音記号(ь)によって表す。
実例	свет, снег, зняць, звер, цвёрды, чацвер, дзве, дзверы	сьвет, сьнег, зьняць, зьвер, цьвёрды, чацьвер, дзьве, дзьверы

#### 4.3.1.3. 長音化した口蓋化子音

ベラルーシ語では、長音化した子音は、子音字を重ね書きすることによって表すが、口蓋化子音 л[l], н[n], c'[s], z'[z], ɥ'[ts], dz'[dz]が長音化した場合に、その口蓋化を綴りに反映させるかどうか2つの正書法で異なる。

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	口蓋化子音 л[l], н[n], c'[s], z'[z], ɥ'[ts]が長音化した場合は、軟音記号(ь)を子音間に綴らない。dz'[dz]の長子音は дзз で表す。	口蓋化子音 л[l], н[n], c'[s], z'[z], ɥ'[ts], dz'[dz]が長音化した場合は、軟音記号(ь)を子音間に綴る。
実例	галлѐ, соллю, пытанне, калоссе, маззю, жыщцѐ, суддзя	гальлѐ, сольлю, пытаньне, калосьсе, маззью, жыщцьцѐ, судзьдзя

#### 4.3.1.4. 否定詞 не 及び前置詞 без

否定詞 не[n'e]及び前置詞 без[b'iez]は、直後の単語が第1音節にアクセントをもつ場合、逆行同化を起こし発音が[n'ia] 及び前置詞[b'iaz]に変わる。この逆行同化による e の弱化を綴りに反映させるか

どうか2つの正書法で異なる。

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	否定詞 <b>не</b> 及び前置詞 <b>без</b> は、直後の単語が第1音節にアクセントをもつ場合も綴りはそのままである。	否定詞 <b>не</b> 及び前置詞 <b>без</b> は、直後の単語が第1音節にアクセントをもつ場合は、綴りを発音に合わせて <b>ня, бяз</b> とする。
実例	<b>не</b> быў, <b>не</b> буду, <b>без</b> жаргаў, <b>без</b> вас	<b>ня</b> быў, <b>ня</b> буду, <b>бяз</b> жаргаў, <b>бяз</b> вас

#### 4.3.1.5. 借用語表記における正書法・正字法の違い

##### a) 西ヨーロッパの諸言語・古典語<sup>312</sup>に由来する語彙における /l/ の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	/l/は、常に非口蓋化子音の <b>л</b> によって綴る。	/l/は、口蓋化子音の <b>ль</b> によって綴る。
実例	фі <b>л</b> алогія, маналог, лог <b>л</b> ка, кал <b>л</b> она, цык <b>л</b>	фі <b>ль</b> ялэгія, манал <b>ль</b> г, л <b>ль</b> гіка, кал <b>ль</b> на, цык <b>ль</b>

※ただし、лямба, баль は公式規範もタラシケヴィチ規範も、共に口蓋化子音の **ль** によって綴り、лаціна は共に非口蓋化子音の **л** によって綴る。まだ十分に定着していない以下のような借用語は公式規範では2つの形が並存する калоквіум/калэквіум, лакей/лэкай (タラシケヴィチ規範は калэквіум, лэкай)。

##### b) 子音 /s/, /z/, /n/ 及び唇音の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	子音/s/, /z/, /n/及び唇音は口蓋化子音(сь, зь, нь 等)として綴る。	子音/s/, /z/, /n/及び唇音は非口蓋化子音(с, з, н 等)として綴る。
実例	сі <b>г</b> нал, сі <b>м</b> вал, газета, мінералог, перга <b>м</b> ент, тэм <b>п</b> ерамент	сы <b>г</b> нал, сым <b>б</b> аль (稀に зым <b>б</b> аль), газ <b>э</b> та, мі <b>н</b> эрал <b>э</b> г, п <b>э</b> р <b>г</b> ам <b>э</b> нт, тэм <b>п</b> эр <b>э</b> мент

※ただし、以下の場合には、公式規範における例外である：公式規範 фана**б**эрыя — タラシケヴィチ規範 фан**э**бэрыя

##### c) /i/あるいは /i/と結合する母音の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	/i/ (i)あるいは /i/ (ы)と結びつく母音は /j/を付加せず綴る。	/i/ (i)あるいは /i/ (ы)と結びつく母音は一貫して/j/を付加して綴る。
実例	і <b>ю</b> н, тры <b>ю</b> , прэзыды <b>ю</b> м, натары <b>ю</b> с, кампенды <b>ю</b> м, кансылі <b>ю</b> м	і <b>ё</b> н, тры <b>ё</b> , прэзыды <b>ё</b> м, натары <b>ё</b> с, кампэнды <b>ё</b> м, кансылі <b>ё</b> м

##### d) ギリシャ語の θ /th/に由来する音の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	ギリシャ語の θ /th/ (稀に φ /ph/)に由来する音は φ /f/として綴る。	ギリシャ語の θ /th/ (稀に φ /ph/)に由来する音は т /t/として綴る。
実例	мі <b>ф</b> алогія, па <b>ф</b> ас, лаг <b>ары</b> ф <b>м</b> , э <b>ф</b> ір	мі <b>т</b> алэгія, па <b>т</b> ас, ляг <b>ары</b> т <b>м</b> , э <b>т</b> эр

※ただし、公式規範でも па**ф**ас と同じ語根をもつ патэ**т**ыка は т /t/で綴り、лаг**ары**ф**м** と同じ語根をもつ ры**т**м も т /t/ で綴る。また、タラシケヴィチ規範でも э**т**эр と同じ語根をもつ э**ф**емерны は φ /f/の音として綴る。

<sup>312</sup> ここでいう古典語とは主にラテン語、ギリシャ語のことを指す。

e) ギリシャ語のβに由来する音の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	ギリシャ語のβに由来する音は в/w/ の音として綴る。	ギリシャ語のβに由来する音は б/b/の音として綴る。
実例	варвар(ства), Василь, Візантыя	барбар(ства), Базыль, Бізантыя

f) /f/ を伴う借用語の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	/f/ を伴う借用語は、/f/を専ら ф/f/として綴る。	/f/を伴う借用語は、/f/ を хв/xv/として綴ることが多い。
実例	форма, фальш, Фёдар	хворма, хвальш, Хведар

※ただし、タラシケヴィチ規範でも хворма, хвальш と並んで форма, фальш も用いられる。また、Хведар については Тодар というバリエーションも用いられる。

g) 西ヨーロッパの諸言語と古典語からの借用語の語頭の母音の綴り

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	西ヨーロッパの諸言語と古典語からの借用語で語頭に母音がかかるものは、その語頭の母音に/j/が前置される。語頭の母音/i/は脱落しない。	西ヨーロッパの諸言語と古典語からの借用語で語頭に母音がかかるものは、その語頭の母音には/j/が前置されない。あるいは語頭の母音/i/が脱落する。
実例	Еўропа, Еўфрасіння, іудзей, Іерусалім, ієрогліф, Іеранім	Эўропа, Эўфрасіння, юдэй, Ерусалім, ерогліф, Еранім

※ただし、タラシケヴィチ規範でも Эўфрасіння と並んで Еўфрасіння もしばしば使用される。また、公式規範でも ezyit は語頭の/i/が脱落する。

h) 西ヨーロッパの諸言語からの借用語における子音に後続する /w/

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	西ヨーロッパの諸言語からの借用語における子音に後続する/w/ は、y あるいは в で綴る。	西ヨーロッパの諸言語からの借用語における子音に後続する/w/ は、ÿ で綴る。
実例	Свiфт, твiст, Франсуа	Сÿiфт, тÿiст, Франсÿа

4.3.2. 音声的・音韻的な違い

4.3.2.1. 音韻的に同一の単語にみられるアクセント位置の違い

公式規範	タラシケヴィチ規範
вiгада, сÿпраць, сeння, пасяджeнне, часoпис, напiсаны, вiпадак, евангeлле, iнструмeнт, дакумeнт, 及びこれらの派生語	выгoда, супрoць, сяннiя, пасeджаньне, чacанiс, напiсаны, выпaдак, eвангeльле, iнструмант, дакyмант, 及びこれらの派生語

#### 4.3.2.2. 借用語を中心にみられる付加音に関する違い

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	付加音は比較的限られている。	付加音が広く見られる傾向がある。
実例	Мсціслаў, Орша, ойча, орган, унія, істэрыя, іерархія, іерогліф, іерэй, Іспанія, Іеранім; выхад са становішча	Амсьціслаў, Ворша, вайча, ворган, вунія, гістэрыя, гіерархія, гіерогліф, гіерэй, Гішпанія, Геранім; выхад із становішча

※ただし、タラシケヴィチ規範でも вунія, гіерархія, гіероглі, гіерэй, Геранім と並んで унія, ярархія, ерогліф, ярэй, Еранім もしばしば使用される。

#### 4.3.2.3. [j]の前での同化による子音の口蓋化

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	同化による子音の口蓋化は[j]の前では見られない。また、母音間の位置では子音の長音化と[j]への同化が生じる。	同化による子音の口蓋化が[j]の前でも見られる。また、母音間の位置では子音の長音化と[j]への同化が生じる。
実例	з'езд, раз'ём, Лья, Ульяна.	зьезд, разьём, Льяля (稀に Лля), (В)ульяна (稀に(В)уляна)

※ただし、タラシケヴィチ規範でも唇音と破裂音は例外である： аб'ява, сям'я, ад'езд

#### 4.3.3. 文法的な違い

##### 4.3.3.1. 名詞の文法上の性の違い

	公式規範	タラシケヴィチ規範
男性名詞： клас, адрас, блюз, флёр, майстар	女性名詞： кляса, адрэса/адрас, блюза, флёра, майстра/майстар	
女性名詞： мячэць	男性名詞： мячэт	

##### 4.3.3.2. 語形変化における語尾の違い

###### a) 不活動体男性名詞の単数属格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	不活動体男性名詞の単数形属格語尾は、一部の語は語尾-у/-юをとるが、基本的に語尾-a/-яを優先的に用いる。	不活動体男性名詞の単数形属格語尾は、一部の語は語尾-a/-яをとるが、基本的に語尾-у/-юを優先的に用いる。
実例	плана, народа, з'езду/з'езда, камітэта 都市名及び国名： з Мінска, з Гамбурга, з Судана	пляну, народу, зьезду, камітэту 都市名及び国名： з Менску, з Гамбургу, з Судану

※ 公式規範の з'езд は、「降りること」を意味する場合は、з'езду、「大会」を意味する場合は、з'езда という属格形をとる

※ 都市名の Берлін, Кіеў は、公式規範とタラシケヴィチ規範で共に з Берліна, з Кіева となる

b) 不定形の語末で-a/-яをとる男性名詞の単数具格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	不定形の語末で-a/-яをとる男性名詞の単数具格は、不定形の語末で-a/-яをとる女性名詞の単数具格と同様の格語尾をとる。	不定形の語末で-a/-яをとる男性名詞の単数具格は、不定形の語末で子音をとる男性名詞の単数具格と同様の格語尾をとる。
実例	з старшын <b>ей</b> , Скарына <b>й</b>	з старшын <b>ём</b> , Скарына <b>м</b>

c) 男性名詞・中性名詞の単数所格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	男性名詞・中性名詞の単数所格は、基本的に男性名詞で格語尾-eを、中性名詞で格語尾-i/-ыをとるが、しばしば前置詞とその意味に応じて-y/-юが用いられる。	男性名詞・中性名詞の単数所格は、基本的に男性名詞で格語尾-eを、中性名詞で格語尾-i/-ыをとる。
実例	па тэлефо <b>ну</b>	па тэлефо <b>не</b>

d) 女性名詞・中性名詞の複数属格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	不定形の語末で-a/-яをとる女性名詞の複数属格は、語尾無し、あるいは語尾-ей/-эйをとる。	不定形の語末で-a/-яをとる女性名詞の複数属格語尾は、語尾-аў/-яўをとる。
実例	азёр, друкарань, норм, правл, старонак, магчымас <b>цей</b>	азэра <b>ў</b> , друкарня <b>ў</b> , норма <b>ў</b> , правіла <b>ў</b> , старонка <b>ў</b> , магчымас <b>цяў</b>

※ただし、公式規範でも правл と並んで правілаў がしばしば用いられる。またタラシケヴィチ規範でも старонкаў と並んで старонак がしばしば用いられる。

e) 複数形のみの名詞の具格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	複数形のみのもつ名詞は、具格で語尾-аміをとる。	複数形のみのもつ名詞のいくつかは、具格で語尾-мі と語尾-ыма を伴う形が並存している。
実例	вача <b>мі</b> , пляча <b>мі</b>	вачы <b>ма</b> /вач <b>мі</b> , плячы <b>ма</b> /пляч <b>мі</b>

※ただし、公式規範でも вача**мі**, пляча**мі** と並んで вачы**ма**, плячы**ма** がしばしば用いられる。

f) 男性名詞・中性名詞の複数与格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	男性名詞及び中性名詞の複数与格は、アクセントの位置に関わらず、語尾-ам/-ям のいずれかをとる。	男性名詞及び中性名詞の複数与格は、語幹アクセントの場合は語尾-ам/-ям のいずれか、語尾アクセントの場合は語尾-ом/-ём のいずれかをとる。
実例	пал <b>ям</b> , сад <b>ям</b>	пал <b>ём</b> , сад <b>о́м</b>



g) 男性名詞・中性名詞の複数所格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	男性名詞及び中性名詞の複数所格は、アクセントの位置に関わらず、語尾-ax/-яx のいずれかをとる。	男性名詞及び中性名詞の複数所格は、語幹アクセントの場合は語尾-ax/-яx のいずれか、語尾アクセントの場合は語尾 ox/-ëx のいずれかをとる。
実例	у пал <sup>а</sup> яx, у сад <sup>а</sup> x	у пал <sup>е</sup> x, сад <sup>о</sup> x

h) 形容詞の女性単数属格

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	形容詞の女性単数属格は、専ら語尾-ай/-ой をとる。	形容詞の女性単数属格は、しばしば語尾-ae をとる。
実例	з той першай беларускай кнігі	з тае першае беларускае кнігі

i) 形容詞の最上級

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	形容詞の最上級を表す際、定代名詞 самы の長語尾形を用いる。また過度の状態を示すためには副詞 вельмі を形容詞と共に用いる。	形容詞の最上級を表す際、定代名詞 самы の短語尾形を用いる。また過度の状態を示すためには接頭辞 за- を形容詞に付加する。
実例	самага багатага вельмі малы, вельмі слабы	сама багатага замалы, заслабы

j) 所有形容詞の形成

名詞派生の所有形容詞の形が一部、公式規範とタラシケヴィチ規範で異なる。

公式規範	タラシケヴィチ規範
Вольгін (Вольга より)	Вольжын / Вользін (Вольга より)

※また、タラシケヴィチ規範の方が名詞派生の所有形容詞が広く用いられる： міністравы, суседаў, амбасадоравы など。

k) 代名詞派生の形容詞

代名詞派生の所有形容詞で優先的に用いられる形が公式規範とタラシケヴィチ規範で異なる。

公式規範	タラシケヴィチ規範
яго, яе, іх, наш, свой	ягоны, ейны, іхні, наскі, свойскі

※ただし、公式規範でも特定の慣用表現では свойскі も用いられる。



## l) 命令形

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	1 人称複数命令形は、動詞の変化語幹に語尾-емを用いる。また、2 人称命令形も公式規範とタラシケヴィチ規範で形が異なるものがある。	1 人称複数命令形は、動詞の変化語幹に語尾-ма/-моを用いる。また、2 人称命令形も公式規範とタラシケヴィチ規範で形が異なるものがある。
実例	一人称複数命令形：будзем, чытаем, устанем, 二人称命令形：бяр <sup>ы</sup> це, ідз <sup>і</sup> це; кладз <sup>і</sup> це	一人称複数命令形：будзьма, чытайма, устаньма 二人称命令形：бяр <sup>э</sup> це, ідз <sup>э</sup> це; кладз <sup>э</sup> це

※ただし、公式規範でも-ма/-моを取る形は選択的に許される。

## m) 形動詞の形

タラシケヴィチ規範では、形動詞は、専ら接尾辞-н-あるいは-т-を伴う形が使用される。

公式規範	タラシケヴィチ規範
вітаем <sup>ы</sup> , гані <sup>ы</sup> , шукаем <sup>ы</sup> , аплочваем <sup>ы</sup> /аплачваем <sup>ы</sup> , супернічаючы, кіруючы, наеўшы <sup>ы</sup> ся, затаіўшы <sup>ы</sup> ся, адбыўшы <sup>ы</sup> ся	вітан <sup>ы</sup> , гнан <sup>ы</sup> , шукан <sup>ы</sup> , аплатн <sup>ы</sup> , суперн <sup>ы</sup> , кіроўн <sup>ы</sup> , нает <sup>ы</sup> , затоен <sup>ы</sup> , адбыты <sup>я</sup>

### 4.3.3.3. 語幹における音交代の違い

公式規範	タラシケヴィチ規範
単数主格：Полацк, Слуцк 単数具格：Львом 単数所格：на лбе いくつかの短縮形語幹：кантрасн <sup>ы</sup> , узбекск <sup>і</sup>	単数主格：Полац <sup>ак</sup> , Слуц <sup>ак</sup> 単数具格：Ляв <sup>ам</sup> 単数所格：на л <sup>обе</sup> いくつかの短縮形語幹：кантрасн <sup>ы</sup> , узбэцк <sup>і</sup>

※ただし、Полацк/Полацак, Слуцк/Слуцак は、斜格は両規範で形が一致する：з Полацку, з Слуцку

#### 4.3.4. 語彙的な違い

##### 4.3.4.1. 語根が異なる同義語の語彙的バリエーション

公式規範	タラシケヴィチ規範
асада	аблога
атрад	адзел
працэнт	адсотак
экземпляр	(па)асобнік
пасольства	амбасада
апавяданне / расказ	аповед / аповяд
акружэнне / асяроддзе	атачэнне / асяродак
размясціца	атабарыцца
коннік / верхавы	вершнік / верхнік
знешні	вонкавы
выключэнне	вынятак
чай	гарбата
сорт / гатунак	гатунак
ігрок	гулец
вопыт	досьвед
даследаванне	досьлед
дагавор	дамова
салдат	жаўнер
яўрэй	жыд
заказ	замова
заснаваць	зафундаваць
саюз	звяз/хаўрус
землетрасенне	землятрус
кафэ	кавярня
канверт	капэрта
дача	лецішча
карта	мапа
прахожы	мінак

公式規範	タラシケヴィチ規範
негр	мурын
тыраж	наклад
палатка	намёт
вынік	наступства
Германія	Нямеччына
язычніцтва	паганства /язычніцтва
перагаворы	перамовы
павестка/іск	позва/пазоў
савет	рада
веласіпед	ровар
састаў	склад
уласны	собскі
тэлефонная трубка	слухаўка
забастоўка	страйк
член	сябра/чалец
танцаваць	танчыць
гэта значыць (接続詞)	то бок (接続詞)
май	травень
юблей	угодкі
лістоўка	улётка
бежанец	уцякач
крэсла	фатэль
фэстываль/свята	фэст
тратуар	ходнік
дзеінасць	чыннасць
фактар	чыннік
прагулка	шпацыр
рад	шэраг

##### 4.3.4.2. 語形成のバリエーション

公式規範	タラシケヴィチ規範
агенства	агенцыя/агенства
апора	апірышча
узначальваць	ачольваць
разведка	выведка
выстаўка	выстава
грэчаскі	грэцкі
дзеінічаць	дзеяць
сапраўдны	запраўдны
іск	зыск
назва	назоў

公式規範	タラシケヴィチ規範
напітак	напой
адчуваць	пачувацца
праследаваць	перасьледваць
асветніцкі	(пр)асветны
пачаць	распачаць
член	чалец
фонд	фундацыя / фонд
Пётр	Пётра
Днепр	Дняпро / Днепар

特にタラシケヴィチ規範の語形成のモデルの方が公式規範よりも規則的な場合

公式規範	タラシケヴィチ規範
абедзены	абедны
біблейскі	біблейны
выставачны	выстаўны
медыцынскі	медычны
месячны	месяцовы
маладзёжны	моладзевы/маладзёвы

公式規範	タラシケヴィチ規範
нармальны	нармалёвы
пенсіённы	пенсійны
рыначны	рынкавы
спартыўны	спартовы
фірменны	фірмовы

※これらはタラシケヴィチ規範がポーランド語を範とし、公式規範がロシア語を範としている。

特に公式規範の接尾辞 **-чык-** / **-шчык-** の位置にタラシケヴィチ規範では、接尾辞 **-нік-** が規則的に現れる場合

公式規範	タラシケヴィチ規範
заказ <b>чык</b>	замоў <b>нік</b>
закупш <b>чык</b>	закуп <b>нік</b>

公式規範	タラシケヴィチ規範
падказ <b>чык</b>	падказ <b>нік</b>
перавоз <b>чык</b>	перавоз <b>нік</b>

特に公式規範の接尾辞 **-цель** あるいは名詞化した形動詞の位置にタラシケヴィチ規範では、接尾辞 **-овец** / **-авец** 及び **-оўца** / **-аўца** が規則的に現れる場合

公式規範	タラシケヴィチ規範
вадзі <b>цель</b>	кіро <b>вец</b> / кіро <b>ўца</b>
паступаю <b>чы</b>	паступо <b>вец</b>

公式規範	タラシケヴィチ規範
гаворач <b>ы</b>	(раз)моў <b>ца</b>
служач <b>ы</b>	служб <b>овец</b>

特にタラシケヴィチ規範での接頭辞 **су-** が公式規範の接頭辞 **са-** と対応する場合

公式規範	タラシケヴィチ規範
сааўтар	суаўтар
саўдзельнік	суўдзельнік

公式規範	タラシケヴィチ規範
саўладальнік	суўладальнік

特にタラシケヴィチ規範で、動詞において接尾辞 **-ір-** / **-ыр-** (及びそれらからの語形成)が規則的に避けられる場合

公式規範	タラシケヴィチ規範
бамбардзі <b>іраваць</b>	бамба <b>ваць</b>
маскі <b>іраваць</b>	маска <b>ваць</b>
камуфлі <b>іраваць</b>	камуфля <b>ваць</b>
маршы <b>іраваць</b>	марша <b>ваць</b>
фарсі <b>іраваць</b>	фарса <b>ваць</b>

公式規範	タラシケヴィチ規範
ініцы <b>іраваць</b>	ініцы <b>яваць</b>
прэмі <b>іраваць</b>	прэмі <b>яваць</b>
эваку <b>іраваць</b>	эваку <b>яваць</b>
асацы <b>іраваць</b>	асацы <b>ятаваць</b>

※ただし、タラシケヴィチ規範においても接尾辞 **-ір-** は同音異義語が生じてしまう場合には保持される：  
буксі**іраваць**, камандзі**іраваць** など。

#### 4.3.5. 統語的な違い

##### 4.3.5.1. 語結合構造の違い

###### a) 前置詞の選択の違い

公式規範	タラシケヴィチ規範
па закону	паводле закону
пасля вайны	па вайне
пасля азнаямлення	па азнаямленьні
па заказу	на замову
па загаду	на загад
па выбару	на выбар

公式規範	タラシケヴィチ規範
па дазволу	з дазволу
па прычыне	з прычыны
пакарыстацца гэтым	скарыстаць з гэтага
справаздача па пытанню	справаздача ў пытаньні
за адказам	па адказ
у пяць гадзін	а пятай гадзіне

###### b) 格支配の違い

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	па + 単数与格	па + 単数所格
実例	па тонкаму лёду, па важнаму пытанню	па тонкім лёдзе, па важным пытаньні

※ただし、複数形では格支配は、両規範で同じ：

公式規範 па заслугах, па гарадах – タラシケヴィチ規範 па заслугах, па гарадох

	公式規範	タラシケヴィチ規範
規則	вучыцца + 与格	вучыцца + 属格
実例	вучыцца гісторыі, вучыцца спевам	вучыцца гісторыі, вучыцца спеваў

###### その他

公式規範	タラシケヴィチ規範
не трывожыць твой спакой	ня трывожыць твайго спакою
нас было троє	нас было трох

###### c) 所有表現の成句法

公式規範と比べて、タラシケヴィチ規範では、形容詞による所有表現の方が属格による所有表現より広範に用いられる。

公式規範	タラシケヴィチ規範
загад міністра выданні Скарыны	міністравы/міністраў загад Скарынавы(я) выданьні

###### d) 形動詞を用いた構文

タラシケヴィチ規範においては、叙述用法の形動詞の構文は許容されないが、公式規範では許容される(特に学術的な文体において)。

公式規範	タラシケヴィチ規範
праблемы, існуючыя ў прамысловай галіне... барацьба блокаў, фарміраваўшыхся ў Еўропе...	існуючыя ў прамысловай галіне праблемы... барацьба блёкаў, што фармаваліся ў Эўропе...

#### 4.3.5.2. 述語表現の違い

タラシケヴィチ規範においては、形動詞の長語尾形が好まれるが、公式規範では短語尾形が好まれる。

公式規範	タラシケヴィチ規範
было скончана, былі звязаны, была прынята	было скончанае, былі звязаныя, была прынятая

動詞 быць, стаць, стацца と共に述語として用いられる形容詞や名詞は、タラシケヴィチ規範においては主格をとるが、公式規範では具格をとる。

公式規範	タラシケヴィチ規範
умовы былі рознымі мы сталі больш паслядоўнымі ён быў добрым кіраўніком будзем асцярожнымі	умовы былі розныя мы сталі(ся) больш пасьядоўныя ён быў добры кіраўнік будзьма асцярожныя

#### 4.3.5.3. 特定の慣用句表現

公式規範	タラシケヴィチ規範
на працягу таго дня, у той дзень, аднойчы, здавацца, разумець, на самой справе, там жа Цэнтральная Еўропа, Сярэдняя Азія	цягам таго дня, тым днём, аднаго дня / аднаго разу, выглядаць на тое, здаваць сабе справу, насамрэч, тамсама Сярэдняя Еўропа, Цэнтральная Азія

#### 4.3.6. 文体的な違い

a) 所有代名詞 ягон(ы, -ая, -ае), ейн(ы, -ая, -ае), іхн(ы, -ая, -ае) は、公式規範においてはロシア語に準じて、方言的・口語的とされるが(そのため、これらの代わりに яго, яе, іх という形が用いられる)、タラシケヴィチ規範においては文体的に中立的とされる。

b) 概して、公式規範においては、ベラルーシ語固有の語彙やポロニズムよりもルシズムに対して高い文体的なステータスと広い意味(あるいはどちらか)が付与される。しかし、現在では言語使用者は、タラシケヴィチ規範で支持される同意語の方を好む傾向があり、ルシズムは用いられなくなりつつある。

使用が好まれない	好んで使用される	使用が好まれない	好んで使用される
выбраць	абраць	пісьмо	ліст
армія	войска	іменна	менавіта
граніца	мяжа	руль	стырно
успомніць, напамніць	згадаць, нагадаць	поезд	цягнік
упамінанне	згадка	рад	шэраг

#### 4.4. 2つの規範の対立が標準ベラルーシ語の普及に及ぼす影響

##### 4.4.1. 多極性言語とシゾグロシアからみたベラルーシ語の標準語規範の分裂

これまで検討してきたベラルーシ語の事例のように、1つの言語の標準語規範が何らかの事情により分裂傾向ないし極性を持ち、そうした極性を伴う規範が往往にして別々の言語規範変種として人々に認知されているという状況そのものは、世界の言語にしばしば見られる現象である。

例えば、Kloss (1967) は、極めて近親性の高い複数の話し言葉が、話者集団の政治的ないし地理的な分断などを背景に標準語化のプロセスの中で十分に差異を統一できず、実質的な言語の実態としては1つでありながらも標準語規範というレベルでは極性を保持している、そうした言語を多極性言語 (Polycentric standard language) と定義した。その上で、その典型例として、セルビア語とクロアチア語<sup>313</sup>、モルドバ語とルーマニア語、ペルシャ語とタジク語、イギリス英語とアメリカ英語、イベリアポルトガル語とブラジルポルトガル語などをあげている (Kloss 1967:31-32)<sup>314</sup>。標準語規範の分裂が生じている現代ベラルーシ語もまた、広義にはこうした多極性言語に類する事例の1つといえる。

ただし多極性言語として Kloss (1967) があげたこれらの言語は、極性を有する規範同士が最終的にその極性をさらに発展させて別々の言語として認知されることで、一種の住み分けによる共存関係を志向している、ないしは地理的に隔たった言語集団内で使用されていることで既にある程度独立し、共存関係を達成しているという特徴を共通してもっている点は、十分に考慮せねばならない。この点に着目した場合、現代ベラルーシ語は、標準語規範が2つに分裂し、それぞれに発展を遂げていった 1933 年以降からペレストロイカ期までの期間に限ってみれば、ソヴィエト政権下(BSSR)とその域外(西ベラルーシや欧米の在外ベラルーシ人コミュニティ)という住み分けをある意味実現していたといえる。しかし、2つの規範がベラルーシという一国の中で競合するようになった、ペレストロイカ期以降の標準ベラルーシ語をめぐる状況は、Kloss (1967) が多極性言語として想定した言語の枠組みでは論じきれない問題を内包しているといえる。現代ベラルーシ語の事例は、分裂している2つの規範が一定の共存関係に向かっているというよりはむしろ、共に「より真正な」ベラルーシ語という1つの座をめぐる相互排他的な関係を成しているが故に社会問題として先鋭化しているのであり、そこにこそ問題の核心がある。

現代ベラルーシ語にみられる標準語規範の分裂状況は、おそらく多極性言語というよりはむしろ、Haugen(1962)によって示され、Wexler(1971, 1979, 1992)が度々取り上げてきた、シゾグロシア

<sup>313</sup> Kloss(1967:31)自身はセルボ・クロアチア語(Serbo-Croatian)という呼称を用いているが、現代においてはそれぞれセルビア語とクロアチア語というように、個別の言語として呼び分けることが既に一般化していると言って良い。セルビア語とクロアチア語をめぐる標準語化と多極性言語の問題については三谷(1993)が詳しい。

<sup>314</sup> クロスは一方で、同様の話し言葉が造成によって統一された1つの標準語の規範を獲得した言語を造成言語(Ausbau language)と定義し、チェコ語とスロヴァキア語、デンマーク語とスウェーデン語、ブルガリア語とマケドニア語などを例としてあげている(Kloss 1967:29-33)。

(Schizoglossia)の状況に類するものと見るのがより妥当であると考えられる。シゾグロシアは、多極性言語同様に1つの言語が2つの標準語規範を生じている状況に言及するものであるが、特に2つの標準語規範が、1つの社会内で相互に不寛容な関係にあり、一定の緊張状態をもって並存することで当該言語の不安定化を招いている状況を示す概念である。特に、典型例として指摘されるのが、標準ノルウェー語におけるランスモール(Landsmål)とリクスモール(Riksmål)の対立である(Haugen1962=1972:151, Wexler1971:341-342)。ランスモールとリクスモールは、共にノルウェー語の標準語規範であり、現在ではランスモールはニューノシュク(Nynorsk)、リクスモールはブークモール(Bokmål)と呼ばれることが一般化している<sup>315</sup>。

14世紀末から約400年にわたりデンマークの支配下にあったノルウェーでは、長らく社会の中で書き言葉としては専らデンマーク語が用いられ、ノルウェー語は口語の領域に限られて用いられる状況にあった。ノルウェー語は、こうした中、19世紀に入ってノルウェーがデンマークから独立しを果したのを機に、標準語として発展してきた経緯をもち、その過程で、ブークモール(リクスモール)とニューノシュク(ランスモール)という2つの標準語規範が生まれた。ブークモールは、それまでノルウェー社会で書き言葉として機能してきたデンマーク語を基礎にノルウェー語的な正字法、発音、イントネーションを加えて成立した規範であるのに対し、ニューノシュクは元来のノルウェー方言を基盤として、いわば「本来の」標準ノルウェー語を目指して作り出された規範である。2つの規範は、20世紀に入って何度か統合が試みられてきたものの、成功にはいたっておらず、2つの標準ノルウェー語の規範は、それぞれに支持者を獲得して対立関係、すなわち、不安的な相互排他的関係を成している。

現代ベラルーシ語の標準語をめぐる公式規範とタラシケヴィチ規範の対立と競合は、標準ノルウェー語の事例と同じく、2つの標準語規範が相互排他的な関係に陥り、言語の不安定化を招いていることから、まさにシゾグロシアの特徴が顕著に現れた事例である。だが、両事例には決定的に異なる点も存在する。それは、両事例において対立関係にある2つの規範がノルウェー国内あるいはベラルーシ国内でそれぞれ受けている政治的扱いである。

現在、ノルウェーにおいては、ブークモールとニューノシュクの両規範は、法的に同等に扱われており、国内の言語政策に関しても、ブークモール支持派とニューノシュク支持派を同数ずつ含めた言語諮問委員会が設置され、それぞれの陣営が同等の権利を持って政策議論を行なっている。これに対して、ベラルーシの場合は、4.2.5.1.に検討してきたように、政府は、対立する2つの規範のうち公式規範のみを合法的な標準ベラルーシ語規範とし、タラシケヴィチ規範は非合法のものとして事実上使用を禁止しているという状況にある。すなわち、ノルウェー語とベラルーシ語の事例は、分裂を生じている標準語規範の統合が達成されておらず、一国内で競合する関係にあるという点は

<sup>315</sup> 以下、標準ノルウェー語に関する記述は特に明示しない限り山本(1992)及び、森(2009)に基づく。

同じであるものの、ノルウェーの場合は、両規範の支持者間の対立緩和に向けた措置が講じられているのに対し、ベラルーシの場合は、政府が一方の規範のみを公認することでかえって両規範の支持者間の溝を一層深めているといえる。第2章で検討したように、国内全体でのベラルーシ語使用者そのものが少数派である中で、その少ないベラルーシ語使用者の中でも標準ベラルーシ語使用者の中核となる知識人層に断絶が見られる点は、先に検討した、1998年のナーシャ・ニヴァ紙でのタラシケヴィチ規範をめぐる裁判の事例でも見たとおりである。2010年以降実施されている、タラシケヴィチ規範の事実上の禁止は、部分的には公式規範への統合を促進しているものの、本来であれば協力して国内でのベラルーシ語普及に取り組むべき標準ベラルーシ語の使用者の協調を阻害している点は、大きな問題であると指摘できる。

#### 4.4.2. タラシケヴィチ規範の存在感の大きさ

標準ベラルーシ語がシゾグロシアという特異な状況にあるベラルーシの言語状況において、さらに事態を複雑化しているのが、ベラルーシ政府のベラルーシ語普及そのものに対する消極的な姿勢である。第3章でも確認してきたように、現在のベラルーシにおいて、ベラルーシ語は、国家語という高い地位を与えられてはいるものの、1995年のロシア語の国家語化以降、国内の公的領域ではかなり広範囲でその不使用が合法的に許されている状況にある。すなわち、ベラルーシ政府は公式規範の国内への定着を推進する以前の段階であるベラルーシ語そのものの普及の段階で、国内において積極的な役割を果たせていないのである。その結果であるベラルーシ語の国内における使用度の低さは、第2章でも見たとおりであり、次章で検討する教育分野の状況においても顕著である。

一方で、ベラルーシ語による情報発信に熱心で、ベラルーシ語の普及を盛んに呼びかける作家をはじめとする知識人層、ジャーナリスト、一般市民ほど、タラシケヴィチ規範をより「真正な」ベラルーシ語の標準語規範と見なす傾向が強い点も重要である。こうした知識人層には、ベラルーシ・ペンセンター(Беларускі ПЭН-Цэнтр)<sup>316</sup>の会長であるアンドレイ・ハダノヴィチ氏(Андрэй Хадановіч)<sup>317</sup>といったベラルーシ語使用者の間で影響力のある立場にある人物も含まれており、タラシケヴィチ規範がベラルーシ語使用者の間で一定の正当性を主張できる要因ともなっている。

こうした中、ベラルーシ国内では現在、標準ベラルーシ語の公式規範は、明らかにタラシケヴィチ規範によって社会的威信を脅かされている状況にあり、一定のベラルーシ語使用者層が公式規範

<sup>316</sup> ベラルーシ・ペンセンターは、日本の日本ペンクラブに相当する文筆家の組織である。1989年に組織され、1990年5月に国際ペンクラブ(PEN International)に加盟した。初代会長はリホール・バラドゥーリン(Рыгор Барадулін)が務め、2代目会長をヴァシーリ・ブイカウ(Васіль Быкаў)が務めてきた。ハダノヴィチ氏は5代目の会長である。以上、ベラルーシ・ペンセンター公式サイトより(<https://pen-centre.by/>, 2017/08/23 閲覧)。

<sup>317</sup> ハダノヴィチ氏のブログ(<http://khadanovich.livejournal.com/>)にて、タラシケヴィチ規範の使用が確認できる。またベラルーシ人作家同盟の公式サイトにおける氏のプロフィールページ(<http://lit-bel.org/by/friends/677/686.html>)もタラシケヴィチ規範により記述されている(サイトそのものは公式規範を使用しているため、プロフィール情報のみ作家本人から提出されたテキストをそのまま掲載しているものと考えられる)。



の使用から自発的に遠ざかる動機づけともなっている。実際に、Woolhiser (2013:47-48)は、都市部の若いベラルーシ語話者層の間で、学校教育で学んできた公式規範よりもタラシケヴィチ規範がより「真正な」ベラルーシ語規範として受容されている実態を予備的な調査ながら独自のアンケートによって明らかにしている。このように、タラシケヴィチ規範は、ベラルーシ国内では公な使用は認められていないものの、ベラルーシの言語状況、特にベラルーシ語使用者をめぐる状況において無視し難い影響力を持っているのである。

## 第5章 普及計画：教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐって

本章では、普及計画に関わる問題として、教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐらる問題を中心に論じる。具体的には、現代ベラルーシの言語教育の実態について、憲法及び言語法からその制度的特徴を整理し、さらに統計資料から各教育段階での実際の言語使用状況を明らかにする。また独自に実施したアンケート調査の分析に基づいて、教育や家庭を通じたベラルーシ語の世代間継承への人々の意識についても考察を行う。

ベラルーシの教育分野における言語問題を扱った先行研究としては、*Кунцевич(1999)*があげられる。*Кунцевич(1999)*は、ベラルーシの国民教育におけるベラルーシ語とロシア語のバイリンガリズムの実態について、就学前教育から高等教育までの教育段階ごとに統計データやアンケート調査の結果を引用しながら、教授言語の問題、教職員及び生徒のコミュニケーション言語の問題などを論じている。その中で、国内の教育機関の教授言語が専らロシア語に偏っている現状や、教員及び生徒のコミュニケーションにおいてもロシア語の使用が独占的であり、ベラルーシ語学校<sup>318</sup>においても授業外ではロシア語でコミュニケーションを行っているという現状を指摘している。また、これらの問題と合わせて、ベラルーシ語による教授法関連の参考書不足の問題や、ベラルーシ語による各教科科目の教材や試験問題の不足なども指摘されており、ベラルーシにおける教育分野での言語問題を考察する上で非常に参考になる。

しかしながら、*Кунцевич(1999)*では、引用される統計データが断片的で、各教育段階における教授言語をめぐる状況の通時的な変化を捉えることができていない。また、法律上、ベラルーシの教育制度において言語に関連した国民の権利や、国家及び教育従事者の義務、教授言語や必修言語などがどのように定められているのかといった言語教育政策の基礎部分の検討はなされておらず、ベラルーシにおける教育と言語をめぐる問題の全体像を把握するには不十分であると言わざるをえない。これらの問題は、ベラルーシにおける教育分野の言語問題について言及している他の先行研究、例えば、*Кунцевич(1999)*を引用しつつ、さらに新聞記事等に取り上げられた教育と言語をめぐる議論に言及した *Коряков(2002)*や、ベラルーシ語を危機言語として捉え、ベラルーシ語を教授言語とする学校の減少に注目した *Smolicz, Radzik(2004)*にも共通している。日本における先行研究では、*服部(2002)*が、ベラルーシの教育分野における教授言語をめぐる問題について収集した統計データを通時的に示し、その変遷を丁寧に説明している。しかし、法律の上で言語教育に関わる基礎的な前提がどう定められているかという点に関しては、検討されていない。さらに、*Кунцевич(1999)*、*Коряков(2002)*、*Smolicz, Radzik(2004)*、*服部(2002)*の全てに共通する点として、各論文の発表された時期との関係で、引用される統計データがいずれも2000年前後までのもので、それ以降の新しいデ

<sup>318</sup> ベラルーシ語を教授言語とする初等・中等教育段階の学校のこと。

ータは反映されていない。

これらに加えて、ベラルーシ語の保護や復興の問題を考える上で、教育の受け手である国民が言語教育や言語継承に関してどのような意識をもっているのかという点も非常に重要であるが、上記の先行研究においては、この問題についても検討が不十分である。ベラルーシにおいては1991年の独立以降、ベラルーシ語による教育やベラルーシ語の学習に関して、学齢期の子供をもつ親たちの意向がしばしば大きな役割を果たし、「国民が教育言語を自由に選ぶ権利」、90年代前半においては特にロシア語による教育を受ける権利などをめぐって盛んに議論がなされてきた。学齢期の子供をもつ親たち、あるいは近い将来親になる世代が自分の子供にベラルーシ語教育を望んでいるかどうかという点は、今後のベラルーシ語の保護や復興を考える上で非常に重要である。

以上を踏まえ、本章では、ベラルーシ共和国の教育分野における言語状況をまず、法律、統計データ、教育の受け手である国民の意識の3つの観点から論じることとする。具体的には、まず言語関連の法規から言語教育政策に関わる基礎的な前提がどのように定められているのかを整理し、併せてベラルーシ国内の教育機関の教授言語に関する統計資料を参照しながら、制度上の前提と統計資料上にみられる現状を比較・検討する。さらに、こうした現状を考慮した上で、近い将来家庭をもつ可能性が高い若者世代に対して筆者が実施したアンケート調査の結果から、彼らが自身の将来の子供達にどのような言語能力を望み、何語を教授言語とする教育機関で教育を受けさせたいと考えているのかなどを考察する。

## 5.1. ベラルーシ共和国の言語教育政策

### 5.1.1. ベラルーシ共和国の教育制度について

ベラルーシの教育制度は、第2章の2.6.3.で確認したとおりであるが、ここで改めてその概要に簡単に触れておく。ベラルーシの教育制度は、大きく分けて就学前教育、普通基礎教育、普通中等教育、専門技術教育、中等専門教育、高等教育、大学院教育の7つの段階からなり、このうち普通基礎教育は1-4年生までの初等教育と5-9年生までの教育と接続した基礎教育が含まれる。さらに、その普通基礎教育に10-11年生までの教育を接続した普通中等教育(以下、中等教育)が制度化されている。なお、ベラルーシ共和国では、1-9年生までの普通基礎教育までが義務教育とされている。専門技術教育と中等専門教育は普通基礎教育を修了した者が進学でき、高等教育は普通中等教育まで修了した者が進学できる。また、大学院教育は高等教育修了者が進学できる課程である。本章では、これらのうち特に就学前教育、普通中等教育、高等教育における状況に焦点を当てて検討する。

### 5.1.2. 憲法にみるベラルーシ共和国の教育と言語

本節では、ベラルーシ共和国憲法にみられる言語に関する項目の変遷と現状を整理する。ベラルーシ共和国憲法は、独立後初めて制定された1994年版、ロシア語の国家語化後に改定された1996

年版、及び2004年の改定版の3つの版が存在する。それらの各版における言語に関する条文の内容を整理すると、次の表28のようになる。

表28 憲法における言語に関する条文内容<sup>319</sup>

	ベラルーシ共和国憲法	
	1994年版	1996年版・2004年版
国家語等に関する規定	ベラルーシ共和国の国家語をベラルーシ語とする [第17条]	ベラルーシ共和国の国家語をベラルーシ語とロシア語の2言語とする [第17条]
	国家は、民族間交流語としてロシア語を自由に使用する権利を保障する [第17条]	
母語の使用権に関する規定	母語を使用する権利、及びコミュニケーション語を選ぶ権利を保障する [第50条]	1994年版に同じ
教育と言語に関する規定	教育言語を選ぶ自由を保障する [第50条]	1994年版に同じ

※ 網掛け欄は該当する内容のない箇所である。

独立後のベラルーシ共和国憲法における言語に関する規定は、大きく分けて「国家語等に関する規定」、「母語の使用権に関する規定」、「教育言語に関する規定」の3種類の内容から成る。このうち「教育と言語に関する規定」を見てみると、興味深いことに何語を教授言語とするかには言及がないまま、「教授言語を選ぶ自由」が定められていることがわかる。これは、次のような歴史的経緯によるものと考えられる。独立後、1990年代前半のベラルーシでは、ベラルーシ化(беларусізацыя)と呼ばれるベラルーシ語とベラルーシ文化の振興政策がとられており、教育分野においても急速に教育言語がベラルーシ語へと変更されていっていた。しかし、当時のベラルーシでは、国民の多くが既にロシア語を主要な日常使用言語としていたために、ロシア語で教育を受ける権利の保障を1つの争点として、現実を無視した急進的なベラルーシ化政策に対する批判が、盛んになされていた。したがって、こうした批判が巻き起こる中で制定された1994年憲法の「教授言語を選ぶ自由を保障」という内容は、事実上「ロシア語による教育を選択する権利の保障」を意識して導入された内容であると推測される。当然、この規定は、論理的には「ベラルーシ語による教育を選択する権利の保障」を含んでいるはずではある。しかし現実には、服部(2002:102)が指摘するように、学校においてベラルーシ語学級を開設するためには、まとまった数の父兄による依頼申請が必要とされており、現実には希望者が一定数集まらないことも多く、ベラルーシ語で教育を受ける権利が実現されないという事例が数多く報告されている。最近では、ブレスト市の1組の夫婦が、自分の娘のために同市の34番学校にベラルーシ語学級の開設を求めたところ、学校側から同じくベラルーシ語教育を望む児童を最低5名集めるように言いわたされたというニュースが報道されている(Радзьё Свабода. 13.06.2014)。

<sup>319</sup> ベラルーシ共和国憲法(1994, 1996, 2004年)に基づき、筆者が独自に作成した。

### 5.1.3. 言語教育における国民の権利と国家の義務

ベラルーシ共和国の言語法に基づき、言語教育における国民の権利、国家の義務、教育従事者の義務がどのように定められているかを整理すると、次の表 29 のようになる。

表 29 言語教育における国民の権利、国家の義務、教育従事者の義務<sup>320</sup>

	ソ連末期	独立後		
	1990 年版	1998・2005・2007 年版	2009・2010・2011 年版	2012・2013 年版
国民の権利	国民全員がベラルーシ語あるいはロシア語で教育を受ける権利をもつ [第 22 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]
	国内に居住する他民族の国民も母語により教育を受ける権利をもつ [第 22 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]
国家の義務	国民全員にベラルーシ語あるいはロシア語で教育を受ける権利を保障する [第 22 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]	※1990 年版に同じ [第 21 条]
	国内に居住する他民族の国民のもつ母語で教育を受ける権利を実現するための環境を整備する [第 22 条]			
教育従事者の義務	自身が教育に従事する教育機関の教授言語を身につけていなければならない [第 22 条]	ベラルーシ語とロシア語を身につけていなければならない [第 21 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 21 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 21 条]

※ 網掛け欄は該当する内容のない箇所である。

まず、教育における国民の権利については、1990 年から現在に至るまで一貫して、国民全員がベラルーシ語あるいはロシア語で教育を受ける権利をもつことが定められている。すなわち、ロシア語に国家語の地位が付与される以前から言語法では既にベラルーシ国民は、ベラルーシ語に加えてロシア語でも教育を受ける権利を有していたことがわかる。また、他民族の国民<sup>321</sup>についても、自身の母語で教育を受ける権利をもつことが、1990 年から現在に至るまで定められている。

国家の義務に関しては、国家はまず国民に対してベラルーシ語あるいはロシア語で教育を受ける権利を保障する義務があることが、1990 年から現在に至るまで一貫して定められている。また、国

<sup>320</sup> 「BSSR における諸言語についての法律」(1990 年言語法)、「ベラルーシ共和国における諸言語についての法律」(1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013 年のそれぞれの版の言語法)に基づき、筆者が独自に作成した。

<sup>321</sup> これは基幹民族であるベラルーシ人以外の民族と解釈するのが妥当である。

家は他民族の国民のもつ母語で教育を受ける権利の実現に必要な環境を整備しなければならないことが1990年の時点では定められていた。しかし、1998年以降は、この内容が削除されている。

教育従事者の義務については、1990年の時点では、「自身が教育に従事する機関の教授言語」を身につけていなければならないと定められていた。当時のベラルーシ国内の教育機関の教授言語は、ほぼベラルーシ語あるいはロシア語のどちらかであったことから、事実上、この規定は、ベラルーシ語あるいはロシア語を身につけていなければならないという内容と同義であったと解釈できる。1998年以降は教育従事者の身につけておくべき言語として、具体的にベラルーシ語とロシア語の2言語が明記されるようになってきている。ただし、この教育従事者の言語運用能力の義務に関する規定については、Запрудскі(2002:103)が指摘しているように、規定はあるが、実際には教育従事者に対して、いかなる言語能力試験も課されていないという問題が存在している。

## 5.2. 言語法と統計資料にみるベラルーシ共和国の教育と言語

続いて、言語法と統計資料にみるベラルーシ共和国の教育と言語の状況を検討する。ベラルーシにおける言語法は、第3章で検討したとおり、ベラルーシ語を唯一の国家語として定めた1990年版、ロシア語の国家語化を受けて改定された1998年版、さらにその後加えられた細かな改定に応じて2005年、2007年、2009年、2010年、2011年、2012年、2013年の各版が存在する。このうち教育と言語に関する内容に変更があったのは、2言語体制に移行した後に改定された1998年版、2009年版、及び2012年版である。以下に、具体的な法律内容の変遷を検討する。各教育段階の状況に関しては、教授言語別の教育機関数及び生徒数に関する統計資料を参照しながら述べることにする。なお、統計資料に関しては遺憾ながら独立後の全ての年度のデータを入手することはできなかったため、若干の情報の欠落がある。しかし、入手できたデータからも十分に興味深い現状が読み取れることから、今回は入手できたデータをできる限り通時的に提示し、検討することにした。

### 5.2.1. 就学前教育における状況

本節では、就学前教育における状況を確認する。最初に、言語法の関連する規定内容を整理すると、以下の表30のようになる。

表 30 就学前教育における言語<sup>322</sup>

	ソ連末期	独立後		
	1990年版	1998・2005・2007年版	2009・2010・2011年版	2012・2013年版
保育言語	就学前教育施設、子供の家での保育は、ベラルーシ語で行われる [第23条]	就学前教育施設、子供の家での保育は、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる [第22条]	※1998・2005・2007年版に同じ [第22条]	※1998・2005・2007年版に同じ [第22条]
保育言語の例外	他民族の国民が集住する地域には、ロシア語あるいはその他の民族語で保育が行われる就学前教育施設を設置することができる [第23条]	国民の要望に基づいて、民族的少数派の言語によって保育が行われる就学前教育施設あるいは特別学級を設置することができる [第22条]	被保育者と彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育と保育が行われる、あるいはそれらの言語が学ばれる特別学級または就学前教育施設を設置することができる [第22条]	※1998・2005・2007年版に同じ [第22条]
	就学前教育施設では必要に応じ他言語により保育が行われる特別学級を設置することができる [第23条]			
				就学前教育を受ける際、ベラルーシ共和国教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、教育と保育が外国語で行われることも可能である [第22条]

※ 網掛け欄は該当する内容のない箇所である。

まず、就学前教育施設における保育言語についてみると、1990年の時点ではベラルーシ語のみとされていたが、ロシア語の国家語化を受けて改定された1998年以降の言語法では、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）によると変更され、今日に至っている。

例外的に、他の言語が保育言語として許される場合については、1990年の時点では、他民族の国民の集住地域においてはロシア語あるいは他の民族語により保育が行われる施設ないし特別学級が設置されると定められていた。1998年以降は、これが地域ではなく、「要望に基づいて」という条件に変更されている。2009年以降は、さらに保育言語としてだけでなく、学習対象言語としてもベラルーシ語とロシア語以外の言語の開設が就学前教育施設で認められるという内容が追加されている。なお、2012年以降は、さらに保育言語として外国語が認められるという内容が追加されているが、これは、英語教育の需要の高まりを見込んで追加された内容だと考えられる。

以上のように、就学前教育においては、国内に居住するベラルーシ人以外の民族に配慮する場合を除いて、基本的に1990年言語法ではベラルーシ語のみが保育言語として定められていたが、1995

<sup>322</sup> 「BSSRにおける諸言語についての法律」（1990年言語法）、「ベラルーシ共和国における諸言語についての法律」（1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013年のそれぞれの版の言語法）に基づき、筆者が独自に作成した。

年のロシア語の国家語化を経て改定された 1998 年以降の言語法では、ベラルーシ語とロシア語のどちらかを保育言語にすればよいとされたのである。法律上、2 言語体制に移行して以降、ベラルーシ語とロシア語は、特にどちらかが意図的に優遇されている訳ではないものの、統計資料を参照すると、ロシア語が国家語となった 1995 年を境に、目に見えてベラルーシ語を保育言語とする施設、及びそこで保育を受ける児童数が減少に転じていることが確認できる。保育言語別の就学前教育における施設数と児童数についての統計データの変遷は、以下のとおりである(表 31, 32 参照)。



表 31 保育言語別にみた就学前教育の施設数、学級数の推移 (%)<sup>323</sup>

年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ベラルーシ語施設	18.3			35.5	46.9	61.9	68.6	76.3	55.6	49.1	45.9	42.2	42.3	42.1	40.8	40.4	40.4	41.8	41.3	41.3	40.8
ロシア語施設	81.2			50.6	28.7	11.7	7.3	11.4	22.7	34.8	42.4	49.2	50.1	51.3	53.1	52.9	53.1	52.5	53.0	53.3	54.0
2言語・多言語施設	0.5			13.9	24.4	26.4	24.1	12.3	21.7	16.1	11.7	8.6	7.6	6.5	6.1	6.7	6.6	5.8	5.7	5.3	5.2

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ベラルーシ語学級	16.1	15.9	15.8	14.6	14.7	14.3	13.7
ロシア語学級	83.9	84.1	84.2	80.8	81.7	85.7	86.2
2言語学級				4.6	3.7	0	

※ 年度は、その年の9月に始まる教育年度を指す(以降参照する統計資料でも同様)。

※ 2言語・多言語施設とは、1つの教育施設内にベラルーシ語学級とロシア語学級(ないしその他の言語による学級)が併存している施設を指す。以下、普通中等教育でも同様である。

※ 2008年以降の学級別のデータについては、数は僅かであるがベラルーシ語学級とロシア語学級の他に、ポーランド語学級が2008年=4クラス/2009年=3クラス/2010年=2クラス/2011~2012,2014年=1クラス、リトアニア語学級が2009~2014年=1クラス確認できる。

※ 網掛け欄は該当するデータの無い箇所である(以下の表32も同様)。

表 32 保育言語別にみた就学前教育の児童数の推移 (%)<sup>324</sup>

年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ベラルーシ語施設								60.9	32.4	25.1	21.9	18.2	17.3	17.0	14.7	13.6	12.9	13.2	12.7	12.6	11.9
ロシア語施設								18.6	27.3	43.9	56.3	66.0	69.0	71.4	74.2	74.5	75.2	76.1	76.7	77.0	77.9
2言語・多言語施設								20.5	40.3	31.0	21.8	15.8	13.7	11.6	11.1	11.9	11.9	10.8	10.6	10.3	10.2

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ベラルーシ語学級	13.4	13.1	12.8	11.7	11.4	11.1	10.5
ロシア語学級	86.6	86.9	87.2	83.6	84.8	88.9	89.5
2言語学級				4.8	3.8	0	

※数値は各施設(2008~2010年は学級)で保育を受けている児童数の割合である。

<sup>323</sup> 本表を作成するにあたって、1987年は統計資料(24:121)、1990~1993年は統計資料(25:406)、1994~1997年は統計資料(14:31)、1998~1999年は統計資料(15:35)、2000~2007年は統計資料(16:48)、2008~2010年は統計資料(17:33)、2011年は統計資料(44:107)、2012年は統計資料(45:96)、2013年は統計資料(46:95)、2014年は統計資料(47:94)を参照した。

<sup>324</sup> 本表を作成するにあたって、1994~1997年は統計資料(14:34)、1998~1999年は統計資料(15:38)、2000~2007年は統計資料(16:51)、2008~2010年は統計資料(17:34)、2011~2012年は統計資料(30:47)、2013年は統計資料(44:109)、2012年は統計資料(45:98)、2013年は統計資料(46:97)、2014年は統計資料(47:96)を参照した。

まず、表 31 の保育言語別の施設数の割合をみると、1987 年の時点で全体の 18.3%しか占めていなかったベラルーシ語施設は、1990 年代前半に急増し、1994 年には 76.3%にまで増加しており、就学前教育においてもベラルーシ化政策が強く影響力を持ったことが確認できる。しかし、ロシア語の国家語化が決まった 1995 年以降は、一転して減少に転じ、2007 年の時点では全施設の 40.8%にまで減少している。加えて、表 32 の保育言語別の児童数の割合を見ると、施設数の割合と比べて、ベラルーシ語施設で保育を受けていた児童数の割合は、さらに少ないことがわかる。すなわち、表 31 と表 32 からは、国内のベラルーシ語施設が概して生徒数の少ない小規模な施設であることが読み取れる。ちなみに、2008～2010 年度のデータは集計方法が異なり、施設数ではなく保育言語別の学級数に基づいて集計がされているため、より正確に現状を捉えることが可能になっている。

### 5.2.2. 普通中等教育における状況

続いて、普通中等教育における言語状況を検討する。最初に言語法における関連の規定内容を整理すると、以下の表 33 のようになる。

表 33 普通中等教育における言語<sup>325</sup>

	ソ連末期	独立後		
	1990 年版	1998・2005・2007 年版	2009・2010・2011 年版	2012・2013 年版
教授言語	普通教育学校での教育は、ベラルーシ語で行われる [第 24 条]	普通教育学校での教育は、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる [第 23 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 23 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 22 条]
教授言語の例外	他民族国民が集住する地域にはロシア語あるいは他の民族語にて教育が行われる普通教育学校を設置することができる [第 24 条] 普通教育学校では必要に応じ他言語により教育が行われる特別学級を設置することができる [第 24 条]	国民の要望に基づいて、民族的少数派の言語によって教育が行われる、あるいはそれらの言語が学習される普通教育学校あるいは学級を設置することができる [第 23 条]	生徒と彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育が行われる、あるいはそれらの言語が学ばれる学級または普通教育施設を設置することができる [第 23 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 22 条]
				普通中等教育を受ける際、ベラルーシ共和国教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、教育・保育が外国語で行うことも可能である [第 22 条]

<sup>325</sup> 「BSSR における諸言語についての法律」(1990 年言語法)、「ベラルーシ共和国における諸言語についての法律」(1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013 年のそれぞれの版の言語法)に基づき、筆者が独自に作成した。

教授言語の定め方			教育の言語（ベラルーシ語あるいはロシア語）は、教育機関の創設者が生徒と彼らの法定代理人の要望を考慮して定める [第23条]	教育・保育の言語（ベラルーシ語あるいはロシア語）は、教育施設（ベラルーシ共和国法に基づいて教育活動を行う権利を与えられた組織）の創設者、ベラルーシ共和国法に基づいて教育活動を行う権利を与えられた個人事業主が被教育者（未成年の被教育者の法定代理人）の要望を考慮して定める [第22条]
必修言語	全ての普通教育学校では、ベラルーシ語及びロシア語の学習は義務である [第24条]	全ての普通教育学校ではベラルーシ語及びロシア語、外国語の一つを学習することは義務である [第23条]	普通教育機関ではベラルーシ語及びロシア語、外国語の一つを学習することは、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の範囲の人々を例外として、義務である [第23条]	※1998・2005・2007年版に同じ [第22条]
障がい者の言語学習の手順			精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの国家語と外国語の学習の手順は特別教育に関するベラルーシ共和国法により規定される [第23条]	※1998・2005・2007年版に同じ [第22条]
学習対象となる外国語の決定について			学習のための必修外国語は、教育機関の創設者が国家にとっての必要性和教育機関での可能性を考慮して定める [第23条]	※1998・2005・2007年版に同じ [第22条]
国家語学習の免除				外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人は、ベラルーシ共和国の国家語のうちの1つを学習することが免除される [第22条]
外国人及び一時滞在者の言語学習の手順	一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語学習の手順は、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国国民教育省により定められる [第24条]	一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語学習の手順は、教育分野において国家的管理を担う共和国組織により定められる [第23条]	一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）の学習の手順は、ベラルーシ共和国教育省により定められる [第23条]	外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人の言語学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される [第22条]

※ 網掛け欄は該当する内容のない箇所である。

まず、教授言語については、就学前教育と同様、普通中等教育でも1990年の時点では、ベラルーシ語のみが教授言語として定められていたが、ロシア語の国家語化後に改定された1998年の言語法以降は、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）が教授言語となると定められている。他の言語が教授言語として認められる場合についても、基本的に就学前教育の場合と同様である。ただし、就学前教育と異なるのは、教授言語の決定に関して、被教育者<sup>326</sup>の意向を考慮しなければならないということが定められている点である。

この他、普通中等教育に関しては、必修言語についても定められており、1990年の言語法においては、ベラルーシ語とロシア語が必修言語とされていた。すなわち、ロシア語の国家語化以前からロシア語は既に普通中等教育において必修言語だったのである。その後、1998年以降は、ここに外国語1つが追加されて、ベラルーシ語、ロシア語、及び外国語1つが必修化され、今日に至っている。ただし、2009年以降から追加された規定には、障がい者<sup>327</sup>は、例外的にこの必修言語の学習を免除されることが定められている。また、2012年には外国人及び一時滞在者についても国家語のうち1つの学習を免除されるという内容が追加されている。ロシア語使用が圧倒的に優勢なベラルーシ国内の言語使用状況を考慮するならば、これは、事実上、ベラルーシ語学習の免除を意図した内容であることは明らかである。

このように普通中等教育でもやはり、就学前教育同様、1998年以降も法律上ベラルーシ語とロシア語に対する扱いは、明確に区別されてはいない。次ページに示す表34の教授言語別の学校数の割合の推移を参照すると、2005年までの時点では、むしろベラルーシ語学校の方が一貫して国内で優勢を占めている。しかし、次頁の表35の教授言語別の生徒数の割合の推移をみると、就学前教育同様、ベラルーシ語学校の規模は生徒数という点でやはり小規模なものばかりであるという現状が伺える。教授言語別の学校数、生徒数の割合の変遷は、表34、35に示すとおりである。

表34の教授言語別の学校数の推移を参照すると、ベラルーシ語学校の全体に占める割合は6～7割でほぼ一定している。しかし、表35の教授言語別の生徒数の推移に目を向けると、国内のベラルーシ語学校は概して小規模であること、そしてさらにベラルーシ語学校自体の内部でも生徒数の減少が進行しているという現状が読み取れる。表35をみると、1994年までの間は普通中等教育でもベラルーシ語化政策が影響力を持ち、ベラルーシ語によって教育を受けている生徒数が緩やかに増加していたことがわかる。ところが、ロシア語の国家語化が決まった1995年以降からは、ベラルーシ語による教育を受ける生徒数は減少に転じ、現在まで減少の一途を辿っている。

<sup>326</sup> 児童・生徒及びその法定代理人のこと。

<sup>327</sup> 法律上は「精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々」と表現されている。

表 34 教授言語別にみた普通中等教育における学校数の推移 (%)<sup>328</sup>

年度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
ベラルーシ語学校	74.8						69.8		67.3	66.7	65.8		63.4	63.7	64.6	62.9	62.0	61.5	61.5	61.5
ロシア語学校	24.6						29.9		32.2	31.3	24.8		8.0	5.2	4.9	12.4	16.8	20.4	23.1	25.0
2言語・多言語学校	0.6						0.3		0.5	2.0	9.4		28.6	31.1	30.5	24.6	21.1	18.1	15.3	13.5

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ベラルーシ語学校	61.7	61.5				57.6									
ロシア語学校	26.5	28.1				35.8									
2言語・多言語学校	11.7	10.3				6.5									

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

表 35 教授言語別にみた普通中等教育における生徒数の推移 (%)<sup>329</sup>

年度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
ベラルーシ語	35.0						23.1		20.8	20.2	20.8	23.0	28.2	34.1	40.5	34.8	32.9	29.5	30.5	30.0
ロシア語	65.0						76.9		79.2	79.8	79.2	77.0	71.8	65.9	59.4	65.2	67.0	70.4	69.4	70.0
ポーランド語	0						0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ベラルーシ語	29.0	27.8	26.3	24.8	23.8	23.3	21.5	20.9	20.0	19.2	19.0	17.8	16.6	15.5	14.5
ロシア語	70.9	72.1	73.6	75.1	76.1	76.7	78.5	79.0	80.0	80.7	81.0	82.1	83.4	84.4	85.4
ポーランド語	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

<sup>328</sup> 本表を作成するにあたって、1980、1990、1995～2000年は統計資料(28:70)、1986、1988～1989年は統計資料(22:108)、1992年は統計資料(25:423)、1993～1994年は統計資料(26:415)、2001年は統計資料(18:21)、2005年は統計資料(29:74)を参照した。

<sup>329</sup> 本表を作成するにあたって、1980年は統計資料(28:70)、1986、1988～1989年は統計資料(23:108)、1990～1997年は統計資料(37:20)、1998年は統計資料(31:28)、1999～2000年は統計資料(32:29)、2001～2006年は統計資料(33:39)、2007～2012年は統計資料(39:17)、2013～2014年は統計資料(40:98)を参照した。

### 5.2.3. 高等教育における状況

さらに、高等教育における状況を検討する。まず、言語法の関連する規定の内容を整理すると、以下の表 36 のようになる。

表 36 高等教育(及び専門技術教育・中等専門教育)における言語<sup>330</sup>

	ソ連末期	独立後		
	1990 年版	1998・2005・2007 年版	2009・2010・2011 年版	2012・2013 年版
教授言語	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と保育は、ベラルーシ語で行われる [第 25 条]	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と保育は、ベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で行われる [第 24 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 24 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 23 条]
教授言語の例外	いくつかの専門においてはベラルーシ語、ロシア語、あるいはその他の言語で行われる。こうした専門に教えられるものはベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国閣僚会議によって定められる [第 25 条]		高等教育機関における教育と保育は、外国籍国民が教育を受ける場合、他の言語によっても行われうる [第 24 条]	大学院教育を実施する教育機関、教育組織において、専門技術教育、中等専門教育、高等教育、大学院教育を受けの際、ベラルーシ共和国教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、教育・保育が外国語で行われることも可能である [第 23 条]
必修言語	他の言語による教育を伴う全ての教育機関においては当該教育機関の特質に関わらずベラルーシ語が学習されることとする [第 25 条]	ベラルーシ語は全ての教育機関において当該教育機関の特質に関わらず学習されることとする [第 24 条]	※1998・2005・2007 年版に同じ [第 24 条]	専門技術教育、中等専門教育、高等教育を受けの際、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の人々を例外として、ベラルーシ語の学習は必修である [第 23 条]
障がい者の言語学習の手順				精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの言語学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される [第 23 条]
外国人及び一時滞在者のベラルーシ語学習の免除				外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人は、ベラルーシ語を学習することが免除されうる [第 23 条]

<sup>330</sup> 「BSSR における諸言語についての法律」(1990 年言語法)、「ベラルーシ共和国における諸言語についての法律」(1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013 年のそれぞれの版の言語法)に基づき、筆者が独自に作成した。

<p>入学試験の 言語</p>	<p>中等専門教育機関、高等教育機関へ入学する受験生はベラルーシ語の試験を受験する。ただし、ベラルーシ語の試験を受けない者は入学試験の言語をベラルーシ語あるいはロシア語から選択する [第26条]</p>			
---------------------	---	--	--	--

まず、教授言語については、就学前教育及び普通中等教育と同様、高等教育（及び専門技術教育・中等専門教育）においても1990年の時点ではベラルーシ語のみが教授言語とされていたが、ロシア語の国家語化後に改定された1998年の言語法以降は、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）が教授言語と定められている。他の言語が教授言語として認可される場合については、時期によって規定内容が一定しておらず、1990年の時点では専門によってはベラルーシ語以外の言語が使用できるとされていたが、1998・2005・2007年版では該当する規定自体が存在しない。2009・2010・2011年版においては、外国籍国民が教育を受ける場合は、ベラルーシ語とロシア語以外の言語の使用が認められると定められていたが、これが2012・2013年版になると、「専門によっては」という記述も、外国籍国民の場合の記述もみられなくなり、新たに教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、外国語を教授言語とすることができるという内容<sup>331</sup>が現れている。

必修言語に関しては、1990年の時点では、ベラルーシ語以外の教授言語を採用する全教育機関において、ベラルーシ語が必修とされていた。それが、1998年以降は、あらゆる高等教育、専門技術教育、中等専門教育の機関でベラルーシ語が必修であると定められている。ただし、2012年以降は、障がい者、外国人住民、及び一時滞在者に対してベラルーシ語の学習を免除できるという内容が追加されている。また、1990年の時点では高等教育機関、中等専門教育機関への入学試験に関してベラルーシ語の試験を受けなければならないという規定が存在したが、1998年以降は規定自体が削除されている。

注目すべきは、必修言語としてロシア語に言及がない点だろう。これは、ベラルーシ語が優遇されているというわけではなく、高等教育機関の教授言語としてはロシア語が圧倒的に優位な地位を占めており、あえて必修言語として指定する必要がないためであると考えられる。高等教育機関における教授言語についての統計データは、以下のとおりである(表 37, 38 参照)。

<sup>331</sup> これは英語教育の需要を意識した内容であると推測される。

表 37 教授言語別による高等教育機関(国立)の学生数の推移 (%)<sup>332</sup>

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
ベラルーシ語	0.4					9.7		10.5	7.6	4.4	4.1	3.7	2.7	2.9	1.9	2.1
ロシア語	98.6					70.8		67.2	64.9	61.4	56.5	54.8	55.9	56.3	54.8	54.1
ベラルーシ語とロシア語	0.8					19.5		22.3	27.5	34.2	39.4	41.6	41.4	40.7	43.2	43.7

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ベラルーシ語	1.7	1.5	1.3	0.7	0.4	1.0	0.2	0.2	0.1
ロシア語	56.2	56.2	54.3	57.1	60.9	60.0	59.8	59.5	55.5
ベラルーシ語とロシア語	42.2	42.3	44.4	42.1	38.6	38.9	40.0	40.3	43.9

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

表 38 教授言語別による高等教育機関(私立)の学生数の推移 (%)<sup>333</sup>

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ベラルーシ語	0	0	0				0	0	0	0	0.3	0	0	0
ロシア語	98.7	99.0	80.0				74.7	79.0	75.2	74.9	76.3	81.4	83.4	84.8
ベラルーシ語、ロシア語	1.3	1.0	19.8				25.3	21.0	24.6	25.1	23.5	18.6	16.6	15.2
ベラルーシ語、ポーランド語、ラテン語	0	0	0.1				0	0	0.1	0	0	0	0	0

※ 網掛け欄は該当するデータのない箇所である。

<sup>332</sup> 本表を作成するにあたって、1990、1995、1997～1998年は統計資料(28:146)、1999年は統計資料(2:82-83)、2000年は統計資料(3:90-91)、2001年は統計資料(4:88-89)、2002年は統計資料(5:97-98)、2003年は統計資料(6:97-98)、2004年は統計資料(7:98-99)、2005年は統計資料(8:95-96)、2006年は統計資料(9:100-101)、2007年は統計資料(10:117-118)、2008年は統計資料(11:142-143)、2009年は統計資料(12:160-162)、2010年は統計資料(13:165-167)、2011年は統計資料(41:177-179)、2012年は統計資料(42:187-189)、2013～2014年は統計資料(43:209)を参照した。

<sup>333</sup> 本表を作成するにあたって、2000～2005年は統計資料(29:146)、2007年は統計資料(10:151)、2008年は統計資料(11:168)、2009年は統計資料(12:194)、2010年は統計資料(13:199)、2011年は統計資料(41:213)、2012年は統計資料(42:223)、2013～2014年は統計資料(43:242)を参照した。



表 37、表 38 から明らかなように、ベラルーシ国内の高等教育機関においてベラルーシ語のみで教育を受けている学生は、ごく僅かである。また、表 39、表 40 が示すように、現在、ベラルーシ国内にはベラルーシ語のみを教授言語とする教育を行っている高等教育機関はわずか 1 機関(ベラルーシ国立大学)が存在するのみである。しかも、これは、文学部ベラルーシ語学科や歴史学部などの一部の学部や学科に限られており、全学部・全学科の教育をベラルーシ語で行っている高等教育機関は 1 つも存在しない。つまり、現在のベラルーシにおいては、ベラルーシ語を教授言語とする教育は普通中等教育までしか保障されておらず、高等教育以上の教育は限られた学部・学科で行われているだけである。

表 39 国立の高等教育機関における教授言語(全 45 機関, 2014 年現在)<sup>334</sup>

ベラルーシ語による教育、ロシア語による教育、ベラルーシ語とロシア語による教育を行っている高等教育機関	
ベラルーシ国立大学 (Беларускі дзяржаўны ўніверсітэт)	1 機関
ベラルーシ語とロシア語による教育を行っている高等教育機関	
イヴァン・シャミャーキン記念マズィリ国立教育大学 (Мазырскі дзяржаўны педагагічны ўніверсітэт імя І.П.Шамякіна) バラナヴィチ国立大学 (Баранавіцкі дзяржаўны ўніверсітэт) フランツィシユク・スカリナ記念ホメリ国立大学 (Гомельскі дзяржаўны ўніверсітэт імя Францыска Скарыны) ベラルーシ共和国大統領府附属行政アカデミー(Акадэмія кіравання пры прэзідэнце Рэспублікі Беларусь) ベラルーシ国立音楽アカデミー (Беларуская дзяржаўная акадэмія музыкі) ベラルーシ国立芸術アカデミー (Беларуская дзяржаўная акадэмія мастацтваў) ベラルーシ国立農業アカデミー (Беларуская дзяржаўная сельскагаспадарчая акадэмія) ベラルーシ国立文化芸術大学 (Беларускі дзяржаўны ўніверсітэт культуры і мастацтва) ミンスク国立無線工学カレッジ (Мінскі дзяржаўны вышэйшы радыётэхнічны каледж) ヤンカ・クパーラ記念フロドナ国立大学 (Гродзенскі дзяржаўны ўніверсітэт імя Янкі Купалы)	10 機関
ベラルーシ語とロシア語による教育、ロシア語による教育を行っている高等教育機関	
アルカージ・クリヤショウ記念マヒリョウ国立大学 (Магілёўскі дзяржаўны ўніверсітэт імя А.А.Куляшова) アレクサンドル・プーシキン記念ブレスト国立大学 (Брэсцкі дзяржаўны ўніверсітэт імя А.С.Пушкіна) ピョートル・マシエロフ記念ヴィツェプスク国立大学 (Віцебскі дзяржаўны ўніверсітэт імя П.М. Машэрава) フロドナ国立農業大学 (Гродзенскі дзяржаўны аграрны ўніверсітэт) ベラルーシ国立工学大学 (Беларускі дзяржаўны тэхналагічны ўніверсітэт) ベラルーシ・ロシア大学 (Беларуска-Расійскі ўніверсітэт) ポラツク国立大学 (Полацкі дзяржаўны ўніверсітэт) マクシム・タンク記念ベラルーシ国立教育大学 (Беларускі дзяржаўны педагагічны ўніверсітэт імя Максіма Танка)	8 機関
ロシア語による教育のみを行っている高等教育機関	
ベラルーシ国立技術大学 (Беларускі нацыянальны тэхнічны ўніверсітэт) ベラルーシ国立情報科学・電気通信工学大学 (Беларускі дзяржаўны ўніверсітэт інфарматыкі і радыёэлектронікі) ベラルーシ国立運輸大学 (Беларускі дзяржаўны ўніверсітэт транспарту) ベラルーシ国立経済大学 (Беларускі дзяржаўны эканамічны ўніверсітэт) ブレスト国立技術大学 (Брэсцкі дзяржаўны тэхнічны ўніверсітэт) ヴィツェプスク国立工学大学 (Віцебскі дзяржаўны тэхналагічны ўніверсітэт) パーヴェル・スホイ記念ホメリ国立技術大学 (Гомельскі дзяржаўны тэхнічны ўніверсітэт імя П.В.Сухого) マヒリョウ国立食品大学(Магілёўскі дзяржаўны ўніверсітэт харчавання) アンドレイ・サハロフ記念国際国立環境大学 (Міжнародны дзяржаўны экалагічны ўніверсітэт імя А. Дз. Сахарова) ミンスク国立言語大学 (Мінскі дзяржаўны лінгвістычны ўніверсітэт) パレシエ国立大学 (Палескі дзяржаўны ўніверсітэт) ヴィツェプスク国立医学大学 (Віцебскі дзяржаўны медыцынскі ўніверсітэт)	26 機関

<sup>334</sup> 本表を作成するにあたり統計資料(43:208-209)を参照した。

ホメリ国立医学大学 (Гомельскі дзяржаўны медыцынскі ўніверсітэт) フロドナ国立医学大学 (Гродзенскі дзяржаўны медыцынскі ўніверсітэт) ベラルーシ国立医学大学 (Беларускі дзяржаўны медыцынскі ўніверсітэт) ベラルーシ共和国内務省アカデミー (Акадэмія Міністэрства ўнутраных спраў Рэспублікі Беларусь) マヒリョウ内務省大学 (Магілёўскі інстытут Міністэрства ўнутраных спраў) ベラルーシ共和国非常事態省司令官・技師大学 (Камандна-інжынерны інстытут МНС Рэспублікі Беларусь) ホメリ非常事態省技師大学 (Гомельскі інжынерны інстытут МНС) ベラルーシ共和国陸軍アカデミー (Ваенная акадэмія Рэспублікі Беларусь) ベラルーシ国立農業技術大学 (Беларускі дзяржаўны аграрны тэхнічны ўніверсітэт) ヴィツェブスク国立獣医学アカデミー (Віцебская дзяржаўная акадэмія ветэрынарнай медыцыны) ベラルーシ国立体育大学 (Беларускі дзяржаўны ўніверсітэт фізічнай культуры) 国立高等情報通信カレッジ(Вышэйшы дзяржаўны каледж сувязі) ミンスク国立高等航空カレッジ (Мінскі вышэйшы дзяржаўны авіяцыйны каледж) ベラルーシ共和国国境警備大学 (Інстытут пагранічнай службы Рэспублікі Беларусь)	
--	--

表 40 私立の高等教育機関における教授言語(全 9 機関、2014 年現在)<sup>335</sup>

ベラルーシ語とロシア語による教育、ロシア語による教育を行っている高等教育機関	
国際人文経済大学 (Міжнародны гуманітарна-эканамічны інстытут) 消費経済組合ベラルーシ貿易経済大学 (Гандлёва-эканамічны ўніверсітэт спажывецкай кааперацыі)	2 機関
ロシア語による教育のみを行っている高等教育機関	
アリヤクサンドル・シロカウ記念現代学術大学 (Інстытут сучасных ведаў імя А.М.Шырокава) 議会政治・企業大学 (Інстытут парламентарызму і прадпрымальніцтва) 企業活動大学 (Інстытут прадпрымальскай дзейнасці) 経営・企業私立大学 (Прыватны інстытут кіравання і прадпрымальніцтва) ベラルーシ法科大学 (Беларускі інстытут правазнаўства) ミンスク経営大学 (Мінскі ўніверсітэт кіравання) MITSO 国際大学 (Міжнародны ўніверсітэт “MITSO”)	7 機関

### 5.3. ベラルーシ語の世代間継承に関する若者世代の言語意識

#### 5.3.1. アンケート調査の概要

ここでは、筆者がミンスクで 2013 年に実施したアンケート調査の結果から、ベラルーシの若者世代の言語意識、特に彼らが次世代へのベラルーシ語の継承に関してどのような意識をもっているのかを検討する。

アンケート調査は、2013 年の 4 月及び 9 月にベラルーシ共和国の首都ミンスクで実施した。調査対象としたのは大学生を中心とするミンスク在住の若者で、152 人から有効回答を得ることができた。152 人のうち 36 名は 1980 年代生まれ、116 名が 1990 年代生まれであった。また、民族的出自に関してはベラルーシ人が 137 名、ロシア人が 8 名、ベラルーシ人とのハーフが 5 名、その他が 2 名であった。このアンケート調査を実施した場所は、ベラルーシ国立大学、ミンスク国立言語大学、ベラルーシ国立芸術アカデミー、及びミンスクにある私営の日本語学校とベラルーシ語の市民講座である。調査方法は、アンケート用紙を直接配布し、原則としてその場で記入してもらう形を取った。ただし一部は、知人経由でアンケート用紙の記入を依頼し、一部は E メール及び SNS を使って

<sup>335</sup> 本表を作成するにあたり統計資料(43:242)を参照した。

回答を受け取った。

### 5.3.2. 次世代へ期待する言語能力

今回実施したアンケート調査の中で、次世代へのベラルーシ語の継承に関して設けた質問項目は、

- ①自分の子供が必ず身につけていなければならないと思う言語
- ②何語を教授言語とする学校で自分の子供を学ばせたいか
- ③自分の子供とは何語で話そうと思うか

の3つである。以下、順番に各質問への回答結果を示し、それぞれ検討する。

まず、「①自分の子供が必ず身につけていなければならないと思う言語」に関しては、以下のような回答結果が得られた。なお、この質問項目については複数回答を可とした。

表 41 ①自分の子供が必ず身につけていなければならないと思う言語（人数）

	ベラルーシ語	ロシア語	英語
全体	119 (78.3%)	123 (80.9%)	136 (89.5%)
ベラルーシ人	117 (85.4%)	114 (83.2%)	127 (92.7%)

※括弧内は回答者全員、あるいはベラルーシ人回答者に占める該当の回答の割合を示す。

表 41 をみると、自分の子供たちがロシア語を必ず身に付けていなければならないと考えている者は、回答者全体の 80.9%、ベラルーシ人に限るとさらに 83.2%と高い割合を占めていることが、わかる。これは、ベラルーシ国内でロシア語が実際の使用言語として圧倒的に優勢であることを考えれば当然の結果だといえる。しかし、ベラルーシ語を身につけているべきだと考えている回答者もまた、ロシア語のそれと同様に高い割合を占めていることがわかる。すなわち、現代ベラルーシの若者世代の多くは、次世代に対してベラルーシ語の運用能力を不要であるとは考えておらず、むしろ必須であると考えられる傾向が強いとみられる。ちなみに、アンケートの結果、最も支持を得たのは英語であった。これは、現在のベラルーシの若い世代が自分の子供の将来に役立つキャリアとして経済的に停滞気味のベラルーシ国内だけではなく、ベラルーシ国外、特に非ロシア語圏にも目を向けているということを反映しているものと推定される。

### 5.3.3. 学校教育における教授言語の選択

次に、「②何語を教授言語とする学校で自分の子供を学ばせたいか」に関するベラルーシの若者世代の言語意識を検討する。アンケートの回答結果は、以下のとおりであった。

表 42 ②何語を教授言語とする学校で自分の子供を学ばせたいか（人数、％）

	ベラルーシ語	ロシア語	ベラルーシ語 とロシア語	ベラルーシ語、 ロシア語と英語	その他	未定、不明
全体	70 (46.1%)	57 (37.5%)	7 (4.6%)	1 (0.6%)	13 (8.5%)	4 (2.6%)
ベラルーシ人	66 (48.2%)	49 (35.8%)	7 (5.1%)	1 (0.7%)	11 (0.8%)	3 (2.2%)

※括弧内は回答者全員、あるいはベラルーシ人回答者に占める該当の回答の割合を示す。

表 42 の回答結果から特に興味を引くのは、自身の子供を通わせたい学校施設に関してロシア語学校よりもベラルーシ語学校を支持する者の割合が高いことである。既に繰り返し言及しているように、現在、ベラルーシ国内でベラルーシ語を教授言語とする教育機関は劣勢にたたされている。ところが、今回のアンケート調査結果によると、若い世代の半数近くが自身の子供たちにベラルーシ語による教育を望んでいることが判明したのである。

しかし、ここで注目したいのは、表 41 で確認した自身の子供がベラルーシ語を身につけていなければならないと考える者の割合と比べて、ベラルーシ語学校で教育を受けさせたいという者の割合が低いという点である。これは、若い世代の一定の割合の者が、自身の子供に対してベラルーシ語の運用能力は望むが、ベラルーシ語で教育を受けさせるまでは必要ないと考えているという状況を反映したものである。

#### 5.3.4. 家庭言語の選択

最後に、「③自分の子供とは何語で話そうと思うか」に関するベラルーシの若者世代の言語意識を検討する。アンケートの回答結果は、以下の表 43 のとおりである。

表 43 ③自分の子供とは何語で話そうと思うか（人数）

	ベラルーシ語	ロシア語	ベラルーシ語 とロシア語	ベラルーシ語、 ロシア語及び、 その他の言語	ベラルーシ語と その他の言語	ロシア語と その他の言語	その他	未定、不明
全体	23 (15.1%)	49 (32.2%)	43 (28.3%)	8 (5.3%)	2 (1.3%)	8 (5.3%)	7 (4.6%)	12 (7.9%)
ベラルーシ人	22 (16.1%)	40 (29.2%)	41 (29.9%)	8 (5.8%)	2 (1.5%)	7 (5.1%)	6 (4.4%)	11 (8.0%)

※括弧内は回答者全員、あるいはベラルーシ人回答者に占める該当の回答の割合を示す。

表 43 をみると、自身の子供とベラルーシ語のみで話そうと考えている回答者の割合は、全体で 15%程度と明らかに低いものの、ベラルーシ語に加えてロシア語やその他の言語を併用しようと考えている者を加えれば、回答者の約半数はベラルーシ語を自身の子供とのコミュニケーションに用いようと考えていることがわかる。それでもベラルーシ語の運用能力を望む者の割合と比べれば、低くなっている。このように現在のベラルーシの若者世代は、次世代に対して概ねベラルーシ語の

運用能力を望んでいるものの、彼らにベラルーシ語学校で教育を受けさせたり、自ら進んでベラルーシ語のみで会話するといった積極的な行動を取ろうと考えている者は相対的に少なく、全体の2割にも満たないことが判明した<sup>336</sup>。

#### 5.4. 教育を通じたベラルーシ語普及の厳しい現状

本章では、現代ベラルーシの教育分野における言語政策及び言語状況という視点から教育を通じたベラルーシ語の普及の実態を究明するために、教育分野における言語関連法規と統計データ、及び教育の受け手である国民の言語意識を検討してきた。これまでみてきたように、ベラルーシにおいては独立後から現在に至るまで、ベラルーシ語は、普通教育から高等教育まで必修言語とされている。また国民は、ベラルーシ語により教育を受ける権利を保障されることが憲法及び言語法で定められている。しかし、今回参照した統計資料からは、ベラルーシ語を教授言語として教育を受ける生徒・児童は、1990年代前半に一時的に増加したものの、1995年のロシア語の国家語化以降は、一転して顕著に減少に転じていることが明らかとなった。2014年度現在、ベラルーシ国内においてベラルーシ語で保育・教育を受けている者は、就学前教育においては全体の10.5%、普通中等教育においては14.5%、高等教育においては国立の機関で0.1%、私立の機関では0%という状況にある。

しかし、教授言語としてのベラルーシ語が教育分野をはじめ、国内のあらゆる分野で劣勢に立たされている中でも、ミンスク在住の若者世代に対するアンケート調査からは、回答者の約8割が次世代にベラルーシ語の運用能力を望んでいることが明らかとなった。その一方で、ベラルーシ語学校で教育を受けさせたいと考えている者、子供と実際にベラルーシ語を用いて話そうと考えている者は全体の半数以下であり、自らが進んでベラルーシ語の継承に関わろうとする意志は、それほど強くないことが判明した。今後は、若い世代が、次世代に対して具体的にどの程度のベラルーシ語の運用能力を望んでいるのかという点についてさらに調査し、明らかにする必要がある。また、今回は法律文書及び統計データに基づいた考察を行ったが、今後は実際の教育現場においてベラルーシ語による教育あるいはベラルーシ語の学習を行う上でどのような問題や課題が生じているのかといった点をフィールドワークにより究明する必要があると考えられる。

---

<sup>336</sup> 本調査結果から得られた結論を安易に一般化することは当然避けられなければならない。しかしながら、本調査結果の分析と考察の内容は、少なくともある程度の仮説としての可能性を示すものである。また、将来的な大規模調査に先立つ予備的調査として意義を有するものである。

## 終章

本章では、各章での議論をまとめ、序章で設定した5つの研究課題をこれまでの議論を踏まえて総括する。その上で、ベラルーシ共和国におけるベラルーシ語普及にかかる言語政策の限界及び今後の課題と展望について論じる。

### 6.1 各章の概要

#### 6.1.1. 第1章「ベラルーシにおける言語状況・言語政策の歴史」

第1章では、ベラルーシ地域における言語状況及び言語政策の歴史的展開を、同地域の政治支配史を主軸にまとめ、政治支配状況の変遷が言語状況にどのように影響したのかを中心として論じた。特に本章では、第3章以降で詳細に検討した20世紀以降の言語状況及び言語政策の議論の基礎として、19世紀末までのベラルーシ地域の言語政策・言語状況について概観した。具体的には、スラヴ人の移住期、キエフ・ルーシ期、リトアニア大公国期、「共和国」期、帝政ロシア期という時代区分ごとに各時期の状況について検討を行った。

まず、スラヴ人の移住期のベラルーシ地域では、9世紀末頃までにクリヴィチ族、ドリハヴィチ族、ラジミチ族という東スラヴ系の3部族が先住のバルト系民族を同化・放逐しつつ、定住するようになったことが知られており、彼らは東スラヴ語群に属する言語変種を話していたと考えられる。また、スラヴ人の移住に伴ってベラルーシ地域の北西部に移動していったバルト系の住民は、そこでバルト系の言語を話していたと推測される。

キエフ・ルーシ期のベラルーシ地域は、その大部分が9世紀後半に成立したキエフ・ルーシの版図に含まれることになった。10世紀末にキエフ大公がキリスト教(正教)を国教化すると、キエフ・ルーシの領域内に教会スラヴ語とキリル文字が普及し始める。これはベラルーシ地域をはじめとする東スラヴ地域一帯での書き言葉の伝統の発展を促し、この時期から数多くの文献資料が残されるようになった。ただし、それらの文献で用いられた書き言葉は教会スラヴ語の要素と古ロシア語(共通東スラヴ語)の要素が複雑に混合した様相を呈しており、そこから推測される当時の東スラヴ地域の言語状況については、これまで多くの説が提唱されている。現在では、キエフ・ルーシにおける書き言葉は、教会スラヴ語と古ロシア語の要素が相補使用の状態にあり、一種のダイグロシアと呼べる言語状況が存在したとするウスペンスキーの説が広く受け入れられている。

こうした書き言葉の伝統が発展する中で、キエフ・ルーシは、13世紀頃からモンゴル軍の侵攻を受けて急速に衰退した。その後、キエフ・ルーシは小公国へと分裂・分権化し、それぞれの地域で地域的な特色を色濃く反映した文語が形成されていった。キエフ・ルーシ期末期頃よりベラルーシ地域にも、現代のベラルーシ語に通ずる独自の言語的特徴が見られる文献資料が残されるようになったが、中でも1229年に記されたとされる『スモレンスクのムスチスラフ・ダヴィドヴィチ公によるリガ及びゴットランドとの間の契約文書』(Дагаворная грамата смаленскага князя Мсціслава

*Давыдавіча з Рыгай і Гоцкім берагам*)は、ベラルーシ語の諸特徴を明白に示す現存する最古の文献として知られている。

13世紀半ばに成立したリトアニア大公国は、14世紀の中頃までにベラルーシ全域をその版図に組み込んでいった。リトアニア大公国期のベラルーシ地域では、初期には古ロシア語(共通東スラヴ語)が使用されていたが、それは、正書法や文法的特徴などに地域的特徴を色濃く反映したルテニア語の使用へと次第に発展していった。ルテニア語は、特に現代のベラルーシ語とウクライナ語の特徴が顕著であることから、ベラルーシ語史においてはしばしば古標準ベラルーシ語と呼ばれ、ウクライナ語史においては古標準ウクライナ語と呼ばれる。リトアニア大公国期には、宗教関連文献では教会スラヴ語が基本的に使用されたが、一方、行政文書や年代記などにおいては、ルテニア語が広く用いられた。『リトアニア大公国法典』や『リトアニア大公国戸籍簿』をはじめ、当時の主要な行政文書はルテニア語で記されており、さらに『リトアニア大公国法典』には、行政文書でのルテニア語の使用を義務づける内容がみられることから、ルテニア語は、事実上、リトアニア大公国において国家語として機能していたと考えられる。

しかし、こうしたルテニア語の書き言葉としての繁栄の一方で、政治的な弱体化が進んでいたリトアニア大公国は、14世紀末にポーランド王国とクレヴォ合同により同君連合の関係を結び、16世紀半ばには、ルブリン合同によって新たに「共和国」(Рэч Паспалітая / Rzeczpospolita)を形成して実質的にポーランドの支配下に入った。こうしたポーランドへの政治的な接近の中でベラルーシを含むリトアニア大公国の領域でポーランド語及びポーランド文化が影響力を次第に強めていった。国内では書き言葉としてポーランド語が徐々に普及すると同時に、ルテニア語自体にもポーランド語の影響が見られるようになった。特にルブリン合同以降は、ベラルーシ地域では、行政分野や文化分野を中心にポーランド語の普及が加速した。

「共和国」の領土となった16世紀のベラルーシ地域では、ヨーロッパで生じた宗教改革の波を受けて、プロテスタント、カトリック、ユニエイト、正教といった様々なキリスト教勢力が活発に活動を展開し、それぞれに活版印刷による書籍出版や教会附属の学校の運営などに取り組んだ。やがて、ベラルーシ地域では「共和国」政権とポーランド王の保護を受けて勢力を拡大したカトリック勢力とユニエイト勢力が特に影響力をもつようになり、両勢力はポーランド語で活動を展開したことから、ベラルーシ地域でポーランド語の影響が一段と強くなっていった。17世紀末には、「共和国」における行政文書は、ポーランド語で書くことが法律で義務付けられ、ルテニア語は、書き言葉としての役割を急速に衰退させた。

18世紀末、プロイセン、オーストリア、帝政ロシアによって3度にわたり実施されたポーランド分割の結果、ベラルーシ地域は、ほぼ全領域が帝政ロシアの支配下に入った。これを契機に、ベラルーシ地域では、公的領域での使用言語として徐々にロシア語が普及していった。帝政期のベラルーシ地域は、初期には支配層でポーランド語が広く使用されていたが、1830~31年の第一次ポー

ド蜂起及び1863～64年の第二次ポーランド蜂起を経て、帝政ロシア政府は、ベラルーシ地域の本格的なロシア化政策、すなわち、ロシア語とロシア文化の普及政策に転じ、19世紀末までにはベラルーシ地域では書き言葉として、行政、教育、法律などの領域においてロシア語の使用が定着していった。ベラルーシ語は、当時専ら話しことばとして、民衆の間に普及している状況であったが、19世紀の半ば頃からこれを文学作品の執筆などに用いる試みが作家たちによって積極的に展開されるようになった。また、帝政ロシア期には、ベラルーシ語の言語的特徴に関する学術的な関心も高まり、特にロシア語の方言研究の枠組みの中でベラルーシ語研究が大きく発展した。

以上のように、19世紀末までのベラルーシ地域では、13世紀から16世紀半ばまでのリトアニア大公国期にルテニア語と呼ばれる標準ベラルーシ語の基礎となる独自の書き言葉を発展させた。しかし、ルテニア語が単線的に今日の現代標準ベラルーシ語に発展することはなく、その後の政治支配史に翻弄され、「共和国」期には社会の上層を中心にポーランド語とポーランド文化の普及が急速に進み、続く帝政ロシア期にはロシア語とロシア文化の普及が進んだ。

このようにベラルーシ語は、19世紀までは専ら一般民衆の話し言葉として発展するに留まったが、ベラルーシ地域が、「共和国」期の西スラヴ文化圏と帝政ロシア期の東スラヴ文化圏にそれぞれ帰属することになった結果、ポーランド語とロシア語の影響を相互に受けることになった。しかしながら、2つの言語の影響を受けながらも、どちらかに同化しきることはなく、後に書き言葉としての独自性を発展させていくのである。

### 6.1.2. 第2章「ベラルーシ共和国の独立後の言語状況」

第2章では、統計資料に基づき現代ベラルーシ社会におけるベラルーシ語の普及の実態について国民と社会の両側面から明らかにした。具体的には、国勢調査と民間の社会調査に関する統計資料を用いてベラルーシ国民の「母語」(родная мова/ родной язык)と日常使用言語の状況を、国民全体、都市・農村別、州別、民族別、世代別、社会ステータス別、学歴別に整理・検討した。

まず、国民全体の「母語」と日常使用言語に関する特徴として、ベラルーシ国民は、「母語」を問われればベラルーシ語をあげる割合が比較的高いが、実際の使用言語を問われるとロシア語をあげる割合が高くなるという、「母語」と日常使用言語の状況が乖離することが3つのデータ全てに確認された。つまり、ベラルーシ語は大半のベラルーシ国民にとって民族的なアイデンティティの象徴としての「母語」の地位に留まっており、実際の日常使用言語になっていないとする先行研究での指摘が、統計データより裏付けられた。

さらに、今回は国勢調査のデータを、IISEPSの調査データとUO/BSUの調査データと比較することで、「母語」の項目でも日常使用言語の項目でも、回答の選択肢にベラルーシ語とロシア語の混成語(トラシャンカ)が加わると、それを選択する回答者が一定の割合で顕著に現れることがわかった。ここから、国勢調査の結果から導かれた「母語」や家庭言語に関するデータには、「強いて言



例えばベラルーシ語」あるいは「強いて言えばロシア語」といったように、自身の「母語」や日常使用言語を、確信をもってベラルーシ語あるいはロシア語と答えられなかった回答者が相当数含まれていたことが明らかになった。また、IISEPS の調査データと UO/BSU の調査データの回答の選択肢には「ベラルーシ語とロシア語の混成語」という選択肢に加えて、「ベラルーシ語とロシア語の2言語」という選択肢も設定されていたが、どちらの調査データにおいても、そうした2言語の併用よりも2言語の混成語を「母語」あるいは日常使用言語と回答した者の割合が上回った。このことから、一定のベラルーシ国民にとってベラルーシ語とロシア語の明確な使い分けが困難である状況がうかがわれ、言語系統的に非常に近い2言語が共存するベラルーシの言語状況の一端を確認することができた。

次に、都市・農村別、州別、民族別、世代別、社会ステータス別、学歴別にみたベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況を確認した。都市・農村別にみたベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況については、まず、都市部に関しては、3つの統計データ全てにおいて、「母語」と日常使用言語ともにベラルーシ語よりもロシア語をあげる住民の割合が上回り、特にロシア語が優勢であるという状況が確認できた。一方、農村部の状況は、国勢調査と民間の社会調査のデータの間で、やや異なる結果がみられた。すなわち、国勢調査のデータに基づけば、農村部は、「母語」と日常使用言語ともにベラルーシ語の優勢な地域となっているが、IISEPS の調査データと UO/BSU の調査データを参照すると、ベラルーシ語を「母語」や日常使用言語の項目であげる割合は国勢調査より低くなり、代わりに混成語をあげる者の割合が増しているという状況が確認された。このことから、先行研究において、しばしば指摘されてきた「農村部で話されているのは「純粋な」ベラルーシ語ではなく、「トラジャンカ」と呼ばれるベラルーシ語とロシア語の混成語である」(Мечковская 2011:209 他)という言語状況が、少なくとも住民の言語意識のレベルでは裏付けられた。

さらに、州別にみたベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況は、フロドナ州を除く5つの州の間での差は概してそれほど大きくない状況が判明した。唯一、ベラルーシ西部のフロドナ州は、日常使用言語においてベラルーシ語をあげる者の割合が他の州より高いという傾向が見られた。しかし、これは同地域に多く居住し、言語的にベラルーシ語に同化しているポーランド人の存在が言語状況に影響し、やや高い数値が出ているものと考えられる。ちなみに、首都ミンスクに関しては、「母語」と日常使用言語の両項目において、ロシア語をあげる住民の割合が国内でも際立って高いことが分かった。

続いて、ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況を民族別に検討した。その結果、ベラルーシ人、ロシア人、ポーランド人、ウクライナ人という国内の4つの主要な民族は大きく2つのグループに分かれることがわかった。一つは、「母語」と日常使用言語でベラルーシ語をあげる割合が相対的に高いベラルーシ人とポーランド人のグループであり、もう一つは、「母語」と日常使用言語でロシア語をあげる割合の高いロシア人とウクライナ人のグループである。このうち、ポーラン

ド人に関しては、「母語」の項目でベラルーシ語をあげる割合は、ベラルーシ人とほぼ同じ約6割で、日常使用言語の項目では、ベラルーシ人を上回る約4割がベラルーシ語と回答した(ベラルーシ人は3割未満)。ベラルーシ国内のポーランド人が、なぜこのような民族アイデンティティと言語使用のずれを示すのかについては、Навуменка(2002)による事例研究を参照し、ベラルーシ国内ではポーランド人が同時にベラルーシ人としてのアイデンティティを持ち合わせている点や、ポーランド人という民族アイデンティティを言語というよりはカトリック教徒であるという宗教的な属性に結び付ける傾向に起因するとみられることを確認した。また、基幹民族であるベラルーシ人の言語状況については、国勢調査のデータをソ連時代のものから参照することで、「母語」としてベラルーシ語をあげるベラルーシ人の割合が顕著に低下したことを確認し、ベラルーシ語が担っているとされた民族アイデンティティの象徴としての機能が近年弱まっている可能性を指摘した。

世代別にみた「母語」、日常使用言語の状況は、40代までは「母語」と日常使用言語の両方で大きな差は見られなかった。世代によって顕著な差が見られたのは50代以上の高齢者層である。その特徴としては、「母語」の項目でベラルーシ語をあげる割合がより若い世代と比べて高く、日常使用言語については「混成語」をあげる割合が若い世代より高くなるという傾向が見られた。

また、社会ステータス別にみたベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況は、民間の労働者、公務員、学生、無職・主婦の間には目立った差が見られなかった。唯一、年金生活者については、ロシア語を日常使用言語としてあげた回答者の割合がやや低く、代わりに混成語をあげた者の割合が他のグループと比べて高くなっていることが確認された。これは社会ステータスの影響というよりも、ベラルーシ国民の高齢者層一般の傾向として解釈できる。

さらに、学歴別にみた日常使用言語の状況は、特に基礎教育、中等教育、中等専門教育修了の学歴層では目立った差は見られなかった。唯一、高等教育を受けた高学歴層は他より、日常使用言語としてロシア語をあげる割合が相対的に高く、混成語をあげる割合が低いという差が見られた。

以上のように、ベラルーシ国民の「母語」と日常使用言語の状況は、まず国民全体の特徴としてはベラルーシ語を「母語」とみなし、ロシア語を日常使用言語とするという「母語」と日常使用言語の状況の乖離が顕著である点が指摘できる。地域別にみた言語状況に関しては、州別の状況には大きな差が見られない一方で、都市部と農村部の言語状況に関しては、都市部がロシア語優勢地域、農村部がベラルーシ語あるいは混成語の優勢地域というコントラストが、顕著であることが統計データより裏付けられた。また、民族別の言語状況については、特にポーランド人がベラルーシ語に言語的に同化している点が特徴的である。世代別の言語状況では50代以上の高齢者層がベラルーシ語を「母語」と意識し、日常的には混成語を使用する傾向が他の世代より強い点が確認でき、これは、社会ステータス別の言語状況における年金生活者の特徴と一致することを指摘した。また、学歴別の言語状況には目立った差は見られなかったものの、高等教育を受けた高学歴層は、ロシア語を日常使用言語とする傾向がより強いことを確認した。

### 6.1.3. 第3章「地位計画：ベラルーシ語の法的地位と実質的地位の乖離をめぐって」

第3章では、地位計画に関わる問題として、ベラルーシにおける言語の法的地位が、どのように規定され、その意義付けがどのように変遷してきたのかについて、ソ連時代から現代に至るまでの憲法及び言語法などの法律文書の分析を中心に論じた。また、独立以降の状況については、特にロシア語の国家語化をめぐる議論を詳細に検討すると共に、ベラルーシにおいてベラルーシ語を法的に保護することの本質的な困難さについても考察を行った。

ベラルーシでは、現在、憲法によってベラルーシ語とロシア語の2言語に等しく「国家語」の地位が与えられている。しかし、ベラルーシ国内の実際の言語状況においては、ロシア語の使用が圧倒的に優勢で、ベラルーシ語の使用領域は限定的であり、ベラルーシ語の法的地位と実質的地位には大きな乖離がみられる。現在のベラルーシの領域で、ベラルーシ人自身による主体的かつ実質的な国家語政策が試みられるようになったのは、20世紀に入ってからである。言語の法的地位に関する政策は、1918年3月に独立を宣言したベラルーシ人民共和国が、ベラルーシ語を「国家語」と定めたのが最初であった。その後、1919年から同地域で実権を握ったソヴィエト政権下のベラルーシ(BSSR)では、1990年の言語法制定まで「国家語」という用語こそ正式に用いられなかったものの、1927年、1937年、1978年に採択された憲法において、公的領域での言語使用や国民の母語使用権に関わる規定が盛り込まれた。

1927年の憲法においては、基幹民族の民族語であるベラルーシ語に優先性をもたせながら、ベラルーシ語、イディッシュ語、ロシア語、ポーランド語の4言語に事実上の公的言語の地位が付与された。こうしたベラルーシ語を含む4言語の事実上の公的言語の地位は、1937年の憲法にも部分的に引き継がれたが、その適用領域は縮小した。1978年の憲法では、イディッシュ語とポーランド語への言及がみられなくなり、ベラルーシ語とロシア語の二言語を事実上の公的言語とする政策へと転換していった。

ペレストロイカ期に入ると、1990年1月に「BSSRの諸言語についての法律」が採択され、ベラルーシ語の保護と復興を目的としてベラルーシ語が唯一の「国家語」と定められた。一方、ロシア語は、「民族間交流語」と規定され「国家語」とは区別された。しかし、実際の法律の内容をみると、国内の優勢なロシア語使用の実状やソ連邦全域におけるロシア語の共通語としての実用性が考慮されており、民族間交流語とされたロシア語が、国家語であるベラルーシ語と同等の扱いを受けている分野・領域も少なくなかった。ソ連時代末までには、ベラルーシでは、都市部を中心に国民の多くが、ロシア語を主要な日常使用言語とするようになっており、1990年言語法については、その採択当初から法律内容の妥当性をめぐって批判の声が上がった。特にロシア語にも国家語の地位を付与すべきだという主張が、盛んに展開された。

1995年にルカシェンコ政権によって半ば強引な形で実施された国民投票では、ロシア語に対して国家語の地位を付与するか否かが問われ、投票者の83%の支持を得て、ロシア語の国家語化が決ま

った。この国民投票の結果を受け、1996年に改定された憲法では、ベラルーシ共和国の国家語は、ベラルーシ語とロシア語の2言語と正式に定められた。

言語法についても、1996年の憲法の改定内容を受けて、1998年にベラルーシ語とロシア語の2言語を国家語とする内容に全面的に改定された。その内容は、公的領域で等しく2つの国家語の使用を義務づけるのではなく2つの国家語のいずれかを使用言語として選択できるという規定、すなわち、ベラルーシ語のベラルーシ社会における不使用を事実上合法化する規定が大半を占めており、ロシア語と比べて相対的に威信の低いベラルーシ語が社会で機能する上で不利なものであった。2005年以降に数回にわたって加えられた細かな改定もベラルーシ語の実社会での不使用をいかに合法化するかという点で行われているような内容となっている。

今日のベラルーシでは、国民の多くは、自身のベラルーシ語の運用能力に不足を感じる傾向が見受けられるものの、基本的にはロシア語とベラルーシ語の両方の言語運用能力を一定の程度身につけている。一般的に複数の言語が操れる事自体は、話者に利益をもたらすが、ベラルーシ語の法的な保護という観点からみると、ベラルーシ国民のバイリンガル性という特殊事情によって、法律で保障されているベラルーシ語の自由な使用を社会で求める権利の主体を見定めることは困難となっている。すなわち、仮にベラルーシ語を公的な領域で使用できないことが社会生活を送る上で大きな障害となるという人々が一定数いた場合は、それは直ちに深刻な人権問題に発展するが、今日のベラルーシにおいては、社会生活においてベラルーシ語の使用を望む人々もロシア語の運用能力を持ち合わせていることがほとんどで、ベラルーシ語で社会生活を送ることを望む個人の言語権の保障の問題はその緊急性を事実上主張しにくい状況になっている。こうした背景から、ベラルーシ語を法的に保護する有効性が、ベラルーシ国内では構造的に発揮されにくい事態を招いているのである。

しかし、その一方でソ連時代を経験していない若い世代の中に、ベラルーシ語を再評価し、積極的に使用しよう、あるいは学習しようとする動きが徐々に活発化している。彼らを中心とするベラルーシ語への再評価、再習得の動きが世代を超えて普及していくか否かは、今後のベラルーシ語の実社会での地位の向上と法的地位の実質化と深く関わっており、今後大きく注目される動向である。

#### 6.1.4. 第4章「実体計画：現代ベラルーシ語標準語規範の分裂をめぐって」

第4章では、実体計画に関わる問題として、現代ベラルーシ語の標準語規範の分裂をめぐむ問題を中心に検討した。具体的には、今日のベラルーシ社会に生じている現代ベラルーシ語の標準語規範が公式規範とタランケヴィチ規範へと分裂しているという状況が、ベラルーシ語の標準語化プロセスの中でいかにして生じ、それがどのようにして対立関係に陥ってきたのかを、次の5つの段階に分けて論じた。すなわち、標準ベラルーシ語規範の、1)自発的発展の段階、2)政策的発展の段階、3)分裂的発展の段階、4)競合的発展の段階、5)強制的統合の段階、の5段階である。さらに、標準語

規範の分裂の実態について、これまでの研究において指摘されてきた、2つの規範の具体的な差異を正書法、音声・音韻、文法、語彙、統語、文体の観点から比較対照が可能な形で明示的に整理した。その上で、標準語規範の分裂と対立という状況が現代ベラルーシの言語状況、とりわけ標準ベラルーシ語の普及においてどのような問題を生み出しているのかについて考察した。

17世紀末以降、専ら民衆の話し言葉として普及していたベラルーシ語は、19世紀の初め頃より次第に文学作品の執筆に用いられるようになり、19世紀の半ばにはドゥニン＝マルツィンケヴィチやバフシェヴィチといった作家たちによる書き言葉としてのベラルーシ語の洗練が進み、民衆の言語意識を啓発する活動が盛んになった。また、これと並行して、ロシア語の方言研究という形ではあったが、19世紀の前半頃より言語学者によるベラルーシ語の言語学的特徴に関する研究が大きな関心を集め、活発に行われた。そうした中で、20世紀の初めには、カールスキーによる『ベラルーシ人』などの著作があらわれ、ベラルーシ語は、次第に個別言語として認知度を高めていったのである。また同時期に、ベラルーシ語による出版活動が正式に開始され、書き言葉としてのベラルーシ語の使用が急速に拡大した。その結果、社会でベラルーシ語の正書法や文法の規範化のニーズが高まったのである。こうした背景の中で、1918年にタラシケヴィチが、初の体系的なベラルーシ語規範文法である『学校のためのベラルーシ語文法』を上梓した。タラシケヴィチによるこの文法書は、当時のベラルーシ語使用者層の間で広く支持を得て、同書に示された正書法規則と文法規範は、ベラルーシ語の使用実践において普及・定着していった。

その後、1919年にベラルーシ地域へソヴィエト政権が樹立され、BSSRが成立すると、ベラルーシ語の標準語化プロセスは、作家や言語学者といった個々人の活動を中心とする自発的な段階からソヴィエト政権が主導する政策的な発展の段階へと性格を変えていった。1920年代のソヴィエト政権下のベラルーシでは、ベラルーシ化と呼ばれるベラルーシ語・ベラルーシ文化の振興政策のもと、同国のベラルーシ文化研究所(後のベラルーシ科学アカデミー)が中心となって学術用語の整備、語彙体系の整備、正書法の整備が進められていった。しかし、こうした政策的なベラルーシ語の標準化プロセスは、1930年代に入り、ソ連全体がスターリン体制下におかれるようになると急速に停滞へと追い込まれていった。1920年代にベラルーシ語の標準語化に貢献したベラルーシ文化研究所(科学アカデミー)の言語学者たちは、相次いで粛清の対象となり、辞書編纂や正書法辞典の編纂などの計画は中断された。

スターリン体制下のベラルーシでは、1933年にBSSR人民委員会により、事実上ベラルーシ語の正書法規範(及び文法規範の一部)をロシア語へと近づける正書法改革が実施された。ソヴィエト政権下のベラルーシでは、翌1934年にこの正書法改革を踏まえたベラルーシ語正書法が採択され国内に普及していくことになったが、一方で当時ポーランド領であった西ベラルーシ及びヨーロッパの在外ベラルーシ人コミュニティでは、政治的な意図を持って実施された、この正書法改革の内容は拒否される事態となった。これをきっかけにベラルーシ語の標準語規範は、1933年の正書法改

革を受け入れたソヴィエト政権下のベラルーシと、これを拒否して1920年代までに発展してきたタラシケヴィチの文法書で提示された規範を保持しようとする西ベラルーシ及びヨーロッパのベラルーシ人コミュニティとの間で別々に発展していく分裂的発展の段階に入っていた。タラシケヴィチの規範に基づくベラルーシ語の使用は、1939年に西ベラルーシがソヴィエト政権下のベラルーシに統合されると、専らヨーロッパのベラルーシ人コミュニティで保持されるようになり、第二次世界大戦後はヨーロッパのベラルーシ人コミュニティに加えて、ソヴィエト政権下から亡命したベラルーシ人たちが移住した北米などで維持されていった。一方で、ソヴィエト政権下のベラルーシでは、第二次世界大戦後、1933年の正書法改革の内容を踏襲した公式な規範の洗練と発展が、科学アカデミーを中心として政策的に実施されていった。多くの辞書類や文法書の編纂と刊行が実施され、公式な規範が標準語規範として着実に定着していった。

1980年代に入り、ソ連圏全体がペレストロイカ期を迎えると、ベラルーシにおいては政治や社会生活の自由化に伴って、次第に在外ベラルーシ人コミュニティからタラシケヴィチ規範に基づくベラルーシ語使用の実践が国内に流入するようになっていった。そうした中で、タラシケヴィチ規範は、より「真正な」標準ベラルーシ語の規範を復興しようとする一部の言語純化主義的な志向を持った知識人層の間で急速に支持されるようになり、1930年代以降からソヴィエト政権下で確立されてきた公式規範と競合するようになっていった。こうして標準ベラルーシ語の規範は、競合的発展の段階へと入り、1991年のソ連崩壊とベラルーシ共和国の独立を経て以降は、この2つの標準ベラルーシ語規範の対立はますます深まっていった。1990年代の前半には、科学アカデミーを中心として2つの規範の統合が一時的に模索されたものの、1994年の親ロシア路線のルカシェンコ政権の成立によって共にその統合の試みは頓挫した。

2000年代以降、タラシケヴィチ規範は、ベラルーシ国内の非政府系・独立系の新聞や専門雑誌などの出版物やインターネットメディアを中心に広く使用されるようになった。2005年にはタラシケヴィチ規範支持派の言語学者たちによって、現代版のタラシケヴィチ規範である『ベラルーシ語正統文法』が出版された。公式規範については、2008年にソ連時代から引き継がれてきた正書法を改定した新たな正書法規則が定められた。正書法規則の変更点そのものは最小限の内容であったが、一方でこの正書法規則の採択と同時に、公式規範に従わないベラルーシ語の国内での使用を非合法とする法律が採択され、タラシケヴィチ規範は、事実上、ベラルーシ国内での使用が禁止された。こうして標準ベラルーシ語規範の発展は、強制的統合の段階に入り、今日に至る。しかしながら、タラシケヴィチ規範の支持者は、未だに無視できない存在感を持っており、ブログやSNSといった個人的な言語使用領域や、ベラルーシ国外に活動拠点をおくベラルーシ語メディア等においては根強くタラシケヴィチ規範が保持されている。

今日、ベラルーシ語のように言語としては1つでありながら、標準語規範に分裂が生じているという事例は、世界の言語でしばしば見られ、それらは多極性言語として広く知られている。しかし、

ベラルーシ語の場合は、単なる多極性言語の事例というよりは、分裂した規範が競合と対立の関係に陥っており、標準ベラルーシ語そのものの不安定化へと繋がっているシゾグロシアの状況にあると指摘できる。標準ベラルーシ語におけるシゾグロシアの問題は、ベラルーシ国内でのベラルーシ語の普及度の低さやベラルーシ政府のベラルーシ語普及への積極性の低さといった問題を背景に、容易には解決が困難な状況にあり、公式規範は「公式」とされながらも、タラシケヴィチ規範にその社会的な威信を明らかに脅かされている状況にある。

#### 6.1.5. 第5章「普及計画：教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐって」

第5章では、普及計画に関わる問題として、教育を通じたベラルーシ語の普及実態をめぐら問題を中心に論じた。具体的には、現代ベラルーシの言語教育の実態について、憲法及び言語法からその制度的特徴を整理し、さらに統計資料から各教育段階での実際の言語使用状況を明らかにした。また、独自に実施したアンケート調査の分析に基づいて、教育や家庭を通じたベラルーシ語の世代間継承への人々の意識についても考察を行った。

ベラルーシにおいては、1991年の独立後から現在に至るまで、ベラルーシ語は、普通教育から高等教育まで必修言語とされている。また国民は、ベラルーシ語により教育を受ける権利を保障されることが憲法及び言語法で定められている。ただし、ベラルーシでは、ロシア語もまた、ベラルーシ語と並んで普通教育においては必修言語とされており、国民は、ロシア語による教育を受ける権利も保障されている。すなわち、ベラルーシ国民は、国家語であるベラルーシ語とロシア語の読み書きの訓練を学校教育で必ず受けるが、制度として教育を受ける言語、すなわち、教授言語についてはベラルーシ語とロシア語のいずれかを選択できることになっている。

しかし、今回参照した統計資料からは、ベラルーシ語を教授言語として教育を受ける生徒・児童は、1990年代前半に一時的に増加したものの、1995年のロシア語の国家語化以降は一転して減少に転じていることが判明した。2014年度現在、ベラルーシ国内において、ベラルーシ語で保育・教育を受けている者は、就学前教育においては全体の10.5%、普通中等教育においては14.5%、高等教育においては国立の機関で0.1%、私立の機関では0%という状況にあり、教育を通じたベラルーシ語の普及は厳しい状況にあることが明らかになった。

ただし、筆者がミンスク在住の若者世代に対して実施したアンケート調査からは、ベラルーシ語が教育分野をはじめ国内のほぼ全ての領域で劣勢に立たされている中でも、回答者の約8割が次世代にベラルーシ語の運用能力の獲得を望んでいることが判った。一方で、ベラルーシ語学校で教育を受けさせたいと考えている者、子どもと実際にベラルーシ語を用いて話そうと考えている者は、回答者全体の半分以下であり、自身が進んでベラルーシ語の継承に関わろうとする意志はそれほど強くないことも浮き彫りにされた。今後は、現在の若い世代が、次世代に対して具体的にどの程度のベラルーシ語の運用能力を望んでいるのかという点を、さらに調査し明らかにする必要がある。

## 6.2. 国家主導の標準ベラルーシ語の普及の限界

最後に、各章での議論を踏まえ序章で設定した5つの研究課題に基づき、改めて今日のベラルーシにおいて国家主導のベラルーシ語の普及がどのような限界に直面しているのかについて検討する。

まず、a) 言語状況の通時的な実態に関しては、第1章で確認したように、ベラルーシ語は、中世までに独自の標準語を発展させる基礎を築いてきたものの、その後のポーランドの支配と、続く帝政ロシアの支配の影響下で自力での標準語の発展が制限された状況におかれてきた。ベラルーシ地域がポーランドとロシアという互いに反目し合う強い求心力をもったスラヴ文化圏の2国の境界に位置するという地政学的な条件などによって、どちらへも完全に同化しなかったことで、ベラルーシ語は、ポーランド語とロシア語の双方からの影響の中でその独自性を発展させてきた。しかし、結果として、20世紀までのベラルーシ地域の言語政策は、ベラルーシ人自身が主体的に取り組んだというよりはポーランドやロシアの実施する施策の受け手として推進されたものである。ソ連時代から現在に至るまで、事実上同様の状態が続いている。このことは、第3章以降に言及したように、ソ連時代のベラルーシ語の正書法の整備がロシア語の正書法の整備に準ずる形で進められたことや、ペレストロイカ末期の言語法の整備がウクライナの言語法を模倣して実施されたことに明らかであろう。歴史的に見て、ベラルーシ共和国における言語政策は、本来言語政策を主導すべき国家が政策を先導する経験に乏しく、主体的な政策の推進力になり得ていないのである。もちろん、ベラルーシは、ポーランドや帝政ロシアそしてそれに続くソ連といった強国の政治的支配の下におかれてきた故に、ベラルーシ人の意思に関係なく、その主体性が制限されてきたことも事実である。しかし、現状として、独立期以降においても言語政策における主体性の希薄さは、今日のベラルーシ共和国における言語政策の基本的な特徴となっている。

また、b) 言語状況の共時的な実態に関しては、第2章で検討したように、現在ベラルーシ国民の大多数はロシア語話者であり、これはベラルーシ人に限っても同様にロシア語話者が大半を占めているという状況にある。すなわち、民族としてのベラルーシ人は、ベラルーシにおいて多数派であるものの、ベラルーシ語を主要な日常使用言語としている国民、すなわち、実質的なベラルーシ語話者は、ベラルーシにおいては少数派となっているのである。ベラルーシ語は、民族的なベラルーシ人にとって日常生活の手段というよりも民族アイデンティティの象徴である「母語」という地位に留まる傾向を指摘したが、同時に民族の象徴としての機能も実はここ10年で低下しつつあり、ベラルーシ語は、ベラルーシ人ひいては、ベラルーシ国民に民族や国家への帰属意識を想起させる主要なファクターとしての意義を急速に失いつつあると考えられる。すなわち、現在のベラルーシにおいては、国家権力にとってベラルーシ語の保護や振興は、国民統合の上での優先的な課題となりにくい状況にある。また、ベラルーシ国内でベラルーシ語が「母語」意識と日常使用の点で優勢な農村部は、国内全体に占める人口規模も小さく、また住民は、ロシア語が優勢な都市部へ流出する傾向が顕著であるため、数の上で、国内においてベラルーシ語使用の主要な担い手とはなり得てい



ない。こうした事情が、ベラルーシ国内での国家主導の政策的なベラルーシ語の保護が行政上の諸課題の中で優先順位の低位におかれる一因となっている。

さらに、c) **地位計画に関わる問題**に関しては、第3章で検討したように、法律文書の分析から、1990年から正式にベラルーシ語に付与された「国家語」という法的地位は、元々象徴的な意義の強いものであり、1995年のロシア語の国家語化を経た現在のベラルーシ語の「国家語」としての地位は、その地位を支えるべき言語法がベラルーシ語の不使用を公に認める規定を多く含んでいることから、極度に形骸化してしまっている実態が明らかとなった。

しかし、現在のベラルーシでは、国民の大半が実質的にロシア語を日常使用言語としている状況にあり、国家語の1つであるベラルーシ語の使用を法律により厳格に義務化することは、憲法が国民に保障する母語を使用する権利及び教授言語を選ぶ権利との衝突を招き、現状では難しい状況にある。ベラルーシ語を法的に保護することの困難さは、文化財としてのベラルーシ語の保護の問題とロシア語の使用を望む話者の権利(言語権)の保護の問題との恒常的な緊張関係がその背景にあることが指摘できる。すなわち、文化財としてのベラルーシ語の保護は、常にベラルーシ国民個人の自由な言語選択を制限する可能性があり、ロシア語の使用を望む話者の権利(言語権)の保護は本来保護の必要なベラルーシ語の保護への不支持へと繋がりがねず、容易に対立し得る両問題への対応が同時に必要とされている今日のベラルーシでは、国家主導でベラルーシ語の法的保護を実質的に実現するということが構造的な困難さを抱えている。故に、現在ベラルーシにおいて、ベラルーシ語が「国家語」という象徴的な地位を与えられながら、実際には公的領域での不使用が公に認められている状況は、ある意味で辿り着くべくして辿り着いた1つの妥協点といわざるを得ない状況にある。

また、d) **実体計画に関わる問題**に関しては、第4章で確認したように、現代ベラルーシ語は、19世紀以降の作家による書き言葉としての使用の実践及び、1920年代から本格化した政策的な標準語化のプロセスの中で正書法や文法規範の確立を達成してきた。しかし、1930年代のスターリン体制下でもたらされた主体的な標準語化政策の停滞と、1933年のイデオロギー的な正書法改革は、標準ベラルーシ語規範がソヴィエト政権下のベラルーシとその域外の在外ベラルーシ人コミュニティとで別々に発展する契機となった。こうして分裂的な発展段階へと入った標準ベラルーシ語の規範は、ソヴィエト政権下では1933年の正書法改革を踏襲した規範が公式規範として発展・定着していった一方で、ヨーロッパや北米を中心とする在外ベラルーシ人コミュニティでは正書法改革以前の1920年代に確立されたタラシケヴィチ規範の使用が保持されることになった。2つの標準ベラルーシ語規範は、ペレストロイカ末期頃よりベラルーシ国内でより「真正な」標準ベラルーシ語の座をめぐる競争・対立するようになり、1991年の独立以降、この対立は、一層深まっていった。現在では、2008年に採択された法律により、タラシケヴィチ規範の国内での使用が、事実上、禁止され、2つの規範は強制的に統合が試みられている。しかし、そうした国家主導の正書法の使用制限も個人レ

ベルの言語使用には介入できず、熱心なベラルーシ語使用者であればあるほどタラシケヴィチ規範により正当性を見だし、これを使用する者は後を絶たない。こうした中、現在ベラルーシにおいて、「公式な」ものとされている公式規範は、その社会的威信を明らかにタラシケヴィチ規範によって脅かされており、広範な普及を実現する上で不利な状況におかれている。また、標準語規範の対立は、本来であれば、協力してベラルーシ語の普及に取り組むべきベラルーシ語使用者の知識人層間の断絶を少なからず助長している側面もあり、ベラルーシ語の普及を妨げる大きな要因の一つとなっている。

最後に、e) 普及計画に関わる問題に関しては、第5章で確認したように、ベラルーシにおいては、独立後から現在に至るまで、ベラルーシ語は、普通教育から高等教育まで必修言語とされており、また国民は、ベラルーシ語により教育を受ける権利を保障されることが憲法及び言語法で保障されている。これは、世界に数多くある危機言語と比べた場合、教育を通じた言語普及の面において非常に恵まれた条件を備えているといっても過言ではない。しかし、統計資料で確認したように、ベラルーシ国内ではベラルーシ語を教授言語として教育を受ける生徒・児童・学生の割合は、ロシア語を教授言語とする者を大幅に下回っている状況にある。これは、国民の多くが自身に与えられている「ベラルーシ語による教育を受ける権利」の行使を積極的に望んでいないこと、正確には子どもの教授言語の決定権を実際にもっている親世代が積極的にそれを望んでいないことが大きな原因となっている。これは、教育段階が進むほどベラルーシ語による教育体制が国内で整備・保障されていないこと、特に高等教育においてベラルーシ語で教育を受けようとする場合には選択できる専門が大きく限られてしまうことが原因の1つとして考えられる。また、実際にベラルーシ語による教育を子どもに望む親がいた場合に、行政側が希望者の少なさを理由に教育の機会を提供できない事例もしばしば発生している。

今回検討してきた内容を踏まえると、教育分野におけるベラルーシ語使用の普及は、恐らく負の連鎖に陥ってしまっているといつてよい。すなわち、子どもにベラルーシ語教育を望む親の絶対数が少ないため、行政側も多数派の希望をまず優先してソ連時代から継続するロシア語による教育の提供を基本として学校や大学の運営を現在行っている。これが今度は逆に、親世代が子どもの教育言語を選択する際に、ロシア語による教育の方が国内で圧倒的に充実しており特に高等教育まで十全にカバーされていることを考慮して、ロシア語による教育を選択する、といった連鎖へと繋がっている。筆者が実施したアンケートからは、ベラルーシ語による教育を重要視する意識やそれを次世代に望む潜在的な需要が伺えたが、これを実際に子ども世代の教授言語とつなげることができるか否かは先に述べた負の連鎖をどのように断ち切るかという点が課題となるだろう。とはいえ、教育の問題には、単にベラルーシ語の普及という問題のみならず、教育の効率性やその質の保証、さらにそれを支える教員養成や教材の充実、教授言語のベラルーシ語への切り替えに伴う巨額の財源の確保など先に達成すべき課題が山積しており、早急な変革は難しい。現に、1990年代には早急な

ベラルーシ語教育の普及の試みによる混乱が生じ、学校現場及び当時の親世代にとってある種のトラウマとなっており、現在ではベラルーシ語による教育そのものがネガティブなイメージを背負わされている側面があることは否めない。

以上のように、ベラルーシ語は、今日ベラルーシにおいて国家語という法的に高い地位が与えられ、長い歴史の中で標準語としても確立され、さらに教育においても使用されているが、その法的地位にふさわしい内実という側面では、国家主導でベラルーシ語の普及を達成するために克服すべき複雑な課題を抱えており、それは、しばしば国家主体での言語政策の及ぶ範囲を超えてしまっている。

### 6.3. 今後の課題と展望

本論文の対象としてきたベラルーシ共和国の事例は、ペレストロイカ末期以降の旧ソ連構成共和国全体の脱ロシア語化の流れの中において、ロシア語の優位さが例外的に顕著で、基幹民族語であるベラルーシ語の復興及び普及が困難を抱えている特異な事例として先行研究では度々言及されてきたものである。しかし、これまではソ連圏全体の言語問題と民族政策との関連やベラルーシ人の民族アイデンティティの形成、ベラルーシ・ナショナリズムとの関連から論じられることがほとんどであった。こうした従来の研究は、旧ソ連圏という広い文脈でみたベラルーシの言語状況と言語政策の特性や、民族アイデンティティが比較的弱いとされるベラルーシ人のナショナリズムとベラルーシ語の関係を考える上で大いに役に立つものであった一方で、ソ連崩壊と各構成共和国の独立から現在に至るまで、ベラルーシ社会においてなぜベラルーシ語が広範な普及を達成し得ていないのかという問題の本質について十分な説明がなされているとは言い難かった。とりわけ、ベラルーシ語は、既に正書法、規範文法、辞書を備えた標準語として整備され、独立国家の国家語という高い法的地位を付与されており、学校教育においても必修化され、かつ教授言語としても使用されていることから、一見すると主要な言語政策上の課題は既に達成されているという特殊な事例で、従来のアプローチとは異なった側面から詳細かつ総合的な検討が必要であった。本論文では、従来のアプローチとは異なった側面、すなわち、より言語政策的な側面に焦点を絞り、具体的に1) 地位計画、2) 実体計画、3) 普及計画という三つの観点からベラルーシの言語問題、特にベラルーシ語の普及の問題を検討し、従来明らかとなつてこなかったベラルーシ社会におけるベラルーシ語の普及の問題の本質を明らかにした。

今後は、このベラルーシに関する事例研究から得られた知見を生かして、より広範な地域の言語問題を検討し、ベラルーシの言語問題をより広い文脈で捉えていく作業が必要であると考え。具体的には、同じ東スラヴ地域の事例であるウクライナの言語問題へと考察の対象を広げ、ベラルーシの事例との比較を試みることに有意義であると考え。塩川伸明(2008)も指摘するように、これまでウクライナ及びベラルーシに関する言語問題はしばしば両国を1つのカテゴリーとしてまとめ、

ウクライナでそれを代表させるといった粗略な論じ方をされてきた。両国の事例は、共通する社会的背景も多く、相互に関連した展開を見せる面もあるが、相違する点も多々存在する。既存の研究の多くが、専らこの相違点についてウクライナの方が相対的に民族意識やナショナリズムが強いことに起因するという説明を与えがちであったが、本論文でのベラルーシの事例を詳細な検討を踏まえば、この説明は極めて単純かつ一面的であり、現実に存在する多様な側面の存在を数多く見落としているのではないかという疑問が生じる。この問題意識を出発点として、今後はこれまでのベラルーシ共和国における言語状況及び言語政策に関する自身の研究成果を最大限活かしながら、新たにウクライナへと研究対象を広げ、ベラルーシ及びウクライナにおける民族語の標準化とその普及過程に関する比較研究に取り組むことが今後の研究課題であると考えている。

この新たな研究により得られたベラルーシ語及びウクライナ語の標準化と普及を巡る問題に関する実証的な知見を、さらに今後、他のスラヴ地域における「大きな」民族語(一国の国家語となるような言語)の事例のみならず、「小さな」民族語(一国内の民族的少数派の言語)の標準化と普及をめぐる問題の考察にも応用していくことで、将来包括的なスラヴ地域、旧ソ連地域全体の言語の標準化と普及に関する比較研究を展開できる可能性を持っている。また、言語政策研究というアプローチをとることで、東スラヴ地域研究に留まらず、世界の他地域における言語問題、特に言語の標準化と普及に困難を抱えている事例(例えばアイルランドにおけるゲール語を巡る問題、日本における琉球諸語を巡る問題など)の考察にも適用でき、将来大規模な国際的な共同比較研究へと発展させることができると考えている。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 井内敏夫 (1998) 「第二章 中世のポーランドと東方近隣諸国」 伊東孝之・井内敏夫・中井和夫(編) (1998) 『ポーランド・ウクライナ・バルト史』 山川出版社, 43-95.
- 伊東一郎 (1989) 「〈白ロシア〉の起源—地名・民族名称と色彩方位観」 松原正毅(編) (1989) 『人類学とは何か—言語・儀礼・象徴・歴史—』 日本放送出版協会, 547-565.
- 伊東一郎 (1998) 「第一章 歴史の起源」 伊東孝之・井内敏夫・中井和夫(編) (1998) 『ポーランド・ウクライナ・バルト史』 山川出版社, 22-42.
- 白山利信 (2004) 「アメリカナイゼーションとロシア：衰退するソヴィエト文化」 津田幸男・浜名恵美(編) 『アメリカナイゼーション：静かに進行するアメリカの文化支配』 研究社, 195-220.
- 大平陽一 (1992) 「白ロシア語」 亀井孝・河野六郎・千野栄一(編) 『言語学大辞典 第3巻 世界言語編 (下-1) むほ』 三省堂, 118-123.
- ヴェルナツキー (松木栄三訳) (1999) 『東西ロシアの黎明：モスクワ公国とリトアニア公国』 風行社.
- 小田桐奈美 (2010) 「旧ソ連地域における国家語概念に関する一考察」 『日本スラヴ人文学会誌スラヴィアーナ』 第2号, 47-68.
- カルヴェ・ルイ＝ジャン(西山教行訳) (2000) 『言語政策とは何か』 白水社.
- 清沢紫織 (2012) 「ベラルーシ語はなぜ危機言語なのか：国勢調査にみるベラルーシ共和国の言語状況」 『日本スラヴ人文学会スラヴィアーナ』 第4号, 69-89.
- 國本哲男・山口巖・中条直樹他(共訳) (1987) 『ロシア原初年代記』 名古屋大学出版会.
- クリスタル・デイヴィッド (斎藤兆史・三谷裕美訳) (2004) 『消滅する言語：人類の知的遺産をいかに守るか』 中公新書 (=Crystal, D.(2000) *Language Death*, Cambridge: Cambridge University Press).
- クルマス・フロリアン(山下公子訳) (1987) 『言語と国家』 岩波書店.
- 黒田龍之助 (1999) 「似ているが故の悲劇：ベラルーシ言語文化事情」 中澤英彦(編) 『ポストソヴィエト期の社会と文化受容について』, 13-36.
- 越野剛 (2004) 「ベラルーシ人の曖昧な自己意識と曖昧な他者意識：ヤンカ・クパーラの戯曲『地元の人々Тутэйшыя』を中心に」 『SLAVIANA』 第19号, 8-20.
- 佐藤純一 (2012) 『ロシア語史入門』 大学書林.
- 塩川伸明 (2004) 『民族と言語：多民族国家ソ連の興亡 I』 岩波書店.
- 渋谷謙次郎 (2007) 「「母語」と統計：旧ソ連・ロシアにおける「母語」調査の行方」 『ことばと社会』 第10号, 三元社, 175-207.
- 田中陽兒 (2004) 「キエフ・ルーシ」 川端香男里他(編) (2004) 『新版ロシアを知る事典』 平凡社, 162-167.
- ディングレー・ジム (2003) 「ベラルーシ語」 グランヴィル・プライス(編)(松本克己監訳) 『ヨーロッ

パ言語事典』東洋書林, 465-469.

中井和夫 (1998) 「第三章 キェフ・ルーシ」伊東孝之・井内敏夫・中井和夫(編) (1998) 『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社, 96-114

ナハイロ・ボフダン, スヴォボダ・ヴィクトル (田中克彦監修, 高尾千津子・土屋礼子訳) (1992) 『ソ連邦民族・言語問題の全史』明石書店.

服部倫卓 (2002) 「現代ベラルーシの言語状況に関するデータの検証」ウクライナ語・文化研究会『オスノーヴァ』第1号, 89-125.

服部倫卓 (2004a) 『歴史の狭間のベラルーシ』(ユーラシア・ブックレット No.68) 東洋書店.

服部倫卓 (2004b) 『不思議の国ベラルーシ』岩波書店.

早坂眞理 (1998) 「第五章 分割と蜂起の時代」伊東孝之・井内敏夫・中井和夫(編) (1998) 『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社, 175-210.

早坂眞理 (2013) 『ベラルーシ：境界領域の歴史学』彩流社.

(1996) 「ペテルブルク学派」『言語学大辞典：第6巻 (術語編)』三省堂, 1208-1214.

マーチン・テリー (半谷史郎監修, 荒井幸康・渋谷謙次郎・地田徹朗・吉村貴之訳) (2011) 『アフターマティヴ・アクションの帝国：ソ連の民族とナショナリズム、1923年～1939年』明石書店.

三谷恵子 (1993) 「現在のクロアチア語について」『スラヴ研究 (Slavic Studies)』第40号, 75-96.

三谷恵子 (2011) 『スラヴ語入門』三省堂.

三好重仁 (2003) 「言語計画 (language planning)」『応用言語学事典』研究社, 353-354.

村田郁夫 (1992) 「ヤトヴィンギア語」『言語学大辞典：第4巻 (世界言語編)』三省堂, 557-558.

森信嘉 (2009) 「ノルウェーにおける言語状況と言語政策・言語教育政策」『拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究報告書』東京外国語大学, 1-26.

山田隆夫・渋谷謙次郎 (2011) 「言語権の視点からみた危機言語問題」『琉球諸語記録保存の基礎』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 42-66.

山本文明 (1992) 「ノルウェー語」『言語学大辞典：第3巻 (世界言語編)』三省堂, 48-55.

芳之内雄二 (2008) 「ウクライナの現代言語状況と言語問題」『北九州市立大学文学部紀要』74, 北九州市立大学文学部, 47-61.

## 【英語文献】

Belarusian Institute of Arts and Science, Belarusian Literary Association (1998) *Archives of The Belarusian Democratic Republic*, vol.1, Minsk/New York/Prague/Vilnius.

Bunčić, D. (2013) “Письменность Беларуси на стыке востока и запада: между двумя алфавитами, двумя орфографиями”, *Deutsche Beiträge zum 15. Internationalen Slavistenkongress, Minsk 2013*. Otto Sagner, München, 99-108.

- Cooper, R.L. (1989) *Language Planning and Social Change*, New York: Cambridge University Press.
- Ferguson, C. (1968) "Language Development", Fishman (ed.) *Language Problems of Developing Nations*, New York/ London/ Sydney/ Toronto: John Wiley & Sons, Inc., 27-35.
- Goujon, A. (1999) "Language, Nationalism and Populism in Belarus", *Nationalities Papers*, Vol.27, No.4, 661-677.
- Haugen, E. (1972) "Schizoglossia and the Linguistic Norm", *The Ecology of Language*, Stanford, California, Stanford University Press, 148-158 (=Haugen, E. (1962) "Schizoglossia and the Linguistic Norm", *Monograph Series on Languages and Linguistics*, Number 15, Washington: Georgetown University Press, 63-73).
- Haugen, E. (1966) "Dialect, Language, Nation", *American Anthropologist*, Vol.68, No.4, 922-935.
- Haugen, E. (1983) "The Implementation of Corpus Planning: Theory and Practice", Cobarrubias and Fishman (eds.) *Progress in Language Planning: International Perspectives*, Berlin/New York/Amsterdam: Mouton, 269-289.
- Ioffe, G. (2003a) "Understanding Belarus : Questions of Language" *Europe-Asia Studies*, Vol.55, No.7, 1009-1047.
- Ioffe, G. (2003b) "Understanding Belarus: Belarusian Identity" *Europe-Asia Studies*, Vol.55, No.8, 1241-1272.
- Kloss, H. (1967) "'Abstand Languages' and 'Ausbau Languages'", *Anthropological Linguistics*, Vol.9, No.7, 29-41.
- Kloss, H. (1969) *Research Possibilities on Group Bilingualism: A Report*. Quebec: International Center for Research on Bilingualism.
- Moseley, C. (ed.) (2010) *Atlas of the World's Languages in Danger*. 3rd ed., Paris: UNESCO Publishing.
- O'Connor, K. (2006) *Culture and Customs of the Baltic States*, London: Greenwood Press.
- Pavlenko, A. (2008) "Russian in post-Soviet countries" *Russian Linguistics*, 32, 59-80.
- Smolicz, J.J., Radzik, R. (2004) "Belarusian as an Endangered Language: Can the other tongue of an independent state be made to die?" *International Journal of Education Development*, 24, 511-528.
- Wexler, P. (1971) "Diglossia, Language Standardization and Purism: Parameters for a typology of literary languages", *Lingua*, Vol. 27, 330-354.
- Wexler, P. (1979) "The Rise (and Fall) of Modern Byelorussian Literary Language", *The Slavonic and East European Review*, vol.57, No.4, 481-508.
- Wexler, P. (1992) "Diglossia et Schizoglossia Perpetua-the Fate of the Belorussian Language", *Sociolinguistica*, Vol. 6, No.1, 42-51.
- Woolhiser, C. (2013) "New Speakers of Belarusian: Metalinguistic Discourse, Social Identity, and Language Use", David M. Bethea and Christina Y. Bethin, (eds.) *American Contributions To The 15th*

*International Congress Of Slavists*, Minsk, August 2013. Bloomington, IN: Slavica.

Wurme, S.A. (ed.) (1996) *Atlas of the World's Languages in Danger of Disappearing*, Paris: UNESCO Publishing / Canberra: Pacific Linguistics.

Wurme, S.A. (ed.) (2001) *Atlas of the World's Languages in Danger of Disappearing*. 2nd ed., Paris: UNESCO Publishing.

Zaprudnik, J. (1993) *Belarus: At a Crossroads in History*, Boulder-San Francisco-Oxford: Westview Press.

## 【ロシア語文献】

Болотина, Н.А. (1997) “Родной язык при переписях населения”, *Беларуская і руская мовы ў Беларусі: праблемы функцыянавання і ўзаемадзеяння*, Мінск, 3-5.

Вешторт, Г.Ф., Мельникова, Л.М. (1999) “Двуязычие в сфере законодательства и делопроизводства”, Крысин, Л.П., Мельникова, Л.А., Вешторт, Г.Ф., Булыко, А.Н. (ред.) (1999) *Типология двуязычия и многоязычия в Беларуси*, Минск, 168-176.

Горбачёв, М.С. (1989) “О национальной политике партии в современных условиях”, *Материалы пленума центрального комитета КПСС*, Москва, 14-43 (<http://soveticus5.narod.ru/85/pl890919.htm>, 2013/11/24 閲覧).

Коряков Ю.Б. (2002) *Языковая ситуация в Белоруссии и типология языковых ситуаций*: дисс. канд. филол. наук, Москва ([http://lingvarium.org/ling\\_geo/belarus/belorus.pdf](http://lingvarium.org/ling_geo/belarus/belorus.pdf), 2016年10月6日閲覧).

Кунцевич, Л.П. (1999) “Двуязычие в сфере народного образования” Крысин, Л.П., Мельникова, Л.А., Вешторт, Г.Ф., Булыко, А.Н. (ред.) (1999) *Типология двуязычия и многоязычия в Беларуси*, Минск, 139-147.

Мечковская, Н.Б. (1994) “Языковая ситуация в Беларуси: Этические коллизии двуязычия”, *Russian Linguistics*, No.18, 299-322.

Мечковская, Н.Б. (2008) “Язык в роли идеологии: национально-символические функции языка в белорусской языковой ситуации”, Мячкоўская, Н.Б. *Мовы і культура Беларусі: Нарысы*, Мінск, 83-95 (=Мечковская, Н.Б. (2002) “Язык в роли идеологии: национально-символические функции языка в белорусской языковой ситуации”, *Möglichkeiten und Grenzen der Standardisierung slavischer Schriftsprachen in der Gegenwart*, Dresden, 123-141).

Мечковская, Н.Б. (2011) “Почему в постсоветской Беларуси все меньше говорят на беллорусском языке”, *Неприкосновенный запас*, 6 [080], Москва, 207-224.

Мечковская, Н.Б. (2013) “Языковое законодательство в Беларуси и Украине как документы времени: социальные детерминанты, правовые решения и лакуны, идеологический камуфляж”, *Nana*



Gladkova, Kina Vačkova. (eds.) (2013) *Jazykové právo a slovanské jazyky*, Praha: Filozofická fakulta Univerzity Karlovy, 31-57.

Мозер, М. (2002) “Что такое «простая мова»?”, *Studia Slavica Hung.* 47/3-4, 221-260.

Новик, Е.К., Качалов, И.Л., Новик, Н.Е. (2012) *История Беларуси: с древнейших времен до 2012 г.*, Минск: Высшая школа.

НИСЭПИ (2005) *Новости НИСЭПИ*, №3 (37), Vilnius. (<http://www.iiseps.org/?p=2224>, 2017/09/05 閱覽)

НИСЭПИ (2010) *Новости НИСЭПИ*, №2 (56), Vilnius. (<http://www.iiseps.org/?p=2144>, 2017/09/05 閱覽)

Траханкина, Т.А. (1999) “Концепт родной язык в сознании билингва”, *Национально-культурный компонент в тексте и в языке: материалы III междунар. науч. конф., 7-9 апреля 1999г., Минск*, Ч.1, Минск: БГУ, 223-225.

Хентшель, Г., Киттель, Б. (2011) “Языковая ситуация в Беларуси: мнение белоруссов о распространенности языков в стране”, *Социология*, №4, Минск, 62-77.

### 【ベラルーシ語文献】

Абабурка, М.В. “Гарэцкі Максім Іванавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 123-125.

Байкоў, М., Некрашэвіч, С. (1925) *Беларуска-расійскі слоўнік*, Менск: Інстытут беларускай культуры, дзяржаўнае выдавецтва Беларусі.

Байкоў, М., Некрашэвіч, С. (2014) *Расійска-беларускі слоўнік*, Смаленск: Інстытут беларускай культуры (=Байкоў, М., Некрашэвіч, С. (1928) *Расійска-беларускі слоўнік*, Менск: Інстытут беларускай культуры, дзяржаўнае выдавецтва Беларусі).

Баршчэўска, Н. (2004) *Беларуская эміграцыя : абаронца роднае мовы*, Варшава: Друкарня МWM.

Булахаў, М.Г. (1994) “Карскі Яўхім Фёдаравіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 255-257.

Булыка, А.М.(1989) “Моўная сітуацыя ў БССР”, *Беларуская лінгвістыка*, Вып. 36, Мінск: Навук і тэхніка, 3-10.

Бушлякоў Ю., Вячорка В., Санько З., Саўка З. (2005) *Беларуская клясычны правапіс. Звод правілаў: сучасная нармалізацыя*, Вільня-Менск.

Вячорка, В., Шупа, С. (1994) “Ластоўскі Вацлаў Юстынавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 287-289.

Германовіч, І.К. (1994а) “Акадэмічная канферэнцыя па рэформе беларускага правапісу і азбукі”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 19-21.

Германовіч, І.К. (1994б) “Байкоў Мікалай Якаўлевіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 69-70.

Германовіч, І.К. (1994с) “Некрашэвіч Сцяпан Міхайлавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 388-389.

- Германовіч, І.К. (1994d) “Раманаў Еўдакім Раманавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 452-453.
- Германовіч, І.К. (1994e) “Сержпудоўскі Аляксандр Казіміравіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 480-481.
- Германовіч, І.К. (1994f) “Тарашкевіч Браніслаў Адамавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 558-559.
- Германовіч, І.К. (1994g) “Шпілеўскі Павел Міхайлавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 625-626.
- Гілевіч, Н. (2007) “Між распаччу і надзеяй: Абрис пройдзенага шляху ў сьвятле адной мары”, *Дзеяслоў*, № 26 (<http://dziejaslou.by/old/www.dziejaslou.by/inter/dzeja/dzeja.nsf/htmlpage/hil2602ec.html?OpenDocument>, 2016/09/23 閱覽).
- Гуліцкі, М.Ф. (1994a) “Дабравольскі Уладзімір Мікалаевіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 172-173
- Гуліцкі, М.Ф. (1994b) “Ціхінскі Язэп”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 604.
- Давідоўскі, П. (2012) “Стаўленне да беларускай лацінкі нацыянальных дзеячаў, навукоўцаў і публіцыстаў”, *Супольнасць традыцыі — садружнасць у будучыні беларуска-польскія моўныя, літаратурныя, гістарычныя і культурныя сувязі : зборнік навуковых артыкулаў*, Мінск, 358-367.
- Жураўскі, А. (1991) “Рэформа правапісу: як гэта было”, *Настаўніцкая газета*. 1991. № 43-45, 48-50, Мінск.
- Жураўскі, А. (1993) *Праблемы норм беларускай літаратурнай мовы*, Мінск.
- Жураўскі, А.І. (1994) “«Катэхізіс» С. Буднага”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 258-259.
- Жураўскі, А.І., Прыгодзіч, М.Р. (1994) “Гісторыя беларускай літаратурнай мовы”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 147-156.
- Запрудскі, С. (1992) “Развітанне з міражамі”, *Настаўніцкая газета*, 1992. № 90-93, Мінск.
- Запрудскі, С.М. (1994) “Лёсік Язэп Юр’евіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 306-308.
- Запрудскі, С.М. (1999) “Варыянтнасць у беларускай літаратурнай мове”, *IV летні семінар беларускай мовы, літаратуры і культуры (05–19 ліпеня 1999 г.)*, Мінск, 20-26.
- Запрудскі, С.М. (2002) “Моўная палітыка ў Беларусі ў 1990-я гады”, *ARCHE*, №1(21), Мінск, 98-112.
- Запрудскі, С.М. (2013) *Беларускае мовазнаўства і развіццё беларускай літаратурнай мовы: 1920-1930 гады*, Мінск: БДУ.
- Запрудскі, С.М. (2015) “Праблемы нормы і варыянтнасці у беларускай літаратурнай мове”, *Міжнародная летняя школа беларусістыкі. Лекцыі (24 жніўня – 07 верасня 2015г.)*, Мінск, 19-23.

- Колас Я. (1976) “Беларуская мова ў казённай школе”, *Збор твораў: у 14 т.*, Т.12, Мінск: Мастацкая літаратура, 303-305 (=Дзядзька Карусь (Колас Я.) (1906) “Беларуская народная школа : Беларуская мова ў казённай школе”, *Наша Ніва*, 1906. №7 (22 снеж.), 4).
- Клімаў, І. (2003) “Рэформа 1933 года: перадумовы і наступствы”, *Роднае слова*, 2003. №12. Мінск, 24-26.
- Клімаў, І. (2004а) “Гісторыя складвання двух стандартаў у беларускай літаратурнай мове”, *Роднае слова*, 2004, №6. Мінск, 41-47.
- Клімаў, І. (2004b) “Лінгвістычная апазіцыя двух стандартаў беларускай літаратурнай мовы”, *Роднае слова*, 2004. №7. Мінск, 14-18.
- Конан, У.М. (1994) “Беларусізацыя”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 78-80.
- Крамко, І.І. (1994) “Чачот Ян”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 611-612.
- Крамко, І.І., Юрэвіч, А.К., Яновіч, А.І. (1968) *Гісторыя беларускай літаратурнай мовы*, Том II, Мінск.
- Кулеш Г.І. (2015) “Канцэпцыя паходжання і этапы развіцця беларускай мовы”, *Міжнародная летняя школа беларусістыкі. Лекцыі (24 жніўня – 07 верасня 2015г.)*, Мінск, 9-19.
- Ламека, У.Б. (1994) “Дунін-Марцінкевіч Вікенцій Іванавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 185-187
- Ламека, У.Б., Собаль, У.І. (1994) “Багушэвіч Францішак Казіміравіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 67-69.
- Лукашанец, А. (2014) “Беларуская мова і акадэмічнае мовазнаўства ў пачатку XXI стагоддзя”, *Весці нацыянальнай акадэміі навук беларусі: Серыя гуманітарных навук*, №1 (2014), Мінск, 66-73.
- Ляхоўскі, У. (2010) *Школьная адукацыя ў Беларусі падчас нямецкай акупацыі (1915-1918 г.)*, Вільня: Інстытут беларусістыкі / Беласток: Беларускае гістарычнае таварыства.
- Навуменка, Л.І. (2002) “Этнічная ідэнтычнасць палякаў у Беларусі”, *Гістарычны Альманах: Гістарычны і краязнаўчы часопіс*, Т.6, Гродна, 181-190.
- Платонаў, Р.П., Корушк, У.К. (2001) *Беларусізацыя. 1920-я гады : Дакументы і матэрыялы*, Мінск.
- Прыгодзіч, М.Р. (1994) “Гісторыя беларускага мовазнаўства”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 141-146.
- Рамановіч, Я.М., Юрэвіч, А.К. (1994) “Бузук Пётр Апанасавіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 99-100.
- Рамза, Т.Р. (2000) “Надзённыя пытанні беларускай лінгвістыкі”, *Беларуская мова і мовазнаўства на рубяжы III тысячагоддзя: Матэрыялы навуковай канферэнцыі, прысвечанай 70-годдзю Інстытута мовазнаўства імя Якуба Коласа НАН Беларусі (2-3 лістапада 1999 г.)*, Мінск, 145-146.

- Рамза, Т.Р. (2010) *Беларуская мова? З задавальненнем! Для замежных навучэнцаў*, Мінск: Вышэйшая школа.
- “Рэформа беларускага правапісу 1933 года” (1994), *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 464-467.
- Суднік, М.Р. (1994) “Насовіч Іван Іванавіч” *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 379-382.
- Сямешка, Л. (1991) “У 1933-м і пазней”, *Наша слова*, 1991. № 18-21, Мінск.
- Тарашкевіч, Б. (1918) *Беларуская граматыка для школ*, Вільня: Друкарня М. Кухты (=Тараškevič, В. (1918) *Bielaruskaja hramatyka dla škol*, Wilnia: Drukarnia M. Kuchty)
- Тарашкевіч, Б. (1929) *Беларуская граматыка для школ: выданьне пятае, пераробленае і пашыранае*. Вільня. (перадрук. Нью-Ёрк, 1992)
- Тарашкевіч, Б. (1943) *Беларуская граматыка: выданьне шостае*, Менск.
- Таварыства беларускай мовы (2009) *Летапіс дзейнасці Грамадскага аб’яднання “Таварыства беларускай мовы імя Францішка Скарыны” 1989-2009*, Ліда.
- Шакун, Л.М. (1984) *Гісторыя беларускай літаратурнай мовы*, Мінск: Выдавецтва «Універсітэцкае».
- Шакун, Л.М. (1994а) “«Беларуская граматыка для школ» Б.А. Тарашкевіча”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 81-82.
- Шакун, Л.М. (1994б) “Парадыйна-сатырычныя паэмы «Энеіда навыварат» і «Тарас на Парнасе»”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 409-410.
- Шакун, Л.М. (1994с) “Старабеларуская літаратурная мова”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 531-533.
- Шчэрбін, В.К. (1994а) “«Беларуская навуковая тэрміналогія»”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 86-87.
- Шчэрбін, В.К. (1994б) “«Слоўнік беларускай мовы» І. І. Насовіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 524-525.
- Усціновіч, Г.К. (1994) “Наша Ніва”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 384-386.
- Янкоўскі, Ф.М. (1989) *Гістарычная граматыка беларускай мовы: вучэбны дапаможнік*, Мінск: Вышэйшая школа.
- Яўневіч, М.С. (1994) “Юргелевіч Пётр Якаўлевіч”, *Беларуская мова: энцыклапедыя*, Мінск, 638-639.

### 【法律文書・政策文書】

リトアニア大公国法典 (1566 年)

**Статут Вялікага княства Літоўскага 1566г.** (<http://www.pravo.by/main.aspx?guid=1831>, 2016/10/06 閲覧)

1696 年 8 月 29 日付け「共和国」諸階級全連盟の決議文

**Konfederacya Generalna Ordinum Regni et Magni Ducatûs Lithvaniae : Po niedoszley Konwokacyi**

- głowney Warszawskiej umowiona Roku Panskiego 1696. dnia 29. Miesiąca Sierpnia, Coaequatio jurium una cum ordinatione judiciorum tribunalitiorum, et repartitione locationeq; exercituum M. D. Lithvanæ**, Volumina legum (1738), *Volumen quintum : ab anno 1669 ad annum 1697 acta Reipublicae* continens, Warsaw  
([https://books.google.pl/books?id=Td11AAAACAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs\\_ge\\_summary\\_r&cad=0#v=onepage&q&f=false](https://books.google.pl/books?id=Td11AAAACAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false), 2016/08/15 閲覧)
- BSSR 社会主義共和国憲法 (1919, 1927, 1937, 1978 年)
- Канстытуцыя Беларускай Савецкай Сацыялістычнай Рэспублікі** (1919, 1927, 1937, 1978)  
(<http://pravo.by/main.aspx?guid=1951>, 2016/09/23 閲覧)
- 1920 年 8 月 1 日付 BSSR 独立宣言
- Декларация независимости ССР Белоруссии 1 августа 1920 г.**, Дурденевский, В.Н. (1927)  
Равноправие языков в советском строе, Москва: Институт советского права, 162.
- 1921 年 2 月 5 日付 「BSSR 中央執行委員会会議における国民教育の問題」
- Пытанні народнай асветы на сесіі ЦВК ССРБ, 5 лютага 1921г.**, Платонаў, Р.П., Корушк, У.К. (рэд.)  
(2001) *Беларусізацыя. 1920-я гады : Дакументы і матэрыялы*, Мінск, 32-34.
- 1921 年 2 月 5 日付 「BSSR 中央執行委員会會議ベラルーシ出身文化労働者への呼びかけ：ベラルーシの民族文化の復興事業のための帰還召集に付して」
- Зварот сесіі ЦВК ССРБ да культурных работнікаў-ураджэнцаў Беларусі з заклікам вяртацца ў рэспубліку для працы па яе нацыянальна-культурным адраджэнні, 5 лютага 1921г.**, Платонаў, Р.П., Корушк, У.К. (рэд.) (2001) *Беларусізацыя. 1920-я гады : Дакументы і матэрыялы*, Мінск, 35-37.
- BSSR 中央執行委員会第 2 会期 「民族政策実施の实践的諸施策についての決定」 (1924 年)
- Пастанова 2-й сесіі ЦВК БССР аб практычных мерапрыемствах па правядзенні нацыянальнай палітыкі**, Платонаў, Р.П., Корушк, У.К. (рэд.) (2001) *Беларусізацыя. 1920-я гады : Дакументы і матэрыялы*, Мінск, 129-135.
- BSSR 人民委員会會議 「ベラルーシ語正書法の変更と簡易化についての決定」 (1933 年)
- Пастанова савета народных камісараў БССР аб зменах і спрашчэнні беларускага правапісу**,  
Беларуская акадэмія навук, Інстытут мовазнаўства (1934) *Правапіс Беларускай мовы*, Менск, 3-7.
- ベラルーシ語正書法 (1934 年)
- Правапіс Беларускай мовы**, Беларуская акадэмія навук, Інстытут мовазнаўства (1934), Менск.
- BSSR 科学アカデミー言語学研究所 「ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則」 (1959)
- Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі**, Акадэмія навук БССР, Інстытут мовазнаўства (1959), Мінск.

UkSSR における諸言語についての法律 (1989 年)

**Закон Української Радянської Соціалістичної Республіки про мови в Українській РСР**  
(<http://zakon3.rada.gov.ua/laws/show/8312-11>, 2016/10/6 閲覧)

BSSR における諸言語についての法律 (1990 年)

**Закон БССР аб мовах у Беларускай ССР, Беларуская мова: энцыклапедыя**, Мінск, 1994, 647-652.

ベラルーシ共和国憲法 (1994, 1996, 2004 年)

**Канстытуцыя Рэспублікі Беларусь (1994, 1996, 2004)** (<http://pravo.by/main.aspx?guid=1951>, 2016/06/10 閲覧)

ベラルーシ共和国における諸言語についての法律 (1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013 年)

**Закон Рэспублікі Беларусь аб мовах у Рэспубліцы Беларусь (1998, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013)**, ЭТАЛОН. Заканадаўства Рэспублікі Беларусь, Нацыянальны цэнтр прававой інфармацыі Рэспублікі Беларусь.

1995 年 5 月 14 日共和国国民投票の結果に関する中央委員会記録

**Протокол Центральной комиссии о результатах республиканского референдума 14 мая 1995 года**(<http://www.rec.gov.by/ru/arhiv-referendумы/respublikanskiy-referendum-14-maya-1995-goda>, 2016/06/10 閲覧)

ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則についての法律 (2008 年)

**Закон Рэспублікі Беларусь аб правілах беларускай арфаграфіі і пунктуацыі**, Нацыянальны цэнтр прававой інфармацыі Рэспублікі Беларусь (2008), Мінск.

ベラルーシ語の正書法及び句読法の規則 (2008 年)

**Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі**, Нацыянальны цэнтр прававой інфармацыі Рэспублікі Беларусь (2008) *Правілы беларускай арфаграфіі і пунктуацыі*, Мінск.

ベラルーシ共和国教育法

**Закон Рэспублікі Беларусь аб адукацыі**

(<http://www.pravo.by/main.aspx?guid=3871&p0=v19101202&p2={NRPA}>, 2013/12/15 閲覧)

ベラルーシ共和国行政地域制度法

**Закон Рэспублікі Беларусь аб админістратывно-тэрытарыяльным устроістве Рэспублікі Беларусь** (<http://www.pravo.by/main.aspx?guid=3871&p0=h19800154&p2={NRPA}>, 2014/01/06 閲覧)

### 【統計資料】

[1] *Всесоюзная перепись населения 1926 года : народность, родной язык, возраст, грамотность*, Москва: Издание ЦСУ СССР, 1928.

[2] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 1999/2000*

- навучальнага года: *Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 1999.
- [3] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2000/2001 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2000.
- [4] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2001/2002 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2001.
- [5] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2002/2003 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2002.
- [6] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2003/2004 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2003.
- [7] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2004/2005 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2004.
- [8] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2005/2006 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2005.
- [9] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2006/2007 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2006.
- [10] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2007/2008 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2008.
- [11] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2008/2009 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2008.
- [12] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2009/2010 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2009.
- [13] *Вышэйшыя навучальныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2010/2011 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2010.
- [14] *Дашкольныя ўстановы Рэспублікі Беларусь па стану на 1 студзеня 1999 г.: Стат. даведнік*, Міністэрства адукацыі Рэспублікі Беларусь вылічальна-аналітычны цэнтр, Мінск, 1999.
- [15] *Дашкольныя ўстановы Рэспублікі Беларусь па стану на 1 студзеня 2005 года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2005.
- [16] *Дашкольныя ўстановы Рэспублікі Беларусь па стану на 1 студзеня 2008 года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2008.
- [17] *Дашкольныя ўстановы Рэспублікі Беларусь: па стану на 1 студзеня 2011 года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2011.
- [18] *Дзённыя агульнаадукацыйныя і спецыяльныя школы, школы-інтэрнаты і дзіцячыя дамы па стану на 6 верасня 2001 года: асноўныя паказчыкі*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2001.
- [19] *Итоги Всесоюзной переписи населения 1959 года: Белорусская ССР, Центральное статистическое*

- управление при Совете Министров СССР, Москва, 1963.
- [20] *Итоги Всесоюзной переписи населения 1970 года: Том IV: Национальный состав населения СССР*, Центральное статистическое управление при Совете Министров СССР, Москва, 1973.
- [21] *Итоги переписи населения Республики Беларусь 1999 года: Том 1: Национальный состав населения Республики Беларусь и распространенность языков, Статистический сборник*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 2001.
- [22] *Народное хозяйство Белорусской ССР в 1989 г.: Стат. ежегодник*, Госкомстат БССР, Минск, 1990.
- [23] *Народное хозяйство БССР в 1990 г.: Стат. ежегодник*, Госкомстат БССР, Минск, 1991.
- [24] *Народное хозяйство Республики Беларусь в 1991 г.: Стат. ежегодник*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 1993.
- [25] *Народное хозяйство Республики Беларусь в 1993 г.*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 1994.
- [26] *Народное хозяйство Республики Беларусь в 1994 г.*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 1995.
- [27] *Народное хозяйство Республики Беларусь в 1995 г.*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 1996.
- [28] *Образование в Республике Беларусь: Стат. сборник*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 2001.
- [29] *Образование в Республике Беларусь: Стат. сборник*, Министерство статистики и анализа Республики Беларусь, Минск, 2006.
- [30] *Образование в Республике Беларусь: Стат. сборник*, Национальный статистический комитет Республики Беларусь, Минск, 2013.
- [31] *Параўнальны аналіз развіцця адукацыі ў рэгіёнах Рэспублікі Беларусь па стану на пачатак 2008/09 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2008.
- [32] *Параўнальны аналіз развіцця адукацыі ў рэгіёнах Рэспублікі Беларусь па стану на пачатак 2009/10 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2009.
- [33] *Параўнальны аналіз развіцця адукацыі ў рэгіёнах Рэспублікі Беларусь па стану на пачатак 2010/2012 навучальнага года: Стат. даведнік*, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2011.
- [34] *Перепись населения 2009: Том II: Населения Республики Беларусь: его численность и состав*, Национальный статистический комитет Республики Беларусь, Минск, 2010.
- [35] *Перепись населения 2009: Том III: Национальный состав населения Республики Беларусь, Стат. сборник*, Национальный статистический комитет Республики Беларусь, Минск, 2011.
- [36] *Система доступа к итоговым данным переписи населения Республики Беларусь 2009 года через*



сеть Интернет (<http://belstat.gov.by/homep/ru/perepic/2009/database.php>, 2012 年 7 月 9 日 閱覽)

- [37] Система образования Республики Беларусь в цифрах 1940-1999 г.: Стат.сборник, Министерство образования Республики Беларусь, Минск, 1999.
- [38] Социальное положение и уровень жизни населения Республики Беларусь: Статистический сборник, Национальный статистический комитет Республики Беларусь, Минск, 2015.
- [39] Установы агульнай сярэдняй адукацыі Рэспублікі Беларусь: па стану на 5 верасня 2012 года: Стат. даведнік, Мінск, 2012.
- [40] Установы агульнай сярэдняй адукацыі Рэспублікі Беларусь па стану на 1 верасня 2014 года : Статыстычны даведнік, Міністэрства адукацыі Рэспублікі Беларусь, Галоўны інфармацыйна-анальтычны цэнтр, Мінск, 2014.
- [41] Установы вышэйшай адукацыі Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2011/2012 навучальнага года : Стат. даведнік, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2011.
- [42] Установы вышэйшай адукацыі Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2012/2013 навучальнага года: Стат. даведнік, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2012.
- [43] Установы вышэйшай адукацыі Рэспублікі Беларусь: па стану на пачатак 2014/2015 навучальнага года: Стат. даведнік, ГІАЦ Мінадукацыі, Мінск, 2014.
- [44] Установы дашкольнай адукацыі і педагагічныя кадры ўстаноў дашкольнай адукацыі Рэспублікі Беларусь па стану на 5 верасня 2011 года : Статыстычны даведнік, Міністэрства адукацыі Рэспублікі Беларусь, Галоўны інфармацыйна-анальтычны цэнтр, Мінск, 2011.
- [45] Установы дашкольнай адукацыі і педагагічныя кадры ўстаноў дашкольнай адукацыі Рэспублікі Беларусь па стану на 5 верасня 2012 года : Статыстычны даведнік, Міністэрства адукацыі Рэспублікі Беларусь, Галоўны інфармацыйна-анальтычны цэнтр, Мінск, 2012.
- [46] Установы дашкольнай адукацыі і педагагічныя кадры ўстаноў дашкольнай адукацыі Рэспублікі Беларусь па стану на 5 верасня 2013 года : Статыстычны даведнік, Міністэрства адукацыі Рэспублікі Беларусь, Галоўны інфармацыйна-анальтычны цэнтр, Мінск, 2013.
- [47] Установы дашкольнай адукацыі і педагагічныя кадры ўстаноў дашкольнай адукацыі Рэспублікі Беларусь па стану на 5 верасня 2014 года : Статыстычны даведнік, Міністэрства адукацыі Рэспублікі Беларусь, Галоўны інфармацыйна-анальтычны цэнтр, Мінск, 2014.
- [48] Численность и состав населения СССР: По данным Всесоюзной переписи населения 1979г. Статический сборник, Центральное статистическое управление СССР. Москва, 1985.

#### 【新聞記事、ニュース記事】

Фемида (1993.24-30 мая, 1993: 4) “Выбор должен сделать народ”

Радые Свабода. (13.06.2014) “У Берасьці шукаюць дзяцей у беларускамоўную клясу” (<http://www.svaboda.org/content/article/25421306.html>, 2014/08/29 閱覽)

## 資 料

### ベラルーシ共和国言語法(翻訳)

#### 1990年言語法・1998年言語法比較表

[構成の比較]

1990年言語法		1998年言語法	
前文		(削除)	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条	ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における諸言語に関する法律の目的	第1条	ベラルーシ共和国における諸言語に関する法律の目的
第2条	ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における国家語、その他の言語	第2条	ベラルーシ共和国における国家語、その他の言語
第3条	国民の自民族語使用权	第3条	国民の自民族語使用权
第4条	国家機関、党機関、公共企業、公共機関、公共組織の職員及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務	第4条	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務
	(該当無し)	第5条	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障
第5条	言語の保護	第6条	言語の保護
第6条	ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における言語に関する法律の執行組織		(削除)
第2章 国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の言語		第2章 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の言語	
第7条	国家権力機関と国政機関の決定に関する言語	第7条	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関の決定に関する言語
第8条	事務処理及び文書の言語	第8条	事務処理及び文書の言語
第9条	共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語		(削除)
第10条	専門文書及び企画文書の言語	第9条	専門文書及び企画文書の言語
第11条	ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国住民の身分証明書の言語	第10条	ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語
第12条	大会、会議、その他のフォーラムの言語	第11条	大会、会議、その他のフォーラムの言語
第13条	人民代議員の選挙における文書の言語	第12条	議員及びその他国民によって国家職務に選ばれる者の選挙における文書の言語
第14条	サービス分野の言語	第13条	サービス分野の言語
第15条	訴訟手続きの言語	第14条	訴訟手続きの言語
第16条	行政上の法律違反に関する問題管理の言語	第15条	行政上の法律違反に関する問題管理の言語
第17条	公証人役場の言語	第16条	公証人役場の言語
第18条	調停業務の執行言語		(削除)
第19条	検察機関の言語	第17条	検察機関の言語
第20条	法律相談の言語	第18条	法律相談の言語
第21条	国際条約と国際協定の言語	第19条	国際条約の言語
	(該当無し)	第20条	ベラルーシ共和国の軍隊及びその他戦闘部隊における言語
第3章 教育、学術、文化における言語		第3章 教育、学術、文化における言語	
第22条	民族語による養育と教育を受ける権利	第21条	民族語による養育と教育を受ける権利
第23条	就学前児童教育機関の養育言語	第22条	就学前児童教育機関の養育言語

第24条	普通教育学校における教育と養育の言語	第23条	普通教育学校における教育と養育の言語
第25条	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育の言語	第24条	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育の言語
第26条	言語における入学試験		(削除)
第27条	学術分野における言語	第25条	学術分野における言語
第28条	文化分野における言語	第26条	文化分野における言語
<b>第4章 情報と通信における言語</b>		<b>第4章 情報と通信における言語</b>	
第29条	大衆情報メディアにおける言語	第27条	大衆情報メディアにおける言語
第30条	郵便・電信事業の言語	第28条	郵便・電信事業の言語
第31条	掲示物及び報道の言語	第29条	掲示物・報道・宣伝広告の言語
第32条	商品標識の言語	第30条	商品標識の言語
<b>第5章 名前における言語</b>		<b>第5章 名前における言語</b>	
第33条	国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の名称における言語	第31条	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織、社会連盟の名称における言語
第34条	地名及び地図出版物における言語	第32条	地名及び地図出版物における言語
第35条	個人名の言語	第33条	個人名の言語
<b>第6章 ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の域外に暮らす ベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>		<b>第6章 ベラルーシ共和国の域外に暮らす ベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>	
第36条	ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の域外に暮らすベラルーシ人たちの民族文化的発展に対する支援	第34条	ベラルーシ共和国の域外に暮らす民族的ベラルーシ人たちの民族文化的発展に対する支援

[内容の比較]

1990年言語法	1998年言語法
<b>前文</b>	
<p>言語は単なるコミュニケーションの手段ではなく、民族の心であり、民族の文化の基盤かつ重要な一部である。言語が生きる限り民族も生きる。1つ1つの言語、その文学的多様性、あるいは生き生きとした地域的多様性や歴史的多様性は、一つの民族にではなく全ての人間に属する非常に貴重な財産である。「母語」を大切にし、その発展と繁栄を促進し、他の民族の言語に敬意をもって臨むことは全ての者の名誉であり義務である。</p> <p>ベラルーシには古来より様々な民族の人々が暮らし、多様な言葉が響いてきた。しかし近年、名前を与えられ共和国住民の基幹を歴史的に形成してきたベラルーシの原住民の言語使用領域は、その存続の危機におかされている。ベラルーシ語を国家民族の領域において保護する必要性が生じている。こうした保護システムを可能にするのは、ベラルーシ語にベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国家語という地位を付与することのみである。</p> <p>ベラルーシ語の国家語としての地位は、他民族の国民がロシア語あるいはその他の言語を使用する憲法上の権利を侵害するものではない。全てのベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国国民は民族と「母語」にかかわらず国家に対して平等の権利を行使し平等の義務をもつ。</p>	(削除)

第1章 総則	第1章 総則
第1条 ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における 言語に関する法律の目的	第1条 ベラルーシ共和国における 言語に関する法律の目的
言語に関するベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国法は、国家、社会経済、文化生活の分野において、共和国住民によって使用されるベラルーシ語、ロシア語、その他の言語の使用と発展における関係調整、上述の分野における国民の憲法上の権利の保護、人間の民族的な尊厳及びその文化と言語に対する敬意に満ちた態度の育成、諸民族の友好と協力の更なる強化を目的とする。	言語に関するベラルーシ共和国法は、国家、社会経済、文化生活の分野において、共和国住民によって使用されるベラルーシ語、ロシア語、その他の言語の使用と発展における関係調整、上述の分野における国民の憲法上の権利の保護、人間の民族的な尊厳及びその文化と言語に対する敬意に満ちた態度の育成、諸民族の友好と協力の更なる強化を目的とする。
第2条 ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における 国家語、その他の言語	第2条 ベラルーシ共和国における 国家語、その他の言語
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国憲法に従い、ベラルーシ語はベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国家語である。	ベラルーシ共和国憲法に従い、ベラルーシ語及びロシア語はベラルーシ共和国の国家語である。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は、国民の生活のあらゆる領域においてベラルーシ語が全面的に発展し機能することを保障する。	ベラルーシ共和国は、国民の生活のあらゆる領域においてベラルーシ語とロシア語が全面的に発展し機能することを保障する。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は、ソヴィエト連邦諸民族の民族間交流語としてロシア語を自由に使用する権利を保障する。	(削除)
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は、共和国国民に使用される全ての民族語の発展と使用について国家的な配慮を行う。	ベラルーシ共和国は、共和国国民に使用される全ての民族語の発展と使用について国家的な配慮を行う。
共和国機関と地方行政機関、党機関、企業、公共機関、公共組織はベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国法に従い、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国国民に対してベラルーシ語とロシア語の学習と十分な習得のために必要な環境を設立する。	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟はベラルーシ共和国法に従い、ベラルーシ共和国国民に対してベラルーシ語とロシア語の学習と十分な習得のために必要な環境を設立する。
非公的なコミュニケーションや職場の同僚間のコミュニケーション、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の領域内におけるソ連の戦力、国境軍、国内軍、鉄道連隊における言語の使用は法律によって制限されない。	非公的なコミュニケーションや職場の同僚間のコミュニケーションにおける言語の使用は法律によって制限されない。
第3条 国民の自民族語使用权	第3条 国民の自民族語使用权
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国民は自分の民族語を使用する権利を保障される。また同時に国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織においてベラルーシ語、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語によって申し出る権利も保障される。	ベラルーシ共和国の国民は自分の民族語を使用する権利を保障される。また同時に国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟においてベラルーシ語、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語によって申し出る権利も保障される。
申し出の内容についての決定はベラルーシ語によってなされるものとする。国民に対する応答はベラルーシ語、またはその国民の希望に応じてロシア語への翻訳によるものとする。	申し出の内容についての決定はベラルーシ語あるいはロシア語によってなされるものとする。
国民からの国家語、民族間交流語、あるいはその公共機関の作業言語による請願を受け入れ、検討することに対し、職員個人がそのやり取りで使用される言語の知識が無いことをもって拒否することは、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国法に基づく責任を負う。	(第5条へ)

<p align="center"><b>第4条</b> 国家機関、党機関、企業、 公共機関、公共組織の職員及び他の労働者の ベラルーシ語とロシア語の運用能力義務</p>	<p align="center"><b>第4条</b> 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、 公共機関、組織、社会連盟における指導者及び他の労働者の ベラルーシ語とロシア語の運用能力義務</p>
<p>国家機関、党機関、ソヴィエト機関、労働組合組織、公共組織、企業の指導者及び他の職員は、職務上必要な範囲でベラルーシ語とロシア語の運用能力を身につけていなければならない。</p>	<p>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の指導者及び他の労働者は、自らの職務上必要な範囲でベラルーシ語とロシア語の運用能力を身につけていなければならない。</p>
<p>国家権力機関、国政機関、公共機関、公共組織はベラルーシ語あるいはロシア語により国民から提出された文書を受け入れ、検討しなければならない。</p>	<p align="center">(第5条へ)</p>
<p align="center">(該当なし)</p>	<p align="center"><b>第5条</b> 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、 公共機関、組織、社会連盟において当該機関に提出された書類 の検討に際する国民の権利の保障</p> <p>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟は、国民がベラルーシ語、ロシア語により提出した書類を受け入れ、検討しなければならない。</p> <p>国民からのベラルーシ語、ロシア語による請願を受け入れ、検討することに対し、職員個人がそのやり取りで使用される言語の知識が無いことをもって拒否することは、法に基づく責任を負う。</p>
<p align="center"><b>第5条</b> 言語の保護</p>	<p align="center"><b>第6条</b> 言語の保護</p>
<p>言語的特徴に基づく個人の権利へのあらゆる特権あるいは制限は容認されない。</p>	<p>言語的特徴に基づく個人の権利へのあらゆる特権あるいは制限は容認されない。</p>
<p>国家語及びその他の言語に対し公に侮辱や非難を加えること、それらの言語の使用を妨害したり制限すること、あるいは言語に基づく敵意を宣伝布教することは法律により定められた責任を負う。</p>	<p>国家語及びその他の民族語に対し公に侮辱や非難を加えること、それらの言語の使用を妨害したり制限すること、あるいは言語に基づく敵意を宣伝布教することは法律により定められた責任を負う。</p>
<p align="center"><b>第6条</b> ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における 言語に関する法律の執行組織</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における言語に関する法律の執行組織は、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国閣僚会議及び地方人民代議員会議の執行委員会が兼ねることとする。</p>	
<p align="center"><b>第2章</b> 国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の言語</p>	<p align="center"><b>第2章</b> 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、 企業、公共機関、組織、社会連盟の言語</p>
<p align="center"><b>第7条</b> 国家権力機関と国政機関の 決定に関する言語</p>	<p align="center"><b>第7条</b> 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関の 決定に関する言語</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国家権力と国政の高等機関の決定はベラルーシ語によって採択され、ベラルーシ語とロシア語によって出版される。</p>	<p>ベラルーシ共和国の国家機関の決定はベラルーシ語とロシア語 (あるいはそのどちらか) によって採択され、出版される。</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の省及びその管下官庁、国家権力と国政の地方組織における決定はベラルーシ語によって、採択され、出版される。必要な場合は当該地域あるいはそれ以外の地域の多数を占める住民の民族語によって採択・出版される。</p>	<p>地方行政機関及び地方自治機関における決定はベラルーシ語とロシア語 (あるいはそのどちらか) によって、採択され、出版される。必要な場合は当該地域あるいはそれ以外の地域の多数を占める住民の民族語によって採択・出版される。</p>

ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の印刷物、公印、公的な記入用紙における文章はベラルーシ語とする。必要な場合はベラルーシ語とロシア語、あるいはベラルーシ語とその他の言語によるものとする。	(第8条へ)
<b>第8条 事務処理及び文書の言語</b>	<b>第8条 事務処理及び文書の言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における、国家機関、党機関、公共機関、公共組織の事務処理及び文書の言語はベラルーシ語である。	ベラルーシ共和国における、国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の事務処理及び文書の言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）である。
企業（ここでは連邦管轄下のものを指す）における事務処理及び文書の言語はベラルーシ語である。ただし必要な場合はロシア語がその言語である。	(削除)
(該当なし)	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の印刷物、公印、公的な記入用紙における文章はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）とする。
<b>第9条 共和国及び地方行政の機関と連邦組織及び他の連邦共和国の組織との相互やり取りの言語</b>	(削除)
ロシア語が、共和国及び地方行政の組織、党組織、企業、公共機関、社会組織と連邦組織との相互のやり取りの言語である。また、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語が他の連邦共和国の組織、企業、公共機関、公共組織との相互のやり取りの言語である。	
<b>第10条 専門文書及び企画文書の言語</b>	<b>第9条 専門文書及び企画文書の言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における専門文書及び企画文書はベラルーシ語あるいはロシア語により準備される。その文書の目的によってはその他の言語による。	ベラルーシ共和国における専門文書及び企画文書はベラルーシ語あるいはロシア語により準備される。その文書の目的によってはその他の言語による。
<b>第11条 ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国住民の身分証明書の言語</b>	<b>第10条 ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</b>
国民の身分を証明する公的書類、すなわちパスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語とその他の言語にて作成される。	国民の身分を証明する公的書類、すなわちパスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語（ロシア語）とその他の言語にて作成される。
<b>第12条 大会、会議、その他のフォーラムの言語</b>	<b>第11条 大会、会議、その他のフォーラムの言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における代表者大会、議会会合、カンファレンス、総会、定例会議、協議会及びその他の集会での作業言語はベラルーシ語である。	ベラルーシ共和国における代表者大会、議会会合、カンファレンス、総会、定例会議、協議会及びその他の集会での作業言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）である。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国で開催される連邦共和国間、全連邦的なあるいは国際会議とフォーラムの作業言語はフォーラムの参加者によって定められた言語とする。	ベラルーシ共和国で開催される国際会議と国際フォーラムの作業言語は会議あるいはフォーラムの参加者によって定められた言語とする。
地方レベル、共和国レベル、全連邦レベル、国際レベルの会議及びフォーラムの参加者には発言言語を選択する権利が保障され、作業言語への翻訳が保障される。	地方レベル、共和国レベル、国際レベルの会議及びフォーラムの参加者には発言言語を選択する権利が保障され、作業言語への翻訳が保障される。

<p align="center"><b>第13条</b> 人民代議員の選挙における文書の言語</p>	<p align="center"><b>第12条</b> 議員及びその他国民によって国家職務に選ばれる者の選挙における文書の言語</p>
<p>地方・共和国・連邦の国家権力機関での人民代議員の選挙における文書はベラルーシ語によって手続きされる。</p>	<p>議員及びその他の国家職務に国民によって選ばれる者の選挙における文書はベラルーシ語あるいはロシア語によって手続きされる。</p>
<p>ソ連人民代議員の選挙における文書は、ソ連人民代議員中央選挙委員会にロシア語で提出される。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>選挙報告書はベラルーシ語あるいは選挙区で多数派を占める住民の民族語によって印刷される。</p>	<p>選挙報告書はベラルーシ語あるいはロシア語によって印刷される。</p>
<p align="center"><b>第14条</b> サービス分野の言語</p>	<p align="center"><b>第13条</b> サービス分野の言語</p>
<p>交通機関、商業、医療分野、日常の公共サービスにおいてはベラルーシ語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語が使用される。</p>	<p>交通機関、商業、医療分野、日常の公共サービスにおいてはベラルーシ語あるいはロシア語が使用される。必要な場合にはその他の言語が使用される。</p>
<p align="center"><b>第15条</b> 訴訟手続きの言語</p>	<p align="center"><b>第14条</b> 訴訟手続きの言語</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国において、訴訟手続きはベラルーシ語あるいは当該地域で多数派を占める住民の民族語によって行われる。</p>	<p>ベラルーシ共和国において、訴訟手続きはベラルーシ語あるいはロシア語によって行われる。</p>
<p>刑事裁判所及び民事裁判所における審理に際し、手続きに参加する個人のうち訴訟手続きで使用される言語を身につけていない者に対しては、然るべき資料について知る権利、訴訟手続きに通訳を介して参加すること、法廷において母語で発言を行う権利が保障される。</p>	<p>刑事裁判所及び民事裁判所における審理に際し、手続きに参加する個人のうち訴訟手続きで使用される言語を身につけていない者に対しては、然るべき資料について知る権利、訴訟手続きに通訳を介して参加すること、法廷において自らが身につけている言語で発言を行う権利が保障される。</p>
<p>審理及び法廷の文書は、訴訟手続きに参加した者に対して、彼らの請求に応じて、彼らの母語あるいは彼ら自身が身につけている他の言語への翻訳で提示される。</p>	<p>審理及び法廷の文書は、訴訟手続きに参加した者に対して、彼らの請求に応じて、彼ら自身が身につけている言語への翻訳で提示される。</p>
<p align="center"><b>第16条</b> 行政上の法律違反に関する問題管理の言語</p>	<p align="center"><b>第15条</b> 行政上の法律違反に関する問題管理の言語</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における行政上の法律違反に関する問題管理はベラルーシ語あるいは当該地域またはそれ以外の地域で多数派を占める住民の民族語で行われる。</p>	<p>ベラルーシ共和国における行政上の法律違反に関する問題管理はベラルーシ語あるいはロシア語で行われる。</p>
<p>もし、行政上の責任に問われる個人が、手続きが執り行われる言語を身につけていない場合は、自分の母語で発言を行い、通訳の助けを利用することができる。</p>	<p>もし、行政上の責任に問われる個人が、手続きが執り行われる言語を身につけていない場合は、自分の母語で発言を行い、通訳の助けを利用することができる。</p>
<p align="center"><b>第17条</b> 公証人役場の言語</p>	<p align="center"><b>第16条</b> 公証人役場の言語</p>
<p>国立の公証人役場と人民代議員の市町村執行委員会における公証人事務は当該地域の事務処理で行われている言語によって運営される。</p>	<p>ベラルーシ共和国の公証人役場はベラルーシ語またはロシア語によって運営される。</p>
<p>公証人役場で申し出をした個人が、もし公証人事務が行われる言語を身につけていない場合は、手続き書類の文章はロシア語あるいはその他の言語へ翻訳されなければならない。</p>	<p>公証人役場の業務の遂行を要請した個人が、もし公証人事務が行われる言語を身につけていない場合は、ベラルーシ共和国法に基づき、書類の文章は公証人役場あるいは交渉人事務を遂行する他の職員によって翻訳されなければならない</p>
<p align="center"><b>第18条</b> 調停業務の執行言語</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国領内にいる者同士の調停業務の執行はベラルーシ語で行われる。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>一方が他の連邦共和国の領内にいる場合の調停業務の執行はロシア語で行われる。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>もし業務がソ連邦の国家的調停あるいは他の連邦共和国の国家的調停に向けられる場合は、ベラルーシ語によって取りまと</p>	<p align="center">(削除)</p>

められている資料は、ロシア語へ翻訳されるべきである。	
<b>第19条 検察機関の言語</b>	<b>第17条 検察機関の言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における検察機関の調書はベラルーシ語によって作成される。検察機関の業務遂行に関し、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国領内全ての公共機関、企業、組織との文書のやり取りはこの言語によって行われる。	ベラルーシ共和国における検察機関の調書はベラルーシ語あるいはロシア語によって作成される。検察機関の業務遂行に関し、ベラルーシ共和国領内全ての国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟との文書のやり取りはこれらの言語によって行われる。
ソ連検察庁とその他の連邦機関、及び検察機関と他の連邦共和国とのコミュニケーションにおいては、ロシア語を使用する。	他の国家の検察庁、検察機関とのコミュニケーションにおいては、当事者にとって妥当な言語を使用する。
<b>第20条 法律相談の言語</b>	<b>第18条 法律相談の言語</b>
国民と諸組織に対する法律相談はベラルーシ語、あるいは当事者にとって妥当な言語で行われる。	国民と諸組織に対する法律相談はベラルーシ語かロシア語、あるいは当事者にとって妥当な言語で行われる。
<b>第21条 国際条約と国際協定の言語</b>	<b>第19条 国際条約の言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国際条約、またベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の企業・公共機関・公共組織と他の国家の企業・公共機関・公共組織との国際協定の言語はベラルーシ語、及び当該国際条約または国際協定に参加するもう一方の当事国の言語である。	ベラルーシ共和国の国際条約は、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）、及び当該国際条約に参加するもう一方の当事国の言語によって締結される；ベラルーシ語とロシア語、及び手引きとして第三者の言語によって締結される；当事者たちの合意において第三者の言語によって締結される。
(該当無し)	<b>第20条 ベラルーシ共和国の軍隊及びその他戦闘部隊における言語</b>
	ベラルーシ共和国軍、その他のベラルーシ共和国の戦闘部隊においてはベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）が使用される。
<b>第3章 教育、学術、文化における言語</b>	<b>第3章 教育、学術、文化における言語</b>
<b>第22条 民族語による養育と教育を受ける権利</b>	<b>第21条 民族語による養育と教育を受ける権利</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は全ての共和国住民にベラルーシ語あるいはロシア語で養育と教育を受ける権利を奪うことのできない権利として保障する。この権利は、就学前教育、普通教育学校、専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関の制度によって保障される。	ベラルーシ共和国は全ての住民にベラルーシ語あるいはロシア語で養育と教育を受ける権利を奪うことのできない権利として保障する。この権利は、就学前教育機関、普通教育学校、専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関の制度によって保障される。
共和国に居住する他民族の国民も母語により養育及び教育を受ける権利をもつ。国家はこの権利の実現のための環境を整備する。	共和国に居住する他民族の個人も母語により養育及び教育を受ける権利をもつ。
国民教育制度の指導者及びその他教育従事者は、当該組織が教育を行っている教授言語を身につけていなければならない。	教育制度の指導者及びその他教育従事者は、ベラルーシ語とロシア語を身につけていなければならない。
<b>第23条 就学前児童教育機関の養育言語</b>	<b>第22条 就学前児童教育機関の養育言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における就学前児童教育施設、及び子供の家における養育はベラルーシ語で行われる。	ベラルーシ共和国における就学前児童教育施設、及び子供の家における養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。
他民族国民が集住する地域にはロシア語あるいは他の民族語にて養育が行われる就学前児童教育施設が設置される。	地方の執行・運営機関の決定に関する国民の要望に基づき、民族的少数派の言語によって養育が行われる就学前児童教育機関あるいは特別グループを設置することができる。
就学前児童教育施設には必要に応じて他言語により養育が行われる特別学級が設置される。	(削除)



<p align="center"><b>第24条</b> <b>普通教育学校における教育と養育の言語</b></p>	<p align="center"><b>第23条</b> <b>普通教育学校における教育と養育の言語と言語学習</b></p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国では普通教育学校における教育と養育活動はベラルーシ語で行われる。 他民族国民が集住する地域にはロシア語あるいは他の民族語にて教育と養育が行われる普通教育学校あるいは学級が設置される。</p>	<p>ベラルーシ共和国では普通教育学校における教育と養育活動はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で行われる。 地方の執行・運営機関の決定に関する国民の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育・養育課程が行われるあるいは民族的少数派の言語が学習される普通教育学校あるいは学級を設置することができる。</p>
<p>普通教育学校には必要に応じて他言語により教育と養育が行われる特別学級が設置される。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における全ての普通教育学校ではベラルーシ語及びロシア語を学習することは義務である。</p>	<p>ベラルーシ共和国における全ての普通教育学校ではベラルーシ語及びロシア語、外国語の1つを学習することは義務である。</p>
<p>一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語学習の手順は、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国国民教育省により定められる。</p>	<p>一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語学習の手順は、ベラルーシ共和国国民教育省により定められる。</p>
<p align="center"><b>第25条</b> <b>専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育の言語</b></p>	<p align="center"><b>第24条</b> <b>専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育の言語</b></p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国では専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育はベラルーシ語で行われる。ただし、いくつかの専門においてはベラルーシ語、ロシア語、あるいはその他の言語で行われる。こうした専門に教えられるものはベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国閣僚会議によって定められる。</p>	<p>ベラルーシ共和国の専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で行われる。</p>
<p>他の言語による教育を伴うベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の全ての教育機関においては当該教育機関の特質に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。</p>	<p>ベラルーシ共和国の全ての教育機関においては当該教育機関の特質に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。</p>
<p align="center"><b>第26条</b> <b>言語における入学試験</b></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p>共和国の中等専門教育機関、高等教育機関へ入学する受験生はベラルーシ語による試験を受験することとする。ただし、ベラルーシ語によって審査を受けない者は入学試験の言語をベラルーシ語あるいはロシア語から選択する。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p align="center"><b>第27条</b> <b>学術分野における言語</b></p>	<p align="center"><b>第25条</b> <b>学術分野における言語</b></p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国において、学術研究の成果はベラルーシ語にて取りまとめられる。ただし、その成果の役割を考慮する場合はロシア語による。</p>	<p>ベラルーシ共和国において、学術研究の成果はベラルーシ語あるいはロシア語にて取りまとめられる。</p>
<p>学術研究への従事者は学術的な成果を出版する際の言語を選ぶことができる。</p>	<p>学術研究への従事者は学術的な成果を出版する際の言語を選ぶことができる。</p>
<p align="center"><b>第28条</b> <b>文化分野における言語</b></p>	<p align="center"><b>第26条</b> <b>文化分野における言語</b></p>
<p>ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における文化分野の言語はベラルーシ語である。共和国にその構成員が居住する他の民族の言語による文化の保護と発展は保障される。</p>	<p>ベラルーシ共和国における文化分野の言語はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)である。共和国にその構成員が居住する他の民族の言語による文化の保護と発展は保障される。</p>
<p>共和国国民がソ連邦と世界中の民族文化の成果を知ることができるよう、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は文学、政治、学術、教育その他の書籍のベラルーシ語による翻訳と出版、映画と視聴覚資料の制作と上映を保障する。</p>	<p align="center">(削除)</p>

<b>第4章 情報と通信における言語</b>	<b>第4章 情報と通信における言語</b>
<b>第29条 大衆情報メディアにおける言語</b>	<b>第27条 大衆情報メディアにおける言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国において公的な大衆情報メディアの言語はベラルーシ語である。 また同様に公的な大衆情報メディアの言語はロシア語あるいは他の民族語でもありうる。	ベラルーシ共和国において大衆情報メディアの言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）、及び共和国にその構成員が居住する他の民族の言語である。
(該当無し)	大衆情報メディアにおいては、使用言語の一般に通用する規範を歪めることは許容されない。
<b>第30条 郵便・電信事業の言語</b>	<b>第28条 郵便・電信事業の言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国境において、国民、国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織からの郵便・電信の通信物はベラルーシ語あるいはロシア語にて受理される。	ベラルーシ共和国域内において、国民、国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟からの郵便・電信の通信物はベラルーシ語あるいはロシア語にて受理される。
郵便局と電信局は、ベラルーシ語あるいはロシア語によって表記がなされ、国際郵便条約に準じた切手、封筒、葉書、記入用紙等を供給する。	郵便局と電信局は、ベラルーシ語あるいはロシア語によって表記がなされ、万国郵便連合と国際電気通信連合の決定に準じた切手、封筒、葉書、記入用紙等を供給する。
<b>第31条 掲示物及び報道の言語</b>	<b>第29条 掲示物及び報道の言語</b>
公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、宣伝広告等の文章はベラルーシ語によって行われる。ベラルーシ語の文章の傍には他の言語での翻訳が表記される。	公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、宣伝広告等の文章はベラルーシ語あるいはロシア語によって行われる。
<b>第32条 商品標識の言語</b>	<b>第30条 商品標識の言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国で生産された商品の標識、ラベル、使用説明書はベラルーシ語で書かれる。	商品の標識、ラベル、使用説明書はベラルーシ語あるいはロシア語で書かれる。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国外への輸出品の標識はベラルーシ語かロシア語、または注文主の言語によって書かれる。	ベラルーシ共和国外への輸出品として指定された商品の標識はベラルーシ語かロシア語、または注文主の言語によって書かれる。
商標における名称はベラルーシ語によって表示される。	商標における名称はベラルーシ語あるいはロシア語によって表示される。
<b>第5章 名前における言語</b>	<b>第5章 名前における言語</b>
<b>第33条 国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の名称における言語</b>	<b>第31条 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織の名称における言語</b>
国家機関、党機関、企業、公共機関、公共組織の公式名称はベラルーシ語によって示される。それらの名称は必要な場合には右側（あるいは下側）にロシア語あるいは他言語への翻訳が示される。	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織の公式名称はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）によって示される。それらの名称は必要な場合には他言語への翻訳によって示される。
<b>第34条 地名及び地図出版物における言語</b>	<b>第32条 地名及び地図出版物における言語</b>
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国における地名（居住区、行政地区単位、街路、広場、河川などの名称）はベラルーシ語によって示される。	ベラルーシ共和国における地名（居住区、行政地区単位、街路、広場、河川などの名称）はベラルーシ語あるいはロシア語によって示される。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国境外の地名は、慣例に従いベラルーシ語によって伝達される。新しいものは原語からの転写によって示される。	ベラルーシ共和国の国境外に位置する地理的目的物の名称は、慣例に従いベラルーシ語あるいはロシア語によって示される。新しいものは原語からの転写によって示される。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国で使用されることが定められた地図出版物はベラルーシ語で準備され、印刷される。	ベラルーシ共和国で使用されることが定められた地図出版物はベラルーシ語あるいはロシア語で準備され、印刷される。

<b>第 35 条 個人名の言語</b>	<b>第 33 条 個人名の言語</b>
ベラルーシ語の個人の姓名は、民族的な名前の語彙伝統、ベラルーシ語の慣習に従って使用される。	ベラルーシ語（ロシア語）の個人の姓名は、民族的な名前の語彙伝統、ベラルーシ語（ロシア語）の規範と規則に従って使用される。
他言語からの個人の姓名は、他言語の固有名詞の転写規則に従って、ベラルーシ語によって書かれ使用される。	他言語からの個人の姓名は、他言語の固有名詞の転写規則に従って、ベラルーシ語（ロシア語）によって書かれ使用される。
<b>第 6 章 ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の域外に暮らす ベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>	<b>第 6 章 ベラルーシ共和国の域外に暮らす ベラルーシ人たちの民族文化の発展に対する支援</b>
<b>第 36 条</b> ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の域外に暮らすベラルーシ人たちの民族文化的発展に対する支援	<b>第 34 条</b> ベラルーシ共和国の域外に暮らす民族的ベラルーシ人たちの民族文化的発展に対する支援
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は他の連邦共和国との協定に基づきそれらの共和国に居住するベラルーシ人たちの民族文化発展を支援する。	ベラルーシ共和国は他の国家との協定に基づきそれらの国家に居住する民族的ベラルーシ人たちの民族文化発展を支援する。
ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国は国際法の規約に基づき、外国に居住するベラルーシ出身の個人の民族文化的関心を充足することを支援する。	ベラルーシ共和国は国際法の規約に基づき、外国に居住するベラルーシ出身の個人の民族文化的関心を充足することを支援する。

## 1998 年言語法・2005 年言語法比較表

[構成の比較]

※変更無し

[内容の比較] (変更箇所のみ)

1998 年言語法	2005 年言語法
<b>第 16 条 公証人役場の言語</b>	<b>第 16 条 公証人役場の言語</b>
ベラルーシ共和国の公証人役場はベラルーシ語またはロシア語によって運営される。	ベラルーシ共和国の公証人役場はベラルーシ語またはロシア語によって運営される。
公証人役場の業務の遂行を要請した個人が、もし公証人事務が行われる言語を身につけていない場合は、ベラルーシ共和国法に基づき、書類の文章は公証人役場あるいは交渉人事務を遂行する他の職員によって翻訳されなければならない。	公証人役場の業務の遂行を要請した個人が、もし公証人事務が行われる言語を身につけていない場合は、公証人役場についてのベラルーシ共和国法に基づき、手続き書類の文章の翻訳が行われる。[ロシア語]

## 2005 年言語法・2007 年言語法比較表

[構成の比較]

※変更無し

[内容の比較] (変更箇所のみ)

2005 年言語法	2007 年言語法
<b>第 29 条 掲示物及び報道の言語</b>	<b>第 29 条 掲示物及び報道の言語</b>
公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、宣伝広告等の文章はベラルーシ語あるいはロシア語によって行われる。	公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、その他の情報の文章はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）によって行われる。[ロシア語]

	<p>宣伝広告はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）によって配給（普及）される。この規定は、ラジオ、テレビ放送、あるいは印刷物に配給（普及）され、専ら外国語で行われる広告、登録された商標及びサービス商標（あるいはそのどちらか）の広告、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）では表せない広く通用する外国語の用語と記号をオリジナルの表記に使用した広告、自由に外国語を操れる個人の仕事あるいは学業への勧誘には適用されない。【ロシア語】</p>
	<p>広告においてベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）と共に外国語を使用することは、外国語による文章の内容とその形式がベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）による文章と一致する限りにおいて許可される。【ロシア語】</p>

## 2007年言語法・2009年言語法比較表

[構成の比較]（条項名の変更箇所のみ）

2007年言語法		2009年言語法	
<p><b>第2章</b> 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、 企業、公共機関、組織、社会連盟の言語</p>		<p><b>第2章</b> 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、 企業、公共機関、組織、社会連盟の言語</p>	
第20条	ベラルーシ共和国の軍隊及びその他の戦闘部隊における言語	第20条	ベラルーシ共和国軍及びその他のベラルーシ共和国軍隊と戦闘部隊における言語
<p><b>第3章</b> 教育、学術、文化における言語</p>		<p><b>第3章</b> 教育、学術、文化における言語</p>	
第22条	就学前児童教育機関の養育言語	第22条	就学前教育と社会教育の機関における教育と養育の言語
第24条	専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育の言語	第24条	専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育の言語

[内容の比較]（変更箇所のみ）

2007年言語法	2009年言語法
<p><b>第10条</b> ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</p>	<p><b>第10条</b> ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</p>
<p>国民の身分を証明する公的書類、すなわちパスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語（ロシア語）とその他の言語にて作成される。</p>	<p>国民の身分を証明する公的書類、すなわちベラルーシ共和国国民のパスポート、ベラルーシ共和国国民の外交パスポートと公用パスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語（ロシア語）とその他の言語にて作成される。</p>
<p><b>第16条</b> 公証人役場の言語</p>	<p><b>第16条</b> 公証人役場の言語</p>
<p>ベラルーシ共和国の公証人役場はベラルーシ語またはロシア語によって運営される。</p>	<p>ベラルーシ共和国の公証人役場はベラルーシ語またはロシア語によって運営される。</p>
<p>公証人役場の業務の遂行を要請した個人が、もし公証人業務が行われる言語を身につけていない場合は、公証人役場についてのベラルーシ共和国法に基づき、手続き書類の文章の翻訳が行われる。</p>	<p>公証人役場の業務の遂行を要請した個人が、もし公証人業務が行われる言語を身につけていない場合は、公証人役場についてのベラルーシ共和国法に基づき、手続き書類の文章の翻訳が行われる。</p>

<p style="text-align: center;"><b>第20条</b> ベラルーシ共和国の軍隊及びその他の戦闘部隊における言語</p>	<p style="text-align: center;"><b>第20条</b> ベラルーシ共和国軍及びその他のベラルーシ共和国軍隊と戦闘部隊における言語</p>
<p>ベラルーシ共和国軍、その他のベラルーシ共和国の戦闘部隊においてはベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）が使用される。</p>	<p>ベラルーシ共和国軍及びその他のベラルーシ共和国軍隊と戦闘部隊においてはベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）が使用される。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第21条</b> 民族語による養育と教育を受ける権利</p>	<p style="text-align: center;"><b>第21条</b> 民族語による養育と教育を受ける権利</p>
<p>ベラルーシ共和国は全ての住民にベラルーシ語あるいはロシア語で養育と教育を受ける権利を奪うことのできない権利として保障する。この権利は、就学前教育機関、普通教育学校、専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関の制度によって保障される。</p> <p>共和国に居住する他民族の個人も母語により養育及び教育を受ける権利をもつ。</p> <p>教育制度の指導者及びその他教育従事者は、ベラルーシ語とロシア語を身につけていなければならない。</p>	<p>ベラルーシ共和国は全ての住民にベラルーシ語あるいはロシア語で養育と教育を受ける権利を奪うことのできない権利として保障する。この権利は、就学前教育と普通教育の機関、専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関、教育の専門機関、社会教育機関の制度によって保障される。</p> <p>共和国に居住する他民族の個人も母語により養育及び教育を受ける権利をもつ。</p> <p>教育制度の指導者及びその他教育従事者は、ベラルーシ語とロシア語を身につけていなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第22条</b> 就学前児童教育機関の養育言語</p>	<p style="text-align: center;"><b>第22条</b> 就学前教育と社会教育の機関における教育と養育の言語</p>
<p>ベラルーシ共和国における就学前児童教育施設、及び子供の家における養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。</p> <p>地方の執行・運営機関の決定に関する国民の要望に基づき、民族的少数派の言語によって養育が行われる就学前教育機関あるいは特別グループを設置することができる。</p>	<p>ベラルーシ共和国において、就学前教育と社会教育の機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。</p> <p>ベラルーシ共和国教育省の合意に対する地方の執行・運営機関の決定に関する被養育者及び彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育と養育が行われる、あるいはそれらの言語が学べるグループを就学前教育機関に設置する、あるいはそうした就学前教育機関を設立することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第23条</b> 普通教育学校における教育と養育の言語と言語学習</p>	<p style="text-align: center;"><b>第23条</b> 普通教育学校における教育と養育の言語と言語学習</p>
<p>ベラルーシ共和国では普通教育学校における教育と養育活動はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。</p> <p>地方の執行・運営機関の決定に関する国民の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育・養育課程が行われるあるいは民族的少数派の言語が学習される普通教育学校あるいは学級を設置することができる。</p> <p>ベラルーシ共和国における全ての普通教育学校ではベラルーシ語及びロシア語、外国語の1つを学習することは義務である。</p> <p>一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語学習の手順は、ベラルーシ共和国国民教育省により定められる。</p> <p style="text-align: center;">(該当無し)</p>	<p>ベラルーシ共和国では普通教育学校における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。</p> <p style="text-align: center;">(第4段落目へ)</p> <p>普通教育機関においてベラルーシ共和国の国家語及び外国語1言語を学習することは、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の範囲の人々を例外として義務である。精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの言語学習の手順は専門教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）学習の手順は、ベラルーシ共和国教育省によって定められる。</p> <p>教育の基本言語（ベラルーシ語あるいはロシア語）は、普通教育機関の創設者が生徒とその法定代理人の要望を考慮して定める。学習のための必須外国語は、普通教育機関の創設者が国家にとっての必要性和教育機関での可能性を考慮して定める。</p>
<p style="text-align: center;">(第2段落目参照)</p>	<p>ベラルーシ共和国教育省の合意に対する地方の執行・運営機関の決定に関する生徒及び彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育と養育が行われる、あるいはそれらの言語が学べる学級を普通教育機関に設置する、あるいはそうした普通教育機関を設立することができる。</p>

<b>第24条</b> 専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における 教育と養育の言語	<b>第24条</b> 専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関にお ける教育と養育の言語
ベラルーシ共和国の専門技術学校、中等専門教育機関、高等教育機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で行われる。	ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で行われる。高等教育を保障する機関では、外国人国民が教育を受ける際には教育と養育がその他の言語で行われることも可能である。
ベラルーシ共和国の全ての教育機関においては当該教育機関の特質に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。	ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関においては当該教育機関の従属関係と所有の形態に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。
<b>第29条</b> 掲示物及び報道の言語	<b>第29条</b> 掲示物及び報道の言語
公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、その他の情報の文章はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって行われる。	公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、その他の情報の文章はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって行われる。
宣伝広告はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって配給(普及)される。この規定は、ラジオ、テレビ放送、あるいは印刷物に配給(普及)され、専ら外国語で行われる広告、登録された商標及びサービス商標(あるいはそのどちらか)の広告、ベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)では表せない広く通用する外国語の用語と記号をオリジナルの表記に使用した広告、自由に外国語を操れる個人の仕事あるいは学業への勧誘には適用されない。	宣伝広告はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって配給(普及)される。この規定は、ラジオ、テレビ放送、あるいは印刷物に配給(普及)され、専ら外国語で行われる広告、登録された商標及びサービス商標(あるいはそのどちらか)の広告、ベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)では表せない広く通用する外国語の用語と記号をオリジナルの表記に使用した広告、自由に外国語を操れる個人の仕事あるいは学業への勧誘には適用されない。
広告においてベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)と共に外国語を使用することは、外国語による文章の内容とその形式がベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)による文章と一致する限りにおいて許可される。	広告においてベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)と共に外国語を使用することは、外国語による文章の内容とその形式がベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)による文章と一致する限りにおいて許可される。

## 2009年言語法・2010年言語法比較表

[構成の比較] (条項名の変更箇所のみ)

2009年言語法		2010年言語法	
<b>第5章</b> 名前における言語		<b>第5章</b> 名前(命名)における言語	
第32条	地名及び地図出版物における言語	第32条	地名及び地図出版物における言語

[内容の比較] (変更箇所のみ)

2009年言語法	2010年言語法
<b>第32条</b> 地名及び地図出版物における言語	<b>第32条</b> 地名及び地図出版物における言語
ベラルーシ共和国における地名(居住区、行政地区単位、街路、広場、河川などの名称)はベラルーシ語あるいはロシア語によって示される。	ベラルーシ共和国における地名(居住区、行政地区単位、街路、広場、河川などの呼称)はロシア語への転写と共にベラルーシ語によって示される。
ベラルーシ共和国の国境外に位置する地理的目的物の名称は、慣例に従いベラルーシ語あるいはロシア語によって示される。新しいものは原語からの転写によって示される。	ベラルーシ共和国の国境外に位置する地理的目的物(ただしベラルーシ人の学者らによって明らかとされ命名された地理的目的物(其除く)の呼称は、それらの原語表記の伝統に従い他言語からベラルーシ語とロシア語によって示される。変更されたものや新しいものは原語からの転写によって示される。

ベラルーシ共和国で使用されることが定められた地図出版物はベラルーシ語あるいはロシア語で準備され、印刷される。	ベラルーシ共和国で使用されることが定められた地図出版物はベラルーシ語あるいはロシア語で準備され、印刷される。
--	--

## 2010年言語法・2011年言語法比較表

[構成の比較] (条項名の変更箇所のみ)

2010年言語法		2011年言語法	
<b>第1章 総則</b>		<b>第1章 総則</b>	
第4条	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務	第4条	国家機関とその他の国立組織における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務
第5条	国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障	第5条	国家機関とその他の国立組織において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障
<b>第2章 国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の言語</b>		<b>第2章 国家機関と及びその他の国立組織の言語</b>	

[内容の比較] (変更箇所のみ)

2010年言語法	2011年言語法
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<b>第1条 ベラルーシ共和国における言語に関する法律の目的</b>	<b>第1条 ベラルーシ共和国における言語に関する法律の目的</b>
言語に関するベラルーシ共和国法は、国家、社会経済、文化生活の分野において、共和国住民によって使用されるベラルーシ語、ロシア語、その他の言語の使用と発展における関係調整、上述の分野における国民の憲法上の権利の保護、人間の民族的な尊厳及びその文化と言語に対する敬意に満ちた態度の育成、諸民族の友好と協力の更なる強化を目的とする。	言語に関するベラルーシ共和国法は、国家、社会経済、文化生活の分野において、共和国住民によって使用されるベラルーシ語、ロシア語、その他の言語の使用と発展における関係調整、上述の分野におけるベラルーシ共和国国民、外国人住民、国籍を持たない個人（以下、特に異なる定義が無い場合は、国民とする）の権利と自由の保護、人間の民族的な尊厳及びその文化と言語に対する敬意に満ちた態度の育成、諸民族の友好と協力の更なる強化を目的とする。
<b>第2条 ベラルーシ共和国における国家語、その他の言語</b>	<b>第2条 ベラルーシ共和国における国家語、その他の言語</b>
ベラルーシ共和国憲法に従い、ベラルーシ語及びロシア語はベラルーシ共和国の国家語である。	ベラルーシ共和国憲法に従い、ベラルーシ語及びロシア語はベラルーシ共和国の国家語である。
ベラルーシ共和国は、国民の生活のあらゆる領域においてベラルーシ語とロシア語が全面的に発展し機能することを保障する。	ベラルーシ共和国は、国民の生活のあらゆる領域においてベラルーシ語とロシア語が全面的に発展し機能することを保障する。
ベラルーシ共和国は、共和国国民に使用される全ての民族語の発展と使用について国家的な配慮を行う。	ベラルーシ共和国は、共和国国民に使用される全ての民族語の発展と使用について国家的な配慮を行う。
国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟はベラルーシ共和国法に従い、ベラルーシ共和国国民に対してベラルーシ語とロシア語の学習と十分な習得のために必要な環境を設立する。	国家機関とその他の国立組織はベラルーシ共和国法に従い、国民に対してベラルーシ語とロシア語の学習と十分な習得のために必要な環境を設立する。
非公的なコミュニケーションや職場の同僚間のコミュニケーションにおける言語の使用は法律によって制限されない。	非公的なコミュニケーションや職場の同僚間のコミュニケーションにおける言語の使用は法律によって制限されない。

<p align="center"><b>第3条</b> <b>国民の自民族語使用権</b></p>	<p align="center"><b>第3条</b> <b>国民の自民族語使用権</b></p>
<p>ベラルーシ共和国の国民は自分の民族語を使用する権利を保障される。また同時に国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、公共組織においてベラルーシ語、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語によって申し出る権利も保障される。</p>	<p>国民は自分の民族語を使用する権利を保障される。また同時に国家機関その他の国立組織においてベラルーシ語、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語によって申し出る権利も保障される。</p>
<p>申し出の内容についての決定はベラルーシ語あるいはロシア語によってなされるものとする。</p>	<p>申し出の内容についての決定はベラルーシ語あるいはロシア語によってなされるものとする。</p>
<p align="center"><b>第4条</b> <b>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務</b></p>	<p align="center"><b>第4条</b> <b>国家機関とその他の国立組織における指導者及び他の労働者のベラルーシ語とロシア語の運用能力義務</b></p>
<p>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の指導者及び他の労働者は、自らの職務上必要な範囲でベラルーシ語とロシア語の運用能力を身につけていなければならない。</p>	<p>国家機関とその他の国立組織の指導者及び他の労働者は、自らの職務上必要な範囲でベラルーシ語とロシア語の運用能力を身につけていなければならない。</p>
<p align="center"><b>第5条</b> <b>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障</b></p>	<p align="center"><b>第5条</b> <b>国家機関、その他の国立組織において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障</b></p>
<p>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟は、国民がベラルーシ語、ロシア語により提出した書類を受け入れ、検討しなければならない。</p>	<p>国家機関とその他の国立組織は、国民がベラルーシ語、ロシア語により提出した書類を受け入れ、検討しなければならない。</p>
<p>国民からのベラルーシ語、ロシア語による請願を受け入れ、検討することに対し、職員個人がそのやり取りで使用される言語の知識が無いことをもって拒否することは、法に基づく責任を負う。</p>	<p>国民からのベラルーシ語、ロシア語による請願を受け入れ、検討することに対し、職員個人がそのやり取りで使用される言語の知識が無いことをもって拒否することは、法に基づく責任を負う。</p>
<p align="center"><b>第2章</b> <b>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の言語</b></p>	<p align="center"><b>第2章</b> <b>国家機関と及びその他の国立組織の言語</b></p>
<p align="center"><b>第8条</b> <b>事務処理及び文書の言語</b></p>	<p align="center"><b>第8条</b> <b>事務処理及び文書の言語</b></p>
<p>ベラルーシ共和国における、国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の事務処理及び文書の言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）である。</p>	<p>ベラルーシ共和国における、国家機関とその他の国立組織の事務処理及び文書の言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）である。</p>
<p>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の印刷物、公印、公的な記入用紙における文章はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）とする。</p>	<p>国家機関とその他の国立組織の印刷物、公印、公的な記入用紙における文章はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）とする。</p>
<p align="center"><b>第10条</b> <b>ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</b></p>	<p align="center"><b>第10条</b> <b>ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</b></p>
<p>国民の身分を証明する公的書類、すなわちベラルーシ共和国国民のパスポート、ベラルーシ共和国国民の外交パスポートと公用パスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語（ロシア語）とその他の言語にて作成される。</p>	<p>ベラルーシ共和国国民の身分を証明する公的書類、すなわちベラルーシ共和国国民のパスポート、ベラルーシ共和国国民の外交パスポートと公用パスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語（ロシア語）とその他の言語にて作成される。</p>
<p align="center"><b>第17条</b> <b>検察機関の言語</b></p>	<p align="center"><b>第17条</b> <b>検察機関の言語</b></p>
<p>ベラルーシ共和国における検察機関の調書はベラルーシ語あるいはロシア語によって作成される。検察機関の業務遂行に関</p>	<p>ベラルーシ共和国における検察機関の調書はベラルーシ語あるいはロシア語によって作成される。検察機関の業務遂行に関</p>



し、ベラルーシ共和国領内全ての国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟との文書のやり取りはこれらの言語によって行われる。	し、ベラルーシ共和国領内全ての国家機関とその他の国立組織との文書のやり取りはこれらの言語によって行われる。
他の国家の検察庁、検察機関とのコミュニケーションにおいては、当事者にとって妥当な言語を使用する。	他の国家の検察庁、検察機関とのコミュニケーションにおいては、当事者にとって妥当な言語を使用する。
<b>第3章</b> <b>教育、学術、文化における言語</b>	<b>第3章</b> <b>教育、学術、文化における言語</b>
<b>第24条</b> <b>専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育の言語</b>	<b>第24条</b> <b>専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育の言語</b>
ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。高等教育を保障する機関では、外国人国民が教育を受ける際には教育と養育がその他の言語で行われることも可能である。	ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。高等教育を保障する機関では、外国人国民及び国籍を持たない個人が教育を受ける際には教育と養育がその他の言語で行われることも可能である。
ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関においては当該教育機関の従属関係と所有の形態に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。	ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関においては当該教育機関の従属関係と所有の形態に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。
<b>第4章</b> <b>情報と通信における言語</b>	<b>第4章</b> <b>情報と通信における言語</b>
<b>第28条</b> <b>郵便・電信事業の言語</b>	<b>第28条</b> <b>郵便・電信事業の言語</b>
ベラルーシ共和国域内において、国民、国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟からの郵便・電信の通信物はベラルーシ語あるいはロシア語にて受理される。	ベラルーシ共和国域内において、国民及び国家機関とその他の国立組織からの郵便・電信の通信物はベラルーシ語あるいはロシア語にて受理される。
郵便局と電信局は、ベラルーシ語あるいはロシア語によって表記がなされ、万国郵便連合と国際電気通信連合の決定に準じた切手、封筒、葉書、記入用紙等を供給する。	郵便局と電信局は、ベラルーシ語あるいはロシア語によって表記がなされ、万国郵便連合と国際電気通信連合の決定に準じた切手、封筒、葉書、記入用紙等を供給する。
<b>第5章</b> <b>名前における言語</b>	<b>第5章</b> <b>名前における言語</b>
<b>第31条</b> <b>国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の名称における言語</b>	<b>第31条</b> <b>国家機関その他の国立組織の名称における言語</b>
国家機関、地方行政機関及び地方自治機関、企業、公共機関、組織、社会連盟の公式名称はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）によって示される。それらの名称は必要な場合には他言語への翻訳によって示されうる。	国家機関とその他の国立組織の公式名称はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）によって示される。それらの名称は必要な場合には他言語への翻訳によって示されうる。

## 2011年言語法・2012年言語法比較表

[構成の比較] (条項名の変更箇所のみ)

2011年言語法		2012年言語法	
<b>第1章</b> <b>総則</b>		<b>第1章</b> <b>総則</b>	
第5条	国家機関とその他の国立組織において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障	第5条	国家機関とその他の国立組織での応対における国民の権利の保障
<b>第2章</b> <b>国家機関と及びその他の国立組織の言語</b>		<b>第2章</b> <b>国家機関と及びその他の国立組織の言語</b>	
第19条	国際条約の言語	第19条	ベラルーシ共和国の国際条約の言語
<b>第3章</b> <b>教育、学術、文化における言語</b>		<b>第3章</b> <b>教育、学術、文化における言語</b>	

第21条	民族語による養育と教育を受ける権利	第21条	民族語による教育を受ける権利
第22条	就学前教育と社会教育の機関における教育と養育の言語	第22条	教育と養育の言語、就学前教育・普通中等教育・専門教育を受ける際の言語学習について
第23条	普通教育学校における教育と養育の言語と言語学習		
第24条	専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育の言語	第23条	専門技術教育・中等専門教育・高等教育、大学院教育を受ける際の教授言語、言語学習
	(該当無し)	第24条	継続教育を受ける際の教授言語と言語教育

[内容の比較] (変更箇所のみ)

2011年言語法	2012年言語法
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<b>第3条 国民の自民族語使用权</b>	<b>第3条 国民の自民族語使用权</b>
国民は自分の民族語を使用する権利を保障される。また同時に国家機関その他の国立組織においてベラルーシ語、ロシア語あるいは当事者らにとって適当なその他の言語によって申し出る権利も保障される。	(削除)
申し出の内容についての決定はベラルーシ語あるいはロシア語によってなされるものとする。	(削除)
(該当無し)	国民は自分の民族語を使用する権利及びコミュニケーション語を選ぶ権利を持つ。
<b>第5条 国家機関とその他の国立組織において当該機関に提出された書類の検討に際する国民の権利の保障</b>	<b>第5条 国家機関とその他の国立組織での応対における国民の権利の保障</b>
国家機関とその他の国立組織は、国民がベラルーシ語、ロシア語により提出した書類を受け入れ、検討しなければならない。	国家機関とその他の国立組織は、国民がベラルーシ語あるいはロシア語により提示した申し出を受け入れ、検討しなければならない。
国民からのベラルーシ語、ロシア語による請願を受け入れ、検討することに対し、職員個人がそのやり取りで使用される言語の知識が無いことをもって拒否することは、法に基づく責任を負う。	国民からのベラルーシ語あるいはロシア語による請願を受け入れ、検討することに対し、職員個人がそのやり取りで使用される言語の知識が無いことをもって拒否することは、ベラルーシ共和国法に基づく責任を負う。
(該当無し)	申し出に対する応対はその申し出で用いられた言語でなされること。
<b>第2章 国家機関と及びその他の国立組織の言語</b>	<b>第2章 国家機関と及びその他の国立組織の言語</b>
<b>第10条 ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</b>	<b>第10条 ベラルーシ共和国国民の身分証明書の言語</b>
ベラルーシ共和国国民の身分を証明する公的書類、すなわちベラルーシ共和国国民のパスポート、ベラルーシ共和国国民の外交パスポートと公用パスポート、労働手帳、教育についての証明書、出生や結婚についての証明書、死亡証明書はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で作成される。個々の身分書類は必要に応じてベラルーシ語(ロシア語)とその他の言語にて作成される。	ベラルーシ共和国国民のパスポート、ベラルーシ共和国国民の公用パスポートはベラルーシ語、ロシア語及びその他の言語で作成される。また教育についての証明書、戸籍登録についての証明書はベラルーシ語とロシア語で作成される。
(該当無し)	ベラルーシ共和国国民の身分証明書書類で、本条項の前半部分の範囲には含まれないものは、ロシア語とベラルーシ語(あるいはそのどちらか)で作成され、必要に応じてその他の言語でも作成される。

<p align="center"><b>第19条</b> <b>国際条約の言語</b></p>	<p align="center"><b>第19条</b> <b>ベラルーシ共和国の国際条約の言語</b></p>
<p>ベラルーシ共和国の国際条約は、ベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）、及び当該国際条約に参加するもう一方の当事国の言語によって締結される； ベラルーシ語とロシア語、及び手引きとして第三者の言語によって締結される；当事者たちの合意において第三者の言語によって締結される。</p> <p align="center">(該当無し)</p>	<p>ベラルーシ共和国の国際条約の言語はベラルーシ語とロシア語（あるいはどちらか）、及び当該国際条約に参加する他の当事国の言語、あるいは当事国たちによる事前の合意に基づいて1つあるいは複数の外国語によって締結される。</p> <p>ベラルーシ共和国の国際条約締結が一つあるいは複数の言語で行われる場合には、当該条約はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）への公式の翻訳が添付されねばならない。</p>
<p align="center"><b>第3章</b> <b>教育、学術、文化における言語</b></p>	<p align="center"><b>第3章</b> <b>教育、学術、文化における言語</b></p>
<p align="center"><b>第21条</b> <b>民族語による養育と教育を受ける権利</b></p>	<p align="center"><b>第21条</b> <b>民族語による教育を受ける権利</b></p>
<p>ベラルーシ共和国は全ての住民にベラルーシ語あるいはロシア語で養育と教育を受ける権利を奪うことのできない権利として保障する。この権利は、就学前教育と普通教育の機関、専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関、教育の専門機関、社会教育機関の制度によって保障される。</p> <p>共和国に居住する他民族の個人も母語により養育及び教育を受ける権利をもつ。 教育制度の指導者及びその他教育従事者は、ベラルーシ語とロシア語を身につけていなければならない。</p>	<p>ベラルーシ共和国は全ての住民にベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で教育を受ける権利を奪うことのできない権利として保障する。この権利は、就学前教育、普通中等教育、専門技術教育、中等専門教育、高等教育、大学院教育、専門教育の制度及び子供と若者への継続教育制度と成人への継続教育制度によって保障される。</p> <p>ベラルーシ共和国に居住する民族的少数派に属す個人はベラルーシ共和国法に基づき母語により教育を受ける権利をもつ。 教育制度の指導者及び教育従事者は、ベラルーシ語とロシア語を身につけていなければならない。</p>
<p align="center"><b>第22条</b> <b>就学前教育と社会教育の機関における教育と養育の言語</b></p>	<p align="center"><b>第22条</b> <b>教育と養育の言語、就学前教育・普通中等教育・専門教育を受ける際の言語学習について</b></p>
<p>ベラルーシ共和国において、就学前教育と社会教育の機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。</p> <p>ベラルーシ共和国教育省の合意に対する地方の執行・運営機関の決定に関する被養育者及び彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育と養育が行われる、あるいはそれらの言語が学べるグループを就学前教育機関に設置する、あるいはそうした就学前教育機関を設立することができる。</p> <p align="center">(第22条、2段落目参照)</p>	<p>ベラルーシ共和国において、就学前教育、普通中等教育、専門教育を受ける際、教育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。</p> <p>ベラルーシ共和国教育省の合意に対する地方の執行機関・運営機関の決定に関する被養育者と被教育者、及び彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育と養育が行われる、あるいはそれらの言語が学べる就学前教育及び普通中等教育の機関を設立すること、あるいはそうしたことが可能なグループを就学前教育機関の中に設置すること、またはそうしたクラスやグループを普通中等教育の機関の中に設置することができる。</p> <p>普通中等教育と専門教育を受ける際、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の範囲の人々を例外として、被教育者がベラルーシ共和国の国家語及び外国語1言語を学習することは義務である。精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの言語学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人は、ベラルーシ共和国の国家語のうちの1つを学習することが免除される。外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人の言語学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。</p>
<p align="center">(第23条、3段落目参照)</p>	<p>教育と養育の基本言語（ベラルーシ語あるいはロシア語）は、教育機関（ベラルーシ共和国法に基づいて教育活動を行う権利を与えられた組織）の創設者、ベラルーシ共和国法に基づいて教育</p>

	活動を行う権利を与えられた個人事業主が被教育者（未成年の被教育者の法定代理人）の要望を考慮して定める。
(第23条、3段落目参照)	学習のための必須外国語は、教育機関の創設者が国家にとっての必要性和教育機関での可能性を考慮して定める。
(第23条、4段落目参照)	教育機関において就学前教育、普通中等教育、専門教育を受ける際、ベラルーシ共和国教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、教育・養育が外国語で行われることも可能である。
<b>第23条 普通教育学校における教育と養育の言語と言語学習</b>	(第22条～統合)
ベラルーシ共和国では普通教育学校における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。普通教育機関においてベラルーシ共和国の国家語及び外国語1言語を学習することは、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の範囲の人々を例外として義務である。精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの言語学習の手順は専門教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。一時的にベラルーシ領内に滞在している生徒のベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）学習の手順は、ベラルーシ共和国教育省によって定められる。	(第22条、1段落目へ)
教育の基本言語（ベラルーシ語あるいはロシア語）は、普通教育機関の創設者が生徒とその法定代理人の要望を考慮して定める。学習のための必須外国語は、普通教育機関の創設者が国家にとっての必要性和教育機関での可能性を考慮して定める。	(第22条、3段落目へ)
ベラルーシ共和国教育省の合意に対する地方の執行・運営機関の決定に関する生徒及び彼らの法定代理人の要望に基づき、民族的少数派の言語によって教育と養育が行われる、あるいはそれらの言語が学べる学級を普通教育機関に設置する、あるいはそうした普通教育機関を設立することができる。	(第22条、4段落目・5段落目へ)
	(第22条、6段落目へ)
<b>第24条 専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育の言語</b>	<b>第23条 専門技術教育・中等専門教育・高等教育、大学院教育を受ける際の教授言語、言語学習</b>
ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関における教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。高等教育を保障する機関では、外国人国民及び国籍を持たない個人が教育を受ける際には教育と養育がその他の言語で行われることも可能である。	ベラルーシ共和国において専門技術教育、中等専門教育、高等教育、大学院教育を受ける際、教育と養育はベラルーシ語とロシア語（あるいはそのどちらか）で行われる。
ベラルーシ共和国における専門技術教育、中等専門教育、高等教育を保障する機関においては当該教育機関の従属関係と所有の形態に関わらずベラルーシ語が学習されることとする。	専門技術教育、中等専門教育、高等教育を受ける際、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の範囲の人々を例外として、ベラルーシ語の学習は必修である。精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの言語学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人は、ベラルーシ語を学習することが免除される。
(該当無し)	専門技術教育、中等専門教育を普通中等教育と同時に受ける際、ベラルーシ語、ロシア語、外国語1言語の学習は、精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ一部の範囲を例外として、必須である。精神的・肉体的な成長に特殊性をもつ人々の範囲と彼らの言語学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。

	外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人は、ベラルーシ共和国の国家語のうちの1つを学習することが免除される。外国人住民及び一時的にベラルーシ共和国に滞在しないし居住する国籍を持たない個人のベラルーシ共和国の国家語の学習の手順は教育に関するベラルーシ共和国法により規定される。
(第24条、第1段落参照)	大学院教育の教育プログラムを実施する教育機関、教育組織において、専門技術教育、中等専門教育、高等教育、大学院教育を受ける際、ベラルーシ共和国教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、教育と養育が外国語で行われることも可能である。
(該当無し)	<b>第24条</b> <b>継続教育を受ける際の教授言語と言語教育</b>
	ベラルーシ共和国において継続教育を受ける際、教育と養育はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)で行われる。 教育機関において、継続教育を受ける際、ベラルーシ共和国教育省の合意に基づく環境が存在する場合には、教育と養育が外国語で行われることも可能である。

## 2012年言語法・2013年言語法比較表

[構成の比較]

※変更無し

[内容の比較] (変更箇所のみ)

2012年言語法	2013年言語法
<b>第4章</b> <b>情報と通信における言語</b>	<b>第4章</b> <b>情報と通信における言語</b>
<b>第29条</b> <b>掲示物及び報道の言語</b>	<b>第29条</b> <b>掲示物及び報道の言語</b>
公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、その他の情報の文章はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって行われる。 宣伝広告はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって配給(普及)される。この規定は、ラジオ、テレビ放送、あるいは印刷物に配給(普及)され、専ら外国語で行われる広告、登録された商標及びサービス商標(あるいはそのどちらか)の広告、ベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)では表せない広く通用する外国語の用語と記号をオリジナルの表記に使用した広告、自由に外国語を操れる個人の仕事あるいは学業への勧誘には適用されない。	公的な掲示物、報道、ポスター、広告ビラ、その他の情報の文章はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって行われる。 ベラルーシ共和国領内の宣伝広告はベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)によって配給(普及)される。この規定は、ラジオ、テレビ放送、印刷物、及び情報を配給(普及)する国有区分のグローバルコンピューターネットワーク・インターネットの情報リソースに配給(普及)され、専ら外国語で行われる広告、ならびに商標とサービス商標(あるいはそのどちらか)の広告、ベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)では表せない広く通用する外国語の用語と記号をオリジナルの表記に使用した広告、外国語による商品名・創作活動の筆名・創作集団の固有名・サイトのドメイン名、自由に外国語を操れる個人の仕事あるいは学業への勧誘には適用されない。
広告においてベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)と共に外国語を使用することは、外国語による文章の内容とその形式がベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)による文章と一致する限りにおいて許可される。	広告においてベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)と共に外国語を使用することは、外国語による文章の内容とその形式がベラルーシ語とロシア語(あるいはそのどちらか)による文章と一致する限りにおいて許可される。

## 1933年正書法改革 (翻訳)

### ベラルーシ語正書法の変更と簡素化について ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議の決定

十月革命は、形式においては民族的で内容においては社会主義的に、成功裏のベラルーシ文化発展のために大きな可能性を開いた。ベラルーシ語は偉大なるソヴィエト連邦において、ベラルーシ語、ロシア語、ポーランド語、イディッシュ語の完全なる平等権の保護の下に蔑視されるものから平等な権利の言語、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の国家組織、労働組合組織、公共組織において優先的に使用される言語へと変わった。

確固たるレーニン主義的民族政策実現の結果、ソヴィエト連邦の日々の同胞的支え合いのもと、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国の労働者大衆はボリシェビキ党による指導の下で経済的・文化的建設のあらゆる部門で大いなる成功を達成した。

これらの成功は、大国主義的ショービニズムに対する“言語・文化・風俗の民族的な違いを回避”(スターリン) しようと務めた闘争及び反革命的なベラルーシ民族民主主義に対する闘争の中で達成された。

ベラルーシ民族民主主義は、自らのブルジョア的で反革命的な目的から、言語、専門用語、正書法の領域を含む、経済的及び文化的な活動領域において破壊的で有害な仕事を遂行した。ベラルーシ国民民主主義は、あらゆる手段と方法を用いて標準ベラルーシ語を広範な労働者大衆からもぎ取り、ベラルーシ語とロシア語の間に人為的な障壁を築き上げ、ベラルーシ語を雑多な中世の古風な語句とブルジョア的な卑俗語でごみだらけにしたのである。

現行のベラルーシ語正書法は先述の民族民主主義的な思潮によって著しく汚されているため変更すべきである。

ベラルーシ語正書法から国民民主主義的な影響と歪曲を断固として追放し、広範な労働大衆に対するベラルーシ語の読み書き学習の負担を軽減し、ベラルーシ語正書法の学習の非生産的な作業から学校を解放するために、ベラルーシ語の文化を将来的に発展させ、プロレタリア的インターナショナリズムの精神における労働者大衆の教育の諸目標に対してベラルーシ語正書法を完全に遵奉させるという目的において、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会は、現行の正書法に以下の変更を導入することを決定する。

#### 母音の正書法

1. я を e の代わりに綴るのはアクセントの直前の音節においてのみとする(зямя, бядзе)。その他の場合にはアクセントの前であっても後ろであっても e を綴る(велізарны, ваенізацыя, невысокі)。

この変更は変化せずに残っている非アクセント音節における語源的な я、及び語末の я に対しては適用しない(ярына, памяць, рэволюцыям)。

2. **не** 及び **без** は、独立して置かれる場合は常に **e** を介して書かれる。
3. 地名を除き、語頭のアクセント母音 **o** 及び **y** の前では常に **в** を綴る(**восень, вучань, вобраз**, ただし: **Орша, Ула**)。非アクセントの **y** の前で **в** を綴るのは、その **y** が付加音ではなくまた **в** から発達したものでない場合である(**вучыцца**, ただし: **урад, улада, увага, участак, удзел**)。

### 子音の正書法

4. 軟子音間の軟音記号は綴りから削除する。例えば **свет, снег, след, зняць, дзверы, цвёрды**。軟音記号は、硬子音の前でも軟音記号が綴られる単語においては軟子音の前でも保持される(**пісьмо, на пісьме** など)。
5. 長子音間の軟音記号も削除する。例えば **насенне, галлё, калоссе, жыццё**, ただし **лье**。  
唇音の子音及び **p** は長音化させない (**давер'е, сям'я, б'еща**)。  
長音化した **дз** は綴りにおいては **ддз** と書き表す(**суддзя, разводдзе**)。
6. 語根の **д** がそれに続く接尾辞の **с** という音と結合する際は、**с** を変更させずに保持する(**гарадскі, грамадскі**)。
7. 地名における **г, к, х** は **ш, ж, ц** へ変化しない (**выбаркі, цурыхскі, узбекскі, маздокскі**)。ベラルーシ語(固有)の単語における接尾辞の **с** の前の **ж** と **ш** は書かない (**мноства, прыгоства, таварыства, харавство**)。
8. 子音をそれに続く母音と分離して発音することを示すためには常にアポストロフィを書く (**аб'ява, з'ява, суб'ект, кан'юнктура, Лавуаз'е**)。この規則の例外は軟音記号の後に書かれる **л** である (**Ільіч, Васільеў, рэльеф, лье**)。

### 外国語由来の語の正書法

9. インターナショナル革命についての単語はア音化に関する一般規則に従わせない: **рэволюцыя, совет, большэвік, комуна, соцыялізм, комунізм, Комінтэрн, пролетарый**。これ以外の外来語の単語における **o** は **a** によって書き表す。ただし **e(ə)** は保持される (**прафесар, маналог, тэлеграф**)。
10. 外来語の **e(ə)** は子音の後ろでは **e** によって書き表す。**д** 及び **т** の後ろで外来語の **e(ə)** を **ə** によって書き表す場合は除く (**методыка, геаграфія, педагог, эпапея, эстафета, фанетыка**, ただし: **дэлегат, матэрыялізм, тэатр**)。  
古い借用語における **e(ə)** は **a** あるいは **я** によって書き表される (**гандаль, характар, літаратура, адрас, сакратар**)。
11. **л(л)** を伴う外国語由来の単語は、ベラルーシ語の綴りにおいては、ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国に普及している伝統的な発音に則って、すなわち硬音で書き表す: **метал, бензол, алмаз, вулкан, балкон, Алтай, Балтыка, Балканы, малекула, фабула, формула, аэраплан, бланк, клас, дацэнт, лафет, план, пагіят, платформа, пракламацыя, план, апладысменты, блок, глобус, дыплом, кіло, кілограм, калонія, лакамабіль, пілот, блуза, клуб, лупа**。  
ただし、生きた言語(使用)の中で外来語の **л(л)** が軟らかく発音されている場合は軟音の **л** を書く: **бінокль, аўтамабіль, мараль, стыль, вадэвіль, педаль, дэтал, альфа, альт, асфальт, астаралія, пляж, ляпсус, ляпіс, алюміній, ілюмінацыя, люк, плюс, валюта, абсалютызм, люстра**。

一貫して軟音の **л** を綴るのは **ляваць, -люцыя, -ляр, -лярны, -лярар, -льны** との組み合わせにおいてである:

фармуляваць, ізаляваць, рэвалюцыя, эвалюцыя, перпендыкуляр, капілярны, палярны, рэгулятар, акумулятар, камп'ютар, актуальны, універсальны.

外国語からの単語では、с と з の後ろは常に і を綴る: марксізм, сістэма, фізіка, універсітэт, *ただし* музыка.

12. 外国語の th(т)、ギリシャ語の θ (シータ)は主に φ によって書き表される: арыфметыка, арфаграфія, лагарыфмы, пафас, міф, Афіны, кафедра, *ただし* тэатр, тэзіс, тэорыя, метал.

13. 外国語の f(ф)、ギリシャ語の φ(ファイ)はあらゆる場合において φ によって書き表される: форма, фунт, фантазія, тыф, торф, фабрыка.

14. 外来語由来の語の語末における tr あるいは dr という結合は変更無く書き表される: метр, літр, барометр, дыяметр.

15. 外国語由来の語で, пролетарый, барый, алюміній のようにかつて ы, і という語尾と共に、あるいは全く語尾なしで綴られていた語は-ый, -ій という語尾と共に綴り、ベラルーシ語の名詞 май といった語と同様に変化させる。

16. комуніст, соцыяліст, марксіст といった語は語尾 ы なしで綴り、形容詞のように(комуністага, комуністаму)では無く名詞 брат といった語のように変化させる — комуніст, комуністу.

### 個人の名前、名字、地名の正書法

17. 外国語の名前、地名は元の言語の特徴を保ったまま綴る。ただし、以下のベラルーシ語の正書規則に準拠させる。

а) ア音化について(э, е は保持したままで): Чэрнышэўскі, Шэўчэнка, Плеханаў, Жэлезноў, Ноўгарад, Егор'еўск;

б) 絶対硬子音の後ろの母音の綴りについて: Чэлябінск, Жыгтомір, Чыстаполь, Чэрэпавец;

в) 子音 д, т が他の言語において軟音として現れる場合のツェ音化、ツェ音化について(Дзержынскі, Владзівасток, Дзюрынг);

г) 音節末の в の ъ への転換についての規則; Молагоў, Варашылаў, Кіеў, Каўказ.

д) 外国語の名前、地名は非省略形の綴りにおいてもまた省略形の綴りにおいても翻訳しない: 語頭の О, В, Т, Сч は О, В, Т, Сч によって書き表す、І.В. Сталін, Орджонікідзе, Терехаў<sup>337</sup>, Владзікаўказ;

е) ベラルーシ人の個人名はその名前の所持者の意向に基づいて綴られる:

Васіль あるいは Базыль

Осіп あるいは Язэп

Іван あるいは Янка

Міхаіл あるいは Міхал または Міхась

<sup>337</sup> 誤植であると思われる。正しくは Терэхаў であろう。



## 形態論

18. 男性名詞は単数生格形において主に語尾-а, -я と共に綴られる: завода, цэха, трактара, інстытута, соцыялізм, універсітэта, правапіса, *ただし* жалю, болю, гаю, лесу, краю, цэменту.
19. 男性名詞及び中性名詞の複数形与格及び複数形前置格の併存している語形 *ом, ох* は削除する; кіраўнікам, аб кіраўніках, братам, аб братах, гарадам, аб гарадах, плячам, аб алячах.
20. 数詞 два と дзве, абодва と абодзве の従属する格は統一する: 3つの全ての性について以下のように綴る: двух, абодвух; двум, абодвум; двума, абодвума; на двух, на абодвух
21. 動詞の二人称複数現在形における併存形-яце と-іце は削除する。以下のようにのみ書く: працуеце, чытаеце, ідзеце, вядзеце, нясеце
22. 複数命令形以下のようにのみ書く: станьма, кіньма, станьце, кіньце, бярыце, нясіце
23. ベラルーシ語正書法に能動形動詞を導入する(特にそれらが社会的な意味を表す場合): 例えば пануючая класа や класа, якая пануе などではなく、пануючы клас とする。

教育人民委員会及びベラルーシ科学アカデミー幹部会は、ベラルーシ語正書法、全ての文法と専門用語の更なる発展と整備に関する体系的で学術的な事業を組織することを提起し、さらにベラルーシ語からあらゆるブルジョアナショナリズム的な思潮と歪曲を排除しつつ、新たな版のベラルーシ語・ロシア語辞書を準備せねばならない。

ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議議長

M. ハラツェド

ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議総務指導者

S. カンディボヴィチ

1933年8月26日

ミンスク(Менск)

**BSSR 人民委員会議決定への補足**  
**「ベラルーシ語正書法の変更と簡素化について」**  
**ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議の決定**

BSSR 人民委員会議は、1933 年 8 月 26 日付けの BSSR 人民委員会議決定「ベラルーシ語正書法の変更と簡素化について」(3.3.БССР 1933г. за №33, паст.230)に以下のような補足と訂正を行うことを決定する。

1. 第 9 条を以下の案で書き換える

9. 次のインターナショナル革命についての単語はア音化に関する一般規則に従わず、o によって書き表す: рэволюцыя, совет, большэвік, комуна, соцыялізм, камунізм, Комінтэрн, комсамол, пролетарый, піонер 及びこれらの単語から作られる全ての派生語と新語、単語“Профінтэрн<sup>338</sup>”。これ以外の外来語の単語における o は a によって書き表す(маналог)。ただし e (э)は保持される(прафесар, тэлеграф)。

2. 第 17 条の項目 д を以下の案で書き換える

д) 外国語の名前と名字、地名は非省略形の綴りにおいてもまた省略形の綴りにおいても翻訳しない: 語頭の O, B, T, Cч は全ての名字と地名において O, B, T, Cч によって書き表す; Владзімір Ільіч Ленін, В. І. Ленін, Іосіф Вісарыёнавіч Сталін, І. В. Сталін, Орджонікідзе, Терэхаў, Терэк, Терэхоўка, Владзікаўказ, Владзімірскі, Твер.

3. 第 23 条から「特に」という語を削除する。

ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議議長

M. ハラツェド

ベラルーシ・ソヴィエト社会主義共和国人民委員会議総務副指導者

A. マツコ

---

<sup>338</sup> 「赤色労働組合インターナショナル」の意。